



韓国における教育情報開示
及び科学技術政策に関する資料集



平成22(2010)年6月
国立教育政策研究所
国際研究・協力部

はしがき

本資料集は、本研究所の教育情報協力活動の一環として、最近の韓国の教育政策の動向を把握する上で基礎的な文献及び資料を翻訳し、整理したものである。金泰勲国立教育政策研究所国際研究・協力部客員研究員が翻訳し、それを大塚尚子同国際研究・協力部総括研究官が監修した。

本資料集には、韓国で2009年に公開された次の3つの文献及び資料の日本語訳を掲載している。

1. 「教育関連機関の教育情報公示制度運営法案に関する研究」
2. 李明博政府の科学技術基本計画（577戦略）「2010年度施行計画」
3. 「教育科学技術先進化で世界一類国家跳躍」

1は、教育情報開示に関する資料であり、韓国教育課程評価院（KICE）による情報公開の現状分析と今後の方策を探った研究報告（2009.1）である。

2は韓国政府による施行計画（2009.11）であり、3は韓国教育科学技術部による科学技術政策の方向性と課題に関する資料（2009.12）となっている。

本資料集が、韓国の教育事情に対する幅広い関係者の興味・関心、ニーズに応える材料として活用されれば幸いである。

平成22（2010）年6月

国立教育政策研究所
国際研究・協力部長
渡 辺 良

目 次

はしがき

教育関連機関の教育情報公示制度運営法案に関する研究	001
はじめに	003
研究要約	004
I. 序論	007
1. 研究の背景および目的	007
2. 研究の内容	008
3. 研究の方法	008
II. 理論的背景	009
1. 情報公開と情報公示の概念	009
2. 教育情報公示の必要性和効果	010
3. 先行研究の検討	012
III. 韓国および外国の教育情報公示制度	014
1. 韓国の教育情報公示制	014
2. 外国の教育情報公示制度	016
IV. 韓国教育課程評価院の情報公開の現状	039
1. ホームページにおける情報公開の現状	040
2. 資料公開請求の現状	047
3. 韓国教育課程評価院の情報公開に関する規則分析	051
V. 韓国教育課程評価院の教育情報公示および公開運営方案の模索	052
1. 基本方向	052
2. 情報公示および公開の運営方案	055
3. 教育情報公示による規定の補完	057
参照文献	058
付録	060
付録1 公共機関の情報公開に関する法律	060
付録2 公共機関の情報公開に関する法律施行令	068
付録3 公共機関の情報公開に関する法律施行規則	074
付録4 教育関連機関の情報公開に関する特例法	075
付録5 教育関連機関の情報公開に関する特例法施行令	078
付録6 行政情報公開に関する規則	082
表一覧	090

李明博政府の科学技術基本計画(577戦略)「2010年度施行計画」	147
-----------------------------------	-----

I. 概要	149
1. 樹立意義	149
2. 対象機関/事業	150
II. 2010年度の重点推進方向	151
1. 創造型基礎・源泉研究強化	151
2. 未来新しい成長動力の投資拡大	152
3. 低炭素緑色成長の研究開発強化	153
4. 国民安全・公共部門研究開発支援の拡大	154
III. 2010年度主要推進計画	155
1. 5%投資達成	155
2. 7大R&D分野別の推進計画	158
3. 7大システムの先進化・効率化	159
IV. 2010年度の推進日程	164
付録	165

教育科学技術先進化で世界一類国家跳躍	193
--------------------	-----

I. 2010年政策の環境	195
II. 2010年政策方向及び課題	197
1. 2009年推進実績	197
2. 2010年政策方向	199
3. 重点推進課題	199
III. 国格向上及び仕事創出の課題	243
1. 国格向上の課題	243
2. 仕事創出の課題	247
付録	250

出典一覧	260
------	-----

**教育関連機関の教育情報公示制度
運営法案に関する研究**

はじめに

教育関連機関の情報公開に関する法律と施行令が制定され、2008年12月から本格的に教育情報公示制度が導入、施行されている。教育情報公示制度は、教育に対する国民の知る権利を保障して学術および政策研究を振興すること、並びに学校教育に対する参加と教育行政の効率性および透明性を高めるための制度で、初・中等学校および高等教育機関に関する公示対象情報の内容と範囲および情報公示のためのシステムが、よく構築されたものとなっている。しかしながら、教育行政機関や教育研究機関に対する情報公示論議は相対的に活発ではなく、関心もあまり示されていない。したがって、教育情報公示制度の導入目的などを考慮する時、教育行政機関や教育研究機関も教育情報公示制度に対する理解を深め、これを施行するための基盤を持つことが必要である。

本研究はこのようなニーズを勘案し、世界水準の教育課程評価専門研究機関を目指す韓国教育課程評価院の情報公開の現況および規定を分析して、教育情報公示法の導入目的に照らして機関の設立目的と研究機関としての責務性を担保するための情報公示運営方向と方案、そしてこれを裏付けるための規定を提示している。是非、本研究で提示した教育関連機関の情報公示制が運営方案において意図する目的を十分に果たすように活用されるように願いつつ、同時に、研究を遂行した研究陣とサポートしてくれた方々に感謝したい。

2009年1月

韓国教育課程評価院

院長 金聲烈

研究要約

2007年5月26日「公共機関の情報公開に関する法律」の特別法の形態で「教育関連機関の情報公開に関する特例法」が制定された。教育に対する国民の「知る権利」を保障し、学術および政策研究を振興すると同時に、学校教育に対する参加と教育行政の効率性および透明性を高めるために導入したこの法は2008年5月26日から施行されている。

しかし、学校に対する教育情報公示は学校教育の責務性確保の側面で論議が活発なの 비해、教育行政機関や教育研究機関に対する情報公示論議は相対的に活発ではなく、関心も高くない。教育情報公示法の導入目的を考慮する時、教育行政機関や教育研究機関の情報公示に対する制度的な枠組みを設ける必要がある。

本研究は、教育研究機関として世界水準の教育課程評価専門研究機関を目指す韓国教育課程評価院の情報公開の現況を分析し、教育情報公示法の導入目的に基づき、今後の改善および補わなければならない事項を明らかにすることを目的としている。韓国教育課程評価院は修学能力と教師任用試験、韓国語試験など国民の関心が非常に高い評価関連業務を担当するとともに、関連試験に関する多様な研究を行っている教育研究機関として、多様な関連機関と国民、国会などから持続的に情報公示要請がなされてきた。しかしその間、評価関連業務が非常にデリケートな事案であることを理由に、情報公示に対して多少消極的な姿勢を取って来たため、情報公示制度を施行するための十分な準備がない状態にあった。

韓国教育課程評価院は政府出資研究機関としての責務性を高め、李明博政府の核心教育政策の一環である情報公示制度に効果的に対応するために、多様な努力を傾けなければならないと考えられる。情報公開請求に関する既存の規定を基に、情報公示制運営のための内部規定を策定し、国民の知る権利保障と学術研究振興のために努力する必要がある。

このような目的を果たすために、本研究ではまず、情報公示制度の明確な概念について調べた。そして2008年、施行された教育情報公示法および施行令を中心に韓国の教育情報公示制度とアメリカ教育関連機関の情報公開に対する事例を比較分析し、これを通じて導き出した多様な観点を提示した。また、情報公示の効果的な運営方案模索のための情報・資料収集作業として、インターネットホームページと請求申し込み、国会資料提出要求などを中心に韓国教育課程評価院の情報公開現況および関連規定を分析した。これを土台に、教育課程評価専門研究機関として韓国教育課程評価院の教育情報公示運営の方向性、情報公示項目と作成指針、そしてこれを裏付けるための関連規定の制定方案などを提示した。

国内外の文献および事例分析、韓国教育課程評価院の情報公開の現況分析、関連専門家協議会の開催、韓国教育課程評価院関係者らとの協議などを通じて導き出した研究結果は、以下のとおりであるが、まずは、韓国教育課程評価院の情報公示制の運営基本方向は次のように示すことができる。

第一に、国民の知る権利保障および教育研究の活性化という情報公示制導入の目的に符合

するために、自発的かつ積極的に情報を公開する必要があるが、個人識別情報など個人の私生活を侵害する可能性のある情報については、例外規定を用意する必要がある。需要者らの関心が高いデリケートな情報をむしろ積極的に公開することで、多くの請求と情報公開要請を減らすことができるし、これを通じて韓国教育課程評価院の業務負担はずっと減ると思われる。ただし、情報の誤用と悪用を避けるために、多様な保安規定を用意しなければならないし、個人あるいは機関を識別することができる情報は、必ず制限をかけた状態で提供しながら、個人と機関の情報保護に対して責任を負わなければならない。

第二に、韓国教育課程評価院のホームページを、需要者中心に改編、整備する必要がある。体系的ではないホームページのメニューと公示情報の間の重複と混雑、担当部署や担当者がホームページのページごとには明示されていないために発生する困難さ、特定領域の情報を閲覧しても知りたい事をすぐ解決することができない不便さ、非常に基本的な情報が公開されていない点や、情報が体系的に整理されていない点等、現在の韓国教育課程評価院ホームページの情報公示には、先進一流教育を目指す世界水準の教育課程評価専門研究機関として十分とは言えない側面が多々ある。

第三に、情報公示関連規定の整備を通じて、具体的な指針を用意が必要である。自発的かつ積極的に情報公開の努力を続けると言っても、資料の中にはさまざまな理由によってホームページ上で公開しにくい場合がある。したがって別途、情報公開請求がある場合、どんな手続きを通じて、どんな基準で資料を公開するかに関する、より明確で具体的なガイドラインが用意されなければならないし、関連規定が詳しく提供されなければならない。

このような基本方向を基に、韓国教育課程評価院の情報公示および公開運営方案を示せば次のとおりである。

第一に、国家考査は、韓国教育課程評価院が提供する情報の中でも非常に重要で、需要者の関心が非常に高い領域であり、大学修学能力試験、幼稚、初等、中等、特殊任用考査、専門研究要員選抜試験、国費留学生選抜試験、韓国語能力試験、高入選抜考査、検定考査、学業成就度評価、基礎学力診断評価、国際比較評価などの情報がこれに含まれる。これに関連して、特別な場合を除き、年度別受験者関連情報と競争率、問題用紙および答案用紙、試験結果などに対する各種分析結果資料などを詳しく提供しなければならない。これは国民の知る権利を保障しつつ、不必要な請求と情報公開要請を減らすための近道である。しかし、国家考査は自発的に情報を公示しにくい場合があり得るので、これに対する明確な基準と公示方針を用意することによってこれを支える必要がある。例えば、論述質問項目が含まれた国家考査の場合、採点基準や模範答案まで公示すればさらに大きな混乱と請求を引き起こす可能性が高い。したがって関連情報を公示する場合、今後の試験運営に困難さをもたらす可能性のあるような情報は原則的に非公開にするが、そうしなければならない理由を十分に説明するのが望ましいと考えられる。

第二に、研究報告では大きく基本研究課題、受託研究課題、研究レポート、セミナー(公

聴会)、学術大会資料集などがあり、その外にも教育課程評価研究と教育広場などがある。このようなすべての報告書や資料集は pdf ファイルまたはハングルで提供されなければならないし、年度順に整理してユーザーの便宜をはかる必要がある。その他にも、研究者情報と予算、研究費支援機関、研究期間、主管部処、年度別予算額と編修など総合的な情報を提供する必要がある。特に、基本研究報告書や受託研究、研究レポートは研究報告書に対する評価が完了し、部外秘または非公開とならない限り、印刷が完了すれば直ちにすべてのファイルを公示することが必要であり、各種セミナー、学術大会、公庁会なども、行事が終わると直ちに資料集ファイルを掲載することが望ましい。やむを得ず、報告書や資料集の全体を提供することが大変な場合には、研究概要だけでも公示して、他の研究者およびその他需要者の知る権利および学術研究振興に貢献しなければならない。

第三に、韓国教育課程評価院機関自体に係わる情報公開は、現在のホームページを通じて比較的うまくいっている。しかし、詳細な情報の中で一部の項目は相変らず十分でないか、追加的な情報公開の必要性があつて、体系的かつより明確に提示される必要がある。特に組織構成員に係わる情報、研究事業に係わる情報、そして財政に係わる情報などを具体的に公示し、機関運営の透明性を高めて信頼度を向上させる必要がある。

第四に、韓国教育課程評価院の機関の特性から、教育情報公示制の施行によって各種請求や情報公開要請委が殺到することが予想されるので、これに対する詳しい案内と指針などがホームページを通じて案内される必要がある。

五番目に、情報公開に対する要求を適切かつ公正に反映させる方法として、行政情報公開に関する規則をいくつかの面で補わなければならない。行政情報公開に関する規則という名称を規定に変え、情報公開関連業務を総括調整するための情報公開責任官と情報公開関連業務担当部署を一元化する必要がある。そして情報公開責任官外に、各本部別あるいは大分野別に情報公開担当官を別途指定して、所管本部や分野別に生み出された情報を体系的に管理するようになる必要がある。また公開する情報の範囲を自発的に拡大して、情報公開審議会に対するもっと詳しい規定用意が必要である。ひいては外部委員に関してより明確に規定することで、情報公開審議会をより透明で公正にする必要がある。最後に、教育情報公示制度に備えた情報公示項目を決め、これを管理する責任者を指定して、情報公示項目と様式を開発することができる準拠条項の新設が必要である。

I. 序論

1. 研究の背景および目的

李明博政府の教育改革方案のうちの一つが、児童・生徒・学生および保護者の知る権利保障を通じて教育の競争力と質の向上を図ろうとする教育情報公示制度である。これに関して教育科学技術部は、去る 11 月教育情報公示制度に対する具体的な施行方案を盛り込んだ施行令を発表した。すなわち 2007 年 5 月 26 日、「公共機関の情報公開に関する法律」(以下「情報公開法」)の特別法形態として、教育に対する国民の知る権利を保障し、学術および政策研究を振興するとともに学校教育に対する参加と教育行政の効率性および透明性を高めるために「教育関連機関の情報公開に関する特例法」(以下「教育情報公示法(注 1)」)が制定され、2008 年 5 月 26 日から施行された。しかし、教育情報公示法は公示情報の具体的な範囲や回数、時期など教育情報公示の実施を担保する多くの部分が大統領令で定められるようになったため、これを巡る議論のために施行令の制定が遅れ、去る 11 月にその教育情報公示方法および項目などが最終的に確定された。2008 年 12 月には、教育情報公示に係わる総合情報システムである「学校アリミ(情報公示制度)」と「大学アリミ(情報公示制度)」が運用されることとなった。ところがまだ施行初期であるため、情報の正確性および虚偽情報公示に対する制裁など、これから補わなければならない課題も数多くある。

特に教育情報公示法で規定している教育関連機関とは学校、教育行政機関、教育研究機関を指し、学校に対する教育情報公示が教育の責務性確保などのために論議が活発なのに比べて、相対的に教育行政機関や教育研究機関に対する情報公示論議は活発ではなく、また関心も高くない。しかし、教育情報公示法の目的が、教育関連機関の情報公示を通じてその保有管理する情報を公開することによって国民の知る権利を保障し、学術および政策研究を振興することとともに学校教育に対する参加と教育行政の効率性と透明性を増進することであることを考えると、教育行政機関や教育研究機関についても情報公示に係わる制度的枠組みを整備する必要がある。

よって本研究は、教育研究機関として先進一流教育に資する、世界水準の教育課程評価専門研究機関を目指す韓国教育課程評価院が、李明博政府の核心的な教育政策課題としての教育情報公示制の導入にあたって、制度を理解することが優先的に求められたことを契機として行われた。すなわち、教育情報公示法の制定とこれによる施行令の制定および総合情報システムの運用によって学校ではどの位情報公示制度を理解しているのか、また、韓国教育課程評価院など教育情報公示対象機関に相当する研究機関がいまだに制度施行に対する十分な準備ができておらず、今後どのような教育情報公示方法や項目が要請されるのか、といったことについて論議する必要がある。ひいては全国単位の学業到達度評価、大学修学能力試験、教員任用試験、義歯学専門大学院入門試験(Medical/Dental Education Eligibility Test, MEET/DEET)、法学専門大学院適性試験(Legal Education Eligibility Test, LEET)な

などを担当する機関として、その評価結果の情報公開に対するニーズが多いことに鑑み、情報公開要求を分析し、対応方案を用意して公示方法および項目などに対する論議も求められる。

したがって、韓国教育課程評価院が政府出資研究機関としてのこのような責務性を高め、李明博政府の核心的な教育政策の一つである情報公示制度に効果的に対応するためには、既存の情報公開請求に対する規定を踏まえ、情報公示制運営のための内部規定を用意して、国民の知る権利の保障および学術研究振興などのために努力することが必要である。

2. 研究の内容

以上のような目的を果たすために、本研究では次のような内容を中心に考察した。

ア. 情報公示制度に対する概念

先に情報公示制度に対する理解のために、情報公開法と教育情報公示法を中心に情報公開と情報公示の概念を比較分析し、教育情報公示制度の必要性を考察した。また、先行研究を考察することで本研究のための観点を示した。

イ. 韓国の教育情報公示制度および外国の事例

2008年に施行された教育情報公示法および施行令を中心に韓国の教育情報公示制度に関して考察し、同時にアメリカ教育関連機関の情報公開に対する事例を総合的に分析して、観点を示す。特にその中でも韓国教育課程評価院のような教育研究機関の情報公開の現況を考察した。

ウ. 韓国教育課程評価院の情報公開現況分析

韓国教育課程評価院の情報公示の効果的な運営方案を模索するための資料・情報収集作業として、韓国教育課程評価院のホームページを中心に情報公開現況を分析するとともに、国会、民間人などの分野別情報公開請求の現況および関連規定を分析した。

エ. 韓国教育課程評価院の教育情報公示運営方案模索

以上の分析を通じて、教育課程評価専門研究機関として求められる韓国教育課程評価院の教育情報公示の運営方向、情報公示項目と作成指針、そしてこれを裏付けるための関連規定の改正(注2)などを提示する。

3. 研究の方法

ア. 文献研究

教育関連機関の教育情報公示制度の運営方案、その中でも教育研究機関に対する教育情報公示制運営に係わる研究、そして情報公開に関する研究、関連法律制改正に関する先行研究並びに教育情報公開に関する海外事例を、各種文献を通じて分析した。

イ. 実態調査および分析

韓国教育課程評価院で現在公開している教育情報の内容と範囲などに関して、ホームページに公開されている情報を中心に実態分析をし、同時に国会議員要求資料および民間人の情報公開請求現況などを分析して、分類した。

ウ. 専門家および関係機関協議会

研究陣を含む関連専門家協議会を開催し、韓国教育課程評価院の情報公開現況の分析および運営方案、規定制定などのために韓国教育課程評価院の関係者と具体的な事項を協議し、諮問を求めた。

特に、韓国教育開発院教育情報公示センター研究員とソウル大学校教育学科教授には、研究の始めから終わりまで研究陣と電話および電子メールを通じて諮問と助言をしていただき、研究結果をまとめる際に専門家検討意見を最終報告書に反映することができた。

(注1) 教育関連機関の情報公開に関する特例法はその名称では情報公開となっているが、実際に扱っている内容は、主に情報公示に関する事柄を規定しているために「教育情報公示法」としている。

(注2) 韓国教育課程評価院長の2008年度経営目標でも、学校教育サポート業務の効率的遂行のために情報公開方法および手続きなどの関連制度を整備する必要があることが明らかにされている。

II. 理論的背景

1. 情報公開と情報公示の概念(注3)

教育情報公示制の運営に係わって最初に求められることは、果して教育情報とは何かということである。これまで教育情報が何なのかについては、明確な概念や定義がないのが実情であったし、概して教育活動または教育制度に関連させて活用される各種情報であったと言える(ノ・ギホ 1998)。一方、教育情報公示法では教育情報を教育関連機関が学校教育に係わって職務上作成または取得し、管理する文書であると規定している(電子文書を含む)。また、図面、写真、フィルム、テープ、スライド、その他これらに準ずる媒体などに記録された事項と定義している。ここで教育関連機関とは、学校教育行政機関および教育研究機関を言い、学校とは「初・中等教育法」第2条、「高等教育法」第2条によって設置された各学校、その他に他の法律によって設置された各学校(国防治安などの事由で情報公示が難しいと大統領令で定める学校は除く)を示す。さらに、教育行政機関とは、教育公務員法第2条第3項による機関であり、教育研究機関とは教育公務員法第2条第4項による機関、その他の法律によって教育に関して専門的に研究調査をするために設置された機関を示す。教育情

報についてのこのような法的定義は、情報公開法で規定している情報の概念(注4)を準用していると思われる。

これに関して、教育関連機関の情報公開に関する特例法は、前述のように、その名称では情報公開となっているが、むしろ実質的に法律で扱っている内容は主に教育情報公示に関して規定していて、一般的に教育情報公示法という。

公共機関の情報公開に関する法律で情報公開とは、公共機関がこの法の規定に基づき、情報を閲覧すること、その写本複製物を交付すること、または「電子政府法」第2条第7号の規定による情報通信網を通じて情報を提供することなどを指す。すなわち、情報の公開は請求権者である国民の要請によって当該情報の閲覧が請求されて、該当の機関は情報の閲覧可否および閲覧時期、方法などを決めるようになっていて、その公開の方法では閲覧、写本複製、情報通信網を通じる送受信でできるという。

教育情報公示法もこれを準用して、等しく公開の概念を定義している。しかし、公示の概念に対しては情報公開法では別に規定していないし、教育情報公示法第2条第3号で公示の概念に対して定義している。すなわち、公示とは教育関連機関がその保有管理する情報を国民の情報公開に対する閲覧交付および請求の有無にかかわらず、あらかじめ情報通信網など他の法令で定める方法で積極的に知らせたり、提供したりする公開の一方法を指す。

したがって、公示は請求権者の要請によって公開するのではなく、要請可否に関係なく教育関連機関が、法によって定められた情報公示対象情報を公開するようにする一方法である(鄭スンウォン、2008)。教育情報公示法第2条以前には教育情報は主に情報公開法の規定に基づき教育基本法、「初・中等教育法」など教育関係法律によって公開されてきたが、これからは教育情報公示法によって法令に規定されている情報は必ずインターネットを通じて年1回以上公開しなければならない。これによって国民はより容易に教育情報にアクセスすることができるようになり、国民の知る権利と教育の質向上などのための重要な方案に情報を活用することができるようになるのである。

(注3)以下は、呉セフィ、崔ソンド(2008)。「教育情報公示制度の合理的運営方案模索：初・中等教育機関を中心に」(地方政府研究、第12冊第2号)の内容の一部を修正し、補足して作成した。

(注4)公共機関の情報公開に関する法律第2条第1号では、情報を公共機関が職務上作成または取得して管理している文書(電子文書を含む。以下同様)とし、図面、写真、フィルム、テープ、スライドおよびその他これらに準ずる媒体などに記録された事項であると規定している。

2. 教育情報公示の必要性和効果

教育は人間行動に変化をもたらすとともに、社会階層の移動の手段となるなど、多様な役

目と機能を果たしてきている。このため、時代を超越して多くの人々の関心の対象となってきた。だから、教育に係わる情報を公開するようにすることは望ましいだけでなく、これは結局、憲法上保障された国民の知る権利の充足と保障、そして国民の教育を受ける権利を保障するのに核心的な要素であると言える。

しかし、今まで教育情報公開に係わって学校、教育行政機関、教育研究機関など教育関連機関は彼らが収集、管理している教育情報の公開に対して消極的だった。すなわち、情報公開法によって要請がある時にだけやむを得ず公開するとか、あるいは規定により前もって情報のみを公開し、学業成就などのような教育需要者が求める情報は非公開とされたまま、教育情報がまるで教育関連機関の専有物になったと言える(注5)。このような教育情報公開に対する教育関連機関の消極的な態度は「内申成績の水増し」、「試験答案紙操作」などのような教育における負の副作用だけでなく、教育関連機関がその責務をまともに履行することができない結果をもたらした。これによって、教育情報公開の必要性に対する社会的要求が継続的に申し立てられて、これに応じた政府の立法化に至ることとなった。

具体的に教育情報公開の必要性に関し、カンインス(2005)は①国民の知る権利の保障および学校に対する理解と参加の拡大、②学校、教育行政機関、教育研究機関など教育関連機関の責務性の向上、③教育行政の効率化の促進、④学校教育の実質的平等の実現などを提唱している。また、カンサンジン(2008)は教育情報公開の必要性としては学校教育の責務性を担保にするためであると言っている。国は国民の教育権を保障しなければならないし、そのための方案の一つが学校教育の情報公開であるということである。学校教育の情報は国民が知りたがっている情報の一つである。しかし、教育が国民の期待に込んでいることが分かる方法がまともに存在しないので、学校情報の公開を通じてこれを担保することができるというのだ。学校教育の責務性を具現化するための学校情報公開方法は、大きく二つに類型化できる。その一つは、国民の学習権を差別なしに保障することで、学校教育の質的情報または学校教育の成果を公開することであり、二つ目は学生の進路指導に必要な情報を提供することである。なお、外国の場合をみると、学校情報の公開内容は専門的な評価機関による評価結果を反映する傾向にあるという。

一方、「教育情報公示法」ではその必要性として「国民の知る権利の保障」、「学術および政策研究の振興」、「学校教育に対する参加」、「教育行政の効率性および透明性向上」が挙げられている。すなわち、教育情報公開は国民の知る権利の保障を通じて学校に対する参加を増進させることで教育関連機関の効率性および責務性を向上させるのに必要な制度であるとともに、公開された情報をよく活用することで地域間学校間格差を緩和する政策目的の達成と学術振興のために必要な制度であると言える。したがって、このような必要性を満たすためには学校、教育行政機関、教育研究機関を含む教育関連機関が教育情報を教育需要者に適切に提供する方法と手続きを設けなければならない。教育課程評価専門機関である韓国教育課程評価院も例外ではない。教育情報が公開されたことで多様な効果を得ることがで

きる(李ジュホ、2007)。

第一に、学校教育の質を向上させることができる。何より保護者の最大の関心事項の一つである学力関連資料が学校単位で公開されることによって、学校間の競争を促進して教育成果に対する責務性が強化される。また、校内暴力、給食、保健などが公開されることで学校がより高い関心を傾けるようになる。第二に、客観的な教育政策論議が可能となる。すなわち、政府機関および専門家が公開された情報を活用して客観的データに基づく教育政策を策定したり、分析したりすることができるし、これによって評価的論議が活性化されるはずであり、これに関しては教育研究機関の役割が特に重要であると言える。第三に、特に大学に係わることとして、情報公示により大学の具体的な成果に対する情報が公開されることで大学の構造調整が促進され、競争力が強化される。すなわち、成果を挙げられない大学に対する学生の選択が減れば、これが構造調整への圧力要因となり、大学は就業率向上など競争力を強化する努力をしなければならなくなる。大学に係わるこうした効果は、2009年度教育科学技術部の主要業務報告とも関連するものである。第四に、教育政策の優先順位を決める助けとなる。すなわち、情報公開で現われた地域別、学校別格差を減らすための行財政支援の優先順位を決めるのに重要な基礎資料となる。

3. 先行研究の検討

情報公開に係わる先行研究は、主に公共機関の情報公開法に焦点を置いた情報公開の特性および一般的な情報公開の問題点(成・ラクイン、2001;李・ヨンウ、2004)について検討したものであり、教育情報公開に係わるものとしては、教育情報の公開および個人情報(privacy)保護に係わる法的争点と判例を検討した研究に過ぎない(李・ホンソック、1996; 蘆・ギホ、1998)。

しかし、近来教育情報公開に関する国民的関心が増大し、法院判例の変化(注6)や情報化の進展などによって教育情報公開に対する多様な研究が行われてきた。まず、朴・ジェウン・チェ・ジェウン(2005)は、大学情報公示制施行に関する政策研究を通じて国民の知る権利の保障、大学の競争力強化および構造調整の誘導のために大学情報公示制度の導入が必要で、このため公示対象情報の範疇を提案している。また彼ら(朴・ジェウン、チェ・ジェウン、2006)は一步進んで、大学情報公示の方策化のための方案も提起している。

カンインス(2005)は教育情報に対する国民的信頼が期待に達しないために情報公開要求が増大していることを受けて、教育情報公開に関する特別法策定の必要性を述べつつ、その立法および「初・中等学校」と高等教育機関の公示対象情報を提起している。このような研究は、教育情報公示法が制定されるのに重要な元肥になったのは明らかだ。その後、金・チャンファン外(2007)は、教育情報公示法策定以後法律施行の具体的土台になる施行令制定方案を提示し、施行令で規定する公示対象情報を具体的に示している。

(注5)カンインス(2005)のアンケート調査によれば、教育関連機関が教育情報非公開とした理由としては、「個人情報の流出の危険」、「教師と学校の負担」、「学校や教育庁の機密保持に関する権利保障」「学校および学生自治の侵害」などの意見があった。

(注6)教育情報公開に係わって国民の知る権利を保障し、教育研究を促進するきっかけになった法院の判決は2004年12月15日ソウル中央地方裁判所判例である。この事件は、韓国教育課程評価院が2001年度国家水準の教育成就について評価資料を使った研究結果を公開したことに対して、「政府出資研究機関等の設立運営第に関する法律」31条(秘密漏洩行為)にあたる不法行為であると判断され、この資料の使用を禁止する仮処分をソウル中央地方裁判所に申し立てしたというものである。

この事件で法院は「公共機関の情報公開に関する法律等において、公共機関が保有管理する情報はそれが公開の例外事由にあたらぬ以上原則的に公開されなければならないことを明示している点等に照らして、政府関係機関が収集したすべての情報を秘密に保有することができるとは考えにくいし、むしろ国民が知る必要のある情報であって、それに対する国民の知る権利を保護する必要性が大きい。一方で、情報公開によって侵害される政府関係機関の被害が軽微な場合にはその秘密性を否定することが妥当だと考えられるところ、この事件の資料自体は価値中立的な基礎調査資料に過ぎず、それに対する分析および評価は多様なことがあるので、この事件資料の公開を禁止する必要性が少ないのみならず、公開を禁止したら教育到達度に関する資料以外はほとんど公開されないこととなり、韓国の実情および高校平準化を含む教育問題に高い関心を持っている国民の意識を考慮する時、国民の知る権利を過度に侵害する恐れがある。また、この資料が一般に公開されても韓国教育課程評価院としてはこの事件資料に対する自主的な評価結果によって教育政策に資することなどの業務遂行ができたように見えるので、この資料を秘密として保護する必要性も認めにくい」と述べ、申し立てを棄却した(ソウル中央地方裁判所第50民事部、2004カハブ3181.2004年12月15日決定)。

ひいては教育情報公示法の施行時期が近づくにつれ、教育情報公示法の問題点を法的な側面で提示し、その改善法案を模索しようとする試み(鄭スンウォン、2008;金ビョンジュ2008)などがある。また、教育情報公示を法的な側面で扱い、全体的な観点から教育情報公示制度を扱ってはいないものの、呉セヒ、崔ソント(2008)は教育情報制度の定着のために、それまでの教育情報公示法と施行令で申し立てられた制度の主要な争点や事項を整理し、その合理的運営案を提案している。特に、カンサンジン他(2008)は、学業到達度結果の論議による教育情報公示制度を補完するために、教育の責務性を具現化する学校情報公示制の意義と外国の事例を通じ、教育情報公示制度の必要性を力説している。また、教育情報公示制度の核心である学業到達度結果の公開に対する多様な案を提示し、教育関連機関の情報公開に関する特別法の施行令制定の方向性を提示することで、学業到達度の公開および教育情報公示法施行令制定の枠組みを構築することに大きく貢献した。

しかし、このような先行研究は、主に学校を対象とした韓国の教育情報公示制度について包括的接近によってその特徴と争点および問題点を明らかにし、その代案を提示する研究となっており、教育情報公示法で規定している教育関連機関に含まれる教育行政機関や教育研究機関を対象にした研究はないのが現状である。よって、教育研究機関である韓国教育課程評価院を対象にした本研究そのものに意味があり、今後教育研究機関の情報公示に係わる基礎研究としての役割を果たすことが期待される。

Ⅲ. 韓国のおよび外国の教育情報公示制度

1. 韓国の教育情報公示制

ア. 情報公開の原則

先述の教育関連機関は、その保有管理している情報を法令で定めるところによって公開する。ただ、公示または提供される情報には、学生および教員の個人情報を含んではならない。そして、情報の公開などに関して教育情報公示法で規定しない事項については、公共機関の情報公開に関する法律を適用するようにしている。

イ. 情報公示対象機関

教育情報を公示しなければならない対象機関とは、「初・中等教育法」第2条、「高等教育法」第2条によって設置された各学校、その他の法律によって設置された各学校を指す。ただし、国防治安などの事由で情報公示が困難であることが「大統領令」で定められている学校は除くこととされ、「空軍航空科学高校」、「陸海空軍士官学校」「国防大学」、「国軍看護士官学校」「警察大学」「陸軍3士官学校」「国家情報大学院」がこれに該当する。教育情報を公示しなければならない教育行政機関は、「教育公務員法」第2条第3の下による機関を指す。また、教育研究機関は「教育公務員法」第2条第4項による機関、その他、他の法律によって教育に関して専門的な研究調査をするために設置された機関が教育情報公示対象機関にあたる。

ウ. 公示対象情報

公示対象情報は初・中等学校と高等教育機関でよく見られる。しかし、教育行政機関と教育研究機関の公示対象情報については規定されていないので、今後、補わなければならない。特に、施行令立法の過程で関心を呼んだ教職員団体および労働組合加入の実態は「人数」だけで公示するようになったし、国民の知る権利の充足と法律で規定した委任立法の範囲などを総合的に検討して、「外国人学校」と「公民学校」は公示対象学校に含まれることとなった。また、初・中等学校の「経歴別年令別教員現況」と高等教育機関の「教員給与現況」は、高い関心を呼んだにもかかわらず除かれた。

これにより最終的に教育情報公示法の施行令第3条で、初・中等学校は15項目39個の詳

細な教育情報を公示するように規定され、義務的に公示しなければならない事項以外の内容についても自律的に公示することができるように規定された。その具体的な公示対象教育情報、公示機関、公示回数および公示時期は初・中等教育機関は、表Ⅲ-1 のとおりである。初・中等学校の長は、公開日から直近の3年前までの情報を同時に公示しなければならない。そして、学校の学年別教科別学習についての事項、および国家または市道水準学業成就も評価についての学術的研究のための基礎資料に関する事項を公開する場合、教育監および教育科学技術部長官は個別学校の名称は伏せることとし、所在地に関する情報の公開範囲は大統領令で定めるようにしている。つまり、施行令では学校の学年別教科別学習についての事項、および国家または市道水準学業成就も評価についての学術的研究のための基礎資料に関する事項を公開する場合、教育監および教育科学技術部長官は「初・中等教育法」第2条第2号および第3号による学校または第6号による各種学校のうち、初等学校・中学校課程の学校は「地方教育自治に関する法律」第34条第1項による下級教育行政機関単位で公開し、「初・中等教育法」第2条第4号および第5号による学校または第6号による各種学校のうち、高等学校課程の学校は特別市・広域市・道および特別自治道を管轄する教育庁単位で公開することとなっている。(訳注：ここでの「各種学校」は日本の各種学校とは異なる。)

教育情報公示法施行令第4条により、高等教育機関は13項目55個の詳細な教育情報を毎年1回以上公示するよう規定されたが、その場合、その学校の長は公示情報を教育科学技術部長官に提出しなければならない。そして教育科学技術部長官は国民の便宜のために必要があれば学校が公示した情報を学校の種類別地域別などに分類して公開することとなっている。その具体的な公示情報の範囲、および公示回数、公示時期は表Ⅲ-2 のとおりである。

これによって高等教育機関の長は表Ⅲ-2 のような公示情報を、学科別または学部別専攻単位または募集単位および学校単位に公示しなければならない。この場合、大学院に関する情報は、「高等教育法施行令」第22条各号によって大学と区別して公示しなければならないし、該当の公示日から直近の3年間公示した情報を一緒に公示しなければならない。

ところで教育情報公示法では情報公示の対象機関として学校、教育行政機関、教育研究機関が含まれると規定しているが、各機関別公示情報の内容に対しては初・中等学校および高等教育機関に関してだけ規定している。すなわち、教育行政機関や教育研究機関が公示しなければならない情報についての規定はない。したがって、今後、法令改正時には教育行政機関および教育研究機関の公示情報の内容に対する規定が追加的に補完されなければならない。だから、このような立法的不備が補完されるまでは、教育行政機関や教育研究機関は自主的な基準によって教育情報公示制度を運用するしかない。そこで、本研究ではこのような状況を考慮して韓国教育課程評価院の教育情報公示制の運用のための情報公示の項目と規定の改正などを提案することとしたい。

エ. 公示方法

教育情報公示のために、初・中等教育機関および高等教育機関を含む教育関連機関の長は、公示対象情報を国民に分かりやすく該当機関のホームページを通じて、毎年 1 回以上公示しなければならない。公示された初・中等学校の情報は該当学校を管轄する教育監に提出しなければならないし、教育科学技術部長官によって必要と認められる場合、公示情報に係わる資料の提出を要求することができる。一方、高等教育機関の公示された情報は教育科学技術部長官に提出するようになっている。また、教育科学技術部長官は教育情報公示に必要な様式を用意し、普及させ、公示情報を収集、管理しなければならない。このために教育科学技術部長官は総括管理機関および項目別管理機関などを指定することができる。例えば、教育統計調査を担当する韓国教育開発院を初・中等学校の総括管理機関として指定することができるし、学業到達度評価を担当する韓国教育課程評価院は項目別管理機関になることができる。

オ. 公示情報の信頼性

教育科学技術部長官は法令で規定している情報を公開しない場合やその情報を公開した機関がある場合には、是正または変更を指示することができる。このため、教育科学技術部長官は初・中等学校および高等教育機関の公示情報を確認して検証することができる。教育関連機関の長は、学術研究の振興と教育政策開発のために該当機関が保有、管理する情報を研究者などに提供することができるが、資料を提供された者がその本来の目的以外に使用した場合や不正に使用した場合には、1 年以下の懲役もしくは 1 千万ウォン以下の罰金に処するようにすることで公示情報の信頼性を確保しようとしている。

2. 外国の教育情報公示制度

国民の知る権利の保障と教育機関の情報公開が主な課題として浮上しており、同時に教育関連機関の情報公開も注目を集めているが、各機関の情報公開水準と公開過程および手続きなどに関する規定についての研究はまだ十分とは言えない状況にある。したがって、外国の教育関連機関、特に評価を担当する機関の情報公開の実態と範囲、関連規定などを分析し、これを基に、今後、教育課程評価院が評価関連の情報と運営に関する多様な情報を公開する過程に、活用可能な重要な観点を導き出そうとするものである。

以下では、アメリカの College Board の Guidelines for the Release of Data と NCES の Restricted-Use Data Procedures Manual を順に分析する。

アメリカ College Board の Guidelines for the Release of Data

(1) College Board 資料の構成要素

College Board 資料は College Board プログラムの学生と保護者、教育者、教育機関など

の参加により作成された情報で、成績と試験用紙、学生の名前と住所、学生が通う中等学校(AI, attending institution)と成績を受け取る後期中等教育機関(DI, designated institution)などについての情報が掲載されている。また、学生が履修した教育課程パターンや正規科目以外の関心事、人種および民族、親の教育水準、家計収入などのような家庭的背景などについて尋ねた学生対象の記述式質問紙への回答資料(Student Descriptive Questionnaire, SDQ)や、教師についての個人情報とこれまでの教育経験、履修した教育課程およびその他背景変数についての情報を含む。資料公開のガイドライン(Guideline for the Release of Data)は SpringBoard と College-Level Examination Program(CLEP)などの College Board program 関連資料だけでなく、SAT Reasoning TEST, SAT Subject Tests, PSAT/NMSQT(Preliminary SAT/National Merit Scholarship Qualifying Test)、AP プログラム資料などの“SAT および AP(Advanced Placement Program)” 関連資料の公開への道案内になると思われる。

また情報公開は、College Board 資料と外部資料を混合した College Board の追加資料に対しても適用される。万が一、独立の外部機関の資料など共用の資料ではない場合(教育区、財団、その他団体所有の資料)、College Board はその混合資料の公開に関する権限を持たない場合がある。さらに、このような資料公開に関する方針は、アンケート調査(例: AP に参加する教師対象アンケート調査)、マーケティング研究資料、その他調査の一環として予め収集された資料(例: College Board によってあるいは関係機関によって運営されるウェブサイト上で収集された資料)、その他 College Board によって収集される様々な資料に適用される。

College Board 資料は、Guidelines on the Uses of College Board Test Scores and Related Data に規定された目的、または要請者と College Board 間に締結された使用権契約の範囲において使用することができる。さらに、資料を収集して処理する過程に必要な経費と資料の本質的価値を考慮して、一部例外を除いたすべての資料のユーザーは資料使用のために定められた費用を支払わなければならない。

College Board で提供する資料は、全体レベル(aggregate level)、機関および学区レベル(institution/district level)、個人レベル(individual level)という三種類に大別することができる。

ア) 全体レベルの資料

国全体レベルの資料は、個人レベルの資料から特定の機関あるいは国レベルの資料までを含む。全体レベルの資料の例としては、2000年のニューヨーク州立大学進学予定者の SAT critical reading の平均点、SAT 数学科目における国全体の大学進学予定者の得点別の人数、カリフォルニア州の大学進学予定者の人種および民族別人数などがある。大部分の資料は個人、教育機関、教育区などを識別することが不可能なので一般大衆に公開されている。

イ) 機関および教育区レベルの資料

参加機関(AI)コードを持つ機関で、中学校と中等教育機関(またはこれに準ずる)を含む。機関および教育区レベルの資料は、個人レベルの資料から特定の機関や教育区に係わる資料を合わせたものである。機関および教育区レベルの資料の例としては、高等学校の生徒のための AP 生物学試験用紙、教育区の SAT 面接試験平均点、特定大学あるいは大学に志願した学生の SAT 数学の平均点などがある。機関および教育区の機密保護のために、機関および教育区レベルの資料は、機関および教育区あるいは州教育省の直接的請求を除いて、特定機関あるいは教育区を識別することができる学校コード(AI/DI) または郵便番号などの情報は絶対に公開しない。

ウ)個人レベルの資料

個人レベルの資料は、学生あるいは教師など特定の個人に係わる資料である。個人レベルの資料の例では、個人の SAT 得点、AP 単位、受験した AP 試験の数、記述式質問紙への学生の回答、生年月日、社会保障番号、高等学校名などがある。個人の権利保護のためにこのような資料は、機密事項として取り扱われる。個人レベルの資料は、個人が自分に係わる資料を直接請求する場合を除き、資料のユーザーが個人を識別することができるいかなる情報も公開されない。

(2) 全体レベルの資料についてのガイドライン

全体レベルの資料は、College-Bound Senior: A Profile of SAT Program Test-Takers などの刊行物として配布されるが、College Board のホームページ(www.collegeboard.com)でも閲覧可能である。このような刊行物は、一般に無料で提供される。しかし、個人や機関で特定の方法によって収集された資料を請求する場合、直ちに提供できない場合も多く存在する。例えば、機関レベルあるいは国全体レベルで、大学進学予定者の親の教育水準別や所得水準別に SAT critical reading と数学、writing の得点結果を示した表が請求される場合などである。または、工学を専攻しようとする学生の国全体のレベルの資料を収集する場合などである。

College Board は、刊行物に含まない資料に対するオーダーメイド型の資料請求に対しては Pricing Guidelines にそって費用を請求することとなっている。また、個人や機関が自分の刊行資料に College Board の資料を載せようとする場合や、ウェブサイトに掲示しようとする場合は、College Board から承認を得なければならないし、www.collegeboard.com/inquiry/cbpermit.html サイトを通じて申請しなければならない。

(3) 機関および教育区レベルの資料についてのガイドライン

機関および教育区レベルの資料は全体レベルの資料に比べ、一層の機密保持が求められると同時に、資料公開はより厳格なガイドラインに基づいて行われる。College Board は資料公開の該当機関や教育区でない限り資料を公開しないが、College Board が認める十分な資

格を有する志願者には使用権の契約を前提に例外が許可される。ただし、地域が公立学校区でなければ、資料は提供されない。以下のガイドラインはすべての機関および教育区レベルの資料の公開を規定するものである。また、プログラムからみて該当機関ではないケースなど、資料公開が不可能な機関および教育区レベルの資料のリストを示している。

ア)機関および教育区レベルの資料の一般ガイドライン

資料の公開可否についての決定はガイドラインに厳格に従って、College Board が十分な資格を有する者に資料を提供した場合であっても、その資料は依然として College Board の所有となる。そして資料請求者は、College Board と締結した使用権契約に明示された用途以外の目的で資料を使うことはできない。College Board は機関および教育区レベルの資料のいかなる請求に対しても拒否することができる権利があるが、資料公開の該当機関および教育区の資料公開を阻止することはできない。

イ)請求可能な機関および教育区レベルの資料

①資料請求基準

College Board は通常、機関および教育区レベルの資料を該当機関に報告書や電子的な手段により公開する。十分な資格を有する請求者による資料の請求は、例えば、15 以上の学校あるいは教育区の AP 単位の平均など、15 以上の機関および教育区レベルの資料として提供されるが、機関および教育区を識別できるいかなる情報も含まれない(例: 学校あるいは教育区コード(AI、DI)、郵便番号)。管轄権は一つの学校区において構成されており、資料が他の都市や地方に提供されることのないようにしている。このようなガイドラインは機関および教育区レベルで収集された資料の機密保護のためであり、資料が不適切に使われることを防ぐためにある。だから College Board はこのような規定を回避しようとするいかなる試みも生じないように資料請求を監督する(例: 一つの教育区に含まれるすべての学校の資料を請求することで、迂回的に特定の教育区の資料を得ようとする場合など)。万が一、特定の機関または教育区レベルの資料が必要な場合、College Board が機関および教育区の識別情報を含んだ資料を公開するのに先立って、資料請求者は必ず各機関または教育区から公開の承諾を明示した書面による許可を受けなければならない。

②例外的な資料要請

ある特定の状況の場合、機関および教育区の識別情報を含んだ資料であっても、該当機関および教育区の許可書なしに資料を請求することができる。例えば、College Board は州教育省および関連機関、高等教育関連の州の機関、学校区など該当機関および教育区の直接管轄機関に識別情報を含む資料を公開することができる。College Board は、Educational Testing Service(ETS)による資料請求を含むすべての資料請求を監督する。College Board の資料公開再審委員会は、機関および教育区の識別情報を含むすべての資料の公開請求について承認しなければならない。

③使用権契約

機関および教育区が自分の情報を要求する場合には、使用権契約を作成する必要はない。ただし、機関レベルあるいは教育区レベルの資料を請求するそれ以外の請求者は、College Board と情報の機密および公開に係わる規定を含む使用権契約を締結しなければならない。

ウ) 機関および教育区水準資料の費用

College Board は、機関および教育区レベルの資料の公開のための費用を請求することができる。費用は Pricing Guidelines に基づく。

(4) 個人レベルの資料に対するガイドライン

個人レベルの資料は、全体レベルの資料や機関および教育区レベルの資料に比べ、よりデリケートなものとして扱われ、より一層確固たるガイドラインの適用を受ける。College Board は個人識別情報を含む資料を、当事者以外に公開しないことを原則として、使用権契約による合法的な資料請求者に限り例外的に公開する。すべての個人レベルの資料は以下のガイドラインの適用を受ける。付録 1 には、プログラムによる個人レベル資料の中で公開が不可能な資料のリストを提示している。

ア) 個人レベルの資料に対する一般的ガイドライン

個人レベルの資料についての公開の可否はガイドラインに厳格に規定され、College Board によって個人または機関に公開されるどんな資料も依然として College Board の所有となる。そして資料請求者は、College Board と締結した使用権契約に明示された用途以外の目的で資料を使用することはできない。College Board は、個人レベルの資料を含んだいかなる資料請求に対しても拒否することができるが、自分の資料に対する公開請求は制限することができない。

イ) 請求可能な個人レベルの資料

① 資料請求基準

College Board は通常、該当者に自分の個人レベルの資料を公開しているし、個人が指定した機関に限り点数などの報告書や電子的な手段で該当の個人に限定された資料を提供することができる。例えば、15 人以上の学生の SAT 口述試験の平均点など、15 人以上の学生に関する資料で、個人識別情報(社会保障番号、氏名、住所、生年月日など)を含まない個人レベルの資料については、合法的な資料請求者の請求であれば所定の手続きを通じて公開の可否について審議される。このようなガイドラインは、個人を保護するためのものである。

ただ、予め学生の氏名や社会保障番号などの個人識別情報を含んだ資料ファイルを持っている資料請求者の場合、College Board は自分の資料と対照する作業を行った上で、請求者が求める個人レベルの資料を提供する。ただしこの場合であっても、すべての個人識別情報は資料のユーザーに資料が提供される前に削除するとともに、学生個人に関する資料は事後個人の特特定化につながらないような処理をほどこされることになる。例えば、研究者が個人別に独立した資料を収集し、さらに資料を豊かにするために学生個人の SAT 点数などの

College Board 資料を入手しようとする場合があるかもしれない。万が一、個人レベルの特定の資料を請求する場合、請求者は College Board が資料を公開するのに先立って各個人から書面による許可を受けなければならないし、公開を請求しようとする資料を明示しなければならない。

②例外的な資料請求

特定のケースでは、個人識別情報を含む資料であっても、当事者の書面による許可なしであっても、特定の個人の資料を請求することができる。例えば、College Board は州の教育区と高等教育関連機関の請求によって個人識別情報を含む資料を提供することができる。College Board は、ETS によって処理された資料請求を含むすべての請求について監督することとなっている。College Board の資料公開控訴委員会は、個人識別情報を含むどんな個人レベルの資料の公開であっても必ず承認のための審査をしなければならない。ただし、College Board は、どんな状況下でも大学進学予定者全体の資料を公開しない。

③使用権契約

個人が自分に係わる資料を請求する場合や、機関および教育区が自分の機関に在学中の学生や自分の機関に志願した学生の関連資料を請求する場合には、使用権契約を締結しなくてもよい。しかし個人レベルの資料を請求するこれ以外の合法的な請求者の場合、College Board と情報の機密および公開に係わる規定を含む使用権契約を締結しなければならない。

ウ)個人水準資料の費用

College Board は、Pricing Guidelines に基づいて、個人レベルの資料公開にかかる費用を請求することがある。

(5) College Board 資料請求手続き

ア)全体レベルの資料

①すべての個人と機関は全体レベルの資料を請求することができる。

②刊行された形態の全体レベルの資料は、該当のプログラムから求めることができる。例えば“College-Bound Seniors:A Profile of SAT Program Test-Takers”のような大学の資料は、College Board のホームページ(www.collegeboard.com)あるいは SAT プログラムを通じてたやすく入手することができる。

③全体レベルのオーダーメイド型の資料は、College Board 地域事務所やニューヨーク事務所の該当プログラム管理者、またはニューヨーク事務所の研究分析部署を通じて請求することができる。請求後、申請者の具体的な請求資料、作業所要時間、費用などを明記した文書が提示される。

イ)機関および教育区レベルの資料

①以下のユーザーは、機関および教育区レベルの資料を請求することができる。

a. 研究者および政策立案者:教育機関(大学/大学、公立あるいは私立の初等学校および中等

学校など)、政府研究機関あるいは立法委員会、または社説研究所あるいは政策機関に属する研究者や政策立案者など

b. 州教育省:州教育機関、州教育関連部署、そして高等教育関連機関など

c. 機関および教育区:公立あるいは私立の初等学校および中等学校、地域学校区、大学および大学などの高等教育機関を代表する者など

d. その他関係者:認可を受けた教育関連機関(州教育協会、アメリカ数学教師会など)

e. 地方紙および全国紙:すべての資料請求は、College Board のニューヨーク事務所にある広報部の監督を受ける

②合法的な請求者によるすべての機関および教育区レベルの資料要求は、次のような具体的な事項を含んだ公式的な文書を備える必要がある。該当する場合、(1)資料請求の基本的理由、(2)資料使用の目的、(3)資料分析に参加する関係者の名前および肩書き、(4)研究の財政支援機関などを明記しなければならない。このような College Board 資料への請求は、承認まで最低2週間ほどかかり、承認と同時に費用が請求される。さらに、必要な資料を受け取るまでには最低2週間以上かかる。

③機関および教育区レベルの資料に対する請求は、ニューヨーク事務所の該当のプログラム管理者や研究分析部署に送られる。

④College Board は、機関および教育区レベルの資料に対するいかなる請求も拒否することができる。ただし、機関および教育区が自分の資料を請求する場合は、資料の公開を拒否することができない。

ウ)個人レベルの資料

①次のユーザーは個人レベルの資料を要請することができる。

a. 研究者および政策立案者:教育機関(大学/大学、公立あるいは私立の初等学校および中等学校など)、政府研究機関あるいは立法委員会、または社説研究所あるいは政策機関に属した研究者あるいは政策立案者など

b. 州教育省:州教育機関州教育関連部署、そして高等教育関連の州機関など

c. 機関および教育区:公立あるいは私立の初等学校および中等学校、地域学校区、大学および大学などの高等教育機関の代表者など

d. その他関係者:認可を受けた教育関連機関(州教育協会、アメリカ数学教師会など)

f. 地方紙および全国紙:すべての資料請求は、College Board のニューヨーク事務所にある広報部の監督を受ける。合法的な請求者によるすべての個人レベルの資料請求は、次のような具体的な事項を含む公式的な文書を備えていなければならない。該当する場合(1)資料請求の基本的理由、(2)資料使用の目的、(3)資料分析に参加する関係者の名前および肩書き、(4)研究の財政支援機関などを明記しなければならない。College Board 資料の請求は承認まで最低2週間ほど必要であり、承認と同時に費用が請求されてくる。さらに、必要な資料を受け取るまでは最低2週間以上かかる。

②個人レベルの資料に対する請求は、ニューヨーク事務所の研究分析部署の該当するプログラム管理者によってコントロールされる。

③College Board は、個人レベルの資料を含むいかなる資料請求に対しても拒否権を持つ。ただし、個人が自分に関する資料の公開を請求する場合は例外となる。

(6) 第3者(Third Parties)

機関および教育区レベルの資料、あるいは個人レベルの資料を請求する当事者が、別の契約を通じて、共同研究を目的に第3者に資料を提供したり、共有したりする場合がある。第3者に資料を公開しようとする場合、資料請求者と結ぶ使用権契約には、資料請求者から許可を受けた第3者等の追加的な資料の使用先だけでなく、上述のようなすべての情報を具体的に明記しなければならない。

以下のガイドラインは、第3者に機関および教育区レベルの資料、個人レベルの資料などを公開しようとするすべての場合に適用される。

ア)個人レベルあるいは機関および教育区レベルの資料が、第3者に提供される場合や共有する場合、第3者を対象として次のような具体的な内容を含む使用権契約が別途締結されなければならない。(1)資料請求の基本的理由、(2)資料使用の目的、(3)資料分析に参加する関係者の名前および肩書き、(4)研究の財政支援機関など。このようなCollege Board 資料請求は承認まで最低2週間ほどかかり、承認と同時に費用が請求される。さらに、必要な資料を受け取るまでに最低2週間以上の期間が必要となる。

イ)College Board は資料の使用に関して、第3者に追加的な費用を請求することができる。

ウ)第3者は永久に資料を所有することはできない。本来の資料請求者に返却するか、使用目的を達成した後、College Board に返却しなければならない。College Board は廃棄された資料と資料の廃棄を証明する文書の提出を要求することができる。

エ)第3者の協力者あるいは共同研究者が、College Board と締結された使用権契約の範囲内で資料を使う場合の最終的なすべての責任は、常に最初の資料請求者にある。

オ)College Board は、機関および教育区または個人レベルの資料に対するいかなる請求にも拒否権を行使することができる。ただし、機関や教育区が自分の資料について公開を請求する場合は例外となる。区の教育委員会および関連機構、高等教育関連の州の機関などは、機関および教育区レベルの資料を対象とする報告書を刊行する権利を持つ。しかしながら、研究者や州のいかなる関連機関も、いかなる理由によっても使用権契約に含まれない第3者に、College Board 資料を公開することはできないことを理解しなければならない。

(7) インターネット上で資料を掲示する場合のガイドライン

教育関連機関、教育機関、および教育区は、そのウェブサイトには権限内の資料を掲示することができる。ただし、College Board は、掲示資料が次のようなガイドラインにそった

方法で掲示されるのを勧奨するものである。すなわち、第3者などその他の資料ユーザーが、インターネット上に College Board の資料を掲示することは不可能であり、College Board ホームページ(www.collegeboard.com)に掲示された資料の借用掲示、または College Board の許可なしにその資料を印刷することなどは不可能である。

教育機関と個人の秘密保持を害するようないかなる形態の資料の配布も、厳にこれを禁止する。資料請求者は、試験成績の保護のための課題、および専門的慣行などに関する州と連邦の関連規定を十分に理解しなければならない(The Standards for Educational and Psychological Testing, 1999, AERA, APA&NCME 参照)。これに係わる法あるいは規定の違反があった場合は、College Board の裁量によって、直ちに資料を受け取ることができる権利を破棄することができるし、今後、資料提供や使用権限の請求などを拒否することができる。

(8) 今後のガイドラインの変更

資料公開に関するガイドライン(The Guidelines for the Release of Data)は、今後、学生、教育機関、その他関係者のために開発され、提供される多様なプログラムおよびサービスから提供される資料と情報にも適用されることとなる。ガイドラインは College Board によって毎年点検を受けることになり、必要によっては修正や補足が施されることになる。

(9) 非公開資料

個人情報を含む評価資料の原資料あるいは加工した資料を提供する場合、次のように、レベルごとに公開されない資料リストが規定されている。

ア) SAT Reasoning Test (SAT 論理力試験)、SAT Subject Test (SAT 専攻科目試験)、SAT Questionnaire Program Data (SAT アンケートプログラム資料)

①教育機関レベルの資料

次の資料は、対象機関の資料に対する統制権のない機関レベルの資料請求者には提供されない。

- 郵便番号
- 学校コード(Attending Institution Code)
- 教育区コード(District Code)
- 問題用紙(Volumes by Examination)

②教育区レベルの資料

次の資料は、対象教育区の資料に対する統制権のない教育区レベルの資料請求者には提供されない。

- 郵便番号
- 教育区コード
- 問題用紙

③個人レベルの資料

次の資料は、対象個人の資料に対する統制権のない個人レベルの資料請求者には提供されない。

- 社会保障番号
- 名前(First Name)
- 姓(Last Name)
- ミドルネーム(Middle Initial)
- 番地(Street Address)
- 都市名
- 郵便番号
- 電話番号
- 生年月日
- 学校コード
- 成績受信機関コード(Designated Institution Code)
- 教育区コード

以上の資料は原則的に公開不可能だが、一部例外がある。例外的に個人資料公開請求が行われる場合、College Board にはその請求に対する責任は付随しない。

イ)AP プログラム資料

①教育機関レベルの資料

次の資料は、対象機関の資料に対する統制権のない機関レベルの資料請求者には提供されない。

- 郵便番号
- 学校コード(Attending Institution Code)
- 教育区コード(District Code)
- 試験別受験回数(Frequencies by Examination)

②教育区レベルの資料

次の資料は、対象教育区の資料に対する統制権を持たない教育区レベルの資料請求者には提供されない。

- 郵便番号
- 教育区コード
- 試験別受験回数

③個人レベルの資料

次の資料は、対象個人の資料に対する統制権を持たない個人レベルの資料請求者には提供されない。

- 社会保障番号

- 名前(First Name)
- 姓(Last Name)
- ミドルネーム(Middle Initial)
- 郵便番号
- 生年月日
- 学校コード
- 成績受信機関コード(Designated Institution Code)
- 教育区コード

以上の資料は原則的に公開不可能だが、一部例外がある。例外的に個人情報公開請求が行われる場合、College Boardにはその請求に対する責任は付随しない。

ウ)PSAT/NMSQT プログラム資料

①教育機関レベルの資料

次の資料は、対象機関の資料に対する統制権を持たない機関レベルの資料請求者には提供されない。

- 郵便番号
- 学校コード(Attending Institution Code)
- 教育区コード(District Code)
- 問題用紙(Volumes by Examination)

②教育区レベル資料

次の資料は、対象教育区の資料に対する統制権を持たない教育区レベルの資料請求者には提供されない。

- 郵便番号
- 教育区コード
- 問題用紙

③個人レベルの資料

次の資料は、対象個人の資料に対する統制権を持たない個人レベルの資料請求者には提供されない。

- 社会保障番号
- 名前(First Name)
- 姓(Last Name)
- ミドルネーム(Middle Initial)
- 番地(Street Address)
- 都市名
- 郵便番号
- 電話番号

- E-mail 住所
- 生年月日
- 学校コード
- 教育区コード

以上の資料は原則的に公開不可能だが、一部例外がある。例外的に個人情報公開請求が行われる場合、College Boardにはその請求に対する責任は付随しない。

(10) オーダーメード型の資料(Matched Data)

オーダーメード型の資料(Matched Data)請求のためには、必要な資料を特定できるような個人あるいは機関の該当資料に関する正確な情報を持っていなければならない。次の資料は重要な順に羅列されている(リストの上位にある情報があればあるほどオーダーメード型の資料を捜すことのできる可能性が高くなる)。

- 社会保障番号(‘-’なく、一番の前の‘0’は含み)
- 性(Last Name)
- 生年月日(MMDDYY、一番の前の‘0’は含み)
- 名前(First Name)
- ミドルネーム(Middle Initial)
- 性別
- 高等学校学校コード(一部注意場合一番の前の‘0’は含み、6桁数字)
- 学生の居住地郵便番号(一番の前の‘0’は含み)
- 人種(Race)

提供される資料ファイルに、カッコの中の注意事項をよく考慮して入力しなければならない。

アメリカ国立教育統計センター(NCES, National Center for Education Statistics)

アメリカ国立教育統計センター(National Center for Education Statistics、以下 NCES)は、アメリカおよび外国の教育条件と現状を示す教育統計資料の収集と分析を担当する研究機関で、アメリカ教育省内教育科学研究所(Institute of Education Sciences)に属する機関である。NCESは連邦議会からアメリカおよび外国の教育条件についての資料収集と比較、分析、報告書作成などについての任務を受け、研究報告書を作成して全世界の教育活動に関する資料を分析報告する役目を担っている。主な業務の中で、最も重要なのが全国学力調査(NAEP, National Assessment of Educational Progress)だと言える。

(1) NCESの報告書およびデータの成果物の公表と普及基準

NCESはデータの広範な使用を促進して、潜在的利用者がNCESのデータにアクセスしやす

いようにするために多様な規定を用意している。まず、将来的なすべての潜在的利用者の要求をあらかじめ把握し、これを基に出版物の刊行、1回に送れる郵便物の量、印刷できる複写本の数、ウェブ公開の可否などに関する多様な普及戦略をたてている。そして NCES のデータをより有用な情報とするために、資料の使用に関する利用者のフィードバックを収集し、助言を求めるための戦略をたてている。

NCES で作成される資料は、表 III-3 に見られるように多様な普及方法を活用している。すべての刊行物は PDF 様式で作成されるとともに、すべての主要な資料はホームページ上で公開するために HTML 様式で作成されている。

(2) 使用を制限した資料マニュアル (Restricted-Use Data Procedures Manual)

NCES で収集された資料は、汎用資料と使用が一部制限される資料に分けられている。以下では、個人情報が含まれていたり、その他の法的な問題によって使用に制限のある資料を、NCES がいかに管理されているかについてみている。

ア)用語の定義および概観

①使用が制限されているデータ

IES (Institute of Education Sciences) は法によって保護されている資料、すなわち個人識別情報を含むアンケート調査や研究資料を収集している。ISE はこれら情報を“使用が制限されている資料”だとし、“subject data”のような意味で使っている。

②汎用資料

アンケート回答者の秘密を保護するために、個人識別情報が暗号化されたり、削除されたりした場合、ISE はアンケート調査の資料を“汎用資料”としている。汎用資料は許可 (license) なしでアクセスが可能であり、一般大衆も使用が可能である。これらの資料に対するさらに詳しい情報は、NCES ホームページのオンライン一覧表 (<http://nces.ed.gov/pubsearch>) で確認することができる。

③関連法

a. ‘Privacy Act of 1974’ と ‘Computer Security Act of 1987’ は連邦政府が管理する個人情報の安全および秘密を保障している。これらの法律はすべての使用制限資料に適用され、不法的な資料公開は軽犯罪として処罰もしくは最大 \$5,000 の罰金刑に処するものとされている。

b. ‘E-Government Act of 2002, Title V, subtitle A’ の ‘秘密情報保護’ 条項は、統計目的により政府によって収集された個人識別情報の保護を規定している。これに関連して許可を受けてない情報公開は、重罪にあたりとされている。

c. “USA Patriot Act of 2001” によって改定された “NESEA 1994” : 国家あるいは国際的テロと係わって起訴あるいは許可を受けた調査に必要な場合、法務長官は教育長官に NCES の関連資料を請求できる。

d. “The Education Science Reform Act of 2002” は IES の教育資料収集、分析、公表活動と個人識別情報保護義務を規定している。秘密保持違反行為は重罪にあたり、最大 5 年の懲役刑または \$250,000 の罰金刑に処するとされている。

④使用認可手続き (Licensing Prosedure)

IES は厳格な使用許可手続きを経て、アメリカの資格を持つ機関にのみ使用制限資料を提供している。個人研究者は機関(例：大学、研究機関)を通じてのみ申し込むことができる。資格を得るためには、機関は次の書類を提出しなければならない。

a. NCES のコンピュータ申し込みシステム (<http://nces.ed.gov/StatProg/instruct.asp>) を通じた公式の請求書

b. 署名された許可書

c. 秘密保持誓約書

d. 保安計画様式

イ) 関連法律

“The Privacy Act of 1974” は連邦機関にとって個人識別情報を含むいかなる記録の収集、保持、使用または普及活動も、資料の誤用を防ぐための適切で安全な方法により行わなければならないことを規定している。

①基本的法規

個人識別情報を含んだアンケート資料は、次のような法規によって保護を受けている。

a. Privacy Act of 1974

b. Computer Security Act of 1987

c. Education Sciences Reform Act of 2002

d. USA Patriot Act of 2001

e. E-Government Act of 2002

②Privacy Act of 1974

この法は政府が持つ個人情報保護するものである。個人資料の秘密と保護のために、広範な請求事項を課して、資料使用に制限をかけている。

a. 私生活保護規定

Office of Management and Budget の指示により、核心的な個人情報保護のための政策、基準、指針などを立てなければならない。

b. コンピューター保安ガイドライン核心的基準

Federal Information Processing Standard Publication (FIPSPUB) 41、すなわち “Privacy Act of 1974” を履行するためのコンピューター保安指針である。FIPSPUB 41 は、政府が提供する個人識別情報が法規によって適切に保護されるよう規定している。

③Computer Security Act of 1987

1988 年 1 月 8 日から適用されている “Computer Security Act of 1987”、すなわち公法

100-235 は連邦政府にとってデリケートな情報を含むすべての連邦コンピューターシステムを認識し、これらのシステムについて報告するための保安計画を実施している。デリケートな情報とは、次のような事項に悪影響を及ぼす情報を指す。

- a. 国家利益
- b. プログラムの遂行
- c. “the Privacy Act of 1974” に規定された個人の自由

④ Education Sciences Reform Act of 2002

この法は IES がアメリカの教育に関する情報を収集し、普及させる権利を付与するものである。情報の収集は、アンケート調査を通じてたびたび行われている。“Privacy Act of 1974” 法を統合、拡張したこの法は個人の回答者の私生活を保護するための厳格な手続きを求めたものとなっている。この法は “National Education Statistics Act of 1994 (NESA 1994)” に代わるものとなる。

a. 秘密保護基準

学生と家族、彼らの学校に対する個人識別情報は公開されてはいけない。いかなる者も、テロ行為の場合を除き、どんな個人情報も統計目的としない目的では使用することはできない。

- ・特定の個人の識別情報を含むいかなる出版行為もしてはいけない。
- ・個人報告書を検証するために IES の長によって許可を受けた個人以外には、いかなる者にも資料の使用を許可してはならない。

この法は資料の収集、報告書作成、資料公表過程において、IES が学生および彼らの家族、学校などに係わる秘密を保護するための基準として開発したもので、これをより強化させることが求められている。IES の秘密関連規定は公法 107-279 の第 183 項に基づいている。

b. Violations

資料の使用過程でこの法の秘密条項に違反する行為は重罪に該当し、最大 5 年の懲役刑または \$250,000 罰金刑に処することができることとされている。

⑤ USA Patriot Act of 2001

“NESA 1994” が “USA Patriot Act of 2001” において改定されたものである。国家あるいは国際的テロに係わる罪で起訴された場合や、正式に許可された調査であることが認められた NCES 資料について、法務省長官は教育長官に該当資料を請求することができる。このような目的のために法務長官が得た資料も、個人情報を保護するために定められた指針に従って、秘密情報として取り扱われなければならない。この改正事項は ESRA 2002 に含まれている。

⑥ E-Government Act of 2002, Title V, Subtitle A, Confidential Information Protection

“Patriot Act” に従い、第 107 回議会は “E-Government Act of 2002, Title V, Subtitle A, Confidential Information Protection (CIP 2002)” を制定した。この法は統計目的のた

めに個人あるいは機関によって提供されたすべての個人識別情報の秘密を保持し、統計目的のみに使用することを求めている。統計目的以外に回答者の同意なしにこの資料を意図的に公開する行為は重罪にあたる。

ウ)ユーザー手続き

①ユーザーの必要書類

IES がアンケート調査を実施する時、収集された資料が法（注 7）によって保護を受けている個人識別情報を含む場合がある。「使用が制限されている資料」とは個人識別情報を含んだアンケート調査資料を示す用語で、この場合のみ予め使用許可を受けなければならない（注：汎用資料は許可を受けない）。

許可を受けた人に提供される使用制限資料とこの資料から出たすべての情報、IES から提供されたその他資料の統合やその他使用によるすべての結果は、発行された使用認可書において“subject data”という用語と呼ばれる。

個人識別資料には次のような分野などの個人情報を含む。

- a. 教育
- b. 財政
- c. 医学
- d. 雇用
- e. 犯罪
- f. 個人情報(例：名前、番号、象徴)
- g. 他の特定の個人識別情報(例：指紋、音声、写真)

このような許可手続きを通じてアメリカ国内の機関が使用可能な資料は NCES オンラインカタログに列挙されている(<http://nces.ed.gov/pubsearch/>)。

②使用許可の意味

3 種類の許可書類が使用制限資料を借りる際に必要となる。了解覚書、許可証、契約書などでありこれら 3 つがライセンスと呼ばれ、これらを持つことによってライセンス所有者 (licensees) となることができる。

(注 7) 連邦法はアメリカの外では強制力がないため、使用制限資料はアメリカから持ち出すことができない。

a. 了解覚書き (Memorandum of Understanding)

IES と関係しない部署に資料を提供する際に用いられる。

b. 許可書 (License)

ライセンスは IES と分析契約を結んでいる機関を含む非連邦政府機関またはオフィスに資料を提供する際に用いられる。

c. 契約書(Contracts)

IES が使用制限資料の収集を含む契約を締結する場合、契約テンプレート(boiler plate)に使用許可規定が含まれている。

d. 許可書類の内容

すなわち3種類の許可書類には、

- ・この契約に含まれる情報が何を意味するのかを明確にすること。
- ・使用制限資料にアクセスする個人を具体化すること(研究責任者および専門家、技術者、サポート担当職員など)。
- ・情報公開の制限を記述すること。
- ・行政的請求事項を列挙すること。
- ・IES 資料に基づく資料を公表すること。
- ・保安規定違反(疑われる場合も)の際に IES に報告すること。
- ・管理の検閲に同意すること。
- ・使用制限資料の保管および使用に対する保安要求事項を検討すること。
- ・違反に対する処罰事項を記述すること。

③使用許可が必要な者

実際のところすべての機関が、使用制限資料にアクセスするための許可書類を必要とするが、機関によって許可書類が多少異なる。

a. 許可書類と機関の組合

b. 使用制限資料と IES 職員

IES 職員は使用制限資料保護のための義務と制限規定に従わなければならない。また、IES 職員に使用制限資料ファイルを普及させる権利はない。

- ・使用制限資料を使ういかなる IES 職員も、資料保安プログラムを通じて秘密情報取り扱い許可を受けなければならない。
- ・資料を得たすべての職員は、資料保安プログラムを通じて署名しなければならない。
- ・使用制限資料を所持する職員は、施錠できる場所等に保管しなければならない。この資料はコンピュータに保存されたままで保管されてはいけなく、使わない時は必ず資料室を施錠しなければならない。
- ・この資料は、資料保安プログラムの秘密情報取り扱い許可なしにオフィスの外部に持ち出すことはできない。
- ・職員が離職する場合、使用制限資料を含んだすべての関連資料は資料保安プログラムによって必ず離職以前に返却しなければならない。

c. 事前検査

職員はアンケート調査の道具の妥当性を検証し、資料収集手続きを検討するために、事前に検査を行う。実際のところサンプル資料はアンケートの調査計画書を検証するために収集

されるので、事前の検査で集められた回答は個人識別情報を含むこともあり得る。したがって、資料保安手続きにアクセスする必要がある。

このような事前検査に責任を持つ IES Contracting Office Technical Representative (COTR) は、アンケート調査の計画書に何が含まれているかについての文書を資料保安プログラムに提出しなければならない。COTR はアンケート調査の計画案を検討する過程でサンプル資料にアクセスするために秘密保持の誓約書を受け取り、資料保安プログラムに秘密保持の誓約書の原本を送らなければならない。

(注8) 教育省の他の構成要素を含む

d. 契約者

使用を制限された資料の収集について契約規定移行が請求されない限り、契約によって研究を行う機関や個人は決められた許可手続きに従わなければならない。使用ライセンスに書かれた条件は、契約テンプレート (boiler plate) に含まれる。

- ・下部の契約者は契約合意の規定に従わなければならない。

- ・このような規定は「資料は指定された場所から持ち出してはならない」という規定を含む。他の場所で資料を使おうとする下部の契約者は、このため別途使用ライセンスを得なければならない。

IES の使用が制限された資料を使って独自の研究を行おうとする契約者は、正式に使用請求書を書面で提出しなければならない。万一、独立的な研究の目的が契約書で言及された資料使用と違う場合、契約者は使用权を獲得するための正式な申し込み手続きに従わなければならない。

④使用許可権申し込み

これは使用が制限された資料の外部使用許可のための、最近の標準的な許可手続きである。

a. 手続きの概要

使用が制限された資料を受ける資格を得るため、申請者は 4 種類型の書類を提出しなければならない。

- ・NCES のコンピュータ申し込みシステムを通じての公式の請求書

(<http://nces.ed.gov/StatProg/instruct.asp>)

- ・許可証

- ・秘密保持誓約書

- ・保安計画様式

申請者は署名された許可証、秘密保持誓約書、保安計画様式を作成して提出しなければならない。そして職員ではない責任者 (Principal Project Officer) が署名した書簡を、IES 資料保安プログラムに提出しなければならない。IES 資料保安プログラムの職員は、提出さ

れた書類の内容を検討しなければならない。

・公式請求書では提出された研究プロジェクトが基本的請求事項を満たしているのか、使用制限資料の保安計画は完全かなどをよく見なければならない。

・機関の申し込みについて IES が知りたい点はすべて、許可証授与の前に書面で解決されなければならない。

すべての必要な情報が受理されて申込が完了し、IES の最終承認を得てはじめて許可証が発給される。まれに IES が、資料の使用先に関する資料や、分析のための研究者が使用可能な資源に関する資料、あるいは検討が必要なプロジェクトの特定部分に関する追加的な資料が求められることがある。許可証発給については Director の決定によってのみ成り立ち、許可証に付与されたすべての権利は Director が書類に署名した日から効力が発生する。

より詳細な資料リストは公式的な請求によって成り立ち、ユーザーに関する情報は IES の電子申し込みシステム (<http://nces.ed.gov/StatProg/instruct.asp>) を通じて収集されることになる。

公式的請求に必要な詳細事項は次のとおりである。

- ・使おうとする資料の名称。
- ・アンケート調査資料にアクセスを要する統計研究プロジェクトについての説明。説明は次の条件を満たさなければならない。
 - あなたの研究はどうして汎用資料を使うことだけでは不十分なのかを説明すること
 - 資料を使うことでしようとする最終研究の目標を説明すること
 - 成果物によって社会に貢献する点は何かを説明すること
 - 資料が説明された統計目的以外に、いかなる行政的あるいは規制目的にも使用されないことを明確にすること

[注] 請求資料のための研究の目的は、収集されたアンケート調査資料の目的と一致しなければならない。

IES の契約あるいは進行業務リストにある使用が制限された資料を使用する場合、申請者は必ず次の情報を提供しなければならない。

*契約番号

*Contracting Office Technical Representative (COTR) の名前

・機関をライセンス条項に合法的に含ませるための十分な権限を持った Senior Official の職名および氏名

・日常的な作業を管理する研究責任者 (Principal Project Officer) の職名および氏名。使用制限許可証と使用が制限された資料を得るためには、および研究責任者として活動するためには大学院博士後期課程相当以上でなければならない。客員教授や学者は研究責任者にならない。研究所に所属している者や分析コンサルティング会社の者は、この役割を遂行するためには共同研究者以上でなければならない (研究責任者は主な資料の使用を含む日常の作

業に対する責任を持つ研究者で、IES 資料保安プログラムに連絡する責任を持つ者である)。

- ・資料の保安を監督するシステム保安管理者の職および氏名
- ・アンケート調査資料にアクセスすることができる専門的技術職員の職および氏名。一般的に、職員は最大 7 人に制限される。制限に対する例外は IES 資料保安プログラムによって認められることとなる。例外を認める文書は IES から受けなければならない(資料に対する請求や既存の許可証に関する訂正は研究責任者のみが請求することができる)。
- ・予想される貸し出し期間。貸し出し期間は 1 年以上 5 年未満ではなければならない。貸し出し期間は IES がライセンスに署名した日付から始める。

作成された許可書類は法的拘束力を持つ。

資料アクセス権を持った者は、秘密保持誓約書を作成しなければならない。

一般的に、IES 職員ではない者が許可を受けた個人識別情報にアクセスを希望する場合は、秘密保持誓約書を作成し、許可を受けた機関を通じて IES 資料保安プログラムに提出しなければならない。IES はプロジェクトごとに 7 人までが資料にアクセスすることを許可する (IES は、申し込み機関のコンピュータ施設監督者も申請した 7 人に含むよう求める場合がある)。

1 ページ分の秘密保持誓約には次の内容を含む。

- ・使用を申請するアンケート調査資料の名称
- ・秘密保持誓約をしないいかなる人にも個人識別情報を公開しないという約束
- ・資料公開に対する処罰
- ・公証人の職印と署名

秘密保持誓約書は文書に列挙されたアンケート調査資料に対してだけ有効であり、アンケート調査資料とそれに応じたすべての成果物に該当する。

公証された書類は IES によって任意に改定されることはできない。列挙されたアンケート調査から得られた結果にアクセスするために、あるいは公証された秘密保持誓約書に列挙されないアンケートの調査にアクセスするためには、他に秘密保持誓約書が作成されなければならない。資料使用機関はプロジェクト関連研究員の異動が生ずる場合、迅速に IES に知らせなければならない。

保安計画様式は資料を保護するための詳細な手続きを含む。

使用制限資料は常に「保安」を維持しなければならない。「保安」とは、個人識別情報が許可を受けてない公開や修正から守られていることを意味する。ただ、連邦機関は保安計画様式を提出する必要はない。代わりに、了解覚書(MOU)にある保安要求事項を守らなければならない。

b. 請求した資料を受ける

成果物は、秘密保持が可能な配達方法や認証を受けたメールを通じて、許可を受けた人に送られる。1 回ごとに、一つのデータベースについて写本を 7 部つけるものとする。改定さ

れたバージョンの資料を受け取る使用許可を持つ者は、メールを通じて、以前受け取った資料を返却しなければならない。データベースの原本や写本は、いかなる状況であっても指定された場所から持ち出したり、交換したりすることはできない。

⑤許可を受けた人に求められる行動

資料使用許可を受けた人は、保安手続きを含んだすべての許可書類および関連資料に明記された条項に責任を負わなければならない。次のような主な行政的要求事項、すなわち、許可証の保管、作成された秘密保持誓約書の写本の保管、研究報告書の提出などに関しては、いつでも実態調査に応じる用意ができていなければならない。

a. 許可証の保管

資料使用権限が付与された研究プロジェクトの責任者は、許可証に含まれたすべての情報に対する責任を負う。

b. 研究出版物の提出

万が一、資料使用許可を受けた者が該当資料のいかなる情報でも出版しようとする場合は、出版前に出版物の見本を IES 資料保安プログラムに提出しなければならない。それが無い場合、IES 資料保安プログラムに、各出版物の最終バージョンの写本あるいは使用許可を受けた資料を活用したすべての成果物を提出しなければならない。

c. 現場の調査

許可証に含まれた規定、保安手続き、予め提出された保安計画などが、適切に施行されているかどうかを確認するために、IES の資料保安職員には資料ユーザーのオフィスを抜き打ちで訪問して、調査することができる権限が付与される。資料ユーザーの違反事項が確認された場合、IES によって直ちに資料使用許可が取り消され、事実が検事に報告される。

d. 資料に対する外部の要請

資料使用権者は、州政府機関や契約者からの資料提供を請求できるよう、他から法的に依頼を受けた場合、あるいは調査やその他の理由による資料提供の依頼を受けた場合、直ちに IES にその事実を報告しなければならない。そして使用権者はその過程を記録として残しておかなければならない。

⑥ライセンスの改正

IES は資料貸し下げ期間に、プロジェクト遂行過程で発生するすべての資料変更事項を把握していなければならない。ライセンスに書かれている条項や規定の変更を希望する場合、資料使用権者は前もって IES 資料保安プログラムに承認請求書を提出しなければならない。すべての意思疎通は、研究責任者(不在時には専任の研究員)によって図られなければならない。資料使用許可を受けた研究員がこれ以上資料にアクセスする必要がないことが報告された場合、資料保安職員はその者の秘密保持誓約書に“無効”と表示することとする。

a. 追加的なデータベースの請求

資料使用権者は許可証原本に記されている内容以外に、他のデータベースへのアクセスを

請求することができる。データベースの請求に関して虚偽と思われる記述があった場合、申請者は IES に必要な情報を提出する必要がある。IES は提出された許可証と補助書類を検討し、すべての請求事項が条件に合致しているとみなされれば、請求された新しい資料を使用権者に送ることとなる。データベースはいかなる状況でも、資料使用権者のサイトから任意に除去されたり、交換したりすることはできない。

示唆点

(1) 情報公開関連のガイドラインを提示すること

College Board と NCES は、法令や規則において情報公開関連規定を明記することにとどまらず、資料ユーザーのための情報公開ガイドラインあるいはマニュアルを作成し、提供している。その中には資料請求が可能な範囲と方法、書式、手続き、費用、使用方法、管理監督、秘密保持誓約および守らなければならない内容、返却方法および手続きなど資料申し込みから返却までのすべての過程を詳しく記述している。加えて、その過程で申請者と資料管理および監督機関がすべきことなどを詳しく説明している。特に、NCES は資料使用契約書、使用ライセンス、秘密維持誓約書、保安計画書などのサンプル資料を詳しく提供しているし、各過程別にチェックリストを作成して、ユーザーや資料提供者が重要な確認手続きを漏れなくできるようにしている。また資料の不法使用に対しては厳格な法的措置が加えられるなど、必ず認識していなければならない法的知識や関連事項を詳細に整理、提示している。

しかし、韓国教育課程評価院を含む公共機関は、情報公開と係わるガイドラインが作成されていない。情報公開の方法や手続き、関連書式などを作成していない機関がほとんどで、資料請求者や申し込み受付者、提供者などが知らなければならない詳細な規定、および手続き等に対するガイドラインやマニュアルを取り揃えた機関はほとんどない状態である。一般国民あるいは研究者が要する資料をすべてホームページ上に常時公開することは不可能だから、多くの人々が個別的に資料を請求しようとする。したがって、今後研究者あるいは一般の人々が情報公開を請求する方法に関して、ガイドラインが明確に提示され、必要な書式や資料のサンプルが十分に提供される必要がある。これは資料公開を請求するユーザーの便宜のためだけでなく、正確な手続きを明記することで、資料公開過程で発生する多様な問題を予め防ぐことができるという効果も期待されるのである。

(2) 資料の特性によって段階的に公開範囲を規定すること

College Board は SAT と PSAT, NMSQT, AP プログラムなどに関する成績および関連資料を公開する際に、全体レベル、機関および教育区レベル、個人レベルなどで資料のレベルを分類し、それぞれのレベル別に資料を提供する範囲と方法が異なるようにしている。全体レベルの資料は常に公開となっている一方で、機関および教育区レベルの資料は 15 以上の学校あるいは教育区の平均した資料だけを提供することになっており、個人レベルの資料も 15 人

以上の平均した得点として情報が提供される。すべての資料提供において一番重要な基準は、学校および教育区あるいは個人を識別することができる情報を含まないことであり、そういう問題を防いだり、解決したりするために 15 以上の学校および教育区、あるいは 15 人以上の個人の得点といった形態で資料を提供するのである。

こうした資料の分類区分による段階的な公開範囲、あるいは公開方法の規定は、韓国の情報公開の現状と相当な違いがある。韓国教育課程評価院が主管する修学能力試験の場合、受験者全体の平均得点が提供されているだけで、地域別あるいは教育区別の成績資料は一切提供の対象とはなっていない。これは法的な規制のためと言うよりは、修学能力試験の社会的影響力が大きいからであると言える。したがって、今後、資料ユーザーに関する厳格な秘密保持誓約と罰則規定が強化されることを前提に、少なくとも研究を目的にする申請者に限定する形で、College Board の事例のように、資料の分類区分による段階的な資料公開の試みがなされなければならないと思われる。

(3) 資料のユーザーに対して正確な確認を行うこと

College Board は合法的な資格を持つ資料請求者に、資料使用の目的と分析に参加する関係者の氏名および肩書き、研究の財政支援機関などを詳細に記録するよう求めている。College Board と締結した最初の使用権契約に含まれない第 3 者あるいは共同研究者に資料を提供したり、共有したりする場合、その人々を含む新しい使用権契約が締結されなければならないし、彼らの氏名および職するなどに関する詳しい情報を提出しなければならない。これについては、韓国教育課程評価院の場合、「行政情報公開に関する規則」を通じて情報公開請求書と情報公開口述請求書の各様式があり、資料請求者はこれを作成して資料管理機関に提出することとなっている。ただし、その内容をよく見れば、資料の申請者に関する人的事項と請求資料、公開形態、資料形態、受領方法、手数料などに対する内容だけを簡単に記すことになっている。

College Board と NCES で資料提供の前に必ず検討することとされている資料使用目的、研究に参加している関係者の氏名および肩書き、研究の財政支援機関などに関する内容は含まれていない。また、資料使用に係わる申請者の秘密保持誓約とこれに違反した場合の罰則規定に関する書類は作成されていない。現在、韓国教育課程評価院を含めた公共機関の資料公開の水準が極めて些細なものとなっているために、敢えてそのような書類を作成したり、保安手続きが整備されていなくても大きな問題とはなっていないが、今後、情報公開の範囲が広がり、より多くの人々が情報公開制度を活用するようになれば、資料申請者以外に公開された資料を使う者、資料使用目的、利害得失が制限されている機関などに関して十分な事前調査を行わなければならないし、その内容と手続きを詳細に規定する必要があると考えられる。

(4) 徹底的に資料を保管すること

College Board は、最初に締結された資料使用権契約内容以外の目的で資料が使用されたり、公開されたりすることを法で厳格に禁止しているし、College Board のホームページに掲載された資料の無断借用掲示または許可なしにその資料を印刷することを禁止している。

一方、NCES は資料申請者に使用許可権の発給をしているし、このために資料使用申込書、申し込み関連の必要書類、秘密保持誓約書、保安計画書などを提出するようにしている。資料使用申込書には資料申請者と研究の目的、研究責任者および研究員の氏名、資料保安管理者の氏名、などが含まれている。資料にアクセスするすべての人々に、秘密保持誓約書にサインするよう求めているし、研究責任者は NCES で提供する資料の保安のための緻密な計画を立てて提出するよう求めている。途中、研究員が追加あるいは減少した場合、人的事項だけではなく秘密保持誓約書も更新するよう規定しているし、資料使用契約も修正しなければならない。なお NCES では、資料使用許可証に明示された規定、保安手続き、保安計画などが適切に移行されているかどうかを検証するために、抜き打ちで現地実態調査ができることを規定している。その他、資料使用期間の満了以後は、資料返却だけではなく、資料を使ったコンピュータを初期化するとともに、これを通じて生成された 2 次資料とその他すべての関連資料を破棄するよう規定するとともに、これを公証しなければならないとしている。

College Board や NCES は、韓国教育課程評価院を含めた韓国の公共機関が提供する資料に比べ、広範かつ多様であり、個人および機関識別情報を除いた比較的詳細な資料を提供しているために、保安規定が非常に徹底的で多様な安全装置のようになっているのであろう。韓国の現在の状況においては、このような保安規定は必要ないかもしれないが、今後、情報公開が促進され詳細な資料が公開され始めたら、韓国教育課程評価院を含む韓国の公共機関も College Board や NCES が準備しているような多様な保安規定と手続きを整備する必要に迫られることになるだろうと思われる。

IV. 韓国教育課程評価院の情報公開の現状

韓国教育課程評価院(以下、評価院)は独立されたホームページを運営しているし、これを通じて多様な情報を一般に公開している。

ホームページを通じて公開されない資料の場合、国政監査やその他の情報公開請求を通じて該当資料の公開の可否を審議することとなっており、公開可能な資料の場合、合法的な手続きを経て資料を提供している。

本章では、評価院のホームページに公開されている各種資料の現状を把握して、資料公開の範囲や公開された資料の意味を詳しく分析する。そして、請願請求事項と国会議員の資料提出請求リストを分析することで、評価院が追加的に常時公開する必要性のある資料は何かを検討する。

1. ホームページにおける情報公開の現状(注9)

評価院ホームページ(www.kice.re.kr)は大きく6つの領域で構成されている。公示事項、または報道資料などを掲示している「お知らせ広場」領域、評価院の研究実績を公開して自由に報告書を閲覧することができる「研究広場」領域、評価院の主要業務を紹介して関連資料や過去問題などを掲示する「情報広場」領域、評価院の主要業務に対して一般の人が自由に質問したり、よく質問される事柄を整理する「開かれた広場」領域、大学修学能力試験に関する資料を詳しくみることができる「大学修学能力試験」領域、機関の特性および現状資料を含む「'KICE'」領域などがある。以下では、各領域の情報公開の実態を詳しく見ることとする。

ア. お知らせ広場

お知らせ広場は公示事項と報道資料、入札公告、常時案内など4つの部門に区分されている。公示事項には計39件の資料が掲載され、一番古い資料は2002年の資料である。その中で一番多いのは大学修学能力試験(以後修学能力)に係わる掲示物だが、2006年以降は1件も資料が掲載されていない。過去には報道資料に対する公知が告知事項掲示板に掲載されたが、2006年以降は報道資料掲示板と上位メニューの大学修学能力試験領域の掲示板で資料が分散して掲示されたからである。珍しいことに、過去の告知事項が随時削除されているのに、2009年1月中旬現在で、2008年までの資料は26万件が残っていた。

(注9)評価院ホームページの資料現況は2008年12月31日現在。

全体報道資料の83%を占める54件の掲示物が修学能力に係わることだったし、その他韓国語能力試験と学業到達度評価結果、TIMSS結果に対する報道資料などがそれに続いていた。修学能力出題委員選定方針に関する資料の公開は2004年に一回あっただけで、それ以降は1件も関連資料が公開されなかった。そして修学能力を除く他の試験に対する報道資料が掲載されることはまれであった。評価院で主管する大部分の試験が定期的に行われていることを考えれば、試験に係わる報道資料も定期的に掲示されなければならないが、実際はそうではなかった。また一部の資料については、添付ファイルが開けない場合があったり、年度順に羅列されておらずユーザーに混乱を与えていた。

入札公告掲示板には2008年に4件の資料が掲示されていたが、2009年1月に入り2008年資料はすべて削除されており、2009年の掲示資料だけが残っていた。

2008年12月31日現在で資料の掲示の状況をみると、2008年以前の資料が一件もなかったが、このように過去の資料は削除するという慣行があったためだと思われる。

また、案内掲示板には評価院ホームページの使用についての基本的事項などが掲示されている。

イ. 研究広場

研究広場は大きく研究報告書、研究レポート、教育課程評価研究、教育広場、過去問題、KICE 研究グループなどで構成されている。研究報告書部門を先に見れば、教育評価関連研究が 182 件で一番多かったし、セミナー関連資料 167 件、教育課程関連研究 159 件、教授-学習関連研究 128 件などがこれに続いた。一方、教育課程評価の国際比較関連研究は 2002 年以後資料が掲示されておらず、入試制度関連研究は掲示された資料が一つもなかった。その外にも政策課題関連研究、教育情報化関連研究、基礎研究および機関発展関連研究などは掲示された研究成果が非常に少なかった。さらに、掲示された研究報告書の中には年度順に羅列されていないものまで混ざっていて、ユーザーの混乱を引き起こしている。

研究レポートは、手短な研究集録の資料で、10 ページ程度の報告書から構成されている。先に見た研究報告書と同じく、教育課程研究に関する研究集録が 60 件で一番多かったし、教育評価関連研究 56 件、教授-学習関連研究 31 件などがこれに続いた。

ところが「研究レポート」に掲示されているかなりの数の研究集録は、「研究報告書」の該当の領域に完全な報告書が掲載されていて、重複掲示されていた。一方、「研究レポート」に研究集録が掲示されているにもかかわらず、「研究報告書」の 掲示板に報告書が掲示されていない場合もあった。一部の報告書は、年度順に掲示されていないためにユーザーの混乱を重複加重させていた。

「教育課程評価研究」は 1998 年に創刊され年間 2 回ずつ刊行されてきたており、各号の研究論文を PDF で掲示していたが、2002 年の資料が抜け落ちされている以外はすべての資料が掲示され、計 260 件の PDF 資料が一般に公開されている。

「教育広場」は 30 号まで刊行されているが、ホームページでは第 1~6 号が抜け落ちされていて、資料が刊行順に羅列されていなくてユーザーにとって不便である。

「過去問題」および「正解」掲示板上には、評価院で主管するすべての試験の過去問題が公開されている。修学能力問題紙は実際の修学能力試験と模擬試験に分けられている。実際の修学能力試験については、1994 年度以降の問題用紙と正解が 2006 年から公開されている。また、模擬修学能力試験については、2004 年度以降の問題用紙と正解が 2008 年から公開されている。その他、専門研究要員選抜試験と国費留学生選抜試験、高入高卒検定試験は 2000 年度以降の問題紙と正解が公開されているし、高入選抜考査は 2001 年度以降の資料、幼稚園/初等/特殊学校教師任用試験と中等教師任用試験、初等学校 3 年生診断考査は 2002 年度以降の資料、そして初等、中学、高校の学業到達度評価は 2003 年度以降の資料が公開されている。

ところでこのような過去問題は、次で説明する「情報広場」の業務分野別ページにそのまま重複掲示されている。過去問題自体は確かに評価院の研究成果だと言えるが、「情報広場」に評価院が担当している評価分野業務が詳しく説明されているので、その中に過去問題を掲載するのがより望ましいと思う。したがって、「研究広場」に別途過去問題のページを置く

特別な理由がないのなら、一部調整が必要であろう。

KICE 研究グループページは、15 件の分野別研究室で行っている研究活動関連の資料やその結果を掲示するためのものである。しかし実際に掲示されているほとんどすべての資料は教育課程改正試案および指針であり、またそれも 2006 年に集中して掲示し、他の年度にはほとんど資料が上がっていない。なお、教育評価研究室と教育方法研究室は掲示された資料が一つもなかった。

ウ. 情報広場

「情報広場」では評価院が担当している業務分野別に、掲示板を通じて関連資料を掲示している。情報広場は教育課程教科書分野、教育評価分野、KICE 教授学習開発センター分野、国家考査分野、中等教師任用試験分野、英語教育政策研究センター分野、KICE 国際教育動向分野などに区分されている。しかし、それぞれの分野が評価院の部署編成に基づいているのか、あるいは研究分野別に並べたのかが明確ではなく、担当部署や担当者が明示されていないために問い合わせ先がわからないという状況になっている。このため、問い合わせのあるユーザーは質疑応答掲示板を捜して質問しなければならないが、一部の領域では質疑応答が不可能となっている。

①教育課程および教科書分野

「教育課程および教科書分野」は国家教育課程と教科書、在外同胞教科書などに係わる資料を提供していて、教科書掲示板と教育課程掲示板、国家教育課程、検定教科用図書、在外同胞用図書などの下位ページで構成されている。ところでこれら下位構成要素は教育課程と教科書領域が混在しているため、ユーザーが混乱する原因となっている。また、教育課程掲示板はあってもそこにはまったく資料が掲示されておらず、国家教育課程ページに教育課程に係わるすべての資料が掲示されている。

国家教育課程ページの中に「教育課程研究開発報告書」という掲示板があって、教育課程開発に係わる 2004 年度以降の研究報告書 106 件が公開されている。問題は、前述の「研究広場」という上位メニューに、教育過程研究関連の「研究報告書」ページがあるという点である。「情報広場」の国家教育課程の中の「教育課程研究開発報告書」ページと、「研究広場」の教育課程研究関連の「研究報告書」ページを比べると、重複して掲載しているものや一方にだけ掲載されているものがあつた。ホームページを訪れたユーザーが、これら 2 か所を閲覧しない限り、必要な資料を捜すことができないというケースも想定される。

②教育評価分野

「教育評価分野」は、国家水準の学業到達度評価と初等学校 3 年生対象の診断評価に関連した資料を含む。課題紹介ページを通じて、各評価の施行根拠と目的、評価内容および方法などが詳しく説明されている。掲示板には学業成就評価の国内および国際比較ページがそれぞれ用意されていて、TIMSS と初等学校 3 年生診断評価ページ等がある。しかし、4 つの

下位メニューで構成された掲示板に上がっている資料は5件に過ぎない。一部関連資料の場合、「報道資料」ページに公開されていることはあるが、各試験の応試、結果、国際比較など公開可能な資料、あるいは一般の人が要する資料がもっとあるはずであるが、「教育評価分野」ページの掲示板にはほとんどそういう資料が掲示されていなかった。教育評価に対する資料公開がより積極的に行われる必要があるように思われる。

③国家考査分野

「国家考査分野」は専門研究要員選抜試験、国費留学生選抜試験、韓国語能力試験、高入高卒検定考試、高入選抜試験、幼稚園/初等学校/特殊学校教師任用試験などで構成されている。同様に国が主管する試験でも、中等教師任用試験と大学修学能力試験は国家考査の下位領域に含まれていないのに、試験の重要性から別扱いしていることは理解できるにしても、やはりユーザーの混乱を引き起こす可能性は排除できない。

各試験の種類別に説明ページと資料公開のための掲示板、過去問題ページなどが作成されているが、韓国語能力試験は別にホームページを開設して、受験情報と資料室、質疑応答、成績確認、成績証明書再発給申し込み、払い戻し請求などのサービスを提供している。先に指摘したように、評価院で主管する試験の過去問題は「研究広場」の過去問題ページでも提供していて、重複掲示されているという問題を抱えている。

そして、各考査別専用ページは用意されているが、ホームページのユーザーが該当の評価領域に関して質問することのできる窓口は用意されていない。ユーザーが当該領域に対して質問できる空間については、次の項で分析する。「情報広場」の内容を見ればできる質問を、「開かれた広場」の当該領域を捜して掲示板に質問をしなければならないというのは、ホームページのユーザーの立場から見れば手続きとして煩わしいと言える。

過去問題の場合、別途ホームページを開設している韓国語能力試験が2006年度以降の資料を公開していることを除いて、大部分の評価分野について2002年度以降の過去問題が公開されている。2005年度以前については、過去問題の大部分が2005年にホームページを通じて公開された。以後多くの評価領域で、2006年度の問題が2007年3月より多少後に公開されたことを除き、大部分当該年度にすべての問題が公開になっている。

幼稚園/初等学校/特殊学校教師任用試験領域の掲示板は、掲示された資料が公開時期別に整理されていないため、使用するのに不便であると思われる。

④中等教師任用試験分野

「中等教師任用試験分野」の掲示板は2005年から資料が掲示されているが、試験が毎年あるにもかかわらず資料は必ずしも定期的に掲載されていない。過去問題は2002年度資料から公開され、2005年度にそれまでの過去問題がすべて公開された。そして2006年に公開されなければならない2007年度任用試験資料は、ほとんど大部分が3か月後の2007年2月末に掲示されている。

⑤英語教育政策研究センター

「英語教育政策研究センター」のページには2つの英作文自動採点システムと、1つの学習教材メニューで構成されているし、3種類のメニューすべてが別のウェブを通じて資料を閲覧するように設定されている。しかし、2007年英作文自動採点システムは研究目的のデモバージョンで一般の人が使うにはコンテンツが十分ではないし、2008年英作文自動採点システムはすべてのコンテンツがまともに作動していない。マルチメディア電子英語学習教材も、level3にあたる内容だけが提供されている。一般に公開されているとは言え、ほとんどのコンテンツがまともに作動しなかったり、内容が十分でないなどの問題があり、評価院ホームページを訪問する一般ユーザーがその公開目的について疑問を持つようなものになっている。

今までの他の評価領域の場合、「情報広場」で資料を閲覧している途中で質問が生じた場合、「開かれた広場」の当該領域に用意されている質問用の掲示板を利用することができたが、英語教育政策研究センターの場合「開かれた広場」に当該領域に関する質問用の掲示板が用意されていないため、ユーザーにとっては多少不便であると思われる。

⑥KICE 国際教育動向

「KICE 国際教育動向」領域は、海外教育課程評価情報と研究員のプロフィールページで構成されている。海外教育課程評価情報ページは教育課程動向と教育評価動向、そしてその他の内容を扱う掲示板で構成されているが、3種類とも資料が1つも掲示されていなかった。評価院ホームページに国際教育動向の資料を掲載したページが他にはないことから、多くの研究員がいるにもかかわらず海外教育課程評価情報ページの掲示板が空であることは多少問題である。

プロフィールページには、院内研究員と海外委嘱研究員の氏名、専攻、連絡先などが紹介されている。海外委嘱研究員の場合、所属国名が記載されているので、関連する国の資料を必要とする研究者やホームページ訪問者には有益である。

しかし、院内研究員全員および海外委嘱研究員の一部については、携帯電話番号も公開されていて、彼らのプライバシーが侵害される恐れもある。

一方、先にみた英語教育政策研究センターと同様に、KICE 国際教育動向は「開かれた広場」の下位領域には含まれておらず、ホームページのユーザーのための質問のための掲示板もない状態である。

エ. 開かれた広場

「開かれた広場」は、評価院の業務分野別にホームページのユーザーたちが質問ができるように用意された空間である。大学修学能力試験と教育課程、教科書、教育評価、国家考査、教科教育、英語教育政策など7個の下位領域で構成されているし、各領域のページにはFAQとQ&A 掲示板が用意されている。しかしFAQ ページには掲示された資料がまったくなかったし、資料があるいくつかのページの場合であっても内容があまりなかった。FAQ 掲示板はホ

ホームページのユーザーがよくする質問に対する回答をあらかじめ提示することで、ユーザーの便宜を図っているが、今後は Q&A 掲示板によく登場する質問を分析して、FAQ 掲示板に回答を掲示すべきであると思う。

①大学修学能力試験

2008 年までに修学能力 Q&A 掲示板に上って来た質問は 48,320 件にのぼる。年度別に掲示された資料を分析しようとしたものの、資料が膨大でホームページのプログラムに悪影響を及ぼす問題が発生したため、2008 年までに掲示された質問件数を提示することに満足しななければならなかった。また、評価院のホームページを訪問する多くのユーザーが Q&A を通じて質問しているが、FAQ 掲示板に掲示されている資料は 3 件に過ぎなかった。

Q&A 掲示板の質問はかなりのものが似たような内容であったことから、今後の Q&A 掲示板の質問を分析して、よく上ってくる質問については FAQ 掲示板に回答を提示することが必要であろう。

「開かれた広場」や修学能力に関する質問の大部分が、より上位メニューである「大学修学能力試験」というページに掲示されている点も問題である。「大学修学能力試験」メニューの下位領域にも掲示板があることも問題であるが、これは評価院側で関連資料を掲示するための空間であり、修学能力に関する質問のあるユーザーは「開かれた広場」の「大学修学能力試験」ページを捜して、質問しなければならないのである。

②教育課程

教育課程に対する質問は 2006 年度から見られるようになり、年間 200 件余りの質問が寄せられているが、FAQ 掲示板には掲示された資料が一つもなかった。

③教科書

教科書に対する質問は 2008 年度において 17 件に過ぎなかったが、他の評価領域に関する質問のほとんどが管理者から回答されているのと異なり、この 17 件の質問の約半数については回答が示されていなかったし、他の評価領域と同様、FAQ 掲示板には掲示されている資料がなかった。

④教育評価

教育評価領域は 2003 年以後 1,095 件の質問があったし、質問件数が徐々に増えて 2008 年には 332 件の質問が寄せられた。かなり多い数の質問が記録されたにもかかわらず、FAQ 掲示板には 2003 年に教育評価関連の 9 件の資料が掲示されて以来、1 件も資料が更新されていない。

⑤国家考査

国家考査領域は中等教師任用試験、専門研究委員伝録試験、国費留学生選抜の試験、高入高卒検定考試、高入選抜試験、幼稚園/小学校/特殊教師任用試験などで構成されている。「情報広場」では中等教師任用試験領域が国家考査と独立された領域に提示されていたが、「開かれた広場」では国家考査の領域に含まれていてユーザーの混乱を引き起こす可能性がある。

国家考査領域に掲示されている FAQ 事例と Q&A 事例の合計は 6424 件で、掲示板が活用されている。そのうち専門研究委員選抜試験領域の Q&A が一番多く、中等教師任用試験と高入高卒検定考試、幼稚園/小学校/特殊教師任用試験順序で質問が活発だった。しかし一般からの質問がこのように多かったにもかかわらず、FAQ 掲示板はほとんど活性化していなかった。このうち中等教師任用試験領域に 17 件の FAQ が掲示されていただけで、国家考査領域のすべての下位評価項目の FAQ 掲示板には資料が存在しなかった。

⑥教科教育および英語教育政策

教科教育と英語教育政策領域ページの場合、FAQ と Q&A 掲示板に掲示された資料が一つもなかった。特に、教科教育領域は Q&A のための掲示板さえ開設されていない、ホームページユーザーの質問機会が設けられていない。

オ. 大学修学能力試験

「大学修学能力試験」メニューは紹介と掲示板、過去問題、受験番号問い合わせ、修学能力出題人材バンク、修学能力成績表発給などで構成されている。このうち、受験番号の問い合わせと修学能力成績表発給ページは別のホームページで運営されているし、個人情報を扱うところなので、この分析対象からは除く。

修学能力試験および模擬修学能力に係わる資料を公開する掲示板は、活性化しているほうである。お知らせ広場の告知事項や報道資料ページを通じて、かなりの件数の資料が公開されているし、修学能力試験に有益な多様な情報も一緒に提供している。ただ、一部の資料では、掲示された年度順に整理されていないために、多少はユーザーの混乱を引き起こす可能性がある。

過去問題は実際の修学能力試験と模試を区分して資料を公開しているが、掲示された資料すべてが「研究広場」の過去問題ページに重複掲示されている。

カ. KICE

「KICE メニュー」は院長のあいさつの言葉、設立目的および沿革、組織および部署、経営目標、目標/哲学/掛け声、経営公示、研究事業、広報館、ギャラリー、交流協定機関などで構成されている。

評価院全般に対する情報が比較的詳しく説明されているし、設立目的および沿革、組織および部署、経営目標などは公開された資料を通じて評価院の特性が、比較的分かりやすく構成されている。

しかし、経営公示領域の委員会運営現況は、2005 年開催以後掲示された資料がない。経営革新領域に公開された経営革新計画および重点推進課題資料は、あまり整理されていない資料形態となっていて、ユーザーがその内容を把握し、理解するにはかなり難しい印象を与えている。各下位領域別では資料を順番に整理して提示することで、資料をより精練して公

開する必要があるように見える。

評価院長の業務推進費内訳の場合、1年に2～3回に分けて数か月の現況をまとめて掲載しているが、資料が公開された時点と資料の内容に相当な時間差がある。また、2008年1～4月の業務推進費内訳は添付ファイルが抜け落ちている。

研究事業領域は事業計画と研究事業掲示板で構成され、事業計画は教育課程部門、教授学習部門、教育評価部門、大学修学能力部門、研究関連事業、英語政策研究センターなどに細分化されている。このように各部門別に研究事業計画が簡単に整理されているが、該当の事業がいつどんなふうを開始されたのかとか、いつ研究報告が提出されたのかなどの情報は提供されていない。研究事業掲示板も多様な研究に関する手短な説明が提示されているだけで、研究日程や進行状況、研究報告書などに関する情報は提供されていない。さらに、「研究広場」の研究報告書ページで、事業計画と研究事業掲示板に整理されている研究題目で検索すると、かなりの研究について報告書が公開されていないことがわかった。

最後に、交流協定機関メニューには、評価院と交流協定が締結された機関のリストと協定内容が手短に整理されている。しかし2006年3月に協定締結機関のリストが整理されて以後、追加協定締結機関に関する資料が整理されていない。2006年以後新しく協定が締結された機関がないのかどうか、これではよくわからない。

2. 資料公開請求の現状

評価院ホームページには多様な資料が公開されているが、すべての人々が知りたい事を解決してくれるには不十分である。これを補うために、評価院では情報公開請求制度を施行している。情報公開請求類型は大きく二つに区分され、一般からの情報公開請求申し立てと国会議員の国政監査資料提出請求がある。以下では、2007年1月から2008年7月の間に申請された一般からの請求と、2008年6月から同年10月の間に受付された国会議員の国政監査資料提出請求内容を分析して、今後、評価院ホームページで追加公開が必要な情報を検討する。

ア. 一般からの請求

一般から申し立てられた情報公開請求は大きく修学能力試験、模擬修学能力試験、教科書検定、中等教員任用試験、その他などに区分される。修学能力試験の場合、願書受付結果および採点結果が毎回報道資料として公開されている。願書受付の結果については、学生の受験資格(在学、卒業、検定考試など)別、性別、選択領域別志願者現況が分析されているし、採点結果分析資料については系列別、選択領域別受験者数と点数が分析されている。したがって採点結果分析でも、性別による分析資料を含む願書受付結果と比べることが必要となる。一方、模擬修学能力試験の場合、採点結果は報道資料として提供されているが、志願者現況分析資料についてはホームページを通じては提供されていない。また模擬修学能力試験の

採点結果に関する報道資料も、実際の修学能力の報道資料様式同様、性別による分析資料が含まれていない。

また、修学能力成績の管理規定や規則は評価院ホームページでは公開されていないが、公開が法的に問題なければ、「大学修学能力試験」メニューを通じて関連規定を公開することも国民の知る権利として意味があるように思われる。その他、出題者や正解異議申立関連、領域別成績分布資料への請求があったが、これらはすべてホームページを通じて資料が提供されている。ただし、修学能力試験の原点数は規定上公開が不可能な資料となっている。

教科書検定に対する情報公開の請求としては、教科書執筆期間、検定審査料算定方法、教科書検定関連研究報告書公開などがあった。ほとんどの資料は、すでに「情報広場」の教科書掲示板を通じて公開されているが、ホームページの構成がわかりにくく、該当の資料を捜すことができなかつたために請求されたものであろう。今後、ホームページの構成をユーザー中心に改編することが必要である。

イ. 国会議員資料提出請求

2008 年度国政監査期間に受理された国会議員の情報公開請求は、評価院運営、監査、主要評価業務、研究事業、その他などに大別される。それぞれの資料に対する請求回数を表VI-16の右側に示した。公開請求資料が非常に多いだけでなく、ホームページ上に公開されているものや公開する必要がないものなども多数含まれているため、以下では、評価院ホームページ上で、今後常時公開が必要と思われる資料に限定して分析する。

事業計画部分のうち、年間主要事業推進実績に対する資料公開請求があった。現在評価院ホームページには KICE メニュー内に研究事業領域があり、業務領域別に事業計画と研究事業に関する資料が一部公開されている。しかし、事業計画は年度別に提示されておらず、業務領域についてはほとんど提示されていないため、年間どのような事業を重点的に推進しているかわからない。研究事業については、関連資料が散発的に掲示されているのが現状である。したがって、評価院で重点的に推進しようとする事業あるいは研究を年度別に提示して、このような目標を自己評価に活用したり、評価準拠で活用することも考えられる。賃金および人事領域には、評価院規定に関する請求が多数含まれている。賃金部分では 19 人の国会議員が院長および職員給与支給基準について請求したし、12 人の国会議員が成果給の支給規定を請求した。人事部分では 5 人が職員採用および退職規定について、2 人が職級別最小資格基準を、2 人が福利厚生制度に対する情報公開を請求した。現在のところ、評価院ホームページには該当の資料が公開されていない。韓国では大学のほとんどが当該機関の規則あるいは運営に必要な諸規定を掲示していることを考えると、評価院も上で言及した内容を含む規定をホームページで、どんな基準によって運営されているかを公開する必要があると思う。

多くの国会議員が、人事領域の中で職級別および身分別職員現況と学位取得現況、休職者

現況など職員現況に関する資料を請求している。現在、評価院ホームページでは KICE メニューの組織および部署領域に組織図と該当の部署の所属研究員、主要略歴などが詳細に公開されている。しかし職員個々について調べるためには、一人一人の職員の氏名をクリックして、主要略歴を確認しなければならないため、多くの人々が評価院に属した研究員たちの卓越な力量に関する情報を入手するにはかなり手間がかかる。したがって、組織および部署領域の適当な位置に、評価院所属研究員を一目で調べることができる統計資料、すなわち人員現況と学位所持現況、研究実績、訓褒賞現況などを公開することも考えられよう。

出張および研修分野のうち、国費留学生選抜関連資料を請求した国会議員は 10 人にのぼった。評価院ホームページ「情報広場」には国家考査メニューがあり、その下位領域で国費留学生ページが用意されている。根拠法令、受験資格および制限、選抜人員および合格基準等国費留学生選抜に係わる一般的な事項は比較的詳しく説明されているし、掲示板を通じて公開されている国外留学生選抜試験施行要綱資料に国会議員が請求する資料のほとんどが含まれている。ただ、奨学金の額や支給期間、留学中および帰国後の義務、中途放棄者への対応など、規定に明示されていないものや更新されていない事項は、紹介ページを通じて詳細に情報を提供する方法も検討する必要があるだろう。あわせて、国家別国費留学生現況、国費留学生論文および研究報告書などに関する資料を提供することも必要である。

監査領域の自主監査関連資料は 3 人の国会議員が公開を請求した。自己評価の本質的意味は、当該機関が自らを評価して今後の発展計画を策定するのに有用な情報として使用することにある。しかし、「改正高等教育法」および「高等教育機関の自己評価に関する規則」は、2009 年からすべての大学が最低 2 年に 1 回ずつ自己評価を実施するように規定しているし、その結果を公示して学生と保護者に情報を提供することを義務化している。このような一連の流れを考慮すると、国家レベルの多様な評価業務を担当している評価院も情報公示と機関の自己評価および情報の公開という大きな流れに逆らうことはできない。時代の動きを見越して、自主監査制度を補うために領域を拡大し、自己評価の方法を準備し、その結果をホームページに公開することで評価院の多様な努力とその結果、そして支援が必要な部分について社会に示すことができると考えられる。

評価院の主要評価業務の中に韓国語能力試験がある。国会議員 9 人は韓国語能力試験の受験者現況、評価結果などに対する分析資料を請求している。韓国語能力試験は評価院ホームページではない別のホームページを通じて関連資料が公開され、受験者たちのために有益な情報を提供している。しかし、評価院ホームページや韓国語能力試験ホームページ両方とも、国会議員が請求した資料を作成していなかった。韓国語能力試験は外国人から高い関心を得ているし、一般からも評価院の主な評価業務の一つとして認識されている点を考慮すれば、韓国語能力試験に係わる多様な統計資料が整理され、公開される必要があると思う。ホームページを通じて関連資料を常時掲示し、新しい試験が実施される度にアップデートをすることが一番理想的であるが、これが難しい場合でも、少なくとも報道資料の形態で関連統計資

料を提示する工夫が必要である。

小学校3年生を対象にした基礎学力診断評価と国家レベル学業到達度評価、および国際比較評価なども評価院の主要評価業務である。これらの評価の現状および結果分析に対する資料を請求した国会議員は3人だった。評価院ホームページで上の3種類の評価関連資料を含むページは、「情報広場」の教育評価領域と「開かれた広場」の教育評価領域である。これら評価に関する分析資料は公開されていない。

ウ. 今後

「研究広場」の研究報告書メニュー内にある教育評価関連研究掲示板で、上述の評価に関する研究報告書が提供されているが、これは一般の人たちにとって膨大な量の研究報告書をいちいち見なければならぬという点で、非常に不便である。また、試験ごとに研究報告書が執筆されなければ、一般の人たちは試験に対する情報を得る機会がないと思わなければならない。したがって、評価の実施の都度、該当の評価領域の掲示板や報道資料掲示板に受験現況と評価結果などに対する手短な分析資料を公開することが必要となる。

研究事業領域は、評価院の研究事業に関する国会の資料提出現況を整理したものである。評価院ホームページのKICEメニュー下位領域に研究事業ページがあるが、評価院業務部門別事業計画と研究事業関連資料が掲示されている国政監査期間に、50余の建議関連資料提出請求があった。国会議員が請求した資料はすでに評価院ホームページに公開されているものもあるが、問題はその資料がホームページのあちこちに散在していて探し難いという点である。なお、業務部門別事業計画は年度別の提示にはなっておらず、研究事業計画は各事業別で簡単な説明のみとなっている。自体研究、受託研究、協同研究などに対する現況分析資料は掲示されていないし、各課題別研究陣現況、各課題別研究報告書刊行の有無などに関する資料も探すことが難しい。さらに、研究員1人当りの研究件数や、研究課題の現況、研究員研究論文実績などに関する分析資料も提供されていない。「研究広場」の研究報告書ページを通じて多様な研究報告書が公開されているが、評価院で実施された研究事業のすべてで報告書が作成されているのかどうかを調べることができる資料は提供されていないし、終了しなかった研究があるのかどうかや、未発表の研究報告書があるのかどうかも調べにくい。評価院は主として評価事業を行う機関ではあっても、同時に評価に係わる多様な研究を行わなければならない国の研究機関でもある。したがって、評価院で行われている多様な研究事業現況と研究結果物を公開することは、評価院の選択的な事項というよりは義務的な事項と言える。研究関連情報を提供するための多様な方法が、模索されなければならない。

最後に、評価院で開催している多様な国内外の行事に関する案内は「お知らせ広場」の告知事項を通じて随時で提供されているが、その間開催した行事の現況とその内容が一目でわかる資料は提供されていない。このような資料の提供は国民の知る権利の保障という側面もあるが、多様な国内外の行事開催実績は評価院の成果でもある。したがって、単純な行事の

案内に止めてはいけないうし、1年の間の行事实績を分析してその結果を公開する努力も必要であろう。

3. 韓国教育課程評価院の信息公开に関する規則分析

ア. 規則現状

韓国教育課程評価院は、信息公开に係わって行政信息公开に関する規則を制定して運営している。同規則を、公共機関の信息公开に関する法律と東法施行令、行政安全部の施行規則に係わって規定していることを概略的に示したものが表 IV-17 である。

イ. 規則相議特徴

韓国教育課程評価院の行政信息公开に関する規則は、公共機関の信息公开に関する法律および施行令、そしてその以外の関係法令によって、韓国教育課程評価院の情報を公開する上で必要な事項を規定するために制定施行されている。規則上の主要事項は次の通りである。

第一に、韓国教育課程評価院の信息公开関連業務を総括調整するために、信息公开責任官を指定して信息公开関連部署を指定している。

第二に、韓国教育課程評価院が保有管理する情報に対する公開の原則と信息公开制度の活性化のために、信息公开教育とホームページなど関連システムを整備するようにしている。

第三に、自発的な信息公开のために、情報の範囲と公表方法、公表部署、情報リストの作成、具備などに関して規定している。

第四に、関連法律による韓国教育課程評価院の非公開対象情報の詳細基準において明らかにされている点としては、非公開対象情報は ① 韓国教育課程評価院の基本および受託研究事業として意見集約中、または調整中の事案であるため、公開時業務遂行に差し支えのある情報、② 人的事項が公開されることで個人のプライバシーが侵害される恐れがある事項、③ 韓国教育課程評価院研究および運営事項の中で国家機密に係わるとか、出演または特定企業または企業人の利害関係に重大な影響を及ぼす可能性のある事項、④ 受託課題の中で委託機関(者)からの非公開要求がある場合、⑤ 機密を保持しなければならない事業に対する具体的情報として、人物を特定できる個人に関する情報や、公開される場合正常な事業遂行に重大な影響を与える情報、⑥ 韓国教育課程評価院委員会関連資料の中で、公開にあたって利害関係者に混乱をもたらす恐れがある場合や、あいさつに関する情報として委員会の議決において非公開が決まった案件、⑦ 韓国教育課程評価院研究資料管理規則の中で保安資料で分類された研究物および研究産出物、⑧ その他公開時業務遂行に著しい差し支えのある情報や、特定の人の利益を侵害する恐れがある情報として、信息公开審議会で非公開と決められた情報がこれに当たる。ただし、公開請求された情報が上の各事項に含まれる部分と公開の可能な部分が混合している場合には、公開請求の主旨に違わない範囲において2つの部分を分離することができる時には、上の各事案にあたる部分を除いて公開するようにしている。

第五に、情報公開のための情報公開審議会を構成して機能、運営などに関する規定を置いている。

第六に、情報公開請求者が情報公開に係わる非公開または部分公開の決定に対して不服がある時には、韓国教育課程評価院から情報公開可否の決定通知を受けた日、または情報公開が請求された日から 20 日以内に公開可否を決めずに、非公開の決定なされた日から 30 日以内に韓国教育課程評価院に規定された様式の文書で異議申立ができる。そして韓国教育課程評価院は異議申立があった日から 7 日以内に、その異議申立に対してその結果を請求者に文書で通知しなければならない。ただ、やむを得ない事由で決まった期間以内に決めることができない場合には、その期間の満了である翌日から起算して 7 日以内の範囲に延長することができるが、延長事由を請求者に通知しなければならない。また請求者は異議申立が却下または棄却の決定が出れば、関連法律に基づいて行政審判または行政訴訟を申し立てることができる。ちなみに、大学修学能力試験および任用試験を含む各種評価に関して、このような事例が発生している。

第七に、情報公開の請求を受けてから 10 日以内に請求内容、関連法令などを総合的に検討して、公開可否を決めなければならない。そして非公開情報に当たる情報中やむを得なく公開可否を判断しなければならない場合、情報公開審議会の審議を経た後公開の可否を決めなければならない。

第八に、情報公開の請求がある時には、請求を受けた日から 10 日以内に公開可否を決めなければならない。やむを得ない事由で決まった期間以内に公開可否を決めることができない時にはその期間の満了である翌日から起算して 10 日の範囲内で公開可否決定期間を延ばすことができる。情報公開を請求した日から 20 日以内に公開可否を決めない場合には、非公開の決定と見なされる。

第九に、情報の公開は情報の形態によって異なる。請求された情報の公開は請求者である本人またはその代理人が行うが、その身分を確認しなければならない場合と、そうではない場合がある。

第十に、直ちに公開可能な情報は手続きを経ずに公開しなければならないし、またその情報を公開する場合には、請求者は情報公開および郵送などの経費を現金で納付しなければならないが、その後これを減免することができる。

V. 韓国教育課程評価院の教育情報公示および公開運営方案の模索

1. 基本方向

教育関連機関の情報公開は、大きく 2 つの部分から成り立っている。

すなわち、ホームページを介する自発的な情報公開と、ホームページに公開されていない情報に対する情報公開請求による情報公開がそれである。したがって、評価院の教育情報公示運営方案もこのような 2 つの次元によって基本方向を設定し、各方向に関して具体的な運

営方案を模索している。

ア. 自発的な情報公示と積極的な情報公開

国民の知る権利保障および教育研究活性化のために、個人情報などの情報を除き、情報公示の概念と意図に符合する自発的な情報公開をもっと積極的にする必要はある。また、公開する情報の内容と範囲、情報公開時期の具体化、および日付け順の公開で需要者があらかじめ予測するようにしなければならない。特に修学能力、任用など国家試験に係わる情報など請求者の関心が高い敏感な情報に対しては、むしろ原則的に常時公開として、積極的に公開することで多くの請求と情報公開要請を減らすことができるし、これにより評価院の業務負担はずっと減ることとなる。

しかし、情報の公示と公開において個人または機関の識別情報を含んでいる資料に関しては、より慎重になる必要がある。すなわち、情報の公示と公開には、個人または機関の情報保護は確かに必要である。アメリカ College Board の資料公開ガイドラインと NCES の制限的資料公開手続きマニュアルなどのように、アメリカでは十分な資格を持つ情報公開請求者の請求であっても、主要な情報の誤用と悪用を防ぐために多様な保安規定を策定している。分析あるいは研究を目的にする請求者には積極的に情報を公開して使用権限を付与するが、資料の秘密保持と保安に対する重い責任を賦課することで、情報公開によって発生する多様な問題を防いでいる。個人あるいは機関を識別する情報は、必ず遮断した状態で提供することで、個人と機関の情報保護に対する責務性を保っているということである。

イ. 需要者中心のホームページ改編整備

評価院で制定運営中の行政情報公開に関する規則によれば、院長はホームページなど関連システムを整備しなければならないと明示されている。しかし、未だに請求者の立場で必要とする情報を手軽に検索するにはいろいろ不便な点があり、本当に必要な情報は不十分である。事実、大部分の情報公開はホームページを通じて行われ、大部分の請求者たちはホームページを通じて必要な情報を得ており、評価院ホームページはもっと請求者が手軽に情報を得ることができるように改編される必要があり、非常に体系的に維持管理される必要がある。このため、ホームページの改編と補完が求められる。

韓国教育課程評価院ホームページの情報公開現況で見ると、現在評価院ホームページの情報公開は、先進一流教育を志向する世界水準の教育課程評価専門研究機関としてはあまり十分とは言えない。評価院ホームページの情報公開現況分析による問題点を、簡単に提示すれば次のとおりである。

第一に、体系的ではないホームページのメニュー体系と公開情報の間の重複および煩雑さにより、ユーザーの混乱を招くことが指摘される。すなわち、似たような項目の情報が多くの所に重複的に提示されている場合や、必要な情報全体を得るためには、重複的に提示され

ている情報がある箇所だけでなく他の箇所からも検索してもってこなければならないので、ユーザーにとって使い勝手がよくない。このような問題を解決するためには、資料の提供方法や内容の特性によるメニュー構成をやめて、上位メニューを評価院の主要業務分野別に再構成し、これに係わる資料を1つのメニュー中に総合的に整理することが必要である。

第二に、ホームページの各ページに担当部署や担当者が明示されていないで、ユーザーが追加資料を請求したり、質問したりするのにどこに問い合わせたらよいかかわからなくて不便である。したがって、公開されたすべての情報に対して担当部署と担当者を明示し、ホームページ訪問者たちの便宜をはかって、情報公示および公開窓口を一元化する必要がある。

第三に、情報広場と開かれた広場が分離している問題によって、情報広場で特定領域の情報を閲覧している途中で質問の生じたユーザーは、開かれた広場の該当する業務領域質疑応答掲示板に移動して質問をしなければならないという煩わしさがある。特に、英語教育政策研究センターや KICE 国際教育動向領域の場合、開かれた広場に質問のページが開設されていないため、質問自体が不可能な状況である。該当の領域で情報検索中に知りたいことができた場合は、その場で質問ができるようにする必要がある。

第四に、修学能力関連資料は開かれた広場とより上位メニューである大学修学能力試験部分に分散していて、資料閲覧と質問の際に相当厄介である。実際、修学能力関連情報は非常に多くの箇所に分散している。修学能力関連情報は1つの上位メニューを通じて、体系的に一貫性のあるものとして提供される必要がある。

第五に、KICE メニュー内の研究事業領域で提示している事業計画や研究事業の題目を「研究広場」メニューの研究報告書掲示板で検索した結果、かなり多くの研究事業の報告書が検索されなかった。したがって結果書の公開がそもそも成り立つのか、公開と非公開の基準が何なのかをより明確にする必要があるように見える。すべての報告書を含む各種情報が一目瞭然と分かるように、年度別に提供される必要がある。特に評価院で遂行した各種研究報告書の場合、どんな研究が行われているのかさえ把握が困難なのは、大きな問題である。

ウ. 規定整備などによる具体的な指針の策定

需要者中心のホームページの構築と運営、自発的な情報公示と積極的な情報公開などのために努力を傾けると言っても、資料の中には様々な理由によってホームページに公開しにくいものがある。このような情報は、別途、情報公開請求によって制限的な公開で対応するしかない。したがって別に情報公開請求がなされた場合、どんな手続きを通じて、どんな基準で資料を公開するのかに関するより明確で具体的なガイドラインを策定し、それを公開する必要がある。まず、国民にホームページに掲載された資料以外に、別途、情報公開請求が可能であるという点を明確に知らせる必要がある。大部分の国民はホームページを通じて必要な情報を得ることができない場合、どんな方法と手続きによって情報を求めらえるのかわかっていない。したがって、評価院はホームページに情報公開規定、公示対象情報、請求可能

な情報の範囲、情報公開請求方法と手続き、意義、請求費用などを詳しく案内、広報することで、教育研究機関の情報公示の先頭走者として模範を示す必要がある。すなわち、請求者が情報公開の請求をしようと考えた時、その助けとなる情報公開の手続き、方法などガイドラインを具体的に提示する必要がある。このため評価院は、今よりもっと具体的に評価院の規定を補わなければならないし、これを内部用とするだけでなく、外部に公開するのが望ましい。

2. 情報公示および公開の運営方案

ここでは、以上の分析結果を基に、今後のホームページを通じて公開される必要がある評価院の情報公示項目と作成指針を提示するものである。すなわち、情報公示項目を現在のホームページメニュー構成(お知らせ広場、研究広場、情報広場、開かれた広場など)ではなくて主題別領域別で提示することや、公開される必要がある情報をすべて表で提示することなど、今後のホームページの改編またはメニュー変更の際にこれらを最大限考慮すべきである。

ここに提示されない領域に対する具体的な公示項目については、既述の情報公開現況と資料公開要請現況を参考にさせていただきたい。

情報公示項目および内容は特別な場合を除き、可能なすべての情報を直ちに公開することを原則として、公開が困難な特別な情報の場合、その理由を明示した方が良い。ただ、やむを得ない場合に限っては、別途の情報公開請求手続きと方法、費用などを案内することが望ましい。公開情報の範囲も、可能な場合すべての情報を含む方が良いが、最低でも最近の3年間の情報を公開するのが望ましい。直ちに公開が難しいやむを得ない場合にも、決まった期間が経過した後には公開するとか、いつ公開するかなどに関する正確な情報を与えることが必要である。

韓国教育課程評価院情報公示および公開の根拠は「教育関連機関の情報公開に関する特例法」、「教育関連機関の情報公開に関する特例法施行令」及「韓国教育課程評価院行政情報公開に関する規則」である。これらによって教育関連機関が保有管理する情報を公示および公開することで国民の知る権利を保障し、学術および政策研究を振興して、教育行政の効率性および透明性を高め、究極的には教育機関の競争力を強化し、責務性の向上を図るのである。

ア. 国家考査

国家考査は韓国教育課程評価院が提供する情報の中で、非常に重要で請求者の関心が高い領域であり、大学修学能力試験、幼、初等、中等特殊任用考査、専門研究要員選抜試験、国費留学生選抜試験、韓国語能力試験、高入選抜考査、検定考査、学業到達度評価、基礎学力診断評価、国際比較評価(PISA, TIMSS など)などに大別される。したがって、これに関する情報は特別な場合を除き、年度別の受験者関連情報、競争率、問題用紙、そして試験結果に

関する各種分析結果資料などを詳しく提供することが、国民の知る権利保障および不必要な請求と情報公開要請を減らすことができる道である。

大学修学能力試験の情報公示項目を例示すれば、表 V-1 のようである。しかし、国家考査は自発的に情報公開しにくい部分があるので、これに関する明確な方針が策定されたら、それに従わなければならない。例えば、論述質問項目が含まれた国家考査の場合、採点基準や模範答案まで公開することはもっと大きい混乱と請求を引き起こしかねない。したがって、関連情報を公開する場合、今後の試験運営に難しさをもたらすような情報は非公開にするが、その理由は前もって公開するのが望ましい。

イ. 研究報告書

研究報告としては、基本研究課題、受託研究課題、研究レポート、セミナー(公庁会)、学術大会外にも教育課程評価研究、教育広場などがある。このようなすべての報告書や資料集は pdf ファイルやハングルファイルによってすべて年代順に提供されることが重要であり、このほかにも、研究者情報と予算、研究期間、主管部処、年度別予算額と編修などのような総合的な情報も提供される必要がある。研究課題に係わって公開される必要がある情報公示項目を指針表で提示すれば表 V-2 のようである。

特に、基本研究報告書や受託研究、研究レポートは研究報告書に対する評価が完了し、対外秘または非公開が決定されない限り、印刷が完了後直ちにすべてのファイルを公開することが必要で、各種セミナー、学術大会、公庁会なども行事が終わると直ちに資料集ファイルを掲載することが望ましい。やむを得ず全体報告書や資料集を提供することが大変な場合であっても、研究集録だけでも公開して、他の研究者およびその他請求者の知る権利および学術研究振興に貢献しなければならない。

ウ. KICE 情報公開

韓国教育課程評価院機関自体に係わる情報公開は、現在のホームページを通じて比較的によくなされてはいる。しかし詳細な情報に関しては、相変らず不備があり、追加的な情報が公開される必要があり、体系的で一目瞭然であるように提示する必要がある。特に組織構成員に係わる情報(学歴、経歴、主要研究実績、現在進行中の研究など)と、研究事業に係わる情報および財政に係わる情報が具体的に公開されてはじめて、機関運営の透明性が高まるとともにネーム・バリューの向上を図ることができるのである。

すでに公開されている資料と資料公開請求現況に基づいて、今後、公開される必要がある情報を提示すれば表 V-3 のとおりである。

エ. 請願および情報公開請求

2008年5月26日から、教育関連機関の情報公開に関する特例法が施行されたため、今後、

韓国教育課程評価院に対しても情報公開に係る各種請求や情報公開要請が殺到することが予想される。したがって、これに関する詳しい案内と指針も、ホームページを通じて案内することが望ましいだろう。同時に、ホームページを訪問する者にとって必要な情報が公開されているかどうかを簡単に確認することができるようにすれば、今後は不必要な請求や情報公開要請を減らすことができるようになって評価院の業務負担をずっと減らすことができると思われる。

3. 教育情報公示による規定の補完

韓国教育課程評価院の行政情報公開に関する規則の主要内容に関しては、前述のとおりである。しかし、このような規則は、主に行政情報公開請求権者の要求による情報公開のためであって、教育関連機関の責務性を向上して国民の知る権利を保障するという側面から制定された教育関連機関の情報公開に関する特例法に照らして見れば、現在の情報公開はこのような要求を満たすには十分でないと言える。よって、このような要求を満たすためには学校、教育研究機関、教育行政機関を含む教育関連機関が幅広く、十分な情報を公開しなければならない必要が増えるであろう。このため、現在各機関で情報公開に関して決めている規定の変化が不可避である。韓国教育課程評価院も情報公開に対する要求を、適切かつ公正に反映させる方策として、行政情報公開に関する規則を何種類か準備して補わなければならない。

第一に、行政情報公開に関する規則という規定の名称である。規則というのは施行令で定めていることを詳細に施行するために、部令や自治法規として規定するものである。韓国教育課程評価院の行政情報公開に関する規則は、公共機関の情報公開に関する法律および関係法令によって情報を公開するのに必要な事項を規定することを目的にしており、規則の代りに規定と言う方が妥当である。

第二に、情報公開関連業務を総括調整するための情報公開責任官と情報公開関連業務担当部署の一元化が求められる。規則第2条によると情報公開責任官は企画革新処長に指定されているが、情報公開関連事務は監査室で管掌するようにしているし、また規則第15条によると情報公開請求権者からの情報公開請求書の受付は総務部で担当するようにしているが、情報公開関連業務が一元化されずに多くの部署に散在されている。効率的な情報公開ができるようにこれらを整理する必要がある。

第三に、情報公開責任官の以外に、各本部別あるいは大分野別の情報公開業務を統括する情報公開担当官を別途指定して、所管本部や分野別の成果物を体系的に管理するようにする。同時に、情報公開運営を確認、点検して、情報公開がうまく行われるようにするための措置を講じる必要がある。

第四に、自発的な公開情報を拡大する必要がある。規則第5条によると韓国教育課程評価院長は ① 業務推進費使用内訳、②委員会現況および運営実績、③業務報告資料、④予算および決算資料、⑤当該年度経営目標および経営革新課題および実績を定例的に公開するよう

にしているが、国会議員による資料要求と情報請求権者および請願人の要請情報等を分析した結果、より自発的な公開情報の範囲を拡大することで国民の知る権利の充足に積極的に応じなければならない。

第五に、情報公開審議会に関して詳細に規定する必要がある、また教育情報公示などに備えてこれをより拡大運営しなければならない。ひいては外部委員に対してより明らかに規定することで情報公開審議会がより透明で公正に運営される必要がある。

第六に、教育情報公示制度に備えた情報公示項目を決めて、これを管理する責任者を指定し、情報公示項目と様式を開発するための部署を置く条項の新設が必要であり、このような事項を総合的に考慮して規定を整備する必要がある。

【参考文献】

- ・カンキョングン(1992). 行政情報公開の問題点と解決案. 「韓国行政研究」1(3). 韓国行政研究院。
- ・カンサンジン外(2008). 学校情報公示制発展案模索. 「教育科学技術部公庁会資料集」。
- ・キムヨンサム(2005). 民主化のための教育情報公開か市場化を教育情報公開か. 「教育情報公開特別法第定のための公庁会資料集」。
- ・カンインス(2005). 教育情報公開に関する法律制定案. 「教育情報公開特別法第定のための公庁会資料集」。
- ・キムビョンジュ(2008). 教育情報公開法第定とその問題点：高等教育領域. 「大韓教育法学会第49次定期学術大会資料集」。
- ・ギムチャンファン外(2007). 「教育関連機関の情報公開に関する特例法施行令制定案研究」. 韓国教育開発研究院。
- ・教育人的資源部(2005). 「情報公開業務便覧」。
- ・ノギホ(1998). 教育情報公開と個人情報保護の問題. 「工法研究」第27集第1号. 韓国公法学会。
- ・パクジェユン、チェゼウン(2005). 「大学情報公示制施行に関する政策研究」. 教育人的資源部。
- ・パクジェユン、チェゼウン(2006). 大学情報公示制の法第化案研究. 「教育法研究」第18冊第1号. 大韓教育法学会。
- ・ソピョンウン(2005). 教育情報公開は教育発展のために. 「教育情報公開特別法第定のための公庁会資料集」。
- ・ソンラクイン(2001). 情報公開法の施行と問題点に関する研究. 「ソウル大学校法学」第42冊第3号。
- ・アンムンソク(1992). 「インフォメーションシステムでは」. 学賢社。
- ・オセフィ、チェソンド(2008). 教育情報公示制度の合理的運営案模索：初等中等教育期管を中心に. 「地方政府研究」第12冊第2号. 韓国地方政府学会
- ・イヨンギョ(1996). 「行政情報体系では」. 博英社。

- ・イヨンウ(2004). 行政情報公開制度の法的問題. 「公法学研究」第5冊第1号。
- ・イジュホ(2005). 「教育情報公開特別法第定のための公庁会資料」。
- ・イジュホ(2006). 「平準化を越して多様化で」. 学志社。
- ・イジュホ(2007). 「教育情報公開法国会本会議通過報道資料」
- ・イホンソク(1996). 教育情報公開と PRIVACY 圏に関する時事評論 : アメリカの FERPA の構造と判例を中心に. 「社会科学研究」第9冊. 西原大学。
- ・ユギホン(2005). 教育人的資源部情報公開実態調査研究. 「2005年国政監査資料集」. ・ユンゾ
ンイン外(2002). 「韓国教育政策の争点」. 教育科学社。
- ・チョンスンウォン(2008). 初等中等学校教育情報公示法および施行令(中)の主要内容および問題点「大韓教育法学会第49次定期学術大会資料集」。
- ・チャンジウオン、ムンシンヨン(2004). 行政情報公開の関連要因に関する実証分析. 「韓国行政研究」13(1). 韓国行政研究院。
- ・チェビョンソン(1992). 「政府規制では : 規制と規制緩和の政治経済」. 法門社。
- ・ハンギュイン(訳) . (本田 弘 私)(1991). 「情報公開行政では」. 大英文化社。
- ・Cheng. Y. C. (1996). School Effectiveness and School-Based Management: a Mechanism for Development. London: The Falmer Press.
- ・Hall, Peter A. (1993). Policy Paradigms, Social Learning, and the State: the Case of Economic Policymaking in Britain. Comparative Politics (April/1993).
- ・Henig. J. R. (1994). Rethinking School Choice: Limits of the Market Metaphor. Princeton. New Jersey: Princeton University Press.
- ・Herman. J. & Megiveron G. (1993). Collective Bargaining in Education. Lancaster. pennsylvania: Technomic publishing Co., Inc.
- ・Persell. C. (1977). Education and Inequality. The Free Press.
- ・Redfield, Charles E. (1953). Communication in Management. Chicago University Press.
- ・Rubinstein. D. (1979). Education and Equality. Penguin Books.
- ・Sabatier, Paul A. & Jenkins-Smiths(1993). Policy Change and Learning: an Advocacy Coalition Approach. Boulder, Co.: Westview Press.
- ・韓国教育課程評価院ホームページ <http://www.kice.re.kr>

【付録】

＜付録 1＞公共機関の情報公開に関する法律

[一部改正 2008 年 2 月 29 日 法律第 8871 号] 施行日 2008 年 2 月 29 日

第 1 章 総則

第 1 条（目的） この法は公共機関が保有管理する情報に対する国民の公開請求および公共機関の公開義務に関して必要な事項を決めることで国民の知る権利を保障して国政に対する国民の参加と国政運営の透明性を確保することを目的とする。

第 2 条（定義） この法で使う用語の正義は次のようである。改正 2007.1.3

1. 「情報」と言うことは公共機関が職務上作成または取得して管理している文書（電子文書を含む。以下同様） 図面写真フィルムテープスライドおよびその他にここに準ずる媒体などに記録された事項を言う。
2. 「公開」と言うことは公共機関がこの法の規定によって情報を閲覧するようにするとかその写本の複製物を交付することまたは「電子政府法」 第 2 条第 7 号の規定による情報通信網（以下「情報通信網」という）を通じて情報を提供することなどを言う。
3. 「公共機関」ということは国家機関、地方自治体、政府投資機関管理基本法第 2 条の規定による政府投資機関その他に大統領令が定める機関を言う。

第 3 条（情報公開の原則） 公共機関が保有管理する情報はこの法が定めるところにいじめだと公開しなければならない。

第 4 条（適用範囲） ①情報の公開に関しては他の法律に特別な規定がある場合を除きこの法が定めるところによる。

②地方自治体はその所管事務に関して法令の範囲の中で情報公開に関する条例を決めることができる。

③国家安全保障に係わる情報および保安業務を管掌する機関で国家安全保障と係わる情報分析を目的に収集されるとか作成された情報に対してはこの法を適用するの無い。ただ、第 8 条第 1 項の規定による情報リストの作成備え付けおよび公開に対してはそうではない。

第 2 章 情報公開請求権者と公共機関の義務

第 5 条（情報公開請求権者） ①すべての国民は情報の公開を請求する権利を持つ。

②外国人の情報公開請求に関しては大統領令で定める。

第 6 条（公共機関の義務） ①公共機関は情報の公開を請求する国民の権利が尊重されることができるようにこの法を運営して所管関連法令を整備しなければならない。

②公共機関は情報の適切な保存と迅速な検索が成り立つように情報管理体系を整備して、情報公開業務を主観する部署および担当する人力を適正に置かなければならないし、情報通信網を活用した情報公開システムなどを構築するように努力しなければならない。

第 7 条（行政情報の公表など） ①公共機関は次の各号の 1 にあたる情報に対しては公開の具体

的範囲、公開の周期や時期および方法などをあらかじめ決めて露して、これによって定期的に公開しなければならない。ただ、第9条第1項各戸の1にあたる情報はそうではない。

1. 国民生活に非常に大きい影響を及ぼす政策に関する情報
2. 国家の施策で施行する工事(工事) など大規模の予算が投入される事業に関する情報
3. 予算執行の内容と事業評価結果など行政監視のために必要な情報
4. その他に公共機関の長が決める情報

②公共機関は第1項に規定された事項の外にも国民が分からなければならない必要がある情報を国民に公開するように積極的に努力しなければならない。

第8条(情報リストの作成備え付けなど) ①公共機関はあって機関が保有管理する情報に対して国民が易しく分かるように情報リストを作成備えて、そのリストを情報通信網を活用した情報公開システムなどを通じて公開しなければならない。ただ、情報リスト中第9条第1項の規定によって公開しないことがある情報が含まれている場合にはあって部分を備え付けおよび公開しないことがある。

②公共機関は情報の公開に関する事務を迅速でなだらかに遂行するために情報公開場所を確保して公開に必要な施設を取り揃えなければならない。

第3章 情報公開の手続き

第9条(非公開対象情報) ①公共機関が保有管理する情報は公開対象になる。ただ、次の各号の1にあたる情報に対してはこれを公開しないことがある。

1. 他の法律または法律が委任した命令(国会規則最高裁判所規則憲法裁判所規則。中央選挙管理委員会規則。大統領令および条例に限る)によって秘密または非公開事項に規定された情報
2. 国家安全保障国防筒である外交関係などに関する事項として公開される場合国家の重大な利益をめぐり害する恐れがあると認められる情報
3. 公開される場合国民の生命身体および財産の保護に著しい差し支えをもたらす恐れがあると認められる情報
4. 進行中の裁判に係わる情報と犯罪の予防、捜査、公訴の申し立ておよび維持、刑の執行、校正、保安処分に関する事項として公開される場合その職務遂行をめぐり困難にするか、刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害すると認めるほど相当な理由がある情報
5. 感謝監督検事試験規制入札契約、技術開発、人事管理、意思決定過程また内部検討過程にある事項などとして公開される場合業務の公正な遂行や研究開発に著しい差し支えをもたらすと認めるに値する相当な理由がある情報
6. 当該情報に含まれている名前住民登録番号など個人に関する事項として公開なる場合個人の私生活の秘密または自由を侵害する恐れがあると認められる情報。ただ、次に列挙した個人に関する情報は除く。
 - ア. 法令が定めるところによって閲覧することができる情報
 - イ. 公共機関が公表を目的に作成するとか取得した情報として個人の私生活の秘密と自由を不当

に侵害しない情報である。

ウ. 公共機関が作成するとか取得した情報として公開するのが公益または個人の権利救済のために、必要だと認められる情報

エ. 職務を遂行した公務員の名前職位

オ. 公開するのが公益のために必要な場合として法令によって国家または地方自治団体が業務の一部を委託または委嘱した個人の名前、職業

7. 法である団体または個人(以下「法人等」という)の経営営業上秘密に関する事項

として公開される場合法人等の正当な利益を著しく害する恐れがあると認められる情報。ただ、次に列挙した情報を除く。

ア. 事業活動によって発生するためから人の生命身体または健康を保護するために公開する必要がある情報

イ. 違法不当な事業活動から国民の財産または生活を保護するために公開する必要がある情報

8. 公開される場合不動産投機買い占め売り惜みなどで特定人に利益または不利益を並び憂慮があると認められる情報

②公共機関は第1項各戸の1にあたる情報が期間の経過などによって非公開の必要性が消えた場合には当該情報を公開対象にしなければならない。

③公共機関は第1項各好意範囲中であって公共機関の業務の性格を考慮して非公開対象情報の範囲に関する詳細基準を樹立してこれを公開しなければならない。新設 2006.10.4

第10条(情報公開の請求方法) ①情報の公開を請求する者(以下「請求者」という)と言う当該情報を保有するとか管理している公共機関に対して次の各号の事項を記載した情報公開請求書を提出するとか口述として情報の公開を請求することができる。

1. 請求者の名前、住民登録番号、住所および連絡先(電話番号電子メールアドレスなどを言葉する)

2. 公開を請求する情報の内容および公開方法

②第1項の規定によって口述として情報の公開を請求する時には担当公務員または担当職員(以下「担当公務員等」という)の面前で述べなければならないし、担当公務員等は情報公開請求書を作成してここに請求者と一緒に記名捺印しなければならない。

③情報公開の請求方法などに関して必要な事項は、国会規則、最高裁判所規則、憲法裁判所規則、中央選管委規則および大統領令で定める。

第11条(情報公開可否の決定) ①公共機関は第10条の規定によって情報公開の請求がある時には請求を受けた日から10日以内に公開可否を決めなければならない。

②公共機関はやむを得ない事由で第1項に規定された期間以内に公開可否を決めることない時にはその期間の満了である翌日から起算して10日以内の範囲で公開可否決定期間を延ばすことができる。この場合公共機関は延長された事実と延長事由を請求者に透かさず文書で通知しなければならない。

③公共機関は公開請求された公開対象情報の全部または一部が第 3 者と関連があると認められる時にはその事実を第 3 者に透かさず通知しなければならないし、必要な場合には彼の意見を聞き取りすることができる。

④公共機関は他の公共機関が保有管理する情報の公開請求を受けた時には透かさずこれを所管機関に移送しなければならないし、移送を一公共機関は透かさず所管機関および移送事由などを明示して請求者に文書で通知しなければならない。

⑤情報公開を請求した日から 20 日以内に公共機関が公開可否を決めない時には非公開の決定があることで見る。

第 12 条 (情報公開審議会) ①国家機関、地方自治体および政府投資機関管理基本法第 2 条の規定による政府投資機関(以下「国家機関等」という)は第 11 条の規定による情報公開可否などを審議するために情報公開審議会(以下「審議会」と言う)を設置運営する。

②審議会は委員長 1 人を含んで 5 人ないし 7 人の委員で構成する。

③審議会の委員長を除いた委員は所属公務員、役人、職員または外部専門家で地名または委嘱するが、そのうち 2 分の 1 はあって国家機関等の業務または情報公開の業務に関する知識を持った外部専門家に委嘱しなければならない。ただ、第 9 条第 1 項第 2 号および第 4 号にあたる業務を主にする国家機関はあって国家機関の長が外部専門家の委嘱割合を別に決めるが、最小限 1 人以上は委嘱しなければならない。

④審議会の委員長は第 3 項に規定された委員のような資格を持った者の中で国家機関などの職が地名または委嘱する。

⑤第 23 条第 4 項および第 5 項の規定は審議会の委員に対してこれを準用する。

⑥審議会の運営および機能などに関して必要な事項は国会規則最高裁判所規則憲法裁判所規則中央選管委規則および大統領令で定める。

第 13 条 (情報公開可否決定の通知) ①公共機関は第 11 条の規定によって情報の公開を決めた時には公開日時公開場所などを明示して請求者に通知しなければならない。

②公共機関は公開対象情報の壊夷過多で正常な業務遂行に著しい差し支えをもたらす恐れがある場合には情報の写本複製物を日程期間別で分けて交付するか閲覧を並行して交付することができる。

③公共機関は第 1 項の規定によって情報を公開するにおいて当該情報の原本が汚損または破損される恐れがあるとかその他に相当な理由があると認められる時にはあって情報の写本複製物を公開することができる。

④公共機関は第 11 条の規定によって情報の非公開決定をした時にはその事実を請求者に透かさず文書で通知しなければならない。この場合、非公開理由不服方法および不服手続きを具体的に明示しなければならない。

第 14 条 (部分公開) 公開請求した情報が第 9 条第 1 項各戸の 1 にあたる部分と公開の可能な部分が混合している場合として公開請求の主旨に行き違わない範囲の中で二つの部分を分離する

ことができる時には第9条第1項の各戸の1にあたる部分を除いて公開しなければならない。

第15条(情報の電子的公開)①公共機関は電子的形態で保有管理する情報に対して請求者が電子的形態で公開してくれるのを要請する場合には当該情報の性格上めっきり困難な場合を除き請求者の要請に応じなければならない。

②公共機関は電子的形態で保有管理しない情報に対して請求者が電子的形態で公開してくれるのを要請した場合には正常な業務遂行に著しい差し支えをもたらすとか当該情報の性質の毀損される恐れがない限りその情報を電子的形態で変換して公開することができる。

③情報の電子的形態の公開などに関して必要な事項は国会規則最高裁判所規則・憲法裁判所規則中央選管委規則および大統領令で定める。

第16条(即時処理が可能な情報の公開) 次の各号の1にあたる情報として直ちにまたは口述処理が可能な情報に対しては第11条の規定による手続きを通さなくて公開しなければならない。

1. 法令などによって公開を目的に作成された情報
2. 一般国民に知らせるために作成された各種広報資料
3. 公開することに決まった情報として公開に長年の時間がかからない情報
4. その他に公共機関の長が決める情報

第17条(費用負担)①情報の公開および郵送などに必要となる費用は実費の範囲の中で請求者の負担にする。

②公開を請求する情報の使用目的が公共福利の維持増進のために必要だと認められる場合には第1項の規定による費用を減免することができる。

③第1項の規定による費用および取り立てなどに関して必要な事項は国会規則最高裁判所規則憲法裁判所規則中央選管委規則および大統領令で定める。

第4章不服救済手続き

第18条(異議申立) ①請求人が情報公開と係わった公共機関の非公開または部分公開の決定に対して不服がある時には公共機関から情報公開可否の決定通知を受けた日または第11条第5項の規定による非公開の決定があることで見る日から30日以内であって公共機関に文書で異議申立ができる。

②公共機関は異議申立を受けた日から7日以内にその異議申立に対して決めてその結果を請求人に透かさず文書で通知しなければならない。ただ、やむを得ない事由で決まった期間以内に決めることができない時にはその期間の満了である翌日から起算して7日以内の範囲で延ばすことができるし、延長事由を請求人に通知しなければならない。

③公共機関は異議申立を閣下または棄却する決定をした時には請求人に行政審判または行政訴訟を申し立てることができるという主旨を第2項の規定による結果通知と一緒に通知しなければならない。

第19条(行政審判) ①請求人が情報公開と係わった公共機関の決定に対して不服がある時には行政審判法が定めるところによって行政審判を請求することができる。この場合国家機関および地

方自治体の外の公共機関の決定に対する監督行政機関は関係中央行政機関の長または地方自治体の長とする。改正 2008 年 2 月 29 日

②請求人は第 18 条の規定による異意申し込み手続きを通さなくて行政審判を請求することができる。

③行政審判委員会の委員中情報公開可否決定に関する行政審判に関与する委員は在職中はもちろん退職の後にもその職務上分かるようになった秘密を漏らしてはならない。

④第 3 項の委員は刑法その他の法律の罰則適用においてこれを公務員で見る。

第 20 条（行政訴訟）①請求人が情報公開と係わった公共機関の決定に対して不服がある時には行政訴訟法が定めるところによって行政訴訟を申し立てることができる。

②裁判長は必要だと認められる時には当事者を参加させなくて提出された公開請求情報を非公開で閲覧審査することができる。

③裁判長は行政訴訟の対象が第 9 条第 1 項第 2 号の規定による情報中、国家安全補章国防または外交に関する情報の非公開または部分公開決定処分の場合に公共機関がその情報に対する秘密指定の手続き、秘密の等級種類および性質とこれを秘密で扱うようになった実質的な理由および公開をしない事由などを立証する時には当該情報を提出しなくできる。

第 21 条（第 3 者の非公開要請など）①第 11 条第 3 項の規定によって公開請求された事実を通知を受けた第 3 者は通知を受けた日から 3 日以内であって公共機関に対して自分と係わる情報を公開しないことを要請することができる。

②第 1 項の規定による非公開要請にもかかわらず公共機関が公開決定をする時に増えた公開決定理由と公開室時日を明示して透かさず文書で通知しなければならないし、第 3 者はあつて公共機関に文書で異議申立をすとか行政審判または行政訴訟を申し立てることができる。この場合異議申立は通知を受けた日から 7 日以内にしなければならない。

③公共機関は第 2 項の規定による公開決定日課公開室時日の間に最小限 30 日の間隔を置かなければならない。

第 5 章情報公開委員会など

第 22 条（情報公開委員会の設置）次の各号の事項を審議調整するために行政安全副長官の所属の下で、情報公開委員会(以下「委員会」と言う)を置く。改正 2008 年 2 月 29 日

1. 情報公開に関する政策の樹立および制度改善に関する事項
2. 情報公開に関する基準樹立に関する事項
3. 第 24 条第 2 項および第 3 項の規定による公共機関の情報公開運営実態評価およびその結果処理に関する事項
4. その他に情報公開に関して大統領令が定める事項

第 23 条(委員会の構成など)①委員会は委員長と副委員長各 1 人を含んだ 9 人の委員で構成する。

②委員会の委員は次の各号の者になる。この場合委員長を含んだ 5 人は公務員ではない定木に委嘱しなければならない。改正 2005 年 12 月 29 日、2008 年 2 月 29 日

1. 大統領令が定める関係省庁の次官級または高位公務原級に属する一般職公務員
2. 情報公開に関して学識と経験が豊かな者として行政安全副長官が委嘱する者
3. 市民団体(非営利民間団体支援法第 2 条の規定による民間団体を言う)で勤めた者として行政安全副長官が委嘱する者

③委員長副委員長および委員の任期は 2 年にするが、連任することができる。ただ、公務員である委員の任期はその職位に在職する期間にする。

④委員長副委員長および委員は情報公開業務と係わって分かるようになった情報を漏らすとか、その情報を利用して本であるまたは他人に利益または不利益を与える行為をしてはならない。

⑤委員長副委員長および委員中公務員ではない寝る刑法その他の法律による罰則適用においてこれを公務員で見る。

⑥委員会の構成および議決手続きなど委員会運営に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 24 条 (制度総括など) ①行政安全副長官はこの法による情報公開制度の政策樹立および制度改善事項などに関する企画総括業務を管掌する。改正 2008 年 2 月 29 日

②行政安全副長官は委員会が情報公開制度の効率的運営のために必要と要請する場合には公共機関(国会法院憲法裁判所および中央選挙管理委員会を除いた

だ)に対して情報公開制度の運営実態を評価することができる。改正 2008 年 2 月 29 日

③行政安全部長官は第 2 項の規定による評価を実施した場合にはその結果を委員会を経て国務会議に報告した後これを公開しなければならないし、委員会が改善が必要である。その勧告した事項に対しては該当の公共機関に是正要求などの措置を取らなければならない。

改正 2008 年 2 月 29 日

第 25 条(資料の提出要で)国会事務総長法院行政処長憲法裁判所事務処長、中央選管委事務総長および行政安全副長官は必要であると認める場合には関係公共機関に対して情報公開に関する資料の提出などの協力を要請することができる。改正 2008 年 2 月 29 日

第 26 条(国会への報告)①行政安全部長官は前年度の情報公開運営に関する報告書を毎年定期国会開会前まで国会に提出しなければならない。改正 2008 年 2 月 29 日

②第 1 項の規定による報告書作成に必要な事項は大統領令で定める。

第 27 条(委任規定)この法の施行に関して必要な事項は国会規則最高裁判所規則憲法裁判所規則、中央選管委規則、および大統領令で定める。

付則第 7127 号、2004 年 1 月 29 日

①(施行日)この法は恐怖の後 6 月が経過した日から施行する。ただ、第 8 条第 1 項の改正規定は恐怖の後 1 年 6 月が経過した日から施行する。

②(委員会設置準備)行政自治副長官はこの法施行前に第 22 条および第 23 条の改正規定による委員船など委員会設置に関して必要な事務を処理することができる。

③(情報公開可否決定期間などの短縮に関する適用例)第 11 条の改正規定はこの法施行の後情報公開請求があることから適用する。

付則(国家公務員法) 第7796号、2005年12月29日

第1条(施行日)この法は2006年7月1日から施行する。

第2条ないし第5条省略

第6条(他の法律の改正)①ないし③省略

④公共機関の情報公開に関する法律の一部を次のように改正する。

第23条第2項中、「1級公務員」を「高位公務原級に属する一般職公務員」にする。

⑤ないし68省略

付則第8026号、2006年10月4日

この法は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

付則(電子政府の具現のための行政業務等の電子化促進に関する法律)第8171号、2007年1月3日

第1条(施行日)この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。手がかり省略

第2条ないし第5条省略

第6条(他の法律の改正)①および②省略

③公共機関の情報公開に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第2号中、「電子政府具現のための行政業務等の電子化促進に関する法律」を「電子政府法」にする。

④省略

付則第8854号、2008年2月29日

第1条(施行日)この法は公布した日から施行する。

第2条(経過措置)以前の規定によって委嘱された情報公開委員会の委員はこの法によって行政安全部長官が委嘱したことで見て、委員の任期は以前の委嘱日から起算する。

付則(行政審判法)第8871号、2008年2月29日

第1条(施行日)この法は公布した日から施行する。

第2条から第4条まで省略

第5条(他の法律の改正)①省略

②公共機関の情報公開に関する法律一部を次のように改正する。

第19条第1項後段の中で「裁決庁」を「監督行政機関」にする。

③から⑤まで省略

＜付録 2＞公共機関の情報公開に関する法律施行令

[一部改正 2008 年 2 月 29 日大統領令第 20707 号] 施行日 2008 年 2 月 29 日

第 1 章総則

第 1 条(目的) この令は公共機関の情報公開に関する法律で委任された事項とその施行に関して必要な事項を規定することを目的にする。

第 2 条(公共機関の範囲) 公共機関の情報公開に関する法律(以下「法」という)第 2 条第 3 号で「その他に大統領令が定める機関」ということは次の各号の機関を言う。

1. 初・中等教育法および高等教育法その他に他の法律によって設置された各学校
2. 地方公企業法による地方公社および地方公団
3. 政府傘下機関管理基本法の適用を受ける政府傘下機関
4. 特別法によって設立された特殊法人
5. 社会福祉士業法第 42 条第 1 項の規定によって国家または地方自治体から補助金を受ける社会福祉法人と社会福祉事業をする非営利法人

第 2 章情報公開請求権者と公共機関の義務

第 3 条(外国人の情報公開請求) 法第 5 条第 2 項の規定によって情報公開を請求することができる外国人は次の各号の 1 にあたる者ではなければならない。

1. 国内に決まった住所を置いて居住するとか学術研究のために一時的に滞留する者
2. 国内に事務所を置いているものであるまたは団体

第 4 条(行政情報の公表など) ①公共機関は法第 7 条第 1 項各戸の情報を情報通信網を利用するとか、政府刊行物の発刊販売など多様な方法で国民に提供しなければならない。

②行政安全副長官は公共機関が露した情報の利用便宜のために総合リストの発刊その他に必要な措置ができる。改正 2008 年 2 月 29 日

第 5 条(情報リストの作成備え付けなど) ①法第 8 条第 1 項の規定による情報リストには文書題目生産年度業務担当者保存期間などが含まれなければならない。この場合公共記録物管理に関する法律施行令第 20 条および第 23 条による登録情報を提供する場合これをリストで情報リストに替えることができる。改正 2007 年 4 月 4 日

②公共機関は情報公開手続きを国民が易しく分かるように情報公開請求および処理手続き、情報公開請求書式、手数料その外の主要事項が含まれた情報公開便覧を作成備えて一般国民の閲覧に提供しなければならない。

③公共機関は請求人の便宜をはかるために情報公開請求書式コンピュータ端末機などを備えなければならない。

第 3 章情報公開の手続き

第 6 条(情報公開の請求方法など) ①法第 10 条第 1 項の規定による情報公開請求では公共機関に直接出席して提出するとか郵便模写電送または情報通信網によって提出する。

②公共機関は情報公開請求書を受け付けた時には情報公開処理台帳に記録して請求者に接受証

を交付しなければならない。ただ、次の各号の1にあたる時には請求者この要請する場合を除き
接受証を交付しないことがある。

1. 直ちにまたは口述処理が可能な情報の情報公開請求書を受け付けた時
2. 郵便模写電送または情報通信網によって情報公開請求書を受け付けた時

第7条(公開可否決定期間の延長) 法第11条第2項全段で「やむを得ない事由」だと言うことは
次の各号の1にあたる事由を言う。

1. 一遍に多い情報公開が請求されるとか公開請求された内容が複雑で決められた期間内に公開
可否の決定が困難な場合
2. 情報を生産した公共機関または公開請求された情報と関連ある第3者の意見聞き取り、情報公
開審議会開催などの事由で決められた期間内に公開可否の決定が困難な場合
3. 電算情報処理組織によって処理された情報が公開部分と非公開部分を含んでいるし、決められ
た期間内に部分公開可能可否の決定が困難な場合
4. 天災地変、一時的な業務量の暴走などで決められた期間内に公開可否の決定が困難な場合

第8条(第3者の意見聞き取り) ①法第11条第3項の規定による第3者の意見聞き取りは文書に
よる。ただ、公共機関が必要だと認める時と第3者が願う時には口述でできる。

②第1項手がかりの規定によって口述で意見を聞き取りする担当公務員などは口述内容
を記録して本人の確認を受けなければならない。

第9条(情報生産公共機関の意見聞き取り) 公共機関は公開請求された情報の全部または一部の
違う公共機関が生産した情報である時にはその情報を生産した公共機関の意見を聞いて公開可
否を決めなければならない。

第10条(関係機関および部署間の協助) ①情報公開請求業務を処理する吹いては関係機関また
は他の部署の協助が必要な時には情報公開請求書を受け付けた後透かさず処理期間の範囲内で
返事期間を明示して協助を要請しなければならない。

②第1項の規定によって協助を要請受けた機関または吹いてはその返事期間内に返事しなけれ
ばならない。

第11条(情報公開審議会) ①国家機関地方自治体および政府投資機関管理基本法第2条の規定に
よる政府投資機関(以下「国家機関等」という)は業務性格や業務量等を考慮して法第12条の規
定による情報公開審議会(以下「審議会」と言う)をその機関または所属機関に1個以上設置運
営しなければならない。

②審議会は次の各号の事項を審議する。

1. 公開請求された情報の公開可否を決めにくい事項
2. 法第18条および法第21条第2項の規定による異議申立
3. その他に情報公開制度の運営に関する事項

③審議会の委員の任期は2年にして、1次に限って連任することができる。ただ、公務院である
委員の任期はその職位に在職する期間にする。

④審議会の委員中公務員ではない委員に対しては予算の範囲の中で数当たり旅費その他に必要な警備(経費)を支給することができる。

⑤この零に規定されたこと外に審議会の運営に関して必要な事項は審議会が設置された国家機関等の職人決める。

第12条(情報公開日時のお知らせ) ①公共機関は情報の公開を決めた時(第3者の非公開要請にかかわらず法第21条第2項の規定によって公開決定をする時を除く)には透かさず公開を決めた日から10日以内の範囲内で公開日時を決めて請求人に通知しなければならない。ただ、請求人が要請する時には公開日時をつけるわけ決めることができる。

②法第13条第2項の規定によって情報の写本複製物を日程期間別で分けて交付するとか閲覧と並行して交付する時には請求人にとって先に閲覧するようにした後写本複製物を交付するが、特別な事情がない限り2月以内に交付を完了しなければならない。

③請求人が第1項の規定によって通知した公開である後10日が経過するまで正当な事由なしにその情報の公開に応じない時にはこれを内部的に終決処理することができる。

第13条(部分公開)公共機関は法第14条の規定によって部分公開決定をする時には非公開する部分に対して非公開理由不服方法および不服手続きを具体的に明示しなければならない。

第14条(情報公開方法)①情報の公開は次の各号の方法にする。

1. 文書図面写真などは閲覧または写本の交付
2. フィルム、テープなどは視聴または印画物複製物の交付
3. マイクロフィルム、スライドなどは視聴閲覧または写本複製物の交付
4. 電子的形態で保有管理する情報などはファイルを複製して電子メールで送付、媒体に保存して提供、閲覧視聴または写本出力物の交付

②公共機関は情報を公開するにおいて本であるまたはその正当な代理人なのを確認するピールヨがない時には請求人の要請によって第1項各号の写本出力物複製物、印画物、または複製されたファイルを郵便模写電送または電子通信網を利用して送付することができる。

③第1項の規定によって情報を公開する時には他人の知的所有権、私生活の秘密その他に他人の権利または利益が不当に侵害されないように留意しなければならない。

第15条(情報公開の時請求人の確認)①請求された情報の公開は請求である本であるまたはその代理人にしなければならない。

②公共機関は第1項の規定によって情報を公開する時には次の各号の仕分けにより、身分証明書などによって請求者本人であるまたはその正当な代理人なのを確認するとする。ただ、情報を公開するにおいて本であるまたはその正当な代理人なのを確認する必要でない時にはそうではない。改正2008年2月29日

1. 請求である本人に公開する時には請求人の住民登録証その他にその身元を確認できる身分証明書(請求人が外国人である時にはパスポート外国人登録証その他に第3条第1号の規定による外国人なのを確認することができる身分証明書、請求人が外国人または団体である時には事業者

登録証外国団体登録証その他に第3条第2号の規定による法であるまたは団体なのを確認することができる証明書)

2. 請求人の法定代理人に公開する時には法定代理人なのを証明することができる書類と代理人の住民登録証その他にその身元を確認することができる身分証明書

3. 請求人の任意代理人に公開する時には行政安全部令で定める委任状と請求であるおよび担当人の住民登録証その他にその身元を確認することができる身分証明書

③公共機関が情報通信網を通じて情報を公開する場合請求である本であるまたはその代理人の身元を確認する必要がある時には第2項の規定にかかわらず電子サインなどを通じてその身元を確認しなければならない。

第16条(情報公開処理状況の記録) 公共機関は情報公開請求に対する処理状況を情報公開処理大將に記録維持しなければならない。

第17条(費用負担) ①法第17条第1項の規定による情報の公開および郵送などに必要となる費用は手数料と郵税(公開される情報の写本出力物複製物または印画物を郵便に送付する場合に限る)で区分するが、手数料の金額は行政安全部令で定める。ただ、地方自治体の場合手数料の金額は条例で定める。改正2008年2月29日

②法第15条第1項および第2項の規定によって情報通信網を通じて電子的形態で公開する時には公共機関(地方自治体およびその所属機関を除く)の長銀業務負担を考慮して第1項本文の規定による行政安全部令で定める金額の範囲の中で手数料の金額をつけるわけ決めることができる。改正2008年2月29日

③次の各号の1にあたる場合には法第17条第2項の規定によって手数料を減免することができる。

1. 非営利の学術公益団体または法人が学術や研究目的または行政監視のために必要な情報を請求した場合

2. 教授教師または学生が教育資料や研究目的に必要な情報を所属機関の長の確認を受けて請求した場合

3. その他に公共機関の長が公共福利の維持増進のために減免が必要だと認めた場合

④法第17条第2項の規定による費用減免を申し込む時には減免事由に関する資料を添付しなければならない。

⑤公共機関の長は第3項の規定による費用の減免割合を決めて、情報通信網などを通じてこれを公開しなければならない。

⑥第1項の規定による手数料は政府機関には収入印紙で、地方自治体には収入証紙で、政府機関または地方自治体ではない公共機関には現金でそれぞれ納める。

ただ、やむを得ない時には政府機関または地方自治体に現金で納めることができる。

⑦政府機関または地方自治体の長銀第1項の規定による手数料を情報通信網を利用して電子マネー電子決済などの方法で納めるようにできる。

第4章 異議申立

第18条(異議申立)①法第18条第1項および法第21条第2項の規定による異議申立は次の各号の事項を記載した書面にしなければならない。

1. 申請者の名前住民登録番号および住所(法であるまたは団体の場合にはその名称、事務所または事業所の所在地と代表者の名前)と連絡先
2. 異議申立の対象になる情報公開可否決定の内容
3. 異議申立の主旨および理由
4. 情報公開可否の決定通知を受けた日または非公開決定があることで見る日

②公共機関は法第18条第2項手掛かりの規定によって異議申立決定期間の延長を通知する時には通知書に延長事由延長期間などを具体的に記載しなければならない。

③公共機関は法第18条第3項の規定によって異議申立を閣下または棄却する決定ををする時には決定理由不服方法および不服手続きを具体的に明示しなければならない。

④公共機関は異議申立に対する処理状況を異議申立処理大将に記録維持しなければならない。

第5章 情報公開委員会など

第19条(審議調整事項) 法第22条第4号で「その他に情報公開に関して大統領令里程する事項」ということは次の各号の事項を言う。

1. 法第7条第1項による行政情報の公表に関する事項
2. その他に法第22条の規定による情報公開委員会(以下「委員会」と言う)で審議調整が必要だと決めた事項

第20条(委員会の構成) ①委員会の副委員長は法第23条第2項第1号にあたる者の中で行政安全副長官が任命する。改正 2008年2月29日

②法第23条第2項第1号の規定による委員は法務省行政安全部および企画財政部の次官と国務総理室国務次長を言う。改正 2008年2月29日

第21条(会議および議決定足数) ①委員会の会議は半旗別で開催する。ただ、委員長は必要だと認める時には臨時回を召集することができる。

②委員会の会議は在籍委員過半数の出席で気に止めて出席委員過半数の賛成に議決する。

第22条(委員長の職務) ①委員会の委員長は委員会の業務を統べて会議の議長になる。

②委員会の副委員長は委員長を補佐して、委員長がやむを得ない事由で職務を遂行できない時にはその職務を代行する。

第23条(意見聞き取りなど) 委員会は必要だと認める時には次の各号の措置を取ることができる。

1. 関連公共機関に対して情報公開と係わる資料書類などの提出要請
2. 関係公務員利害関係である参照であるなどの出席要請および意見聞き取り

第24条(事務期で) 委員会の業務を補佐してその他に行政事務を効率的に処理するための委員会の事務処理は行政安全部革新政策官が遂行する。改正 2008年2月29日

第25条(数当たりなど)委員会の委員長および公務員ではない委員と第23条第2号の規定によって参加する関係公務員利害関係である参照であるあぶ対しては予算の範囲中で手当、旅費その他に必要な警備(経費)を支給することができる。ただ、公務員がその所管業務と直接係わって委員会に参加する時にはそうではない。

第26条(情報公開委員会の運営規定) この零に規定されたこと以外に委員会の運営に関して必要な事項は委員会の議決を経て委員長が決める。

第27条(運営実態評価)行政安全副長官は法第24条第2項の規定によって情報公開制度の運営実態を評価する時には該当の公共機関の長に評価の主旨および内容と担当公務員の人的事項および訪問日時をあらかじめ知らせなければならない。改正2008年2月29日

第28条(資料提出)①政府投資機関管理基本法第2条の規定による政府投資機関とこの令第2条各戸の機関は前年度の情報公開運営実態を毎年1月31日まで関係中央行政機関の長または地方自治体の長に提出しなければならない。

②市場、郡首、または区長(自治区の区長を言う)は第1項の規定によって提出を受けた情報公開運営実態を含んだ前年度の情報公開運営実態を毎年2月10日まで管轄特別市場広域市場または道知事に提出しなければならない。

③中央行政機関の長と特別市場広域市場または道知事は第1項および第2抗の規定によって提出を受けた情報公開運営実態を含んだ前年度の情報公開運営実態を毎年2月末日まで行政安全副長官に提出しなければならない。改正2008年2月29日

④行政安全部長官は毎年第3項の規定によって提出を受けた情報公開運営実態を総合して、合わせて公表しなければならない。改正2008年2月29日

第29条(情報公開運営に関する報告書)法第26条の規定による情報公開運営に関する報告書には次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 公共機関の情報公開運営実態に関する事項
2. 法第24条第2項の規定による情報公開制度運営実態評価に関する事項
3. 法第24条第3項の規定による是正要求などの措置に関する事項

付則第20707号、2008年2月29日

この零は公布した日から施行する。

＜付録3＞公共機関の情報公開に関する法律施行規則

[全部改正 2004 年 7 月 29 日部令第 00245 号]

第 1 条(目的)この規則は公共機関の情報公開に関する法律および同法施行領で委任された事項とその施行に関して必要な事項を規定することを目的にする。

第 2 条(情報公開請求書の書式) ①公共機関の情報公開に関する法律(以下「法」という)

第 10 条第 1 項および同法施行領(以下「令」という) 第 6 条第 1 項の規定による情報公開請求では別紙第 1 号の書式による。

②法第 10 条第 1 項および第 2 項の規定によって口述で情報公開請求をする場合には別紙第 2 号書式による。

第 3 条(情報公開処理関連書式)①法第 11 条第 2 項の規定による公開可否決定期間延長の通知は別紙第 3 号書式による。

②令第 6 条第 2 項および本当に第 16 条の規定による情報公開処理台帳は別紙第 4 号の書式による。

第 4 条(第 3 者の意見聞き取り関連書式)①法第 11 条第 3 項の規定によって情報公開が請求された事実を通知受けた第 3 者の意見提出または法第 21 条第 1 項の規定による非公開要請は別紙第 5 湖西式による。

②法第 11 条第 3 項および本当に第 8 条の規定によって口述で第 3 者の意見聞き取りをする場合には別紙第 6 号の書式による。

第 5 条(情報公開可否決定通知の書式) 法第 13 条第 1 項および第 4 項の規定による情報公開可否決定に対する通知は別紙第 7 号の書式による。

第 6 条(情報公開委任状書式)令第 15 条第 2 項第 3 号の規定による委任状は別紙第 8 号の書式による。

第 7 条(手数料の金額)令第 17 条第 1 項の規定による手数料の金額は他の法令に特別な規定がある場合を除き別表の通りである。

第 8 条(異議申立処理関連書式)①法第 18 条第 1 項および法第 21 条第 2 項と本当に第 18 条第 1 項の規定による異議申立は別紙第 9 号書式による。

②法第 18 条第 2 項と本当に第 18 条第 2 項の規定による異議申立決定期間延長の通知は別紙第 10 号書式による。

③令第 18 条第 4 項による異議申立処理大將は別紙第 11 号書式による。

第 9 条(資料提出) 令第 28 条の規定による情報公開運営実態の提出は別紙第 12 号書式による。

付則第 245 号、2004 年 7 月 29 日

この規則は 2004 年 7 月 30 日から施行する。

＜付録 4＞教育関連機関の情報公開に関する特例法

[制定 2007 年 5 月 25 日法律第 8492 号]、施行日 2008 年 5 月 26 日

第 1 条(目的)この法は教育関連機関が保有管理する情報の公開義務と公開に必要な基本的な事項を決めて国民の知る権利を保障して学術および政策研究を振興することと同時に学校教育に対する参加と教育行政の効率性および透明性を高めるために「公共機関の情報公開に関する法律」に対する特例を規定することを目的にする。

第 2 条(正義)この法で使う用語の正義は次のとおりである。

1. 「情報」と言うのは教育関連機関が学校教育と係わって職務上作成または取得して管理している文書(電子文書を含む) 図面写真フィルムテープスライド、その他、ここに準ずる媒体などに記録された事項を言う。
2. 「公開」と言うのは教育関連機関がこの法によって情報を閲覧するようになるとかその写本複製物を交付することまたは「電子政府」第 2 条第 7 号による情報通信網(以下「電子通信網」という)を通じて情報を公示するとか提供することなどを言う。
3. 「公示」と言うのは教育関連機関がその保有管理する情報を国民の情報公開に対する閲覧、交付および請求とかかわらずあらかじめ情報通信網など他の法令で定める方法で積極的に知らせるとか提供する公開の一方法を言う。
4. 「教育関連機関」と言うのは学校教育行政機関および教育研究機関を言う。
5. 「学校」と言うのは「初・中等教育法」第 2 条 「高等教育法」第 2 条によって設置された各学校、その他に他の法律によって設置された各学校(国防、治安などの事由で情報公示が難しいと大統領令で定める学校は除く)を言う。
6. 「教育行政機関」と言うのは「教育公務員法」第 2 条第 3 項による機関を言う。
7. 「教育研究機関」と言うのは「教育公務原法」第 2 条第 4 項による機関、その他、他の法律によって教育に関して専門的に研究調査をするために設置された機関をいう。

第 3 条 (情報公開の原則) ① 教育関連機関はその保有管理する情報をこの法で定めるところによって公開しなければならない。

②この法によって公示または提供される情報は学生および教員の個人情報を含んではならない。

第 4 条 (他の法律との関係) 情報の公開などに関してこの法で規定しない事項に対しては「公共機関の情報公開に関する法律」を適用する。

第 5 条 (初・中等学校の公示対象情報など) ① 初・中等教育を実施する学校の長は、その機関が保有管理している次各好意情報を毎年 1 回以上公示しなければならない。この場合その学校の長銀公示された情報(以下「公示情報」と言う)を教育監に提出しなければならないし、教育人的資源部長官は必要だと認める場合、公示情報と係わる資料の提出を要求することができる。

1. 学校規則など学校運営に関する規定
2. 教育課程編成および運営などに関する事項
3. 年生クラス当たり学生数および転校、学業中断など学生変動状況

4. 学校の年生別教科別学習についての状況
5. 校地、校舎など学校施設に関する事項
6. 職位資格別教員現況に関する事項
7. 予算、決算内訳など学校および法人の会計に関する事項
8. 学校運営委員会に関する事項
9. 学校給食に関する事項
10. 学校の保健管理環境衛生および安全管理に関する事項
11. 学校暴力の発生現況および処理に関する事項
12. 国家または市道水準学業到達度評価に対する学術的研究のための基礎資料に関する事項
13. 学生の入学状況および卒業生の進路に関する事項
14. 「初・中等教育法」第 63 条から第 65 条までの是正命令などに関する事項
15. その他に教育与件および学校運営状態などに関する事項

②教育監および教育人的資源部長官は第 1 項第 4 号および第 12 号の資料を公開する場合個別学校の名称は提供しなくて、所在地に関する情報の公開範囲は大統領令で定める。

③第 1 項による公示情報の具体的な範囲、公示回数、およびその時期などに関して必要な事項は大統領令で定める。

第 6 条（高等教育機関の公示対象情報など）① 高等教育を実施する学校の長銀その機関が保有管理している次各好意情報を毎年 1 回以上公示しなければならない。この場合その学校の長は、公示情報を教育人的資源部長官に提出しなければならない。

1. 学校規則など学校運営に関する規定
2. 教育課程編成および運営などに関する事項
3. 学生の選抜方法および日程に関する事項
4. 充員率、在校生数など学生現況に関する事項
5. 卒業後進学および就業現況など学生の進路に関する事項
6. 専任教員現況に関する事項
7. 専任教員の研究成果に関する事項
8. 予算、決算内訳など学校および法人の会計に関する事項
9. 「高等教育法」第 60 条から第 62 条までの是正命令などに関する事項
10. 学校の発展計画および特性化計画
11. 教員の研究学生に対する教育および産学協力現況
12. 図書館および研究に対するサポート現況
13. その他に教育与件および学校運営状態などに関する事項

②教育人的資源部長官は国民の便宜のために必要な場合第 1 項によって学校長が公示した情報を学校の種類別地域別などで分類して公開することができる。

③第 1 項による公示情報の具体的な範囲、公示回数およびその時期、第 2 項による情報の公開方

法などに関して必要な事項は大統領令で定める。

第7条(公示の勧告など)①教育人的資源部長官は第5条および第6条による公示に必要な様式を用意普及して、公示情報を収集および管理しなければならない。

②教育人的資源部長官は第1項の公示情報を収集管理するための総括管理機関と項目別管理機関などを指定することができる。

③教育人的資源部長官は教育関連機関の長が該当の情報をこの法で定めるところによって公開または公示をしないとか怠る場合これに対する是正を勧告しなければならない。

第8条(学術研究の振興など)①教育関連機関の長は学術研究の振興と教育政策の開発のために該当の機関が保有管理する資料を大統領令で定めるところによって研究者などに提供することができる。

②第1項によって資料を提供を受けた者はその本来の目的外に至る漏らすとか不正に使ってはならない。

第9条(権限の委任)この法による教育人的資源部長官の権限はその一部を大統領令で定めるところによって教育監などに委任することができる。

第10条(是正または変更命令)①教育人的資源部長官はこの法で定めた情報を公開しないとか偽りで公開する機関の長に是正または変更するように言い付けなければならない。

②教育人的資源部長官は第1項による是正または変更命令および第7条第3項による勧告を受けた学校の職人正当な事由なしに指定された期間内に履行しない場合「初・中等教育法」第63条第2項または「高等教育法」第60条第2項を準用する。

第11条(罰則)第8条第1項によって資料を提供を受けた者が同じ組第2項を違反した時には1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する

第12条(「公共機関の情報公開に関する法律」との関係)「公共機関の情報公開に関する法律」を「教育関連機関の情報公開に関する特例法」に適用するにおいては次各号による。

1. 「公共機関の情報公開に関する法律」第6条から第9条まで、第11条、第13条、第15条、第18条から第21条までおよび第25条の中で「公共機関」はそれぞれ「教育関連機関」とみなす。

2. 「公共機関の情報公開に関する法律」第25条の中で「行政自治部長官」は「教育人的資源部長官」とみなす。

付則第8492号、2007年5月25日

この法は公布後1年が経過した日から施行する。 —

＜付録 5＞教育関連機関の情報公開に関する特例法施行令

[制正 2008 年 11 月 17 日 大統領令第 21119 号]

第 1 条(目的) この零は「教育関連機関の情報公開に関する特例法」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的にする。

第 2 条(情報公示適用除外学校) 「教育関連機関の情報公開に関する特例法」(以下「法」という)第 2 条第 5 号で「大統領令に定める学校」と言うのは次各号の学校を言う。

1. 「空軍航空科学高等学校設置法」によって設置された空軍航空科学高等学校
2. 「士官学校設置法」によって設置された陸軍・海軍・空軍士官学校
3. 「国防大学設置法」によって設置された国防大学
4. 「国軍看護士官学校設置法」によって設置された国軍看護士官学校
5. 「警察隊学設置法」によって設置された警察大学
6. 「陸軍 3 士官学校設置法」によって設置された陸軍 3 士官学校
7. 「国家情報大学院設置法」によって設置された国家情報大学院

第 3 条(初・中等学校公示情報の範囲・回数および時期など) ①法第 5 条第 1 項各号の公示情報の範囲・公示回数およびその時期は別表 1 の通りである。

②法第 5 条第 1 項各号以外の部分全段による初・中等教育を実施する学校(以下「初・中等学校」と言う)の長は、別表 1 の情報公示内容以外の内容も自律的に公示することができる。

③初・中等学校の長銀別表 1 によって情報を公示する場合該当の公示日から最近 3 年の間公示した情報を一緒に公示しなければならない。

④教育監および教育科学技術部長官は法第 5 条第 1 項第 4 号および第 12 号の資料を公開する場合個別学校の所在地に関する情報の公開範囲は次の通りである。

1. 「初・中等教育法」第 2 条第 2 号および第 3 号による学校のような組第 6 号による各従学校の中で小学校・中学校過程の学校: 「地方教育自治に関する法律」第 34 条第 1 項による下級教育行政機関単位で公開
2. 「初・中等教育法」第 2 条第 4 号および第 5 号による学校のような組第 6 号による各種学校の中で高等学校過程の学校: 特別市・広域市・都および特別自治も(以下「市・道」と言う)を管轄する教育庁単位で公開

第 4 条(高等教育機関公示情報の範囲・回数および時期など) ①法第 6 条第 1 項各号の公示情報の範囲・公示回数およびその時期は別表 2 の通りである。

②法第 6 条第 1 項各号以外の部分全段による高等教育を実施する学校(以下「高等教育機関」という)の長は、別表 2 の公示情報を学科別または学部別専攻単位または募集単位および学校単位に公示しなければならない。この場合大学院に関する情報は大学と区分して、「高等教育法施行令」第 22 条各号によって区分して公示しなければならない。

③高等教育機関の長は別表 2 によって情報を公示する場合該当の公示日から最近 3 年の間公示した情報を一緒に公示しなければならない。

第5条(高等教育機関情報の管理および公示)①教育科学技術部長官は法第6条第1項各戸以外の部分後段によって高等教育機関の長が提出した公示情報を統合して管理することができる。

②教育科学技術部長官は第1項の公示情報の中で主要項目を標準化して公開することがある。

③第1項および第2項による管理および公開に必要な事項は教育科学技術部長官が決める。

第6条(情報公示方法)①初・中等学校および高等教育機関の長は法第5条第1項および第6条第1項による公示情報を国民が分かりやすいように該当の機関のホームページを通じて公示しなければならない。

②初・中等学校および高等教育機関の長は公示情報資料を別に取り揃えておいて管理しなければならない。

③初・中等学校および高等教育機関の長は該当の機関の公示情報の提供の要請があったら、これを見学するようにするとか、その写本・複製物を提供しなければならない。

④第3項による公示情報の見学や写本・複製物の提供・郵送に入る費用は実際費用の範囲で請求人が負担しなければならない。ただ、情報の使用目的が公共の復利の維持・増進のために必要だと認められる場合にはこれを減免することができる。

第7条(総括管理機関および項目別管理機関の指定など)①法第7条第2項による総括管理機関および項目別管理機関で指定受けようとする寝る次各好意書類を添付して教育科学技術部長官に該当の機関の指定を申し込まなければならない。

1. 事業推進計画書

2. 業務遂行に必要な施設・設備・専門人材などに関する明細書および運営計画書

3. 定款(法人の場合だけあたる)

②法人が第1項による指定を受けようとする場合監督庁は「電子政府法」第21調剤1項による行政情報の共同利用を通じて法人登記簿謄本を確認しなければならないし、申請者が確認に同意しない場合にはこれを添付するようにしなければならない。

③教育科学技術部長官は第1項によって総括管理機関および項目別管理機関指定の申請を受ければ申込書を提出受けた日から30日の範囲で指定可否を決めるとする。ただ、やむを得ない事由があれば1回に限って30日の範囲で期間を決めて延ばすことができる。

④総括管理機関と項目別管理機関は法第5条第1項後段または第6条第1項後段によって提出された公示情報を収集・管理する。

⑤総括管理機関は項目別管理機関と連携して公示情報を管理・運営して、公示情報の品質を高めるための研究を遂行しなければならない。

⑥総括管理機関は毎年初・中等学校および高等教育機関の長の公示情報管理・運営に関する事項を教育監および教育科学技術部長官に報告しなければならない。

第8条(教育関連機関情報公示運営委員会)①教育関連機関の情報公示に関する政策の樹立および制度改善などの事項に対して教育科学技術部長官の諮問に応じるために教育科学技術部長官所属で教育関連機関情報公示運営委員会(以下「委員会」と言う)を置く。

②委員会は委員長を含む15人以内の委員で構成する。

③委員会の委員長は委員の中で教育科学技術部長官の指名する人になって、委員会の委員は次各号にあたる人の中で教育科学技術部長官が委嘱するとか任命する。

1. 情報公開と係わった知識や経験がある初等学校・中学校・高等学校および高等教育機関の教員
2. 市・道教育庁および下級行政機関の奨学官・教育研究官
3. 情報公開業務と係わる市・道および中央部処の4級以上の公務員
4. 情報公開と係わった知識や経験がある法律専門家
5. 保護者団体(「非営利民間団体支援法」第2条による非営利民間団体)が推薦した人
6. その他に情報公開に関する学識と経験が豊かな人

④第1項から第3項までの中で規定した事項外に委員会の構成・運営などに必要な事項は教育科学技術部長官が決める。

第9条(研究者などに対する資料提供) ① 研究者などが教育関連機関の長に該当の機関が保有・管理する資料の提供を要請する時には次各の事項を書いた情報提供要請書と研究の目的・内容・期間・方法・活用計画などを書いた研究計画書を提出しなければならない。

1. 要請人の名前、住民登録番号、住所と電話番号・電子メールアドレスなどの連絡先
2. 提供受けようとする情報の内容と提供方法

②教育関連機関の長は第1項によって要請受けた日から10日以内に情報提供可否を決めなければならないし、やむを得ない事由でその期間内に提供可否を決めることができない時にはその期間の最後の日の翌日から計算して10日以内の範囲で情報提供可否決定期間を延ばすことができる。この場合教育関連機関の長は延長された事実と延長事由を要請人に透かさず文書で知らせなければならない。

③教育関連機関の長は研究目的に必要な情報提供のために努力しなければならないし、情報提供を要請受けた日から20日以内に教育関連機関の長が提供可否を決定しなかった提供しないことに決めたことを見る。

④「公共機関の情報公開に関する法律」第12条第1項によって情報公開審議会を設置しなければならない教育関連機関の長は情報公開審議会の審議を経て資料の提供範囲と内容を決めなければならない。

⑤第4項による教育関連機関にあたらぬ教育関連機関の場合「公共期管の情報公開に関する法律」第12条を準用して情報公開審議会を設置して第4項による審議ができて、初等・中等学校の場合には「初等・中等教育法」第31条による学校運営委員会が第4項の審議ができる。

第10条(権限の委任)教育科学技術部長官は第9条によって次各好意権限を該当の教育監に委任する。

1. 法第7条第3項による是正の勧告
2. 法第10条第1項による是正または変更の命令

3. 法第 10 条第 2 項によって準用される「初・中等教育法」第 63 条第 2 項による違反行為の取り消し・停止命令または学生定員の減縮などの措置

第 11 条(公示情報の確認など) 教育科学技術部長官は法第 10 条第 1 項による是正または変更の命令を施行するために必要だと認めれば初・中等学校および高等教育機関の長の公示情報を確認・検証することができる。

第 12 条(公示項目別作成者など指定)①初・中等学校および高等教育機関の長は公示情報の正確性を高めるために公示項目別作成者および確認者を指定してこれを一緒に公示しなければならない。

②初・中等学校および高等教育機関の長と公示項目別作成者および確認者は随時で公示された情報の正確性と忠実度を点検・確認しなければならない。

③初・中等学校および高等教育機関の長は第 2 項による点検結果間違い事項などを見つければ透かさず修正・補わなければならない。

付則

第 1 条(施行日)この零は公布した日から施行する。

第 2 条(情報公示に関する適用例) 第 3 条第 3 項および第 4 条第 4 項によって最近 3 年前まで公示しなければならない情報はこの零施行後最初に公示された情報から適用する。

第 3 条(情報公示の範囲および時期に関する特例)①第 3 条第 3 項および第 4 条第 4 項にもかかわらずこの零施行後設置または設立されて 3 年が経過しない初等・中等学校および高等教育機関の長は設置または設立後公示日まで情報を公示する。

②別表 1 と別表 2 の公示時期にもかかわらずこの零施行後最初の情報公示は 2008 年 12 月 1 日にする。ただ、初等・中等学校の長は別表 1 の第 4 号による学校の年生別・教科別学習についての状況の中で教科別学業成就事項は 2009 年に実施する評価結果から、別表 1 の第 12 号による国家または市・道水準学業到達度評価に対する学術的研究のための基礎資料に関する事項中国に行つて水準学業到達度評価応試現況および国家水準学業成就度評価結果 3 等級の割合(普通学力以上、基礎学力、基礎学力未達)は 2010 年に実施する評価結果から、国家水準学業到達度評価結果の前年代費向上も(普通学力以上、基礎学力未達)は 2011 年に実施する評価結果から公示して、高等教育機関の長は別表 2 の第 13 号によるその他に教育与件および学校運営状態などに関する事項の中で「高等教育法」第 11 条の 2 による大学評価結果は 2009 年に実施する評価結果から公示する。

＜付録6＞行政情報公開に関する規則

制正 2004 年 11 月 22 日

改正 2004 年 12 月 29 日

第 1 章総則

第 1 条(目的)この規定は「公共機関の情報公開に関する法律」および関係法令(以下「情報公開法令」にする)によって韓国教育課程評価院(以下「評価院」という)の情報を公開する際に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(情報公開責任官)企画革新処長を評価院情報公開責任官で指定して院内情報公開関連業務を総括調整するようにするが、院内情報公開関連事務は監査室で管掌する。

第 3 条(情報公開の原則) 評価院が保有管理する情報はこの規定が決めるところにに基づき、公開しなければならないし、本の規定に規定されない事項に対しては情報公開法令による。

第 4 条(情報公開活性化のための措置など) ①院長は情報公開制度の活性化のために所属役人に対して情報公開教育を年間 1 回以上実施しなければならないし、情報公開責任官は情報公開制度の運営実態を確認点検しなければならない。

②院長は情報公開が体系的に成り立つようにホームページなど関連システムを整備しなければならない。

第 2 章行政情報の公表

第 5 条(自発的公開) 院長は情報の公開を請求する者(以下「請求者」という)の請求がないとしても次の各号の 1 にあたる情報はこれを定例的に公開するが、具体的な公開範囲および形態は別表 1 のとおりである。

1. 業務推進費使用内訳
2. 委員会現況および運営実績
3. 業務報告資料
4. 予算および決算資料
5. 当該年度経営目標および経営革新課題および実績

第 6 条(公表方法)生産される公表対象情報は形式や数量などによって評価院ホームページに載せて公開するようにして、不可避な場合写本などの形態で公開する。

第 7 条(公表部署)行政情報の公表業務は情報公開事務を担当する部署で該当部署から資料を蝕合して遂行する。

第 8 条(他機関生産文書) 評価院が保有している文書の中で唾棄官が生産した文書に対しては原則的に該当機関の情報公開基準による。

第 9 条(情報リストの作成備え付け)①院長は評価院が保有管理する情報に対して文書題目生産年度業務担当者などが含まれている情報リストを作成、備え、情報通信網を活用した情報公開システムなどを通じて公開しなければならない。この場合情報リストは公共機関の記録物管理に関する法律施行令規定による記録物登録台帳、および記録物のファイルなどで替えることができる。

[施行日 20050730]

②院長は情報公開が迅速でなだらかに遂行されることができるよう情報公開場所の確保など公開に必要な施設を取り揃えなければならない。

第 10 条(非公開対象情報の詳細基準)①関連法律による評価院非公開対象情報の詳細基準は次の各号のようである。

1. 評価院の基本および受託研究事業として意見収斂、または調整の中にある事案がはやく公開時業務遂行に重大な差し支えをもたらす恐れがある情報
2. 人的事項が公開されることで個人のプライバシーが侵害される恐れがある事項
3. 評価院研究および運営事項の中で国家機密と係わるとか出演、または特定企業または企業人の利害関係に重大な影響を及ぼすことができる事項
4. 受託課題の中で委託機関(定木)の非公開要求がある場合
5. 機密を維持しなければならない事業に対する具体的情報として特定人なのを識別することができる個人に関する情報や公開される場合正常な事業遂行に重大な影響を与える情報
6. 評価院委員会関連資料の中で公開時利害関係人の混乱をもたらす恐れがあるとかあいさつに關した情報としてあって委員会の議決に非公開することに決まった案件
7. 評価院研究資料管理規則の中で保安資料で分類された研究物および研究産出物
8. その他公開時業務遂行に著しい差し支えをもたらすとか、特定人の利益を侵害する恐れがある情報として情報公開審議会で非公開で決めた情報

②公開請求された情報が第 1 項各戸に含まれた部分と公開の可能な部分が混合してある場合には公開請求の主旨に行き違わない範囲中で、二つの部分を分離できる時には第 1 項各戸にあたる部分を除いて公開しなければならない。

第 3 章情報公開審議会

第 11 条(情報公開審議会の構成) 情報公開法令第 12 条および同法施行令第 11 条に基づいて情報公開審議会を設置運営する。ただ、情報公開審議会は評価院の民願および訴訟事務処理規則第 20 条に基づいた請願対策委員会で替えることができる。

第 12 条(審議会の機能) 審議会は次の各号の事項を審議する。

1. 請求された情報の公開可否を決めにくい事項の審議
2. 第 14 条第 1 項の規定による異議申立の審議
3. その他情報公開制度の運営に関する事項の審議

第 13 条(情報公開審議会の運営) ①情報公開審議会は在籍委員過半数の賛成に審議して、可否同数の場合委員長が決める。

②情報公開審議会委員は書面で意見を提出することもでき、この場合当該情報公開審議会に出席したことで見る。

③情報公開審議会は靴会議で進行して、必要の時書面で行う。

④外部委員に対しては予算の範囲中で手当、旅費その他必要な経費を支給することがある。

⑤委員会設置運営に関してこの規則に規定しない事項は請願および訴訟事務処理規則に付く。

第4章不服救済手続き

第14条(異議申立) ①請求者が情報公開と係わった非公開または部分公開の決定に対して不服がある時には評価院から情報公開可否の決定通知を受けた日または第17条第3項の規定による非公開の決定があることで見る日から30日以内に評価院に文書別表9で異議申立ができる。

②評価院は異議申立を受けた日から7日以内にその異議申立に対して決めて彼結果を請求者に透かさず文書で通知しなければならない。ただ、やむを得ない事由で決められた期間以内に決めることができない時にはその期間の満了である翌日から起算して7日以内の範囲で延ばすことができるし、延長事由を請求者に通知別表10に基づく。

③請求者は異議申立が閣下または棄却の決定が出れば、関連法律に基づいて行政審判または行政訴訟を申し立てることができる。

④情報公開事務処理吹いては異議申立に対する処理状況を異議申立処理台帳別表11に記録維持しなければならない。

第5章情報公開決定通報および方法

第15条(情報公開請求書の受付など) ①情報公開請求で(口述公開請求含み)別表4、5は総務部で受け付けて、受付即時請求者に接受証を交付する。ただ、直ちにまたは口述処理が可能な情報や郵便模写電送情報通信網によって情報公開請求書を受付一時には接受証を交付しないことがある。

②口述として情報の公開を請求受ける場合には担当職員などが請求者との面談を通じて情報公開請求調書を作成してここに請求者と一緒に記名捺印しなければならない。

③総務部は請求された内容を所管部署に透かさず移送しなければならないし、この場合処理主体は原則的に該当部署になる。

④総務部は情報公開請求に対する処理状況結果など関連事項を情報公開処理台帳別表7に記録維持しなければならない。

第16条(情報公開処理) ①情報公開を請求受けた部署は10日以内に請求内容、関連法令などを総合的に検討して公開可否を決めなければならない。

②本の規定第10条各戸に該当する事項中やむを得なく公開可否を判断しなければ場合、情報公開審議会の審議を経た後公開可否を決めなければならない。(改正2004.12.29)

③第2項の場合情報公開を請求受けた部署は「検討意見書」を添付して総務部に情補空改心議会開催を要求しなければならないし、この場合該当部所長は審議会に参加または書面で審議時意見を召命することができる。

第17条(情報公開決定通報) ①情報公開の請求がある時には請求を受けた日から10日以内に公開可否を決めなければならない。

②やむを得ない事由で第1項で決めた期間以内に公開可否を決めることができない時にはその期間の満了である翌日から起算して10日の範囲内で公開可否決定期間を延ばすことができる。

この場合延長事実と延長事由を請求者に透かさず文書別表 6 で通知しなければならない。

③情報公開を請求した日から 20 日以内に公開可否を決めない時には非公開の決定があることとみる。

第 18 条(公開方法) ①院長は情報の公開を決めた日から 10 日以内に請求者に情報を公開しなければならない。

②情報の公開は次の各号の方法にする。

1. 文書図面写真などは閲覧または写本の交付
2. フィルムテープなどは視聴または印画物複製物の交付
3. マイクロフィルムスライドなどは視聴閲覧または写本複製物の交付
4. 電子的形態で保有管理する情報などはファイルを複製して電子メールで送付、媒体に保存して提供、閲覧視聴または写本出力物の交付

③第 1 項の規定によって情報を公開する時には他人の知的所有権、私生活の秘密その他に他人の権利または利益が不当に侵害されないように留意すると限りである。

④情報の公開は指定された日時および場所で閲覧視聴するようにするとか写本複製物の交付および電子ファイルの発送などによる。

⑤情報を公開するにおいて当該情報の原本が汚染または毀損される恐れがある場合は、当該情報の写本などを公開することができる。

⑥請求者が多数とか評価院が定例的または随時露する行政情報はインターネットを通じて公開することができる。

⑦公開請求された壞夷過多で正常な業務遂行に著しい差し支えをもたらす恐れがある場合には一定期間別で分けて交付するとか閲覧と並行して交付することができる。

⑧請求者が電子的形態で公開することを要請した場合には情報の電子的形態により、保有、管理の可否によって電子的形態で公開することができる。

第 19 条(情報公開の時請求者の確認) ①請求された情報の公開は請求である本であるまたはその代理人にしなければならない。

②第 1 項の規定によって情報を公開する時には次の各号の仕分けによる身分証人であらうによって請求である本であるまたはその正当な代理人なのを確認しなければならない。ただ、情報を公開するにおいて本であるまたはその正当な代理人なのを確認する必要がない時には、そうではない。

1. 請求である本人に公開する時には請求者の住民登録証その他にその身元を確認することができる身分証明書(請求者が外国人である時にはパスポート外国人登録証その他に法であるまたは団体なのを確認することができる証明書)
2. 請求者の法定代理人に公開する時には法定代理人なのを証明することができる書類と代理人の住民登録証その他にその身元を確認することができる身分証明書
3. 請求者の任意代理人に公開する時には別表 8 の委任状と請求であるおよび担当人の住民登録

証その他にその身元を確認することができる身分証明書

③情報通信網を通じて情報を公開する場合請求である本であるまたはその代理人の身元を確認する必要がある時には第 2 項の規定にもかかわらず電子サインなどを通じてその身元を確認しなければならない。

第 20 条(即時処理が可能な情報の公開) ①直ちに公開の可能な情報は手続きを通さなくて公開しなければならない。

②各部署の情報公開処理担当者は即時公開をする場合そういう事実と事由などを総務部で通知して情報公開処理台帳に記録されることができるようにならなければならない。

第 21 条(費用負担) ①公開決まった情報を公開する場合には請求者から情報の公開および郵送などに必要となる費用別表 3 を現金で輸納しなければならない。

②情報公開に必要となる費用は第 1 項の規定にもかかわらず次の各号の 1 に該当する場合、費用を減免することができるし、その減免割合は別表 2 のようである。

1. 非営利の学術公益団体または法人が学術や研究目的または行政監視のために必要な情報を請求した場合

2. 教授教師または学生が教育資料や研究目的に必要な情報を所属機関の長の確認を受けて請求した場合

3. その他に院長が公共福利の維持増進のために減免が必要だと認めた場合

③第 2 項の規定によって費用減免を申し込む時には減免事由に関する疎明資料を添付しなければならない。

第 22 条(運営管理) 院内情報処理事務処理部署は毎年末情報公開運営実態表 12 を作成して、関係省庁および監督官庁などの提出要求がある時提出しなければならない。

付則(2004. 11. 22)

第 1 条(施行日)この規定は院長が決めた日から施行する。ただ、第 9 条第 1 項は 2005 年 7 月 30 日から施行する。

第 2 条(他の規定の改正)院規管理規則中、次のように改正する。

事務局総務部位置欄中「労社協議会運営規則」の次に「行政情報公開に関する規則」を新設する。

付則(2004. 12. 29)

第 1 条(施行日)この規定は院長が決めた日から施行する。

[別紙]

公共機関の情報公開に関する法律

第 12 条(情報公開審議会)①国家機関、地方自治体および政府投資機関管理基本法第 2 条の規定による政府投資機関(以下「国家機関等」という)は第 11 条の規定による情報公開可否などを審議するために情報公開審議会(以下「審議会」と言う)を設置運営する。

②審議会は委員長 1 人を含んで 5 人ないし 7 人の委員で構成する。

③審議会の委員長を除いた委員は所属公務員、役人・職員または外部専門家で指名または委嘱するが、そのうち2分の1は該当する国家機関等の業務または情報公開の業務に関する知識を持った外部専門家に委嘱しなければならない。ただ、第9条第1項第2号および第4号にあたる業務を主にする国家機関は該当する国家機関の長が外部専門家の委嘱割合を別に決めるが、最小限1人以上は委嘱しなければならない。

④審議会の委員長は第3項に規定された委員のような資格を持った者の中で国家機関などの長が指名または委嘱する。

⑤第23条第4項および第5項の規定は審議会の委員に対してこれを準用する。

⑥審議会の運営および機能などに関して必要な事項は国会規則最高裁判所規則憲法裁判所規則中央

第17条(費用負担)②法第15条第1項および第2項の規定によって情報通信網を通じて電子的形態で公開する時には公共機関(地方自治体およびその所属機関を除く)の長銀業務負担を考慮して第1項本文の規定による行政自治部令が定める金額の範囲の中で手数料の金額をつけるわけ決めることができる。

第18条(異議申立)①法第18条第1項および法第21条第2項の規定による異議申立は次の各号の事項を記載した書面にしなければならない。

1. 申請者の名前、住民登録番号および住所(法であるまたは団体の場合にはその名称、事務所または事業所の所在地と代表者の名前)と連絡先
2. 異議申立の対象になる情報公開可否決定の内容
3. 異議申立の主旨および理由
4. 情報公開可否の決定通知を受けた日または非公開決定がある日

②公共機関は法第18条第2項手がかりの規定によって異議申立決定期間の延長を通知する時には通知書に延長事由、延長期間などを具体的に記載しなければならない。

③公共機関は法第18条第3項の規定によって異議申立を閣下または棄却する定める時には決定理由、不服方法および不服手続きを具体的に明示しなければならない。

④公共機関は異議申立に対する処理状況を異議申立処理台帳に記録、維持するとする。

第21条(会議および議決定足数)②委員会の会議は在籍委員過半数の出席で気に止めて出席委員過半数の賛成により議決する。

公共機関の情報公開に関する法律施行令

第11条(情報公開審議会)①国家機関、地方自治体および政府投資機関管理基本法第2条の規定による政府投資機関(以下「国家機関等」という)は業務性格や業務量等を考慮して法第12条の規定による情報公開審議会(以下「審議会」と言う)をその機関または所属機関に1個以上設置、運営しなければならない。

②審議会は次の各号の事項を審議する。

1. 公開請求された情報の公開可否を決めにくい事項

2. 法第 18 条および法第 21 条第 2 項の規定による異議申立

3. その他に情報公開制度の運営に関する事項

③審議会の委員の任期は 2 年にして、1 次に限って連任することができる。ただ、公務員である委員の任期はその職位に在職する期間にする。

④審議会の委員中公務員ではない委員に対しては予算の範囲の中で手当、旅費、その他に必要な経費を支給することができる。

⑤この零に規定されたこと外に審議会の運営に関して必要な事項は審議会が設置された国家機関等の長が決める。

第 17 条(費用負担)③次の各号の 1 にあたる場合には法第 17 条第 2 項の規定によって手数料を減免することができる。

1. 非営利の学術、公益団体または法人が学術や研究目的または行政監視のために必要な情報を請求した場合

2. 教授、教師または学生が教育資料や研究目的に必要な情報を所属機関の長の確認を受けて請求した場合

3. その他に公共機関の長が公共福利の維持、増進のために減免が必要であると決めた場合
公共機関の記録物管理に関する法律施行令

第 12 条(記録物の分類) ①公共機関は記録物を記録水おしろい類基準表によって処理科別、単業務別で分類して記録物登録台帳に記録する。

②記録水おしろい類基準表は中央記録物の管理機関および特殊記録水の管理機関の長(法第 6 条 1 項の規定によって特殊記録水の管理機関を置くことができる機関が特殊記録物の管理機関を設置しない時には該当公共機関の長)がこれを作成して官報または公報に告示しなければならない。ただ、記録物分類基準表を電算で管理する場合、該当電算資料を情報通信網に提供した時にはこれを告示しないことがある。

改正 2003. 2. 11

③第 2 項の規定にかかわらず第 3 条各号の 1 に該当する公共機関の記録物分類基準表は中央記録水の管理機関および特殊記録水の管理機関の長が特別に収集、保存する必要があると指定、告示した永久保存記録物を除きあって公共機関の長が決める。

④記録物分類基準表には処理科学技術官コード、機能分類番号、保存分類機与えたおよび記録物の検索に必要な特殊リストの指定等に関する事項が含まなければならない。

⑤記録物の機能分類番号は別表 1 の機能分類基準によって大機能、中機能、小機能、単業務、単業務事案の 5 段階で区分して付与するが、単業務事案に対する機能分類番号は前もって決めなくて第 13 条第 4 項の規定による年度別記録物別登録連番で替える。

⑥公共機関は職制改正または機能の新設、廃止等で記録水おしろい類基準表の変更が必要だと認める時には行政自治部令が定めるところによって透かさず記録物分類基準表変更申請書を中央記録水の管理機関または特殊記録水の管理機関の長に提出しなければならない。ただ、行政自治

部令が定める記録水おしろい類基準表の変更は所管公共機関が行って透かさずその内容を中央記録水の管理機関または特殊記録水の管理機関の長に知らせなければならない。

⑦公共機関は記録水おしろい類基準表または東変更申込書を作成するにおいて業務内容が秘密に管理されなければならない必要がある時にはあつて単位業務名または単位事案名に名前を付け、当該記録物分類基準表関連資料を秘密で分類して管理しなければならない。

表一覧

- 表 III-1 初・中等教育機関の公示情報範囲、公示回数およびその時期
- 表 III-2 高等教育機関の公示情報範囲、公示回数およびその時期
- 表 III-3 NCES 産出物の様式
- 表 IV-1 お知らせ広場の情報公開の現況
- 表 IV-2 研究広場の情報公開の現況
- 表 IV-3 情報広場の教育課程および教科書分野の情報公開の現況
- 表 IV-4 情報広場の教育評価分野の情報公開の現況
- 表 IV-5 情報広場の国家試験分野の情報公開の現況
- 表 IV-6 情報広場の中等教師任用試験分野の情報公開の現況
- 表 IV-7 情報広場の KICE 国際教育動向分野の情報公開の現況
- 表 IV-8 開かれた広場の大学修学能力試験分野の情報公開の現況
- 表 IV-9 開かれた広場の教育課程分野の情報公開の現況
- 表 IV-10 開かれた広場の教科書分野情報公開の現況
- 表 IV-11 開かれた広場の教育評価分野情報公開の現況
- 表 IV-12 開かれた広場の国家試験分野の情報公開の現況
- 表 IV-13 大学修学能力試験の情報公開現況
- 表 IV-14 KICE の情報公開の現況
- 表 IV-15 民願申し込み受け付けの現況(2007年1月～2008年7月)
- 表 IV-16 2008年度国会議員請求資料目標および回数
- 表 IV-17 公共機関の情報公開に関する法令分析
- 表 V-1 2008学年度大学修学能力試験の情報公示項目および指針表
- 表 V-2 基本研究課題の情報公示項目および指針表
- 表 V-3 KICE の情報公示項目および指針表
- 表 V-4 KICE の情報公開請求手続きおよび指針表
- 表 V-5 韓国教育課程評価院の行政情報公開に関する規則改正(案)

〈表Ⅲ－１〉初等・中等教育機関の公示情報の範囲、公示回数およびその時期

公示情報の項目	公示情報の範囲	公示機関	公示回数	公示時期
1. 学校規則など学校運営に関する規定	・学校規則	全体	随時	随時
	・学校規則その他学校運営に関する規定	全体	随時	随時
2. 教育課程の編成および運営に関する事項	・学校教育課程の編成および評価に関する事項	全体	年1回	5月
	・教科・裁量・特別活動計画・校外体験活動の計画	小, 中, 高, 特	年1回	5月
	・授業日数および授業始数	小, 中, 高	年1回	5月
3. 学年・学級当学生数および転・出入, 学業の中断など学生変動状況	・学年・学級当の学生数	全体	年1回	5月
	・転・出入および学業中断の学生数	小, 中, 高, 特	年1回	5月
4. 学校の学年別・教科別学習に関する状況	・教科別(学年別)の評価計画に関する事項	小, 中, 高	年1回	4月
	・教科別学業成就の事項	中, 高	年2回	2月, 8月
5. 校地, 教舎など学校施設に関する事項	・学校用地・教舎の現況	全体	年1回	5月
	・各種支援施設の現況	全体	年1回	5月
	・学校施設開放に関する事項	小, 中, 高, 特, 各	年1回	5月
6. 職位・資格別教員現況に関する事項	・職位別教員の現況	全体	年2回	5月, 10月
	・資格別教員の現況	小, 中, 高, 特, 各	年2回	5月, 10月
7. 予・決算内訳など学校および法人の会計に関する事項	・学校会計の予・決算書(国公立)	小, 中, 高, 特, 各	年1回	(予)5月 (決)10月
	・私立学校の教費会計および法人会計の予・決算書	全体	年1回	(予)5月 (決)10月
	・学校発展基金	小, 中, 高, 特	年1回	5月
8. 学校運営委員会に関する事項	・学校運営委員会の構成現況	小, 中, 高, 特	随時	随時
	・学校運営委員会の審議結果	小, 中, 高, 特	随時	随時
9. 学校給食に関する事項	・給食実施の現況	小, 中, 高, 特	年1回	5月
10. 学校の保健管理・環境衛生および安全管理に関する事項	・保健管理の現況	小, 中, 高, 特	年1回	5月
	・環境衛生管理の現況	小, 中, 高, 特	年1回	5月
	・安全管理の現況	小, 中, 高, 特	年1回	5月
11. 学校暴力の発生現況および処理に関する事項	・学校暴力の発生および処理現況	小, 中, 高, 特, 各	年2回	5月, 10月

公示情報の項目	公示情報の範囲	公示機関	公示回数	公示時期
12. 国家または市・都水準の学業成就度評価に関する学術的研究のための基礎資料に関する事項	・国家水準の学業成就度評価の応試現況	小, 中, 高	年1回	2月
	・国家水準の学業成就度評価結果3等級比率(普通学歴以上, 基礎学歴, 基礎学歴未達)	小, 中, 高	年1回	2月
	・国家水準学業成就度評価結果前年対比向上度(普通学歴以上, 基礎学歴未達)	小, 中, 高	年1回	2月
13. 学生の入学状況および卒業生の進路に関する事項	・入学生の現況	小, 中, 高, 特	年1回	5月
	・卒業生の進路現況	中, 高, 特, 各	年1回	5月
14. 「初等・中等教育法」第63条から第65条までの是正命令などに関する事項	違反内容および措置結果	小, 中, 高, 特, 各	随時	随時
15. その他教育与件および学校運営などの情報に関する事項	・奨学金受惠の現況	中, 高, 特,	随時	随時
	・サークル活動の現況	小, 中, 高	年1回	5月
	・教育運営特色事業の計画	小, 中, 高, 特, 各	年1回	5月
	・学校図書館の現況	小, 中, 高	年1回	5月
	・放課後学校運営および支援現況	小, 中, 高, 特	年1回	5月
	・学生・保護者の相談実績	小, 中, 高, 特	年1回	5月
	・研修参加教員の現況	小, 中, 高, 特	年2回	5月, 10月
	・事務職員の現況	小, 中, 高, 特	年1回	5月
・教職員の教員団体および労働組合加入現況(人員数)	全体	年1回	5月	

(表Ⅲ-2) 高等教育機関の公示情報の範囲、公示回数およびその時期

公示情報の項目	公示情報の範囲	公示機関	公示回数	公示時期
1. 学校規則など学校運営に関する規定	・学校規則	大学	随時	随時
	・学校規則外の学事運営に関する各種規定	大学	随時	随時
2. 教育課程の編成および運営に関する事項	・教育課程の編成および評価基準	大学	年1回	3月
	・成績評価の結果(成績評価の分布)	大学	年1回	3月
3. 学生の選抜方法および日程に関する事項	・大学入学(編入学)の典型施行計画	大学	随時	随時
	・募集要綱(編入学含む)	大学	随時	随時
4. 充員率, 在学生数など学生現況に関する事項	・入学典型の類型別選抜結果	大学	年1回	9月
	・機会均等選抜の結果	大学	年1回	9月
	・新入生充員の現況	大学	年1回	9月
	・学生充員の現況	大学	年1回	9月
	・在籍学生の現況	大学	年1回	9月
	・外国人学生の現況	大学	年1回	9月
	・中道脱落学生の現況	大学	年1回	9月
5. 卒業後進学および就職現況など学生の進路に関する事項	・卒業生の現況	大学	年1回	9月
	・卒業生の進学現況	大学	年1回	9月
	・卒業生の就職現況	大学	年1回	9月
	・学士学位専攻深化過程学生の現況	専門大学	年1回	9月
6. 専任教員現況に関する事項	・全体教員対比専任教員の現況	大学	年1回	9月
	・専任教員1人当学生数	大学	年1回	9月
	・専任教員の確保率	大学	年1回	9月
	・産業界経歴専任教員の現況	大学	年1回	9月
	・外国人専任教員の現況	大学	年1回	9月
7. 専任教員の研究成果に関する事項	・国内外学術誌掲載論文の実績	大学	年1回	9月
	・著・訳書の実績	大学	年1回	9月
8. 予・決算内訳など学校および法人の会計に関する事項	・一般会計予・決算の現況	国公立大学	年1回	(予)6月 (決)11月
	・既成会計予・決算の現況	国公立大学	年1回	(予)6月 (決)11月
	・発展基金予・決算の現況	国公立大学	年1回	(予)6月 (決)11月
	・予・決算(合算財務諸表)の現況	私立大学	年1回	(予)6月 (決)11月
	・法人会計予・決算の現況	私立大学	年1回	(予)6月 (決)11月

	・教費会計予・決算の現況	私立大学	年1回	(予)6月 (決)11月
	・積立金の現況	私立大学	年1回	(予)6月 (決)11月
	・寄付金の現況	私立大学	年1回	(予)6月 (決)11月
	・産学協力団の会計現況	大学	年1回	(予)6月 (決)11月
	・授業料の現況	大学	年2回	4月,11月
9.「高等教育法」第60条から第62条までの是正命令などに関する事項	・違反内容および措置結果	大学	随時	随時
10. 学校発展計画および特性化の計画	・学校発展計画および特性化の計画	大学	随時	随時
11. 教員の研究・学生に対する教育および産学協力の現況	・研究費受惠の実績	大学	年1回	9月
	・教員講義担当の現況	大学	年1回	9月
	・奨学金受惠の現況	大学	年1回	9月
	・外国大学と交流現況	大学	年1回	9月
	・産業界連携の教育課程開設現況	大学	年1回	9月
	・技術移転授業料および契約実績	大学	年1回	9月
	・特許出願および登録実績	大学	年1回	9月
12. 図書館および研究に対する支援現況	・蔵書保有の現況	大学	年1回	9月
	・図書館予算の現況	大学	年1回	9月
	・研究施設の現況	大学	年1回	9月
13. その他教育条件および学校運営状態などに関する事項	・定款	私立大学	随時	随時
	・法人の役員現況	私立大学	随時	随時
	・教地確保の現況	大学	年1回	9月
	・教舎施設の確保現況	大学	年1回	9月
	・寮受容の現況	大学	年1回	9月
	・収益用基本財産確保の現況	私立大学	年1回	9月
	・職員の現況	大学	年1回	9月
	・財政支援事業の受惠の実績	大学	年1回	9月
	・「高等教育法」第11条の2による大学評価の結果	大学	随時	随時

〈表Ⅲ－3〉 NCES 産出物の様式

産出物の類型										
産出物	印刷			ウェブ産出物			ウェブ Tool			
	GP O	分期 別発 行物 の記 事	要 求 に よ る 印 刷	Pdf フ ァ イ ル	html	ASCH/EX CELデータ ベースフ ァ イ ル	電 波 探 知 機	Peer tool : 誰 でも接 近 可 能	Peer tool : 制 限 的 接 近	用 語 集 調 査
標準産出物 :										
要約	XX	XX		XX	1					
住所名簿録	XX	XX	X	XX			X	X		
NCES 小パン フレット	XX	XX	X	XX	X					
最近指針										
配布前資料				XX	1					
統計分析報告書										
統計分析報告書	X	XX	X	XX	X/1					
研究および開 発報告書	X	XX	X	XX	X					
技術的/方法論 的な報告書	X	XX	X	XX	X					
E.D.TABS										
E.D.TABS	X	XX	X	XX	X					
課題概要										
課題概要	X	XX	X	XX	X					
分期別発行物										
分期別発行物	XX		X	XX	XX					
草稿										
草稿	X		X	XX						
ガイド(例:プロ グラムと計画)										
ガイド(例:プロ グラムと計画)	X	XX	XX	XX	1					
Working paper										
Working paper			XX	XX						
データファイル(CD ROM/ DAS/WEB 含 む)										
データファイル (CD ROM/ DAS/WEB 含 む)	XX- 制 限 X- 制 限 な し					XX	2	2	2	
データファイ										
データファイ	X			XX	X					

ル書類/使用者 のマニュアル (データファイル に相応する)										
ビデオ/データ										
会議報告書	X		X	XX	X					
非データビデオ テープ(例:会議, 委員会の陳述)										
小本/パンフレット	XX			XX						
会報				X						
協力産出物 (例:FORUM, NPEC)	X		X	X						
アンケート				XX	X					X
用語集				XX	X					X

記号: XX この様式で必ず生産する資料

X この様式で生産される事を考慮する資料

1 一番優先的に提供される資料

2 すべての資料(型式は自由)

○許可書類と機関の組合

機関の種類	許可書類の種類
議会	了解覚書
連邦代理人 8)	了解覚書
IES 職員	事務所の書約書は了解覚書きの代わりにする。資料を得したすべての職員は資料保安プログラムの日誌に署名しなければならない
非連邦代理人/集団/機関	許可証
州と地方代理人	許可証
研究所	許可証
資料収集の契約者	契約書相議許可証 テンプレート
契約者	契約書相議許可証 テンプレート
予備アンケートの調査	契約書相議許可証 テンプレート
分析契約者	許可証

公式要請チェックリスト	
(1)機関が接近を願う資料の名前	✓
(2)使用制限資料に接近を必要とする統計的研究プロジェクトに対する敘述	
(3)Senior Official の肩書きと名前	
(4)Principal Project Officer(s)の肩書きと名前	
(5)システム保安管理者の肩書きと名前	
(6)専門家または技術支援職員の肩書きと名前	
(7)予想される貸し出し機関(5年を超過しない事)	

許可書類チェックリスト	
適切な許可書類を検討する	✓
許可を受ける代行機関または機関の名前を適当な空の間に書き入れる	
Senior Official(または適当な政府公務員)の許可証に署名する	
Principal Project Officer が許可証に署名する	
署名された許可証の原本を IES 資料保安プログラムに提出する	

秘密維持誓約書チェックリスト	
州資料に接近する各職員と下部契約業体職員からの公証受けた秘密維持誓約書を貰う	✓
秘密維持誓約書のすべての質問に答えを書く	
公証受けて書名された秘密維持誓約書の原本を IES 資料保安プログラムに提出する	

保安計画様式チェックリスト	✓
保安手続きを検討する	
保安計画様式を作成する	
IES 資料保安プログラムに書名された保安計画の原本を提出する	

最終産出物パッケージの内容	✓
新しく許可を受けた人は次を含む最終産出物パッケージを受ける	
・ 原本許可証の複写本	
・ 秘密維持誓約書の複写本	
・ 資料の使用でプロジェクト職員を助けるための手段的資料と州資料に対する説明があるデータベース、データファイルを伴う資料は次を含む - 警告/制限ラベル - 貸し出し締日	

許可証書チェックリスト	✓
資料使用权者は資料を保存する所と等しい施設で許可ファイルを維持しなければならない。ファイルは次の項目たちを含んでいる。	
- IES データ保安事務室から貴方が貰った e-mail の複写本	
- 許可証とその付着物 (1) 研究に対する説明 (2) Privacy Act of 1974(5 U.S.C. 552a)、 IES-特定な法 (3) 保安手続き	
- 許可書類に対する改訂	
- 公証を受けた秘密維持誓約書の複写本とデータに対する接近出来るすべての個人の最近名簿	
- 資料使用权者の提出された保安計画様式の複写本	
すべてのプロジェクト職員はこの資料を読んで理解することである。州資料に接近可能なすべての個人は要求されている保安注意事項と手続きに対して十分に知覚しなければならない。(これは研究責任者の責任である)	

研究出版チェックリスト	✓
研究責任者は IES 資料保安プログラムで使用制限資料に基礎は情報を含め各出版物の最終複写本を提出しなければならない。 研究責任者が万が一出版物が個人識別の情報を公開すると判断された場合には研究責任者は事前に(出版物が配布される前に)IES の検討のためその出版物の複写本を提出しなければならない。IES による何らの公開可能性がないと公式的に通知されるまで大衆に流布することを延期しなければならない。とても小さな量のデータを使った出版物でも一般人に公開する以前に検討のために IES に該当の出版物を提出しなければならない(IES は一般的に一週間以内にすべての出版物を明瞭にする)	

On-Site 検査チェックリスト	✓
万が一現場調査が実施される場合、IES は要求される保安手続きによる違反可否を公知する	
ー指摘されたすべての違反事項を改善する	
ー資料使用权者は改善方法を書面で IES に通報しなければならない	

プロジェクト研究員の追加採用チェックリスト	✓
プロジェクト研究員の追加採用を IES に通報する	
改訂を要請する書信と一緒に追加研究員のための公証を受けた秘密維持誓約書を含む	
IES は許可証書内容の改訂要請に対する承認可否を伝達しなければならない	
プロジェクト研究員の減員に対して IES に通報する	
該当研究員の秘密維持誓約書は“無効”と表示するとか廃棄しなければならない	
IES は許可証書内容の改訂要請に対する承認可否を伝達しなければならない	

追加的データベース要請チェックリスト	✓
(1)要請するアンケート調査の名称	
(2)使用制限資料を必要とする研究の目的	
(3)データベースに近づくようになる研究者達の名前	

許可期間満了チェックリスト	✓
資料の使用が必要なプロジェクトが終わったことを書面で IES に知らせなさい	
公認されたメールを通じて IES に資料の原本を返還しなさい	
IES に追加的なデータベース資料と文書を返還しなさい	
分析する分析するところ使われたすべての資料関連書類とコンピュータ中の写本、ファイルの切れなどを破棄しなさい	

行動	✓
要求される手続きの検討	
使用制限資料手続きマニュアルの複写本を貰う	
マニュアルを検討する	
許可証のための申請	
次の内容を IES 資料保安プログラムに提出する	
公式的な要請	
(1)アンケート調査の名称	
(2)使用制限資料が必要な統計研究プロジェクトに対する説明。 なぜ使用制限資料が必要に対する説明 どんなに統計研究プロジェクトが、アンケート調査が遂行した特定の目的と一致するかに に対する説明	
(3)Senior Official の肩書きと名前	
(4)Principal Project Officer(s)の肩書きと名前	
(5)システム保安管理者の肩書きと名前	
(6)専門家/技術支援職員の肩書きと名前	
(7)予想貸し出し機関(5 年を過ぎない範囲)	
IES 資料保安プログラムの中で 3 つ項目を送りなさい	
1)許可書類－完成され署名された許可書類(または了解覚書き(MOU))	
2)秘密維持誓約書－	
(a)秘密維持誓約書を遂行する個人が保安手続きと許可に対して読んで理解する ように確実にする	
(b)支援する職員を含むすべてのプロジェクト職員の完成、書名された公証受け た秘密維持誓約書	
3)保安計画書 －保安計画書を完成して書名する。地域的条件によって発生する追加的保安事項 を加入する	
要求される許可行動	
許可ファイルの維持	
許可を受けた施設でファイルを保管する	
(1)IES 資料保安プログラムから受けた e-mail	
(2)許可書類と 3 つの付着物	
(3)許可書類に対する改訂内容	
(4)すべての秘密維持の誓約書	
(5)資料使用权者が提出した保安計画書	
すべてプロジェクト職員はこの文書が保管されている場所をわかる事	

行動	✓
研究出版物の提出	
(1) 大衆に流布する前に個人識別情報を公開する恐れがある各出版物の複写本を IES に送る。IES は資料使用权者の出版物が公開かどうかに対する許可可否を公式的に通報するでしょう	
(2) 使用制限資料に基礎した情報を含まれている各出版物の最終複写本を IES に送る	
現場調査の実施	
(1) 現場調査を遂行した後、IES は保安手続きによる違反事項可否を公式的に通報する	
(2) すべて確認された保安違反は修正されなければならない	
(3) 資料使用权者は修正された保安方法を書面で IES に通報しなければならない	
許可証の改訂	
万が一許可証の条件にある変化でもあれば資料使用权者は IES に通報しなければならない	
(1) 新しいまたは離職するプロジェクト職員がいる場合には IES に通報しなければならない	
(2) 新しい職員は秘密維持誓約書を作成しなければならない。離職した職員の秘密維持誓約書は破棄されとか取り消しされなければならない	
(3) プロジェクト目的な産出物の変化内容は IES と締結されている契約内容の改訂を必要とする	
(4) データベースの変更または追加的な資料使用がある場合 IES と締結している契約内容の改訂が必要	
許可期間の満了	
(1) 研究プロジェクトが完了すれば IES にその事実を公式的に報告しなければならない	
(2) 認証受けたメールを通じて IES に州資料の原本を返還する	
(3) 追加的で使用したデータ資料と文書を IES に返還する	
(4) 使用制限資料を含む出版物の最終複写本を数回検討し、これを IES に提出する	
(5) 使用制限資料のすべて印刷資料を破棄し、コンピュータ上で使用制限資料を使いながら残されたすべての跡を完全に削除しなければならない	

〈表IV-1〉お知らせ広場の情報公開の現況

下位項目	主要内容	公開資料数							
		'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	計
公示事項	・模擬修学能力試験採点結果の報道資料		1	3	3				7
	・修学能力試験採点結果の報道資料	1	2	2	1				6
	・修学能力試験出題マニュアル購入案内				1				1
	・修学能力試験異議申請審査結果の案内							1	1
	・中等任用考査関連の案内							1	1
	・初等・中等任用試験異議申請審査結果の案内							5	5
	・小学校3年の診断評価解答および成績算出プログラムの案内							2	2
	・国家水準学業成就度評価問題紙、解答および採点票							1	1
	・国家水準学業成就度評価成績算出プログラムの案内							1	1
	・高入選抜試験解答および異議申請の案内							2	2
	・教科書検定日程およびその他情報案内						1	2	3
	・政策討論会および公聴会、セミナー資料		3	1					4
	・職員採用関連							2	2
・その他資料案内			1				2	3	
	小計	1	6	7	5		1	19	39
報道資料	・修学能力試験出題委員選定方針の公開			1					1
	・修学能力試験施行計画(難易度、出題傾向)および準備方法	1	2	4	2	1	1	1	12
	・修学能力試験採点結果							1	1
	・修学能力試験異議申請および再採点結果の案内			1	3		1	1	6
	・模擬修学能力試験施行計画および出題方向			1	4	2	2	1	10
	・模擬修学能力試験採点結果			1					1
	・模擬修学能力試験異議申請審査結果			1					1
	・平準化関連マスコミ報道			1			1		2
	・国家水準学業成就度評価研究関連			1				1	2

	<ul style="list-style-type: none"> ・OECD 学業成就度国際比較研究関連 ・TIMSS 結果発表関連 ・韓国語能力試験関連マスコミ報道 ・医歯医学教育入門検査関連 			1	1	1	1		4
					1				1
				15	14	5	13	13	65
小計		1	4	15	14	5	13	13	65
入札公告	・外部用役入札の公告							4	4
常時案内	<ul style="list-style-type: none"> ・資料ダウンロード方法 ・図書会員制運営の案内 ・発刊資料有価普及の案内 ・修学能力試験成績証明発給の案内 ・基礎学歴配置検査資料の案内 ・研究事業アンケート調査関連案内 ・小学校の学習不振学生指導資料の普及案内 ・CCTV 設置運営指針 ・修学能力試験出題マニュアル購入案内 ・学術紙掲載論文募集の案内 	1				1	1		1
					1				2
					1				1
				1					1
			1						1
					1				1
								1	1
								1	1
		1	1	2	4	1		2	11
総計		3	11	24	23	6	14	38	119

〈表Ⅳ－２〉 研究広場の情報公開の現況

区分	主要内容	公開資料数											
		98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	計
研究報告書	・教育課程の研究	13	6	19	20	18	16	20	17	14	16		159
	・教科書関連研究	2		15		1		1	1		1		21
	・教授・学習関連研究	3	12	15	22	41	9	5	4	13	4		128
	・教育評価関連研究	19	34	24	19	3	3	31	18	17	14		182
	・教育課程・評価関連研究	2	6	41	1	2							52
	・入試制度関連研究												0
	・政策課題関連研究			29									29
	・教育情報化関連研究				3	3							6
	・基礎研究および機関発展 関連研究										2		2
	・セミナー関連資料	16	57	28	14	1	1	5	20	1	4	20	167
小計		55	115	171	79	69	29	62	60	45	41	20	746
研究リポ ーター	・教育課程の研究		2		3	19	18	9	3		3	3	60
	・教科書関連研究		1		1								2
	・教授－学習関連研究		1				14	8	1		5	2	31
	・教育評価関連研究				1	27	12	4	3		5	4	56
	・教育課程・評価関連研究												0
	・入試制度関連研究												0
	・政策課題関連研究					11	9	9					29
	・教育情報化関連研究						5						5
	・基礎研究および機関発展 関連研究					5	6	3					14
	・受託研究課題								2		5	1	8
・英語政策研究センター											1	1	
小計		4		5	62	64	33	9		18	11	206	
教育課程 評価研究	・ '98年創刊、年2回発刊		12	19	31		33	30	40	44	30	21	260
教育広場				1	4	5	2	3	2	2	2	3	24

既出問題及び解答	・大学修学能力試験能力試験(2005～)								24		8	44
	・大学修学能力試験能力試験(1994～2004)								137			137
	・大学修学能力試験能力試験模擬評価(2004～)							42			6	51
	・専門研究要員選抜試験(2000～)							228			23	296
	・国費留学生選抜試験(2000～)							816	74		76	1040
	・高入高卒検定試験(2000～)							73	12		9	110
	・高入選抜試験(2001～)							52			17	90
	・幼稚園/小学校/特殊学校教師の任用試験(2002～)							234	1		136	473
	・中等教師任用試験(2002～)							125	88		36	336
	・小・中・高の学業成就度(2003～)										7	42
・小学校3年の診断試験(2002～)												
小計								1570	336	395	397	2698
K I C E 研究グループ	・教育課程研究室								8			
	・教育評価研究室											
	・教育方法研究室											
	・教育政策研究室									3		
	・国語科教育研究室									10		
	・道徳科教育研究室									6		
	・社会科教育研究室									19		
	・数学科教育研究室									8		
	・科学科教育研究室									20		
	・実業科教育研究室									8		
	・体育科教育研究室									7		
・音楽科教育研究室									5			
・美術科教育研究室									6			
・英語科教育研究室									6			
・第2外国語教育研究室									6			
小計								27	112			139
総計	55	131	191	119	136	128	128	1708	539	486	452	4073

〈表Ⅳ-3〉 情報広場の教育課程および教科書分野の情報公開の現況

区分	主要内容	公開資料数								
		'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	計
教科書 揭示版	・教科書検定関連告知	52	3	9			3	13	13	93
	・英語語彙検索プログラム関連告知	1						2	6	9
	・教育課程改訂関連告知	1		1		3	13	2	1	21
	・7次教育課程関連告知	3								3
	・その他	1		1			1	2	3	8
	小計	58	3	11		3	17	19	23	134
国家 教育課程	・7次教育課程関連(1997～)							63		63
	・2007年改訂教育課程							61	1	62
	・2007年改訂教育課程解説関連								10	10
	・教育課程研究開発報告書(2004～)							106		106
	・教育課程ビジョン研究(意見収斂)							1		1
	小計							131	11	142
決定教科 用図書	・検定基本方向揭示 ・検定対象図書揭示 ・年度別検定計画揭示 ・検定日程揭示									
在外同胞 用図書	e-book(最初揭示日字確認不可)								21	21
総計		58	3	11		3	17	150	55	297

〈表Ⅳ-4〉 情報広場の教育評価分野の情報公開の現況

区分	主要内容	公開資料数								
		'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	計
課題紹介 (揭示)	・学業成就度評価 ・学業成就度国際比較 ・遂行評価改善方案 ・評価体制改善の研究 ・小学校3年の基礎学力診断評価									
揭示版	・学業成就度								3	3
	・OECD/PISA									
	・TIMSS								1	1
	・小学校3年基礎学力診断評価								1	1
	小計								5	5
既出問題	・学業成就度 ・小学校3年の基礎学力診断評価(2002～)					125	88	87		336
								35		42
総計						125	88	122		378

〈表IV-5〉情報広場の国家試験分野の情報公開の現況

区分	主要内容	公開資料数									
		'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	計	
専門 研究要 員 選抜試 験	・内容開館(掲示)										
	施行要綱および応試原書		3	2	2	2	3	2	3	17	
	競争率		1							1	
	・掲示版	解答			2	2	2	2	2	10	
	異議申請案内				2	2	2	2	10		
	合格者名簿				1	1	2	2	8		
	アンケート案内							1	1		
	計		4	2	7	7	9	9	9	47	
	・既出問題(2000～)					42		3	6	51	
	小計		4	2	7	49	9	12	15	98	
国費 留学生 選抜試 験	・内容開館(掲示)										
	施行要綱		1	1	2	2	1	2	1	10	
	問題紙および解答				1	1	2	2	1	7	
	・掲示版	異議申請案内				1	1			2	
	合格者名簿				2	2	1	1	8		
	計		1	1	5	6	6	5	3	27	
	・既出問題(2002～)					228		45	23	296	
	小計		1	1	5	234	6	50	26	323	
韓国語 能力試 験 (別途ホ ムペー ジ)	・韓国語能力試験紹介										
	・試験および応試案内										
	・応試国家および地域紹介										
	受験 情報	公知事項						6	2	10	18
		報道資料								2	2
		韓国語関連資料							5		5
		(OMR 答案紙 サンプル)						66	44	30	140
		既出問題							4952	6515	11467
		質疑 応答						2	6		8
	FAQ										
受験 生サ	成績確認										
	成績証明書再発給・ビ 還払要請								923	923	
	小計						74	5009	7480	12563	
高入高 卒検定 考査	・内容開館(掲示)										
	施行要綱		1							1	
	問題紙			2						2	
	・掲示版	解答			2	2	2	2	2	10	
	異議申請案内				2	2	2	2	10		
	計		1	2	4	4	4	4	4	23	
	・既出問題(2000～)					816	74	74	76	1040	

	小計	1	2	4	820	78	78	80	1063
高入選 抜試験	・内容開館(掲示)			4	2		1	1	8
	・掲示版	問題紙および解答		1	1	2	1	1	6
		異議申請案内および結果		5	3	2	2	2	14
		計			73	12	16	9	110
	・既出問題(2001～)								
	小計			10	79	16	20	13	138
幼稚園/ 小学校/ 特殊学 校 教師任 用 試験	・内容開館(掲示)								
	・掲示版	問題紙および解答	1	1		1		3	6
		異議申請案内および結果	1	1	2	1	2	2	9
		計	2	2	2	2	2	5	15
	・既出問題(2001～)				52		21	7	80
	小計		4	4	56	4	25	17	110
総計		6	9	30	1238	187	5194	7631	14295

〈表IV-6〉 情報広場の中等教師任用試験分野の情報公開の現況

区分	主要内容	公開資料数								
		'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	計
紹介 (掲示)	・概要 ・出題原則および範囲 ・採点方法および手続き ・出題人力公募									
掲示版	・任用試験関連案内					2		1	3	6
	・任用試験模擬評価関連案内					1			4	5
	・試験問題および解答公開案内						2	2		4
	・異議申請案内および結果								4	4
	小計					3	2	3	11	19
既出問題 および解 答	・科目別問題紙および解答(2002～)					234	1	102	136	473
総計						234	1	105	147	492

〈表Ⅳ－7〉 情報広場の KICE 国際教育動向分野の情報公開の現況

区分	主要内容	現在状態
海外教育課程 評価情報	・教育課程の動向 ・教育評価の動向 ・その他	揭示資料無し 揭示資料無し 揭示資料無し
プロピル	・院内研究員 ・海外委嘱研究員	研究チーム員氏名,専攻,e-mail,電話番号など公開 国家名,氏名,所属,専攻,連絡先など公開

〈表Ⅳ－8〉 開かれた広場の大学修学能力試験分野の情報公開の現況

区分	主要内容	公開資料数								
		'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	計
FAQ	・OMR 答案紙判読資料確認案内								1	1
	・国史教科書年度別比較表案内								1	1
	・国史科目出題質疑案内								1	1
	小計								3	3
Q&A	・修学能力試験関連質疑および応答									48320

〈表Ⅳ－9〉 開かれた広場の教育課程分野の情報公開現況

区分	主要内容	公開資料数								
		'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	計
FAQ	・揭示資料無い									
Q&A	・教育課程関連質疑および応答						225	178	213	616

〈表Ⅳ－10〉 開かれた広場の教科書分野の情報公開の現況

区分	主要内容	公開資料数								
		'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	計
FAQ	・揭示資料無い									
Q&A	・教育課程関連質疑および応答								17	17

〈表Ⅳ－11〉 開かれた広場の教育評価分野の情報公開の現況

区分	主要内容	公開資料数								
		'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	計
FAQ	・教育成就度評価関連			4						4
	・小学校3年診断評価関連			2						2
	・その他(プリントおよびウィンドウ関連)			3						3
	小計			9						9
Q&A	・教育課程関連質疑および応答			134	111	159	156	194	332	1086
総計				143	111	159	156	194	332	1095

〈表IV-12〉開かれた広場の国家試験分野の情報公開現況

区分	下位項目	主要内容	公開資料数								
			'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	計
中等教師 任用試験	FAQ	応試資格							1		1
		出題関連							3		3
		採点関連							5		5
		異議申請関連							2		2
加算点								1		1	
教員選抜および資格証								2		2	
既出問題ダウンロード								1		1	
その他								1	1	2	
	計							16	1	17	
	Q&A	試験関連質疑および応答							168	987	1155
	小計							184	988	1172	
専門 研究委員 選抜試験	FAQ	掲示資料無し									
	Q&A	試験関連質疑および応答		268	923	269	300	160	99	116	2135
	小計			268	923	269	300	160	99	116	2135
国費 留学生 選抜試験	FAQ	掲示資料無し									
	Q&A	試験関連質疑および応答		314	241	113	117	59			844
	小計			314	241	113	117	59			844
高入高卒 検定試験	FAQ	掲示資料無し									
	Q&A	試験関連質疑および応答		298	203	135	134	59	58	149	1036
	小計			298	203	135	134	59	58	149	1036
幼稚園 小学校 特殊教師 任用試験	FAQ	掲示資料無し									
	Q&A	試験関連質疑および応答		65	49	33	23	9	18	18	215
	小計			65	49	33	23	9	18	18	215
	FAQ	掲示資料無し									
	Q&A	試験関連質疑および応答		131	82	175	85	155	82	322	1032
	小計			131	82	175	85	155	82	322	1032
総計			1076	1498	725	659	442	441	1593	6434	

〈表Ⅳ-13〉 大学修学能力試験の情報公開の現況

区分	主要内容	公開資料数								
		'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	計
掲 示 版	・修学能力試験および模擬修学能力試験	4	1	2	6	6	4	4	5	32
	施行計画	4	2		7	6	4	6	7	36
	・修学能力試験関連有益な情報および資料	5			2					7
		11	2	4	4	5	3	4	4	37
	・修学能力試験関係者用資料				9	6	5	5	7	32
	・修学能力試験関連分析資料(応試,試験など)	1		2	1	1	3	2	1	8
	・模擬評価問題および解答,異議申請案内 ・修学能力試験問題および解答,異議申請案内 ・その他					2	2	2	1	8
小計	25	5	8	29	26	21	22	24	160	
既 出 問 題	・修学能力試験						24	12	8	44
	・修学能力試験(1994年～2004年以前)						137			137
	・修学能力試験模擬評価(2004～)							79		79
	小計						161	12	87	433
そ の 他	・受験番号照会サービス									
	・修学能力試験出題人カプル申請(別途ページ)									
	・修学能力試験成績証明書発給(別途ページ)									
総計		25	5	8	29	26	182	34	111	593

〈表Ⅳ-14〉 KICE の情報公開の現況

区分	主要内容		公開資料数									
			'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	計	
設立目的及び沿革	・設立目的及び沿革 ・主要機能 ・人員及び施設											
組織及び部署	・組織図 ・部署別主要業務 ・部署別構成員及び連絡先											
経営目標	・ビジョン及び中長期発展目標											
経営公示	・運営委員会の機能及び開催実績 ・予算・決算書 ・経営革新計画および重点推進課題 ・海外研修および出張 ・評価院長業務推進費内訳(04.12～)						12	8	6	7	11	18
	小計						12	8	13	14	47	
研究事業	事業計画	教育課程部門 教授学習部門 教育評価部門 大学修学能力試験(日本のセンター試験に該当する)部門 研究関連事業 英語政策研究センター										
	・研究事業		111		43		45	1				200
広報館	・プロシユア											
	・CI 紹介											
	・KICE10 年史											
	・広報映像											
ギャラリー	・関連写真収集							19	42	50	111	
交流協定	・交流協定締結機関						11	10			21	
その他	・所蔵図書検索サービス ・e-KICE ウェブジン(08.2 廃刊)					8	11	12	12	2	45	
総計			111		43	8	79	50	67	66	424	

〈表Ⅳ - 15〉 民願申し込み受付の現況(2007年1月～2008年7月)

分野	区分	要求事項	頻度
模擬修学能力試験	支援現況	修学能力試験模擬評価の支援現況	1
修学能力試験	応試現況	修学能力試験応試可否確認	64
		修学能力試験試験応試者中、女学生比率	1
	出題者	参考書著者修学能力試験出題可否(外国語)	1
	答案資料	外国語領域電算答案資料要請	1
	解答異議申請	修学能力試験解答関連異議申請	3
	成績管理	修学能力試験成績管理規程または規則公開	1
	成績公開	修学能力試験元点数公開要求	1
		成績統計資料(領域別成績分布)	3
		修学能力試験成績確認	6.583
	行政関連	ホームページ接続者 ID 問い合わせ	1
		問答誌保管場所経費改善方案用意	1
		修学能力試験成績発給担当者態度改善の要請	1
		成績資料提供などによる予算浪費関連事項	1
教科書検定		教科書執筆期間、審査量、研究実績問題	1
中等教員任用試験	評価院方案	中等教員任用試験改訂案および関連機関検討意見	2
		教科別教師資格基準開発評価要素および出題比率	2
その他	OMR 答案紙	OMR 答案紙印刷業体の選定参加資格条件	1

〈表IV-16〉 2008 年度国会議員請求資料目標および回数

分野	区分	請求事項	回数
運営	院長	歴代院長の現況	4
		学歴及び経歴事項	3
		辞表提出事由及び残余任期	2
		言論インタビュー及び寄稿内容	2
		外部講演現況及び講演費税給納付実績	1
		官用車両日誌	1
	事業計画	国政課題推進の現況	1
		情報公開に関する法律および施行令制定による対策	1
		年間主要事業推進事業	1
	財政及び会計	法人カード現況及び使用承認内訳書	15
		年度別予算書及び決算書	8
		機関長及び研究員業務推進費(職級補助費、月定職責給など)現況	6
		基金運用計画案及び事業説明資料	1
		年度別人件費不足額	1
		政府出演金使用内訳書	1
	賃金	院長及び職員(正規/非正規)の給料支給基準および給料水準、推移	19
		成果給支給規程及び現況	12
		退職充当金の確保現況	1
	人事	職級別及び身分別(正規/非正規/派遣) 学位取得(最終学位、国内・外)及び経歴事項	14
		職級別及び身分別の人員	11
		平均勤続年数及び離職率、離職事由	7
		研究員褒賞、懲戒現況及び関連規程	6
		職員採用(正規職/非正規職)及び退職規程	5
		臨時職員無期契約及び正規職転換実態	4
		休職者現況及び休職事由	4
		専門研究要員選抜試験及び任用資料	3
		障害者、国家有功者、女性雇用現況	3
		職級別資格条件及び学位条件	2
		福利厚生制度現況及び根拠	2
		休暇期間及び休暇費支給額	1

出長 及び 研修		国費留学生関連規程、選抜基準、試験及び結果、現況、義務勤務など	10
		幹部級以上海外出張現況及び出張費支給内訳	7
		勤務時間中外部講演現況	2
		院長交代空白期間中研究員の海外出張現況	1
	民願	民願受付現況及び内容、処理結果	1
		中央部署要求資料及び研究報告書	4
その他	用役入札内容及び現況	9	
	公共機関先進化実態及び機関立場、研修実績等	4	
	所属管理建物安全診断及び補修現況	2	
	新規職員教育教材	2	
	労組設立時期及び規模、労組活動の現況	1	
	秘密文書の目録	1	
	機関保有車両及びレンタ車運行日誌	1	
監査	上位監査	監査院、国務総理室、国政監査計画及び結果	5
	自体監査	自体監査計画及び結果	3
主要 評価 業務	修学能力試 験	誤答、複数解答、採点間違い現況及び対策	5
		修学能力試験応試及び評価結果分析資料	4
		異議申請審査概要及び結果	3

分野	区分	要請事項	頻度
主要 評価 業務	修学能力試 験	修学能力試験関連決算書	3
		修学能力試験出題委員職業別現況	3
		不正行為摘発の現況	1
	TOPIK	TOPIK 応試者、結果、応試料等の統計資料	9
		異議申請現況及び結果	5
		不正行為摘発の内訳	2
		外国人勤労者韓国語試験出題の方針	1
		韓国語能力試験委託協約の現況	1
	学業 成就度	小学校3年生の診断評価及び国家水準学業成就度評価の応試現況、 結果分析	3
	教科書 検定	検定審議会現況及び会議録	3
	英語能力 評価試験	英語能力評価試験開発の状況	1

研究 事業	研究現況	自体/受託/協同研究現況及び比率	26
		課題別内・外部研究陣参加現況	4
		1人当平均研究課題数	3
		研究課題(自体、受託)関連規程	3
		研究中断及び研究未発表現況	3
	研究成果	研究員研究論文実績	6
		研究報告書の目録	2
	研究倫理	研究倫理規定及び違反事例	4
	そ の 他	統計資料	統計間違い事例及び報告書作成指針
グループ 会員権		グループ会員権保有現況	3
国際行事		国内・外行事開催実績	2
満足度		機関に対する対内・外の満足度	1

〈表IV-17〉 公共機関の情報公開に関する法令分析

公共機関の情報公開に関する法律	公共機関の情報公開に関する法律施行令	公共機関の情報公開に関する法律施行規則(行政安全部令)	行政情報公開に関する規則(韓国教育課程評価院)
第1章総則 第1条目的 第2条正義 第3条情報公開の原則 第4条適用範囲	第1章総則 第1条目的 第2条公共機関の範囲	第1条目的	第1章総則 第1条目的 第2条情報公開責任感 第3条情報公開の原則 第4条情報公開活性化のための措置など
第2章情報公開請求権者と公共機関の義務 第5条情報公開請求権者 第6条公共機関の義務 第7条行政情報の公表など 第8条情報目録の作成・備え付けなど	第2章情報公開請求権者と公共機関の義務 第3条外国人情報公開請求 第4条行政情報の公表など 第5条情報目録の作成・備え付けなど		第2章行政情報の公表 第5条自発的公開 第6条公表方法 第7条公表部署 第8条他機関生産の保有文書 第9条情報目録の作成・備え付け 第10条非公開対象情報の細部基準
第3章情報公開の手続き 第9条非公開対象の情報 第10条情報公開の請求方法 第11条情報公開可否の決定 第12条情報公開審議会 第13条情報公開可否決定の通知 第14条部分公開 第15条情報の電子的公開 第16条即時処理が可能な情報の公開 第17条費用の負担	第3章情報公開の手続き 第6条情報公開の請求方法 第7条公開可否の決定期間の延長 第8条第3者の意見聞き取り 第9条情報生産公共機関の意見聞き取り 第10条関係機関および部署間の協調 第11条情報公開審議会 第12条情報公開日時等の通知など 第13条部分公開 第14条情報公開の方法 第15条情報公開時請求人の確認 第16条情報公開処理状況の記録 第17条費用の負担	第2条情報公開請求書の書式 第3条情報公開処理関連書式 第4条第3者の意見聞き取り関連書式 第5条情報公開可否決定通知の書式 第6条情報公開委任状書式 第7条手数料の金額	第3章情報公開審議会 第11条情報公開審議会の構成 第12条審議会議の機能 第13条情報公開審議会議運営

公共機関の情報公開に関する法律	公共機関の情報公開に関する法律施行令	公共機関の情報公開に関する法律施行規則(行政安全部令)	行政情報公開に関する規則(韓国教育課程評価院)
第4章不服救済手続き 第18条異議申請 第19条行政審判 第20条行政訴訟 第21条第3者の非公開要請など	第4章異議申請 第18条異議申請	第8条異議申請処理関連書式	第4章不服救済手続き 第14条異議申請
第5章情報公開委員会など 第22条情報公開委員会の設置 第23条委員会の構成など	第5章情報公開委員会など 第19条審議・調整事項 第20条委員会の構成 第21条会議および議決定族数 第22条委員長の職務 第23条意見聞き取りなど 第24条事務機構 第25条手当てなど 第26条情報公開委員会の運営規程 第27条運営実態評価 第28条資料提出 第29条情報公開運営に関する報告書	第9条資料提出	第15条情報公開請求書の受付など 第16条情報公開処理 第17条情報公開決定通報など 第18条公開方法 第19条情報公開時請求人の確認 第20条即時処理が可能な情報の公開 第21条費用負担 第22条運営管理
付則 〈第8026号、2006.104〉	付則 〈第18493号、2004.7.29〉 第1条施行日	付則 〈第245号、2004.7.29〉	付則 〈2004.11.22〉 第1条施行日 第2条他の規程の改訂

〈表V-1〉2008 学年度大学修学能力試験の情報公示項目および指針表

区分	計画	出題委員	支願者	問題紙および解答紙	採点結果 (全体および科目別)	異議申請	その他
2008 学年度模擬修学能力試験	-応試資格 -施行計画 -難易度	-選定方針 -選定現況 -委員情報	-応試者数 および特性 (性別・地域・年齢など) -競争率 -応試者問い合わせ	-問題紙 -解答紙 -成績関連情報	-採点日程 -採点結果 -元点数 -統計資料 -各種報道資料	-異議申請現況 -異議申請審査結果	-FAQ -F&A -業務別担当者 -公開時期
2008 学年度修学能力試験	-出題方向 -準備方法						

〈表V-2〉基本研究課題の情報公示項目および指針表

年度(年番)	課題名(pdf ファイル*)	研究責任者**	予算(千円)	期間	主管部署***
2008-1	国家水準教育課程の開発研究	趙 ナンシム (評価院)	30,000	08.1-08.12	教育課程本部
2008-2	教育関連機関の教育情報公示制度の運営方案研究	呉 セヒ (仁齊大学)	20,000	08.7-08.12	企画処
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
合計	便		1,800,000		

*研究課題名クリック時 pdf ファイルまたは韓国語ファイルを見ることが出来るように

**研究責任者クリック時研究責任者情報公開ページに繋ぐように責任者が外部人の場合は例外

***主管部署クリック時主管部署ページに繋がるように

〈表V-3〉 KICE の情報公示項目および指針表

設立および概要	組織および部署	経営	研究	広報	その他
-設立目的 -沿革 -機能 -人員、施設 -重点目標 -中長期 ビジョン、目標	-組織図 -部署別業務および構成員 (学歴、経歴、担当業務、実績 *、勤務研修、連絡処、勲・褒賞内訳 など)	-経営計画 -運営委員会 機能、実績 -予・決算書 -海外研修 -海外出張 -院長業務 推進費内訳	-研究計画 -各部署別事業 計画および研究 目録(基本 ・受託課題、日 程、進行状況、 研究陣現況な ど) -研究倫理規定 および違反事 例	-プロシユア -CI -行事実績 -映像(写真) -機関満足度 -交流国家 (機関) -自体評価およ び監査結果	-FAQ -Q&A -業務別問い合わせ 担当者 -公開時期 -所蔵図書

*実績をクリックしたら pdf ファイルまたは韓国語ファイルを見ることが出来るように

〈表V-4〉 KICE の情報公開請求手続きおよび指針表

紹介	方法および手続き	費用	公開情報	非公開情報	その他
-情報公開請求 制度紹介 -目的 -対内・外関連法 令、規程	-情報公開請求 方法および手続 き -請求書式 -処理期間 -処理現況	-項目別費用お よび費用説明	-分野別公開項 目および時期 -既存の要請資 料および公開 資料目録	-非公開項目 -非公開理由	-FAQ -Q&A -業務別問い合わせ 担当者 -異議申請

〈表V-5〉 韓国教育課程評価院の行政情報公開に関する規則改訂(案)

改訂前	改訂後
行政情報に関する規則	韓国教育課程評価院情報公開運営の規定
第1章総則	第1章総則
第1条(目的) この規定は“公共機関の情報公開に関する法律”および関係法令(以下“評価院”と言います)の情報を公開するときに必要な事項を規程する事を目的とする	第1条(目的) この規定は“公共機関の情報公開に関する法律”と“教育関連機関の情報公開に関する特例”および関係法令(以下“情報公開法令”にする)による情報を公開するときに必要な事項を規程する事を目的とする(関連法令追加)
第2条(情報公開責任官)企画革新処長を評価院情報公開責任官に指定して院内情報公開関連業務を統括・調整するようにし、院内情報公開関連事務は監査室で管掌する	第2条(情報公開の原則)評価院が保有・管理する情報はこの規程が決めるところによって公開しなければならないし、本規定で規程されていない事項に対しては情報公開法令に従う(第2条と第3条の順番変更、論理的構造)
第3条(情報公開の原則)評価院が保有・管理する情報はこの規定が決めるところによって公開しなければならないし、本規定に規程されていない事項に対しては情報公開法令に従う	第3条(情報公開責任官)①評価院長は情報公開関連業務を統括・調整するために企画処長を情報公開責任官に、各本部(処)および事務局の長を情報公開担当官に指定する。 ②院内情報公開関連事務は総務部で管掌する ③情報公開担当官は所管本部(処)および国別に生産された文書および情報中部分公開および非公開された文書および情報が体系的に管理されるように指導・監督しなければならない(情報公開担当官制度の新設および情報公開関連業務部署の変更)
第4条(情報公開活性化のための措置など) ①院長は情報公開制度の活性化のための所属役員に対して情報公開教育を年1回以上実施しなければならないし、情報公開責任官は情報公開制度の運営実態を確認点検しなければならない。	第4条(情報公開活性化のための措置など) ①院長は情報公開制度の活性化のためのための所属研究員および職員に対して情報公開教育を年1回以上実施しなければならないし、情報公開責任官は情報公開制度の運営実態を確認点検し院長にほうこくしなければならない。 ②院長は情報公開運営制度の確認・点検結果によって情報公開の範囲を拡大する ③院長は情報公開が体系的に成り立つことができるようにホームページなど関連システムを整備しなければならない。(情報公開活性化のために院長の責務性向上)

改訂前	改訂後
<p>第2章行政情報の公表</p> <p>第5条(自発的公開)院長は情報の公開を請求する者(以下“請求人”と言う)の請求がなくても次の各号の1に該当する情報はこれを定例的に公開し、具体的な公開範囲および形態は別表1のようにする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.業務推進費の使用内訳 2.委員会現況および運営実績 3.業務報告資料 4.予算および決算資料 5.当該年度経営目標および経営革新課題および実績 	<p>第2章行政情報の公表など(などを追加)</p> <p>第5条(行政情報の公表)①院長は情報の公開を請求する者(以下“請求人”と言う)の請求がなくても次の各号の1に該当する情報はこれを定例的に公開し、具体的な公開範囲および形態は別表1のようにする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.業務推進費の使用内訳 2.委員会現況および運営実績 3.業務報告資料 4.予算および決算資料 5.該当年度経営目標および経営革新課題および実績 <p>②院長は教育関連機関の情報公開に関する特例法によって次の各号の1に該当する情報の具体的な範囲・回数および時期を先に決めてこれを公示しなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.評価院の基本および受託課題に対する目録および内容 2.国家試験に関する事項 3.その他学術研究振興などのための必要な事項 <p>③公開および公示の対象になる情報は情報公開業務を担当する部署から資料を集めて遂行する</p> <p>④評価院が保有している文書中その他機関が生産した文書に対しては原則的に該当機関の情報公開基準による(関連規程の統合および情報公示に対する内容追加)</p>
<p>第6条(公表方法)生産する公表対象情報は型式な数量などによって評価院のホームページに掲載して公開するようにしながら不可避な場合写本などの形態で公開する</p>	<p>第6条(公表方法)生産する公表対象情報は型式な数量などによって評価院可能な限り最近3年間の情報をホームページに掲載して公開し、不可避な場合写本などの形態で公開する(情報の期限提示)</p>
<p>第7条(公表部署)行政情報の公表業務は情報公開事務を担当する部署で該当部署資料を集めて遂行する</p>	<p>第5条に統合</p>

改訂前	改訂後
<p>第 8 条(他機関生産保有文書)評価院が保有している文書中他機関が生産している文書に対しては原則的に該当機関の情報公開基準による</p>	<p>第 5 条に統合</p>
<p>第 9 条(情報目録の作成・備える)①院長は評価院が保有・管理する情報に対して文書題目・生産年度・業務担当者などが含まれている情報目録を作成・備え情報通信網を活用した情報公開システムなど通じて公開しなければならない。この場合情報目録は公共機関の記録物管理に関する法律施行令規定による記録物登録台章および記録物綴り登録部などで替えることができる</p> <p>②院長は情報公開が迅速でなだらかに遂行されることできるように情報公開場所の確保など公開に必要な施設備えなければならない</p>	<p>第 6 条(情報目録の作成・備えなど)</p> <p>①項は左と同じ</p> <p>②院長は情報公開が迅速に遂行されるように情報公開請求の受付、請求人の案内、情報公開場所の確保など公開にひつような措置を講じなければならない(情報公開の便宜提供)</p>
<p>第 10 条(非公開対象情報の細部基準)①関連法律による評価院非公開対象情報の細部基準は次各号のようだ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 評価院の基本および受託研究・事業での意見収斂、または調整中にある事案なので公開時業務遂行に重大な差し支えをもたらす恐れがある情報 2. 人的事項が公開される事によって個人のプライバシーが侵害される恐れがある事項 3. 評価院研究および運営事項中国国家秘密と係わるとか、出演(研)または特定企業または企業人の理解関係に重大な影響を及ぼすことができる事項 4. 受託課題中委託機関(者)の非公開要求がある場合 5. 機密を維持しなければならない事業に対する具体的情報で特定人である識別することができる個人に関する情報または公開した場合正常的な事業遂行に重大な影響を及ぼす情報 6. 評価院委員会関連資料中公開時理解関係人の困難をもたらす恐れがあるとか人事に関した情報として当該委員会の議決に非公開することに決まった案件 7. 評価院研究資料管理原則中保安資料で分類された研究物および研究産物 	<p>第 7 条(非公開対象情報の細部基準)</p> <p>①評価院の非公開対象情報の細部基準は関連法律によって次各号のようで、院長はこれをホームページなどに通じて公開しなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ~ <p>8 号は左同じ</p> <p>②項は左同じ</p> <p>③院長は情報公開関連法令の趣旨が充分に反映し、国民と所属職員がもとも正確で客観的に情報の公開可否を判断できるように細部基準を持続的に修正・保安しなければならない(自俱修正および細部基準修正・保安)</p>

改訂前	改訂後
<p>8.その他公開時業務遂行に著しい差し支えをもたらすとか、特定人の利益を侵害する恐れがある情報として情報公開審議会で非公開で決めた情報</p> <p>②公開請求された情報が第1項各号に含まれた部分と公開が可能な部分が混合されている場合には公開請求の趣旨に行き違わない範囲中で、二つの部分を分離することができる時には第1項各号にあたる部分を除いて公開しなければならない</p>	
(新設)	<p>第8条(研究者などに対する資料提供)研究者などが評価院長に該当機関が保有・管理する資料の提供を要請する時にはつぎ各号の事項を書いた情報提供要請書と研究目的・内容・期間・方法・活用計画などを書いた研究計画書を提出しなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.要請人の名前、住民登録番号、住所と電話番号・電子郵便住所などの連絡先 2.提供を受ける情報の内容と提供方法(教育情報公示法による研究者に便宜提供)
第3章情報公開審議会	第3章情報公開審議会
<p>第11条(情報公開審議会の構成)情報公開法令第12条および同法施行令第11条によって情報公開審議会を設置・運営する。但し情報公開審議会は評価院の民願および訴訟事務処理規則第20条による民願対策委員会で替えることができる</p>	<p>第9条(情報公開審議会の構成)①評価院は情報公開法令第12条および同法施行令第11条による情報公開可否などを審議するために審議会を設置・運営する(但し、情報公開審議会は評価院の民願および訴訟事務処理規則第30条による民願対策委員会で替えることができる)</p> <p>②審議会は委員長1人を含めて11人の委員で構成し、委員長を除外した委員中3分の1以上教育行政または情報公開に関して学識と経験が豊かな外部専門家の中で院長が委嘱する者で構成する</p> <p>③審議会の委員長を院長にし、委員の中所属職員の場合には院長が本部(処)および事務局長の中で委嘱する</p>

改訂前	改訂後
	<p>④委員の任期は所属職員の場合その職位の在職期間にして、委嘱職委員の場合には2年にし1次に限って連任することができる</p> <p>⑤欠員によって新たに委嘱される外部専門家委員の任期は前任委員の残任期間にする</p> <p>⑥審議会の事務処理のための幹事、書記各1人を置くが、幹事は所管担当部署の長、書記は情報公開業務担当者にする(審議会構成の明瞭化、民願対策委員会に替える場合には必要ではないが、民願対策委員会に替える事は情報公開関連法令の主旨に行き違うことでも見られる)</p>
<p>第12条(審議会の機能)審議会は次各号の事項を審議する</p> <p>1.請求された情報の公開可否を決定するのが困難な事項の審議</p> <p>2.第14条第1項の規程による異議申請審議</p> <p>3.その他情報公開制度の運営に関して事項の審議</p>	<p>第10条(情報公開審議会の機能)審議会は次各号の事項を審議する</p> <p>1.公開請求された情報の公開可否を決定するのが困難な事項の審議</p> <p>2.第14条第1項の規程による異議申請</p> <p>3.その他情報公開制度の運営に関する事項(自求修正など明瞭化)</p>
<p>第13条(情報公開審議会の運営)①情報公開審議会は在籍委員過半数の賛成で審議し、可否動数の場合には委員長が決定する</p> <p>②情報公開審議会委員は書面で意見を提出することもできるし、この場合当該情報公開審議会に出席したことになる</p> <p>③情報公開審議会は口頭会議で進行し、必要であれば書面で行うことができる</p> <p>④外部委員に対しては予算の範囲で手当・旅費その他必要な経費を支給することができる</p> <p>⑤委員会設置・運営に関してこの規則に規程されていない事項は民願および訴訟事務処理規則に従う</p>	<p>第11条(情報公開審議会の運営)①情報公開審議会は在籍委員過半数の賛成で審議し、可否動数の場合には委員長が決定する</p> <p>②情報公開審議会委員は別紙書式による書面で意見を提出することができるし、この場合当該委員は情報公開審議会に出席したことになる</p> <p>③情報公開審議会は口頭会議で進行し、必要の場合には書面で行うことができる</p> <p>④委員長は必要だと認める時議案を提出した該当の部所長に必要な資料を要求するとか会議に参席し、議案を説明して委員の質疑に返事するようにできる</p> <p>⑤審議会委員は情報公開業務と関して分かるようになった情報を漏らすとかその情報を利用して本人または他人に利益または不利益を与える行儀をしてはならない</p> <p>⑥幹事は審議会の議決書および会議録を作成しなければならない</p>

改訂前	改訂後
	⑦委員会設置・運営に関するこの規則に規定しない事項は請願および訴訟事務処理規則に従う (自求および審議会運営のための具体的事項などを明文化)
	第 12 条(委員長の職務)①委員長は審議会を代表し、審議会の運営を統括する ②委員長がやむを得ない事由で職務を遂行することができない時には所属公務員である委員の中で職制順によってその職務を代行する (委員長の職務新設)
(別途条項で分離)	第 13 条(経費支給)外部委員に対して予算の範囲の中で手当て・旅費その他必要な経費を支給することができる(別途条項で分離)
第 4 章不服救済手続き	第 4 章不服救済手続き
<p>第 14 条①請求人が情報公開と関連した非公開または部分公開の決定に対して不服がある場合には評価院から情報公開可否の決定通知を受けた日または第 17 条第 3 項の規程によって非公開の決定があると見なされる日から 30 日以内に評価院に文書<別表 9>の異議申請ができる</p> <p>②評価院は異議申請を受けた日から 7 日以内にその異議申請に対して決定し、その結果を請求人に透かさず文書で通知しなければならない。ただし、やむを得ない事由で決まった期間以内に決めることができない時にはその期間の満了である翌日から起算して 7 日以内の範囲で延ばすことができるし延長事由を請求人に通知<別表 10>しなければならない</p> <p>③請求人は異議申請が閣下または棄却の決定された場合関連法律によって行政審判または行政訴訟を提起することができる</p> <p>④情報公開事務処理部署は異議申請に対して処理状況を異議申請処理台帳<別表 11>に記録・維持しなければならない</p>	<p>第 14 条(異議申請)</p> <p>左同じ</p>

改訂前	改訂後
第 5 章情報公開決定通報および方法	第 5 章情報公開の業務処理手続きなど (情報公開決定通報および方法などを含めている内容である)
<p>第 15 条(情報公開請求書の受付など)①情報公開請求書(口術公開請求を含む)〈別表 4、5〉は総務部で受付し、受付直ちに請求人に接受証を交付する。ただし、直ちにまたは口術処理が可能な情報な郵便・謀事転送・情報通信網によって情報公開請求書を受付した場合には受付証の交付しない場合もある</p> <p>②口術で情報の公開を請求された場合には担当職員などが請求人との面談を通じて情報公開の請求の調書を作成し請求人と一緒に記名捺印しなければならない</p> <p>③総務部は請求された内容を所管部署に透かさず移送しなければならないしこの場合処理主体は原則的に該当部署になる</p> <p>④総務部は情報公開請求に対する処理状況・結果など関連事項を情報公開処理台帳〈別表 7〉に記録・維持しなければならない</p>	左同じ
<p>第 16 条(情報公開処理)①情報公開を請求された部署は 10 日以内に請求内容、関連法令などを総合的に検討し公開可否を決定しなければならない</p> <p>②本規程第 10 条各号に該当する事項の中でやむを得なく公開可否を判断しなければならない場合情報公開審議会の審議を経た後、公開可否を決めなければならない</p> <p>③第 2 項の場合、情報公開を請求された部署は“検討意見書”を添付し総務部に情報公開審議会の開催を要求しなければならないしこの場合該当部署長は審議会に参席または書面で審議の時意見を召命することができる</p>	第 16 条(情報公開請求の処理手続き) (条項題目の明確化)
第 17 条(情報公開決定の通報など)①情報公開の請求がある場合には請求を受けた日から 10 日以内に公開可否を決定しなければならない	第 17 条(情報公開決定の通報など) ① ～③項は左同じ

改訂前	改訂後
<p>②やむを得ない事由で第 1 項で決めた期間以内に公開可否を決めることができない時にはその期間の満了日の翌日から起算して 10 日の範囲内で公開可否決定期間を延ばすことができる。この場合延長事実と延長事由を請求人に透かさず文書〈別表 6〉で通知しなければならない</p> <p>③情報公開を請求した日から 20 日以内に公開可否を決定していない場合には非公開の決定があると見なされる</p>	<p>④当該情報を非公開することによっていた時にはその事由を関連法令とともに具体的に提示しなければならない(非公開に対する明確な根拠提示)</p>
<p>第 18 条(公開方法)①院長は情報の公開を決定した日から 10 日以内に請求人に情報を公開しなければならない</p> <p>②情報の公開はつぎ各号の方法にする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 文書・図面・写真などは閲覧または写本の交付 2. フィルム・テープなどは視聴または印画物複製物の交付 3. マイクロフィルム・スライドなどは視聴・閲覧または写本・複製物の交付 4. 電子的形態で保有・管理する情報などはファイルを複製し電子郵便で送付、媒体に保存して提供、閲覧視聴または写本、出力物の交付 <p>③第 1 項の規程によって情報を公開する場合には他人の知的所有権、私生活の秘密その他に他人の権利または利益が不当に侵害されないように留意しなければならない</p> <p>④情報の公開は指定された日時および場所で閲覧・視聴するようにするとか写本・複製物の交付および電子ファイルの発送などによる</p> <p>⑤情報を公開するにおいて当該情報の原本が汚染または毀損される恐れがあるとかその他に相当な理由があると認められる時には当該情報の写本などを公開することができる</p> <p>⑥請求人が多数な評価院が定例的または随時公表する行政情報はインターネットを通じて公開することができる</p>	<p>左同じ</p>

改訂前	改訂後
<p>⑦公開請求された量が過多で正常な業務遂行に著しい差し支えをもたらす恐れがある場合には一定期間別に分けて交付するか閲覧と並行して交付することができる</p> <p>⑧請求人が電子的形態で公開に公開するように要求した場合には情報の電子的形態の保有・管理可否によって電子的形態で公開することができる</p>	
<p>第 19 条(情報公開時請求人の確認)①請求された情報の公開は請求人本人またはその代理人にしなければならない</p> <p>②第 1 項の規程によって情報を公開する時にはつぎ各号の区分による身分証明書などによって請求人本人またはその正当な代理人であることを確認しなければならない。ただし、じょうほぶを公開するにおいて本人またはその正当な代理人であることを確認する必要がない時にはそうではない</p> <p>1.請求人本人に公開する時には請求人の住民登録証その他身分が確認できる身分証明書(請求人が外国人のばあいにはパスポート・外国人登録証その他法人または団体の確認ができる証明書)</p> <p>2.請求人の法廷代理人に公開するばあいには法廷代理人であることを証明できる書類と代理人の住民登録証その他身元を証明することができる身分証明書</p> <p>3.請求人の任意代理人に公開する時には〈別表 8〉の委任状と請求人および担当人の住民登録証その他身元を証明することができる身分証明書</p> <p>③情報通信網を通じて情報を公開するばあい、請求人本人またはその代理人の身分を確認する必要があるばあいには第 2 項の規程にもかかわらず電子サインなどを通じてその身元を確認しなければならない</p>	左同じ

改訂前	改訂後
<p>第 20 条(即時処理が可能な情報の公開)①即時情報が可能な情報は手続きをかけなくて公開しなければならない</p> <p>②各部署の情報公開処理担当者は即時公開をするばあい、このような事実と事由などを総務部に通知して情報公開処理台帳に記録するようにしなければならない</p>	<p>第 20 条は情報公開責任と情報公開担当官が指定されており規程の削除</p>
<p>第 21 条(費用負担)①公開決定された情報を公開する場合には請求人から情報の公開および郵送などに必要な費用〈別表 3〉を現金で収納しなければならない</p> <p>②情報公開に必要となる費用は第 1 項の規程にも関わらずつぎ各号の 1 に該当する場合費用は減免することができるし、その減免割合は〈別表 2〉のようだ</p> <p>1.非営利の学術・公益団体または法人が学術や研究目的または行政監視のために必要な情報を請求する場合</p> <p>2.教授・教師または学生が教育資料や研究目的に必要な情報を所属機関の長の確認を受け請求した場合</p> <p>3.その他院長が公共福利の維持・増進のための減免が必要だと認定した場合</p> <p>③第 2 項の規程によって非</p>	<p>第 20 条(費用負担)</p>
<p>第 22 条(運営管理)院内情報処理事務処理部署は毎年末、情報公開運営実態〈別表 12〉を作成し、関係部署および監督官庁などの提出要求がある場合に提出しなければならない</p>	<p>第 21 条(資料提出など) (資料の提出が重要)</p>
<p>付則</p>	<p>付則</p>

「別表1」初等・中等教育機関の公示情報の範囲、公示回数およびその時期(第3条第1項関連)

公示情報の項目	公示情報の範囲	公示機関	公示回数	公示時期
1. 学校規則など学校運営に関する規定	・学校規則	全体	随時	随時
	・学校規則および学校運営に関する規定	全体	随時	随時
2. 教育課程編成および運営に関する事項	・学校教育課程編成・運営および評価に関する事項	全体	年1回	5月
	・教科・裁量・特別活動計画・校外体験活動計画	小, 中, 高, 特	年1回	5月
	・授業日数および授業始数現況	小, 中, 高	年1回	5月
3. 学年・学級当学生数および転・出入、学業中断など学生変動状況	・学年・学級当学生数	全体	年1回	5月
	・転・出入および学業中断学生数	小, 中, 高, 特	年1回	5月
4. 学校の学年別・教科別学習に関する事項	・教科別(学年別)評価計画に関する事項	小, 中, 高	年1回	4月
	・教科別学業成就事項	中, 高	年2回	2月, 8月
5. 校地、校舎など学校施設に関する事項	・学校用地・校舎の現況	全体	年1回	5月
	・各種支援施設の現況	全体	年1回	5月
	・学校施設開放に関する事項	小, 中, 高, 特, 各	年1回	5月
6. 職位・資格別教員の現況に関する事項	・職位別教員の現況	全体	年2回	5月, 10月
	・資格別教員の現況	小, 中, 高, 特, 各	年2回	5月, 10月
7. 予・決算内訳など学校および法人の会計に関する事項	・学校会計の予・決算書(国公立)	小, 中, 高, 特, 各	年1回	(予)5月 (決)10月
	・私立学校校費会計および法人会計予・決算書	全体	年1回	(予)5月 (決)10月
	・学校発展基金	小, 中, 高, 特, 各	年1回	5月
8. 学校運営委員会に関する事項	・学校運営委員会の構成現況	小, 中, 高, 特	随時	随時
	・学校運営委員会の審議結果	小, 中, 高, 特	随時	随時
9. 学校給食に関する事項	・給食実施の現況	小, 中, 高, 特	年1回	5月

公示情報の項目	公示情報の範囲	公示機関	公示回数	公示時期
1. 学校の保健管理・環境衛生および安全管理に関する事項	・保健管理の現況	小, 中, 高, 特	年1回	5月
	・環境衛生管理の現況	小, 中, 高, 特	年1回	5月
	・安全管理の現況	小, 中, 高, 特	年1回	5月
11. 学校暴力の発生現況および処理に関する事項		小, 中, 高, 特, 各	年2回	5月, 10月
12. 国家または市・道水準学業成就度評価に対する学術的研究のための基礎資料に関する事項	・国家水準学業成就度評価の応試現況	小, 中, 高	年1回	2月
	・国家水準学業成就度評価結果 3 等級比率(普通学歴以上, 基礎学歴, 基礎学歴未達)	小, 中, 高	年1回	2月
	・国家水準学業成就度評価結果前年度対比向上度(普通学歴以上, 基礎学歴未達)	小, 中, 高	年1回	2月
13. 学生の入学状況および卒業生の進路に関する事項	・入学生の現況	小, 中, 高, 特	年1回	5月
	・卒業生の進路現況	中, 高, 特, 各	年1回	5月
14. 「初等・中等教育法」第63条から第65条までの是正命令などに関する事項	・違反内容および措置結果	小, 中, 高, 特, 各	随時	随時
15. その他教育条件および学校運営状態などの情報に関する事項	・奨学金受惠の現況	中, 高, 特	年1回	5月
	・部活活動の現況	小, 中, 高	年1回	5月
	・教育運営特色事業の計画	小, 中, 高, 特, 各	年1回	5月
	・学校図書館の現況	小, 中, 高	年1回	5月
	・放課後学校運営および支援現況	小, 中, 高, 特	年1回	5月
	・学生・保護者相談実績	小, 中, 高, 特	年1回	5月
	・研修参加教員の現況	小, 中, 高, 特	年2回	5月, 10月
	・事務職員の現況	小, 中, 高, 特	年1回	5月
・教職員の教員団体および労働組合加入の現況(人員数)	全体	年1回	5月	

* 備考

1. 公示機関：表では「初等・中等教育法」および他の法律によって設立した学校中、小学校課程(公民学校除外)
- 2.
- 3.

「別表2」 高等教育機関の公示情報範囲、公示回数およびその時期(第4条第1項関連)

公示情報の項目	公示情報の範囲	公示機関	公示回数	公示時期
1. 学校規則など学校運営に関する規定	・学校規則	大学	随時	随時
	・学校規則その他学事運営に関する各種規定	大学	随時	随時
2. 教育課程編成および運営等に関する事項	・教育課程編成および評価基準	大学	年1回	3月
	・成績評価の結果(成績評価の分布)	大学	年1回	3月
3. 学生の選抜方法および日程に関する事項	・大学入学(編入学)典型の施行計画	大学	随時	随時
	・募集要綱(編入学含む)	大学	随時	随時
4. 充員率, 在学生数など学生現況に関する事項	・入学典型類型別選抜結果	大学	年1回	9月
	・機会均等選抜の結果	大学	年1回	9月
	・新入生充員現況	大学	年1回	9月
	・学生充員現況(編入学含む)	大学	年1回	9月
	・在籍学生の現況	大学	年1回	9月
	・中途脱落学生の現況	大学	年1回	9月
	・学士学位専攻深化過程学生の現況	専門学校	年1回	9月
5. 卒業後, 進学および就職現況など学生進路に関する事項	・卒業生の現況	大学	年1回	9月
	・卒業生の進学現況	大学	年1回	9月
	・卒業生の就職現況	大学	年1回	9月
6. 専任教員現況に関する事項	・全体教員対比専任教員の現況	大学	年1回	9月
	・専任教員1人当学生数	大学	年1回	9月
	・専任教員の確保	大学	年1回	9月
	・産業界経歴専任教員の現況	大学	年1回	9月
	・外国人専任教員の現況	大学	年1回	9月
7. 専任教員の研究成果に関する事項	・国内外学術誌掲載論文の実績	大学	年1回	9月
	・著・訳書の実績	大学	年1回	9月
8. 予・決算内訳など学校および法人の会計に関する事項	・一般会計の予・決算の現況	国公立 大学	年1回	(予)6月 (決)11月
	・既成会計の予・決算の現況	国公立 大学	年1回	(予)6月 (決)11月
	・発展基金の予・決算の現況	国公立 大学	年1回	(予)6月 (決)11月
	・予・決算(合算財務諸表)の現況	私立大学	年1回	(予)6月 (決)11月
	・法人会計の予・決算の現況	私立大学	年1回	(予)6月 (決)11月
	・校費会計予・決算の現況	私立大学	年1回	(予)6月 (決)11月

公示情報の項目	公示情報の範囲	公示機関	公示回数	公示時期
8. 予・決算内訳など学校および法人の会計に関する事項	・積立金の現況	私立大学	年1回	(決)11月
	・寄付金の現況	私立大学	年1回	(決)11月
	・産学協力団会計の現況	大学	年1回	(予)6月 (決)11月
	・授業料の現況	大学	年2回	4月, 11月
9. 「高等教育法」第60条から第62条までの是正命令などに関する事項	・違反内容および措置結果	大学	随時	随時
10. 学校発展計画および特性化計画	・学校発展計画および特性化の計画	大学	随時	随時
11. 教員の研究・学生に対する教育および産学協力の現況	・研究費受恵の現況	大学	年1回	9月
	・教員講義担当の現況	大学	年1回	9月
	・奨学金受恵の現況	大学	年1回	9月
	・外国大学との交流現況	大学	年1回	9月
	・産業界連携教育課程の解説現況	大学	年1回	9月
	・技術移転収入料および契約実績	大学	年1回	9月
	・特許出願および登録実績	大学	年1回	9月
12. 図書館および研究に対する支援現況	・蔵書保有の現況	大学	年1回	9月
	・図書館予算の現況	大学	年1回	9月
	・研究施設の現況	大学	年1回	9月
13. その他教育与件および学校運営状態などに関する事項	・定款	私立大学	随時	随時
	・法人の役員現況	私立大学	随時	随時
	・校地確保の現況	大学	年1回	9月
	・校舎施設確保の現況	大学	年1回	9月
	・寮受容の現況	大学	年1回	9月
	・収益用基本財産確保の現況	私立大学	年1回	9月
	・職員の現況	大学	年1回	9月
	・財政支援事業の受恵実績	大学	年1回	9月
	・「高等教育法」第11条の2による大学評価の結果	大学	随時	随時

「別表3」自発的情報公開の目録および公表方法

区分	細部業務	公表方法			備考
		公開週期	公開時期	公開形態	
業務推進費	使用内訳	月1回	毎月初	ホームページ	院長
委員会運営関連	現況および運営実績	年2回	1月/7月	ホームページ	
業務報告	業務報告	随時	随時	ホームページ	
予・決算関連	当該年度予算	年1回	7月	ホームページ/本	
	当該年度予算	年1回	翌年2月	ホームページ/本	
経営関連	経営目標	3年	1月	ホームページ/本	
	経営革新課題および実績	年1回	12月	ホームページ	

「別表4」情報公開費用の減免比率

情報公開請求者	使用目的	減免比率	その他
非営利学術・公益団体または法人	学術・研究	100%	
	行政監視	100%	
教授・教師または学生	教育資料	100%	
	研究	100%	
老弱者,障害者,国家有功者など挙動が不憫な者	—	100%	
基礎生活保障法の適用を受ける者	—	100%	

「別表5」手数料

公開対象	公開方法および手数料			
	元本の閲覧・視聴	元本の写本(出力物)・複製物・印画物	電子ファイルの閲覧・視聴	電子ファイルの写本(出力物)・複写物
文書・台帳など				
図面・カードなど				
録音テープ(オーディオ資料)				
録画テープ(ビデオ資料)				
映画フィルム				
スライド				
マイクロフィルム				
写真・写真フィルム				

「別表7」情報公開口述請求書

受付日時				受付番号			
請求人	名前(法人名などおよび代表者)			住民登録(パスポート・外国人登録)番号			
				事業者(法人・団体)番号			
	住所(所在地)			電話番号(模写伝送番号)			
				電子郵便住所			
情報内容							
公開形態		<input type="checkbox"/> 閲覧・視聴 <input type="checkbox"/> 写本・出力物 <input type="checkbox"/> 電子ファイル <input type="checkbox"/> 複製・印画物 <input type="checkbox"/> その他()					
受領方法		<input type="checkbox"/> 直接訪問 <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> 模写伝送 <input type="checkbox"/> 電子郵便 <input type="checkbox"/> その他()					
手数料 減免	該当可否	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当無し					
	減免事由						
口述聴取者(担当者など)		職級		名前		書名 または印	
口述者(請求人)		機関の 場合	機関名	職級		書名 または印	
				名前			
		一般人の 場合	名前			書名 または印	

受付証

受付番号				請求人名前			
受付者	職級			名	前	(書名または印)	
<p>貴下の請求書は上のように受付されました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">韓国教育課程評価院</p> <p>※情報公開の処理と関連して問い合わせ事項があれば(担当部署および電話番号)にお問い合わせください。</p>							

「別表 8」 公開可否の決定期間の延長通知書

郵便	住所	/(電話)		/伝送	
〇〇〇部	⑦部(チーム)長	〇〇〇	⑧次長	〇〇〇	⑨担当 〇〇〇

文書番号

受信者

情報内容			
受付日字および 受付番号		当 初 決定期限	
延長事由			
延長決定期限			
その他案内事項			
<p>公共機関の情報公開に関する法律第 11 条第 2 項の規定によって 貴下の情報公開請求事項に対する公開可否を決定する期間が上の ような事由で延長された事をお知らせいたします。なお気になる 事項は担当者に問い合わせいただければ、詳しく説明いたします</p> <p>年 月 日</p> <p>韓国教育課程評価院長(印)</p>			

「別表9」情報公開処理台帳

受付 番号	受付 日時	請求人	請求事項		決定内容					処理事項		備考
			情報 内容	公開 形態	担当 部署	決定 区分	公開 内容	非公開 (部分公開) 内容およ び事由	決定 通知 日時	公開 日時	公開 方法	

*記載内容

1. “情報内容”項目には請求人が公開を請求した情報を記載する
2. “公開形態”項目には閲覧・視聴、写本・出力物、電子ファイル、複製・印画物など請求人が公開を要請した形態を掲載する。
3. “決定区分”項目には公開・部分公開・非公開など公共機関で決定した事項を記載する
4. “公開内容”項目には公開で決定した「情報」を掲載する
5. “非公開(部分公開)内容および事由”項目には公共機関で非公開または部分公開で決定した情報内容を記載し、情報別非公開(部分公開)事由を記載する
6. “備考”項目には請求人が異議申請をした場合やその他特異事項がある場合記載する

「別表 1 1」 情報公開(非公開)決定異議申請書

受付日時			受付番号	
請求人	名前(法人名などおよび代表者)		住民登録番号 (事業者登録番号など)	
	住所 (所在地)		電話番号 (模写伝送番号)	
			電子郵便住所	
公開または非公開内容				
通知書受領有無		<input type="checkbox"/> 情報(公開・部分公開・非公開)決定通知書を 年 月 日に受け取った <input type="checkbox"/> 情報(公開・部分公開・非公開)決定通知書を受け取っていない(法第 1 条第 6 項の規定によって非公開の決定があると見る日は 年 月 日である)		
異議申請				
<p>公共機関の情報公開に関する法律第 18 条第 1 項または第 21 条第 2 項および同法施行令第 18 条第 1 項の規程によって貴機関の情報公開(非公開)の決定に対して上のように異議申請書を提出いたします</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">異議申請人 (書名または印)</p> <p>韓国教育課程評価院長 貴下</p>				

「別表 1 2」 異議申請決定期間延長通知書

郵	住所	(電話)	/伝送
〇〇〇部	⑦部(チーム)長	〇〇〇	⑧次長 〇〇〇 ⑨担当 〇〇〇

文書番号

受信者

異議申請内容			
受付日字および 受付番号		当 初 決定期限	
延長事由			
延長決定期限			
その他案内事項			
<p>公共機関の情報公開に関する法律第 18 条第 2 項の規定によって 貴下の情報公開請求事項に対する決定期間が上のような事由で延長 された事をお知らせいたします。なお気になる事項は担当者にお問い合わせ いただければ詳しく説明いたします</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">韓国教育課程評価院長(印)</p>			

「別表13」異議申請処理台帳

*受付番号	異議申請日時	事件名	請求人	注文方法	申請趣旨	理由 (処理結果要旨)	決定通知日時

*受付番号は情報公開処理台帳に記載された受付番号を記載する

「別表14」情報公開運営実態

1. 情報公開窓口設置現況

区分	設置個所	文書課	民願室	資料室	その他

2. 公開請求および処理現況

1) 統括

区分	請求件数	処理現況				未決定 (繫留中)	その他 (取り消し等)
		小計	全部公開	部分公開	模写伝送		
計							

2) 請求方法別現況

区分	請求件数	直接出席	郵便	模写伝送	情報通信網
計					

3) 公開方法別現況

区分	請求件数	公開形態						交付方法						
		小計	閲覧・視聴	写本・出力物	電子ファイル	複製・印画物	その他	小計	直接訪問	郵便	模写伝送	電子郵便	その他	

4) 公開可否決定期間別現況

区分	計	当日(即時)	3日以内	5日以内	10日以内	20日以内	20日超過
計							

3. 処理現況目録

一連 番号	請求事項		決定内容					処理事項		備考
	情報 内容	公開 形態	担当 部署	決定 区分	公開 内容	非公開 (部分公開) 内容および 事由	決定通 知日時	公開 日時	公開 方法	

4. 非公開(部分公開)事由別現況

区分	請求件数	法令上秘密・非公開(法第9条第1項第1号)								
計										

5. 不服申請および処理現況

1)総括

区分	異議申請			行政審判					行政訴訟			
	申請件数	処理結果		請求件数	係留中	審判結果			提議件数	係留中	判決結果	
		げ取・却り下	棄却			引用	げ取・却り下	棄却			引用	げ取・却り下
計												

2)異議申請および処理現況

一連番号	事件名	処理日	請求人	非請求人	注文内容	申請趣旨	理由 (処理結果要旨)

3)行政審判の結果現況

一連番号	事件名	議決(再決)日	請求人	非請求人	注文内容	請求趣旨	理由 (処理結果要旨)

*異議申請の処理台帳は、複写と大体することができる。

4)行政訴訟の結果現況

一連番号	事件名	判決日	原告	被告	注文内容	請求趣旨	理由 (処理結果要旨)

6. 情報公開制度の改善事項

題目	問題点	改善事項

李明博政府の
科学技術基本計画（577戦略）
「2010年度施行計画」

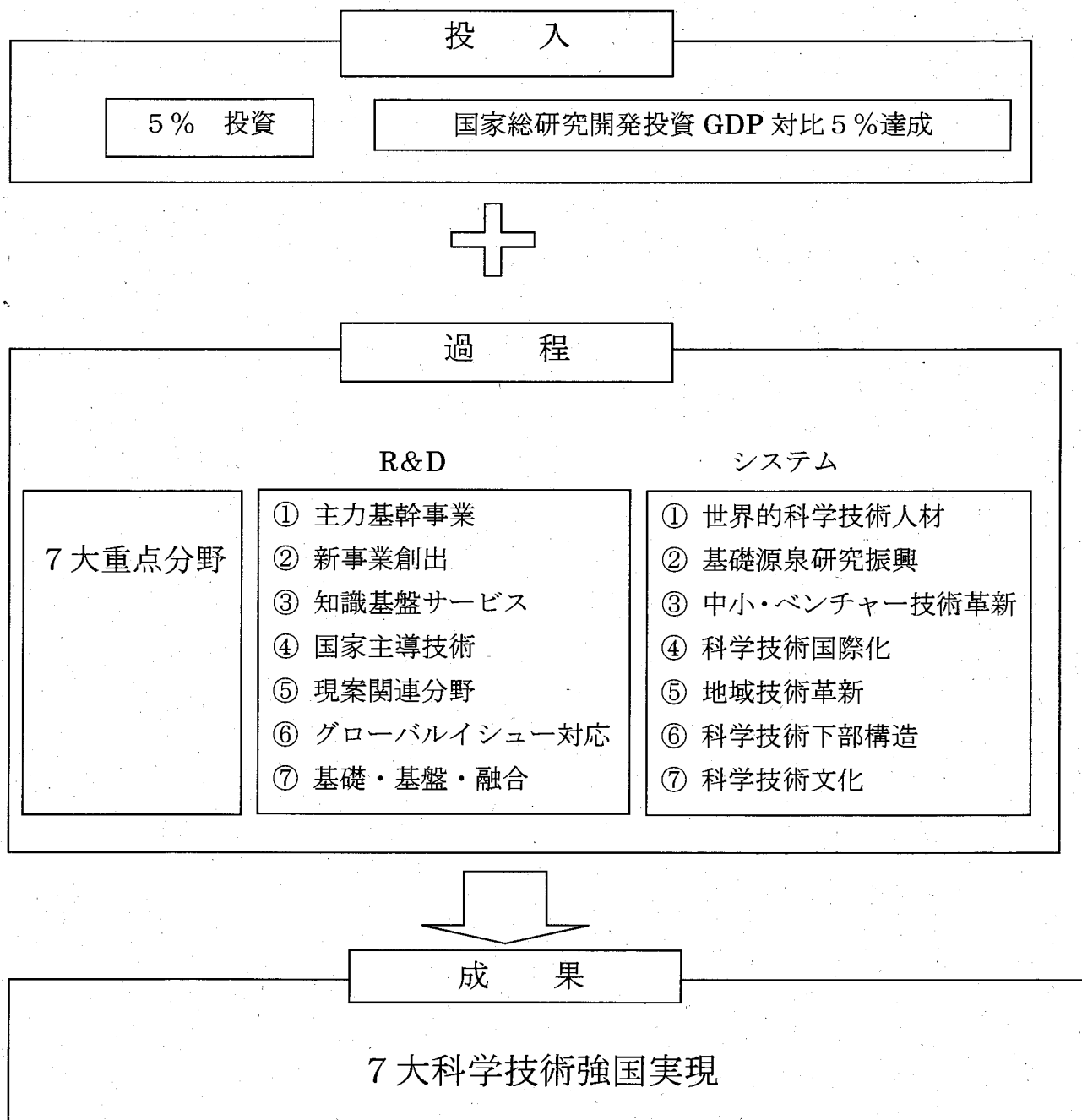
I. 概要

1. 樹立意義

○「李明博政府の科学基本技術計画」移行のために科学技術基本法に基づいて年度別施行計画(Rolling Plan)を汎部処的に樹立推進

※科学技術基本法第7条：毎5年ごとに科学技術基本計画樹立,毎年度別施行計画樹立

〈李明博政府の科学基本技術計画（577戦略）、'08.8.12〉



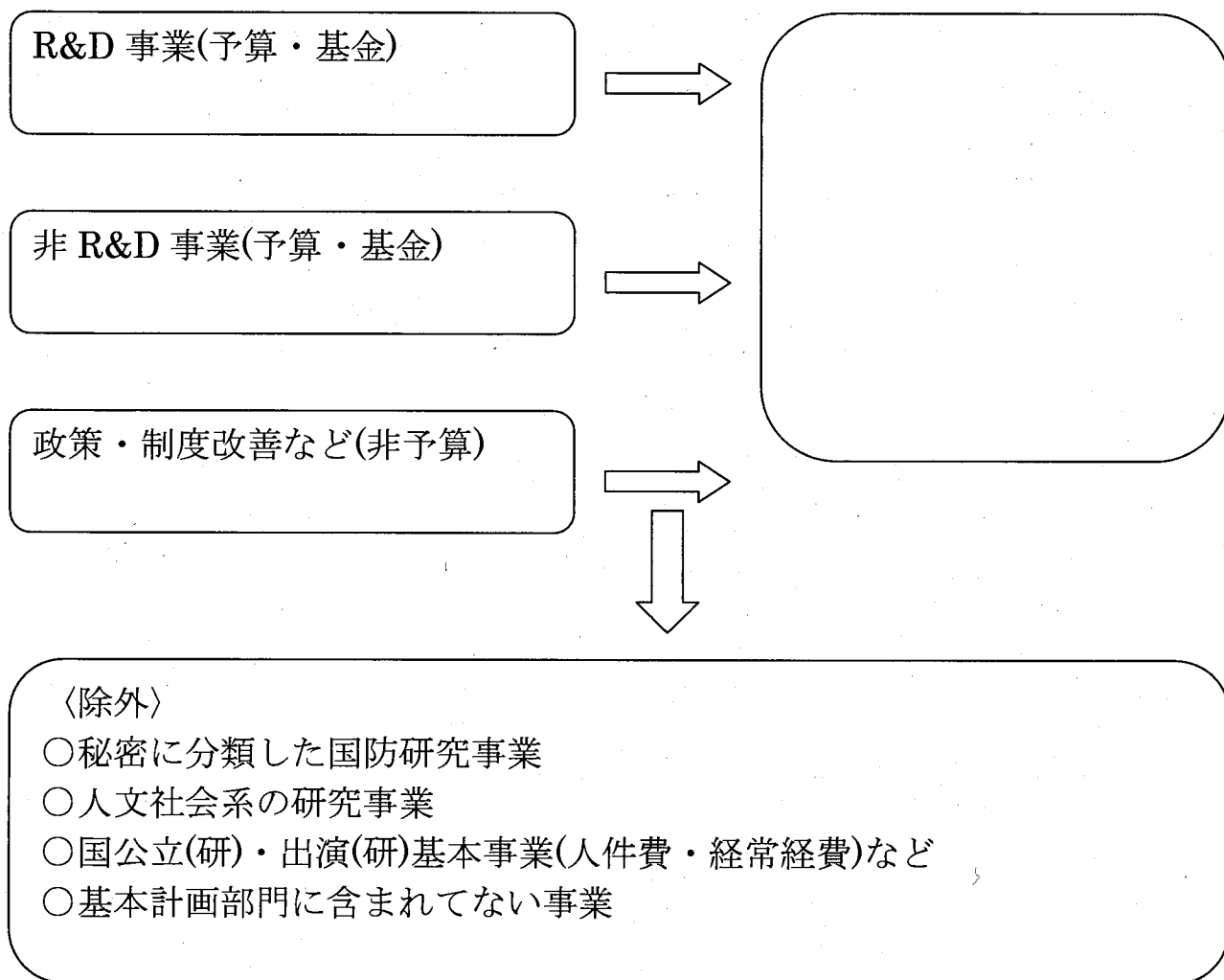
2. 対象機関/事業

○対象機関：科学技術政策,国家研究開発事業を施行している 22 個中央行政機関 (14 部・8 庁)

※地自体は「地方科学技術振興総合計画(‘08～‘12)」の施行計画で行き

○対象事業：577 戦略 50 個重点推進課題関連政策および事業

- ① R&D 事業 :重点推進課題と関連した事業
- ② 非 R&D 事業 :科学文化拡散など
- ③ 非予算事業 :科学技術政策、制度改善



○投資規模：10兆5,041億ウォン(※部署別提出施行計画基準)

※ ‘10年施行計画部署別投資計画は p. 23 付け 1 参照

※ ‘10年施行計画投資規模分析資料は p. 49 付け 3 参照

II. 2010 年度の重点推進方向

〈重点方向〉

- ① 創造型基礎源泉研究強化
- ② 未来新しい成長動力投資拡大
- ③ 貯炭所緑成長研究開発強化
- ④ 国民安全公共部門研究開発サポート拡大

〈主要施策〉

○5%投資達成

—政府：‘10 年度政府 R&D 予算案 13.6 兆ウォン(10.5%増加)

—民間：税制支援などを通じた民間 R&D 投資拡大誘道

※新しい成長動力産業および源泉技術分野当期分 R&D 費用に対する税額控除率を世界最高水準である 20%、25%(中小企業 30%、35%)に拡大

○7 大 R&D 集中育成

—総 6 兆 3,724 億ウォン投資、‘09 年 5 兆 7,296 億ウォン対比 11.2%増加

※国家主導技術 2 兆 4, 251 億ウォン、新しい産業創出のための核心技術 9, 909 億ウォン、主力基幹事業技術 4, 650 億ウォンなど

○7 大システムの先進化

—総 4 兆 819 億ウォン投資、‘09 年 3 兆 7,085 億ウォン対比 10.1%増加

※人材養成 5,385 億ウォン、地域技術革新力量強化 8,629 億ウォン

ン、出演(年間) 安定的人件費拡大：50% → 60%、基礎研究投資拡大：29.3% → 31.3% 内外など

1. 創造型基礎・源泉研究強化

○基礎・源泉研究投資拡大

—政府の R&D 予算で占める基礎研究投資比重を ‘09 年 29.3%から ‘10 年 31.3%内外に拡大

※政府 R&D 予算の中、基礎研究投資比重：(‘09)29.3%→(‘12)35.0%

○草根基礎研究力量強化のための個人研究サポート大幅に拡大

—創意的研究成果のための個人・小規模基礎研究サポート拡大

※個人研究サポート 30%増額：('09)5,000 億ウォン→('10)6,500 億ウォン

※理工系分野個人・小規模研究支援の受惠対象者：('09)6 千名→('10)約 7 千名
—知識創出の産室である大学の研究機能の向上のために新進教授、女性および地域大
学教授など特定グループと一般教授の理工学分野基礎研究活動の支援を大幅拡大

※新進研究者の基礎研究費支援(教科部)：('09)400 億ウォン→('10)621 億ウォ
ン

※一般研究者の支援事業(教科部)：('09)2,948 億ウォン→('10)3,550 億ウォン

○基礎研究活性化のための環境造成

—世界最高水準の基礎・源泉研究を遂行する研究拠点構築とこれを土台で大韓民国を
代表する世界最高水準の源泉技術確保のために‘グローバルフロンティア研究開
発事業’を本格着手(150 億ウォン,新規)

—基礎研究事業を分野別で組織体系化するために研究者中心の基礎研究支援環境構
築

※善導研究センターの支援事業(教科部)：('09)900 億ウォン→('10)1,052 億
ウォン

※基礎研究室の支援(教科部)(100 億ウォン、新規)

2. 未来新しい成長動力の投資拡大

○未来の成長を主導する新しい成長動力分野の R&D 投資拡大

※新しい成長動力の投資：('09 年)1.5 兆ウォン→('10)1.8 兆ウォン

—ロボット,超高效率クリーン自動車(Green car),バイオ医療機器など未来の新産業分
野の成長動力確保のためのサポート拡大

※産業源泉技術開発投資の拡大(地経部)(5,308 億ウォン→6,295 億ウォン水準)など
—次世代技術革新の主導と未来新産業を新たにつくる先端融合技術開発強化

※未来有望融合技術パイオニア事業(120 億ウォン→160 億ウォン)、新技術融合型成
長動力事業(430 億ウォン→535 億ウォン)(教科部)など

—文化コンテンツデザインなど知識基盤サービスの新しい成長動力化のための技術開
発拡大

※融合型コンテンツ技術開発(文化部)(550 億ウォン→685 億ウォン)など

—市場規模が急激に広がることで予想される新薬保健医療分野の技術開発拡大

※保健医療技術研究開発(1281 億ウォン)、癌征服推進研究開発事業(110 億ウォン)、
細胞応用研究事業(76 億ウォン→150 億ウォン)(福祉部)など

○産業競争力向上のための技術革新力量強化

—対日貿易逆調改善のための核心素材競争力強化支援など部品素材技術開発支援拡大

※部品素材競争力の向上(地経部)：('09)3,217 億ウォン→('10)3,587 億ウォン

－地域の中小企業の技術革新力量向上のための産学研共同 R&D 支援強化

※産学研の共同 R&D(中企庁)：(‘09)977 億ウォン→(‘10)1,097 億ウォン

3. 低炭素緑色成長の研究開発強化

○温室ガスを 2020 年排出展望値備え 30%まで減縮するために緑技術投資を‘12 年度まで‘08 年度対比 2 倍拡大する政策基調維持

※緑色技術投資：(‘09)1.9 兆ウォン→(‘10)2.2 兆ウォン

※2010 年緑色技術の研究開発施行計画の樹立(‘10.3 月)を通じた緑色技術分ポートフォリオ提示

○‘低炭素緑色成長’を裏付けるための核心緑技術開発

－親しい環境新しい再生エネルギー及びエネルギー効率向上技術開発積極支援

※新しい再生エネルギー技術開発(2,400 億ウォン)、エネルギー資源技術開発(2,100 億ウォン)(地経部)など

－気候変化対応基礎源泉研究サポート拡大

※気候変化対応の基礎源泉技術開発(126 億ウォン→170 億ウォン)、二酸化炭素低減及び処理技術開発(92 億ウォン)(教科部)、気候変化対応研究開発(山林庁)(30 億ウォン→34 億ウォン)など

－緑色経営の構築および緑色技術有望分野育成など中小企業の支援強化

※緑色産業の中小企業支援(350 億ウォン)、既存‘生産環境革新技术開発事業’を‘製造現場緑色化技術開発事業’で拡大改編：(‘09)247 億ウォン→(‘10)327 億ウォン(中企庁)など

－緑色新技術創出のための体系的な融合研究拡大

※新技術融合産業など新しい成長動力産業の支援(地経部)(247 億ウォン)など

○緑色技術先進化を導いて行く核心人材養成支援

－核心緑色技術人材養成を通じる緑色成長動力確保

※2009 年から 2013 年まで 1.1 兆ウォンを投入し、約 10 万名の核心緑色人材養成(緑色人力養成方案の施行計画樹立、‘10.3、緑色成長委)

※エネルギー資源人材養成(地経部)(109 億ウォン)、緑色成長人材育成(教科部)(15 億ウォン、新規)など

－緑色技術と関連した特性化大学院を選定支援するなど大学(院)の緑色教育及び研究機能強化

※2012 年まで 13 個緑色専門大学院支援、緑色成長分野専門大学院の育成(15 億ウォン、新規)(教科部)

4. 国民安全・公共部門研究開発支援の拡大

○ 災難災害、新種疾病、食品安全など国民の体感度が高い生の質向上関連 R&D 投資拡大

－ 自然災害などを効率的に予防・管理するための防災 R&D 拡大

※ 防災技術(47 億ウォン→49 億ウォン)、自然災害低減技術(39 億ウォン→51 億ウォン)開発(防災庁)など

－ 高齢化および新種インフルエンザ対応技術開発など社会的懸案解決のための R&D 分野支援

※ 新種ウイルスなど免疫ワクチン開発(40 億ウォン→150 億ウォン):6 個 →28 個課題(福祉部)など

－ 公共福祉安全分野の基礎源泉研究及び産業製品化のための実用的な技術開発

※ 公共福祉安全研究事業(教科部)(50 億ウォン、新規)、QoLT(Quality of Life Technology)技術開発(地境部)(90 億ウォン、新規)など

○ 民間がしにくい核融合、宇宙開発など大規模国策事業サポート拡大

※ 大規模国策事業投資(教科部):('09)1,572 億ウォン→('10)1,695 億ウォン

－ 宇宙分野基礎源泉研究及び核心技術開発に対する投資を拡大して、国内の独自技術で韓国型発射体(KSLV-II)開発の本格に着手

※ 基礎源泉・核心技術開発(80 億ウォン→120 億ウォン)、衛星体開発(741 億ウォン)

※ 韓国型発射体(KSLV-2):('10)153 億ウォン、'10～'18、総 1.5 兆ウォン(教科部)

－ 未来有望エネルギー源で核融合反応を通じて大容量の電気生産可能性を工学的に最終実証するための国際核融合実験路(ITER)共同開発事業を継続的に推進

※ 国際核融合実験路共同開発事業('10):634 億ウォン(教科部)、894 億ウォン(地経部)

※ ITER 建設事業費の参加分担金:('10)1,528 億ウォン、総事業費('04～'15)総 1.5 兆ウォン

Ⅲ. 2010 年度主要推進計画

1. 5%投資達成

□政府の R&D 投資拡大

○政府の R&D 投資を '12 年まで '08 年対比 1.5 倍拡大するという計画によって '10 年度にも R&D 投資を継続拡大

－ '10 年 R&D 予算は '09 年 12.3 兆ウォン対比 10.5%増額された 13.6 兆ウォン

(単位：兆ウォン)

区分	2008	2009	2010	2011	2012	計
国家財政運用計画	11.1	12.3	13.6	14.9	16.6	68.5

〈部署別 R&D 予算('09～ '10)〉

(単位：億ウォン)

部署別	'09 予算	'10 予算	増 減	
			金額	比率(%)
教育科学技術部	38,975	43,558	4,583	11.8
知識経済部	40,002	44,062	4,060	10.1
防衛事業庁	16,090	17,962	1,872	11.6
国土海洋部	5,468	5,760	292	5.3
中小企業庁	4,895	5,607	712	14.5
農村振興庁	4,333	4,580	247	5.7
保健福祉家族部	2,774	3,078	304	11.0
農林水産食品部	2,169	2,357	188	8.7
環境部	1,973	2,142	169	8.6
文化体育観光部	494	601	107	21.7
国務総理室	3,401	3,811	410	12.1
その他	2,863	2,886	23	0.8
総合計	123,437	136,403	12,966	10.5

□民間 R&D 投資拡大

○民間 R&D 投資に対する税制支援の強化

－新しい成長動力、源泉技術分野の R&D 投資税額控除強化など

(R&D 投資税額控除率改善案)

	現 行		
一般企業	R&D 当期分 × (3~6%) or R&D 増加分 × 40%	⇒	一般
中小企業	R&D 当期分 × 25% or R&D 増加分 × 50%		現行維持
			R&D 当期分 × 20%
			R&D 当期分 × 25%

○中小企業の技術開発製品優先購買制度改善など R&D の商用化支援

－地方自治体公共機関の購買目標の割合を上向き調整*して機関評価のときに R&D 製品の購買実績反映比重を強化**

*例：現行 5%→10%

** (現行) 評価方式を購買目標の割合を達成のとき満点付与→(改善) 購買の目標割合の超過達成度によって加算点付与

○大企業・公共機関など需要機関の購買を条件に技術開発を推進する“購買条件付き緑色 R&D 事業”を継続的に拡大*

*購買機関の継続的に拡大、緑色 R&D 課題の積極に発掘・支援など

○サービス産業の R&D 投資および基盤拡充

－知識基盤サービス産業分野の企業附設研究所の新規導入

*人的、物的要件、各種支援制度の適用基準を用意

－サービス分野の研究開発を遂行する“研究開発サービス企業”を育成して中小サービス企業の R&D 需要を支援

*研究開発サービス産業の総合育成計画の樹立・推進

○企業敷設研究所の技術革新力量の強化

－企業附設研究所の申告及び認証体系、事後(死後?)管理など制度全般に対する改善(関連法令整備)*

*認証制→登録制転換の推進、企業附設研究所総合管理システムの構築など

－企業附設研究所対象の技術経営コンサルティング推進

－ベンチャー企業研究所の企業附設研究所認定条件(認定制限期間の廃止)緩和

□R&D 投資効率化の推進

○部署別重点政策および R&D 投資の優先順位に当たるように戦略的投資強化

－教科部(基礎研究)、知経部(新しい成長動力)、文化部(CT 産業)、福祉部(保健医療)、気象庁(気候変化対応)など

○世界水準の知識創出と国家研究力量向上のための先進型研究支援体系の構築

－先進化のための関連法規定*の再改訂推進

*国家研究開発事業の共同管理規定(結果評価の多様化、誠実失敗制度、公告期間の拡大)など

—「教科部研究事業先進化方案*」を2010年度教科部の各R&D事業施行計画に反映して推進

*研究企画、評価、執行管理、成果管理など4大分野の20個課題発掘

○国家 R&D 成果の技術移転および事業化など研究成果活用の促進

—研究企画から源泉技術確保、技術移転までの先循環が円滑に推進されるように関連機関の協業体系構築など研究成果拡散を総合調整し、大型研究成果物の特許設計・権利化を支援する‘基礎研究成果の活用支援事業’推進(30億ウォン、新規)

□7大 R&D 全般

○‘10年総6兆3,724億ウォン投資、‘09年5兆7,296億ウォン対比11.2%増加

○7大部門の中で国家主導技術(2兆4,251億ウォン)、新しい産業創出のための核心技術(9,909億ウォン)の投資規模が一番大きい、主力基幹産業技術が他の部門に比べて一番大きく増加(前年比33.2%)

〈7大 R&D 分野別施行計画予算(‘09～‘10)〉

(単位：百万ウォン)

7大 R&D 分野	09 予算	10 予算	増減	
			金額	比率(%)
主力基幹産業技術の高度化 (自動車・造船、機械・製造公程、半導体など)	348,995	465,015	116,020	33.2
新しい産業創出のための核心技術開発強化(次世代システム S/W、がん診断・治療など)	919,646	990,902	71,256	7.7
知識基盤サービス産業の技術開発拡大(融合型コンテンツ、先端物流など)	224,214	234,309	10,095	4.5
国家主導技術の核心力量の確保(宇宙・航空、原子力・核融合、国防など)	2,195,036	2,425,112	230,076	10.5
現案関連特定分野の研究開発強化(引受共通伝染病、部品・素材など)	825,376	918,161	92,785	11.2
グローバル課題関連研究開発の推進(新しい再生エネルギー、気候変化の予測・適応など)	910,345	970,376	60,031	6.6
基礎・基盤・融合技術開発の活性化(バイオチップ・センサー、知能型ロボットなど)	305,966	368,570	62,604	20.5
総合計	5,729,578	6,372,445	642,867	11.2

2. 7大 R&D 分野別の推進計画

①主力基幹産業の技術高度化(4,650 億ウォン)

- 自動車・造船、機械製造公程など主力基幹産業の高度化のための核心技術開発
※清浄製造基盤産業の源泉技術開発事業(知経部)、プラント技術高度化事業(国土部)、
ナノメгатロニックス技術開発事業(教科部)など
- 次世代の半導体・ディスプレイ・移動通信分野の高附加価値化および世界市場支配力
維持のための核心技術開発
※次世代情報ディスプレイ技術開発、周波数資源再開発基盤の構築(知経部)など

②新しい創出のための核心技術開発の強化(9,909 億ウォン)

- 先端医療技術分野の最高力量を取り揃えたグローバル R&D ハーブ造成
※新薬開発支援センター(教科部)、医療機器開発支援センター(知経部)、実験動物セ
ンター(福祉部)など
- 国民の生命健康増進のための新薬保健医療分野の源泉技術開発
※保健医療技術研究の開発、癌征服推進研究開発事業(福祉部)、細胞応用研究事業(教
科部)など
- 次世代システム S/W およびコンピュータなど IT 基盤新産業分野の有望技術の創出
※SW/コンピュータ産業源泉技術の開発、次世代通信ネットワークの産業源泉技術開
発(知経部)など

③知識基盤サービス産業の技術開発拡大(2,343 億ウォン)

- 文化コンテンツ、デザインなど知識基盤サービス産業に対する R&D 支援を通じて知識
サービス産業の新しい成長動力化
※融合型コンテンツ技術開発(文化部)、デザイン技術力向上、知識サービス USN 産
業源泉技術開発(知経部)など
- 産業生産性の向上のための知識基盤技術開発
※先端物流技術開発(国土部)など

④国家主導技術の核心力量の確保(2兆4,251 億ウォン)

- 宇宙技術、核融合など巨大科学に対する持続的の投資拡大と成果創出支援
※韓国型発射体の開発、原子力技術の開発(教科部)、航空宇宙部品技術の開発(知経
部)、国際核融合実験での共同開発(教科部、知経部)など
- 国民生活環境の改善、生命・財産安全確保など共益目的の達成と先端
産業化が同時に可能な先端建設・交通・物流技術の開発
※建設技術の革新事業、未来都市の鉄道技術の開発(国土部)など

○自主国防力量の強化と国際競争力ある先端武器体系の開発および輸出基盤構築のための国防科学技術の確保

※国防研究開発(放射庁)など

⑤懸案関連特定分野の研究開発の強化(9, 182 億ウォン)

○新種ブルー、鳥類インフルエンザ(AI)などの国家危機型伝染病ワクチン開発など新種疾病に対して能動的に対処することができる新薬保健技術の開発

※免疫ワクチンの開発、引受共通伝染病人体感染対応の技術開発(福祉部)など

○対日貿易逆調改善のための核心部品素材競争力強化の支援およびエネルギー利用効率化技術の開発など産業関連懸案研究開発

※部品素材産業競争力の向上(知経部)、親環境エネルギー節減技術およびバイオ代替エネルギーの開発(農業振興庁)など

○農林産物の付加価値を高めて農林食品の生命産業育成のための技術開発

※農林技術の開発、農林バイオ技術の産業化支援(農林部)など

⑥グローバル課題関連研究開発の推進(9, 704 億ウォン)

○気候変化対応、再生エネルギー開発など持続可能なグローバル成長のための関連技術の開発

※気候変化対応の基礎源泉技術開発(教科部)、再生エネルギー技術の開発(地境部)、未来有望緑色環境技術産業化の促進(環境府)、自然災害低減技術の開発(防災庁)、気候変化対応研究の開発(山林庁)、気候変化予測のテクニカルサポートおよび活用研究(気象庁)など

⑦基礎・基盤・融合技術開発の活性化(3, 686 億ウォン)

○新しいマーケット先行獲得、未来源泉特許創出などのための有望融合技術および胎動期源泉技術の開発

※新技術融合型の成長動力事業、未来有望融合技術のパイオニア事業(教科部)、ロボット産業源泉技術開発の事業、産業技術融合産業源泉技術開発の事業(知経部)など

3. 7大システムの先進化・効率化

ア. 7大システムの全般

○ '10年総4兆819億ウォン投資、'09年3兆7,085億ウォン対比10.1%増加

〈7大システム分野別の施行計画の予算(‘09～‘10)〉

(単位：百万ウォン)

7大システム分野	09 予算	10 予算	増減	
			金額	比率(%)
世界的科学技術人材の養成・活用	505,202	538,450	33,248	6.6
基礎源泉研究の振興	942,542	1,135,559	193,017	20.5
中小・ベンチャー企業の技術革新支援	800,629	849,959	49,330	6.2
戦略的科学技術の国際化	126,385	144,107	17,722	14.0
地域技術革新力量の強化	866,463	862,934	-3,529	-0.4
科学技術の下部構造の高度化	387,802	432,802	45,000	11.6
科学技術の文化拡散(生活化)	54,856	89,050	34,194	62.3
科学技術の文化拡散(社会的役割増大)	24,580	29,031	4,451	18.1
総合計	3,708,459	4,081,892	373,433	10.1

イ. 7大システム分野別の推進計画

①世界的科学技術人材の養成・活用(5,385億ウォン)

○未来有望産業を先導する科学技術人材の体系的要請

－科学英材の早期発掘と体系的教育で次世代核心科学技術リーダーの養成

※科学英材教育機関の支援(教科部)：(‘10)308億ウォン

－優秀な女性科学技術人力の効率的養成

※女性科学人力の採用目標制推進、女学生工学教育の善導大学支援事業、女性工学技術人材の養成、女性科学技術者-女学生メンタリングプログラム(教科部)など

－大学と研究現場の連携を通じる人材養成のシナジー創出

※学縁協力事業(教科部)、臨床医科学者養成(福祉部)、山林科学基礎研究支援(山林庁)など

※大学-出演(年間)交流活性化のための制度整備(法律、施行令改訂)

○科学技術人力の幼稚及び活用促進

－産業需要を反映したオーダーメイド型人材養成の拡大

※国内外の連携融合型創意人材の養成(文化部)、全力新再生人材の養成(知経部)、産業専門人力の力量強化(知経部)、環境技術専門人材の養成支援(環境部)など

－科学技術人力の多様な分野進出を通じる活用性向上

※高経歴の科学技術者の活用支援、理工系人力仲介センター支援(教科部)など

○出演(年間)研究員の専門性向上および研究力量の強化

－出演(年間)PBS 人件費を ‘09 年 50%から ‘10 年 60%で拡大(‘11 年 70%目標)

※基礎技術研究会および所属出演研究機関：(‘09)54.4%(1,887 億ウォン)→
(‘10)66.9%(2,359 億ウォン)

※産業技術研究会および所属出演研究機関：(‘09)46.3%(1,862 億ウォン)→
(‘10)54.5%(2,226 億ウォン)

－海外優秀研究人力(個人グループ単位)誘致

※国際研究人力の交流(教科部)：世界的研究センター3 個推進および優秀海外人力
30 人の招聘

②基礎・源泉研究の振興(1 兆 1,356 億ウォン)

*各部署が提出した基礎研究事業の予算であるし、基礎・応用・事業化が混在された R&D
予算は含まれてない

○創意的・挑戦的基礎・源泉研究の拡大

－政府 R&D 予算の中で基礎研究比重の拡大：(‘09)29.3%→(‘10)31.3% 内外

※政府 R&D 投資の中で基礎研究比重の目標：‘09 年 29.3%→ ‘12 年 35%

※政府 R&D 投資の中で源泉研究比重は ‘11 年度予算から算出(財政部)

－草根基礎研究の力量強化のための創意的・個人・小規模基礎研究のサポート拡大

※大学の個人研究支援(5,000→6,500 億ウォン)、基礎研究室支援の事業(100 億ウ
ォン、新規)など

－理工系教授の個人・小規模研究受惠率を 25.4%に拡大

※新進研究者の基礎研究費支援：(‘09)400 億ウォン→(‘10)621 億ウォン

○創意的・挑戦的研究支援のための評価・管理制度構築

－研究事業予算の決まった割合に対して PM が自律的に課題選定

－卓越な研究成果を果たした研究課題に対して評価指標にかかわらず研究者の後続
研究を支援する制度用意

③中小・ベンチャー技術革新の支援(8,500 億ウォン)

○緑・新しい成長動力産業など有望分野の集中投資

－中小企業型の有望緑技術*を土台とした緑産業の中小企業の支援(350 億ウォン)お
よび新技術融合産業など新しい成長動力産業の支援(247 億ウォン)

*8 個産業群、50 個戦略品目、117 個緑有望技術など

－既存の‘生産環境革新技術開発事業’を‘製造現場緑化技術開発事業’に拡大改編：

(‘09) 247 億ウォン→(‘10)327 億ウォン

○研究開発成果の事業化および創業支援

※技術移転事業化促進事業(443→476 億ウォン)(知経部)、創業保育技術開発(100 億
ウォン)(中小企業庁)

○技術開発製品の売り口連携支援の強化

－購買機関の購買を条件で支援する購買条件付きの技術開発サポートの拡大：

('09)450 億ウォン→('10)600 億ウォン

※参加機関の拡大：('09)公共機関 38 個、大企業 109 個→('10)公共機関 40 個、大企業 130 個

－緑分野購買条件付き R&D 拡大：('09)100 億ウォン→('10)200 億ウォン

○地域中小企業の技術革新力量向上のための産学研共同 R&D 支援強化

※産学研共同の技術開発：('09)977 億ウォン→('10)1,097 億ウォン

④戦略的科学技术の国際化(1,441 億ウォン)

○グローバル研究室選定、海外優秀研究機関誘致など海外優秀科学者および研究機関との共同研究活性化の支援

－海外碩学との核心基礎・源泉技術分野の共同研究を遂行するグローバル研究室事業の推進

※緑技術分野の 5 個など新規グローバル研究室 6 個選定計画

－韓国パスツール(研)の新薬候補物質創出のための最適化研究支援および国際ワクチン研究所運営の支援

※国際共同研究、海外優秀研究機関の誘致、韓国パスツール研究所の運営など

○原子力、宇宙分野など大型研究開発事業に対する国際共助の拡大

※原子力国際協力基盤造成事業(教科部)、科学および宇宙分野の国際協力強化(外交部)など

○HFSP*、GBIF、OECD など多者間の科学技術協議体および国際機関の科学技術協力活動の積極参加

*HFSP(Human Frontier Science Program、G7 国家中心のライフサイエンス先端プログラム)

※GBIF(Global Biodiversity Information Facility、生物多様性情表示)で総会の国内開催('10.10)

⑤地域技術革新力量の強化(8,629 億ウォン)

○5+2 広域経済圏中心の地域産業発展および科学技術人力養成を通じて地域経済活性化の支援

※広域先導産業の育成(地境部)、広域経済圏先導産業の人材養成(教科部)など

○地域別産・学・研・官の間のネットワーク強化およびクラスタ構築を通じて地域革新力量の内在化

※産学協力の活性化(教科部)、産業集積地競争力の強化(知経部)など

- 地域の特性を考慮した地域密着型技術開発の支援で地域産業の自生的基盤を用意
 - ※地域戦略産業の育成、地域特化産業の育成(知経部)、地域 R&D 力量強化(国土部)など

⑥科学技術下部構造の高度化(4,328億ウォン)

- 国家研究施設・装備拡充および運営管理の先進化などを通じる研究施設・装備の戦略的活用極大化
 - ※研究装備の開発および分析技術の高度化事業、重粒子アクセレーター技術の開発事業、陽性子基盤工学技術の開発事業(教科部)、共同研究基盤構築(知経部)など
 - ※国家研究施設・装備拡充 2010年度推進計画の樹立('10.3月)
- 微生物、動物、植物、人体生物資源など生命資源の体系的な確保および総合管理体系の構築
 - ※研究素材支援事業(教科部)、生物資源地域拠点銀行の運営(福祉部)、農業生物資源多様性の確保および高附加価値農畜産物の開発(農業振興庁)、山林生物資源の確保および保全基盤構築(山林庁)、疾患モデル動物資源ハープ(食品医薬品安全庁)など
- 緑技術情報分析体系の構築、緑技術政策企画体系の構築など緑技術情報総合システムの構築
- 国家競争力強化のための知識財産の創出・活用・保護強化および標準開発の支援
 - ※国家 R&D 特許成果管理、地域知識財産競争力向上(特許庁)、情報通信標準開発の支援(知経部)など

⑦-1 科学技術文化の拡散(生活化)(891億ウォン)

- 放送、新聞、インターネットなど多様な媒体を通じる科学技術疎通体制の構築
 - －映像媒体と印刷媒体を通じる科学文化コンテンツ制作の支援、科学技術ポータル運営およびサイエンス TV チャンネルの支援
- 体験、講演参加など多様な形態の科学文化行事の開催
 - －家族科学祭り(4月)、大韓民国科学祝典(8月)、地域科学祭り(年中随時)など
 - ※大韓民国科学祝典では緑技術官運営を通じて観覧客に緑技術(Green-Technology)を理解することができる機会提供および緑市民(Green-Citizen)育成に寄与
 - －数学と科学の興味を高めるため‘学校で行う生活科学教室’の施行回数をふやして教育水準を向上
- 国立中央科学館の国家科学技術展示品体験センター完工および国立大邱・光州科学館建築及び展示工事の推進

⑦-2 科学技術文化の拡散(社会的役割増大)(290億ウォン)

○科学文化振興企画・調査・研究など科学文化活動の体系的推進のための基盤造成

※科学文化調査研究(教科部)など

○気候変化、エネルギー、疾病、食糧、水などグローバル課題関連国民の理解を増進のための研究推進および疎通チャンネル用意

※グローバル課題の国民理解増進(教科部)など

○研究機関の GRP*活動サポートおよび研究倫理情報提供などを通じる望ましくて責任ある研究倫理の確立

*GRP(Good Research Practice): “正しい研究遂行”

○金曜日に科学タッチなど研究開発広報を通じて研究に対する国民的共感台を形成して、科学的素養を増大させる大衆の研究開発理解事業の推進

IV. 2010年度の推進日程

□2009年度科学技術基本計画の推進実績の報告(‘10.4)

※2010年度予算確定後、‘施行計画の予算変更’事項は「科学技術基本計画2009年度推進実績」

□2011年度国家研究開発予算の配分方向の設定(‘10.7)

□科学技術基本計画2011年度施行計画の樹立(‘10.12)

【付録】

1. 施行計画推進機関および部署別 10 大分野の投資計画
2. 重点推進課題別(50 個)の投資計画
3. 施行計画の投資規模分析

付録1) 施行計画の推進機関および部署別 10 大分野の投資計画

① 行計画の推進機関

部門	課題数	推進機関
科学技術投資の拡大および効率化	4	教育科学技術部, 国土海洋部 企画財政部, 文化体育観光部
国家重点科学技術の開発	7	教育科学技術部, 国土海洋部 気象庁, 農林水産食品部, 農村振興庁, 文化体育観光部 防衛事業庁, 保健福祉家族部 山林庁, 消防防災庁, 食品医薬品安 全庁, 知識経済部, 環境部
世界的科学技術人材の育成・活用	6	教育科学技術部, 教育科学 技術部, 保健福祉家族部, 山林庁, 食品医薬品安全庁, 知識経 済部, 環境部
基礎源泉研究の振興	5	教育科学技術部, 国土海洋部 防衛事業庁
中小・ベンチャー企業の技術革新支援	4	教育科学技術部, 食品医薬品安全 庁, 中小企業庁, 知識経済部
戦略的科学技術の国際化	5	教育科学技術部, 国土海洋部 外交通商部, 知識経済部
地域技術革新力量の強化	5	教育科学技術部, 国土海洋部 保健福祉家族部, 山林庁, 知識経済部, 環境部
科学技術の下部構造の高度化	5	教育科学技術部, 農林水産 食品部, 農村振興庁, 保健 福祉家族部, 山林庁, 食品 医薬品安全庁, 知識経済部, 特許 庁, 環境部
科学技術の文化拡散(生活化)	6	教育科学技術部
科学技術の文化拡散(社会的役割増大)	3	教育科学技術部
合計	50	関連中央行政機関

* 部問別細部内容は「李明博政府の科学技術基本計画」('08. 8) 参照

②部署別 10 大分野の投資計画

分野 部署	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	総合計
教育科学技術部	41,412	652,325	339,772	1,090,960	12,000	95,375	205,885	139,734	89,050	29,031	2,695,544
国土海洋部	800	548,192		11,000		1,620	11,500				573,112
気象庁		45,083									45,083
企画財政部	2,474										2,474
農林水産食品部		175,447						3,510			178,957
農村振興庁		296,203						59,620			355,823
文化体育観光部	5,100	76,450	3,500								85,100
防衛事業庁		1,294,017		33,599							1,327,616
保健福祉家族部		228,682	1,250				39,265	3,300			272,497
山林庁		36,807	3,000				800	16,409			57,016
消防防災庁		20,559									20,559
食品医薬品安全庁		52,161	324		300			470			53,255
外交通商部											0
中小企業庁					768,140						768,140
知識経済部		2,780,653	186,254		69,519	47,112	598,464	99,196			3,781,198
特許庁								94,295			94,295
環境部		165,866	4,300				7,020	16,268			193,454
総合計	49,786	6,372,450	538,450	1,135,559	849,959	144,107	862,934	432,802	89,050	29,031	10,504,123

(1) 科学技術投資の拡大および効率化、(2) 国家重点科学技術開発、(3) 世界的科学技術人才培养活用、(4) 基礎源泉研究振興、(5) 中小ベンチャー企業技術革新支援、(6) 戦略的科学技術国際化、(7) 地域技術革新力量強化、(8) 科学技術下部構造高度化、(9) 科学技術の生活化、(10) 科学技術の社会的役目増大

I. 科学技術投資の拡大および効率化

(単位：百万ウォン)

部署	予算	基金	小計	比率(%)	備考
教育科学技術部	37,589	3,823	41,412	83.2	
国土海洋部	800		800	1.6	
企画財政部	2,474		2,474	5.0	
文化体育観光部	5,100		5,100	10.2	
総合計	45,963	3,823	49,786	100.0	

II. 国家重点科学技術の開発

(単位：百万ウォン)

部署	(2-1)	(2-2)	(2-3)	(2-4)	(2-5)	(2-6)	(2-7)	小計
教育科学技術部	10,000	76,100		350,671		45,700	169,854	652,325
国土海洋部	37,752	25,000	3,000	422,466		59,974		548,192
気象庁						45,083		45,083
農林水産食品部		18,294			157,153			175,447
農村振興庁		33,989			245,813	16,401		296,203
文化体育観光部			76,450					76,450
防衛事業庁				1,294,017				1,294,017
保健福祉家族部		167,441			56,109		5,132	228,682
山林庁					33,388	3,419		36,807
消防防災庁						20,559		20,559
食品医薬品安全庁					52,161			52,161
知識経済部	417,263	670,078	154,859	357,958	373,537	623,374	183,584	2,780,653
環境部						155,866	10,000	165,866
総合計	465,015	990,902	234,309	2,425,112	918,161	970,376	368,570	6,372,445

(2-1) 主力基幹産業技術高度化、(2-2) 新しい産業創出のための核心技術開発強化、(2-3) 知識基盤サービス産業技術開発拡大、(2-4) 国家主導技術の核心力量確保、(2-5) 懸案関連特定分野研究開発強化、(2-6) グローバル課題関連研究開発推進、(2-7) 基礎・基盤・融合技術開発活性化

III. 世界的科学技術人材の養成・活用

(単位：百万ウォン)

部署	予算	基金	小計	比率(%)	備考
教育科学技術部	300,152	39,620	339,772	63.1	
文化体育観光部	3,550		3,550	0.7	
保健福祉家族部	1,250		1,250	0.2	
山林庁	3,000		3,000	0.6	
食品医薬品安全庁	324		324	0.0	
知識経済部	85,258	100,996	186,254	34.6	
環境部	4,300		4,300	0.8	
総合計	397,834	140,616	538,450	100.0	

IV. 基礎源泉研究の振興

(単位：百万ウォン)

部署	予算	基金	小計	比率(%)	備考
教育科学技術部	1,090,960		1,090,960	96.1	
国土海洋部	11,000		11,000	1.0	
防衛事業庁	33,599		33,599	3.0	
総合計	1,135,559		1,135,559	100.0	

※知識経済部 14 代産業源泉記述開発事業の投資は国家重点科学技術部門に含まれる

V. 中小・ベンチャー企業の技術革新支援

(単位：百万ウォン)

部署	予算	基金	小計	比率(%)	備考
教育科学技術部	12,000		12,000	1.4	
食品医薬品安全庁	300		300	0.0	
中小企業庁	610,140	158,000	768,140	90.4	
知識経済部	61,900	7,619	69,519	8.2	
総合計	684,340	165,619	849,959	100.0	

VI. 戦略的科学技術の国際化

(単位：百万ウォン)

部署	予算	基金	小計	比率(%)	備考
教育科学技術部	95,375		95,375	66.2	
国土海洋部	1,620		1,620	1.1	
外交通商部					非予算事業
知識経済部	47,112		47,112	32.7	
総合計	144,107		144,107	100.0	

VII. 地域技術革新力量の強化

(単位：百万ウォン)

部署	予算	基金	小計	比率(%)	備考
教育科学技術部	205,885		205,885	23.9	
国土海洋部	11,500		11,500	1.3	
保健福祉家族部	39,265		39,265	4.6	
山林庁	800		800	0.1	
知識経済部	598,464		598,464	69.4	
環境部	7,020		7,020	0.8	
総合計	862,934		862,934	100.0	

VIII. 科学技術下部構造の高度化

(単位：百万ウォン)

部署	予算	基金	小計	比率(%)	備考
教育科学技術部	116,934	22,800	139,734	32.3	
農林水産食品部	3,510		3,510	0.8	
農村振興庁	59,620		59,620	13.8	
保健福祉家族部	3,300		3,300	0.8	
山林庁	16,409		16,409	3.8	
食品医薬品安全庁	470		470	0.1	
知識経済部	72,678	26,518	99,196	22.9	
特許庁	94,295		94,295	21.8	
環境部	16,268		16,268	3.8	
総合計	383,484	49,318	432,802	100.0	

IX. 科学技術の文化拡散(生活化)

(単位：百万ウォン)

部署	予算	基金	小計	比率(%)	備考
教育科学技術部	55,800	33,250	89,050	100.0	
総合計	55,800	33,250	89,050	100.0	

X. 科学技術の文化拡散(社会的役割の増大)

(単位：百万ウォン)

部署	予算	基金	小計	比率(%)	備考
教育科学技術部	11,952	17,079	29,031	100.0	
総合計	11,952	17,079	29,031	100.0	

付録2) 重点推進課題別(50 個)の投資計画

I. 科学技術投資の拡大および効率化

(単位：百万ウォン)

I-1 研究開発投資の継続的拡充	部署	予算	基金	小計	備考
○民間 R&D 投資拡大の支援	教育科学技術部	—	—	—	非予算
合計		—	—	—	

I-2 政府 R&D 投資の戦略的配分	部署	予算	基金	小計	備考
○国家 R&D 予算編成の支援	企画財政部	750		750	
合計		750		750	

I-3R&D 企画及び成果拡散システム先進化	部署	予算	基金	小計	備考
○基礎研究成果活用支援事業	教育科学技術部	3,000	—	3,000	
○基礎源泉研究企画審査評価事業	教育科学技術部	25,453	—	25,453	
○価額技術総合調整支援事業	教育科学技術部	8,000	—	8,000	
○原子力研究企画評価事業	教育科学技術部	—	3,823	3,823	
○巨大科学政策館研究企画審査評価事業	教育科学技術部	1,136	—	1,136	
○文化技術(CT)基盤助成	文化体育観光部	5,100	—	5,100	
○海洋研究企画事業	国土海洋部	800	—	800	
合計		43,489	3,823	47,312	

I-4 研究者の親和的 R&D 管理・評価制度構築	部署	予算	基金	小計	備考
○民間投資拡大の支援	企画財政部	900	—	900	
○国家研究開発事業の評価	企画財政部	824	—	824	
合計		1,724	—	1,724	

部門系		45,963	3,823	49,786	
-----	--	--------	-------	--------	--

II. 国家重点科学技術の開発

(単位：百万ウォン)

II-1 主力基幹産業技術の高度化	部署	予算	基金	小計	備考
○ナノメカトロニクス技術開発事業	教育科学技術部	10,000	—	10,000	
○民軍兼用技術開発	知識経済部	10,630	—	10,630	
○繊維産業ストリーム間協力産業	知識経済部	32,000	—	32,000	
○スーパー素材融合製品産業化事業	知識経済部	10,000	—	10,000	新規
○海洋レジャー装備産業競争力強化	知識経済部	3,000	—	3,000	
○次世代情報ディスプレイ	知識経済部	10,000	—	10,000	
○産業高度化技術開発	知識経済部	67,378	—	67,378	
○産業素材産業源泉技術開発事業	知識経済部	87,014	—	87,014	
○清浄製造基盤産業源泉技術開発事業	知識経済部	128,362	—	128,362	
○高付加価値自転車技術開発	知識経済部	6,400	—	6,400	新規
○知能型自動車商用化研究基盤構築	知識経済部	10,000	—	10,000	新規
○次世代ネットワーク基盤構築	知識経済部	—	9,717	9,717	
○周波数資源再開発の基盤構築	知識経済部	—	1,283	1,283	
○モバイルハブ	知識経済部	20,000	—	20,000	新規
○オンライン自動車	知識経済部	20,000	—	20,000	新規
○EMC 技術支援	知識経済部	—	1,479	1,479	
○プラント技術高度化事業	国土海洋部	33,252	—	33,252	
○先端港湾建設技術開発	国土海洋部	4,500	—	4,500	
合計		452,536	12,479	465,015	

II-2 新産業創出のための核心技術開発強化	部署	予算	基金	小計	備考
○脳科学源泉技術開発事業	教育科学技術部	4,600	—	4,600	
○作物遺伝体の機能研究	教育科学技術部	10,200	—	10,200	
○水資源の持続的確保技術開発	教育科学技術部	8,800	—	8,800	
○生体機能調節物質開発事業	教育科学技術部	8,500	—	8,500	
○微生物遺伝体活用技術開発	教育科学技術部	10,000	—	10,000	
○細胞応用研究事業	教育科学技術部	15,000	—	15,000	
○プロテオミクス利用技術開発事業	教育科学技術部	9,000	—	9,000	
○脳機能活用及び脳疾患治療開発研究事業	農林水産食品部	10,000	—	10,000	
○高付加価値の食品開発	知識経済部	18,294	—	18,294	新規
○人間機能生活支援知能ロボット	知識経済部	9,000	—	9,000	

○ユビグオトスコンピュータ	知識経済部	9,000	—	9,000	
○バイオ医療機器産業の源泉技術開発事業	知識経済部	89,128	—	89,128	
○電子情報デバイス産業源泉技術開発	知識経済部	—	162,670	162,670	
○情報通信メディア産業源泉技術開発	知識経済部	—	61,922	61,922	
○QoLT 技術開発	知識経済部	9,000	—	9,000	新規
○韓国電子通信研究院研究開発支援(R&D)	知識経済部		112,500	112,500	
○未来知能型新しいインフラ企画事業	知識経済部	2,000	—	2,000	新規
○電波放送衛星源泉技術開発	知識経済部	—	24,350	24,350	
○次世代通信ネットワーク産業源泉技術開発	知識経済部	—	75,740	74,750	
○SW・コンピュータ産業源泉技術開発	知識経済部	—	114,768	114,768	
○保健医療技術研究開発	保健福祉家族部	—	128,127	128,127	
○グリーンコズ新素材・新素材・新技術研究開発支援	保健福祉家族部	6,000	—	6,000	新規
○漢方医薬先頭技術開発	保健福祉家族部	—	6,804	6,804	
○機関固有研究事業/国立癌センター研究所支援	保健福祉家族部	14,700	—	14,700	
○癌征服推進研究開発事業	保健福祉家族部	11,810	—	11,810	
○海洋生命工学技術開発	国土海洋部	25,000	—	25,000	
○農業生命工学を利用した生物新素材開発	農村振興庁	33,989	—	33,989	
合計		304,021	686,881	990,902	

II-3 知識基盤サービス産業技術開発拡大	部署	予算	基金	小計	備考
○融合型コンテンツ技術開発	文化体育観光部	43,450	25,000	68,450	
○スポーツ科学技術開発基盤造成	文化体育観光部		7,000	7,000	
○国家図書館知識コンテンツの創造的管理及び拡散	文化体育観光部	1,000		1,000	
○デザイン技術力向上		25,300		25,300	
○知識サービスUSN 産業源泉技術開発事業		68,469		68,469	
○エンジニアリング技術振興		4,400		4,400	
○放通融合公共サービス活性化			4,190	4,190	
○RFID/USN クラスタ構築		8,000	9,500	17,500	
○情報通信成長技術開発事業			30,000	30,000	
○OLED 事業化技術開発			5,000	5,000	
○先端物流技術開発	国土海洋部	3,000		3,000	
合計		153,619	80,690	234,309	

II-4 国家主導技術核心力量の確保	部署	予算	基金	小計	備考
○韓国型発射体開発事業	教育科学技術部	15,355	—	15,355	新規
○科学技術衛星等宇宙核心技术開発事業	教育科学技術部	24,400	—	24,400	
○多目的実用衛星開発	教育科学技術部	55,629	—	55,629	新規
○停止軌道複合衛星開発の先行研究	教育科学技術部	2,069	—	2,069	
○宇宙センター建設事業	教育科学技術部	18,990	—	18,990	
○放射線技術開発事業	教育科学技術部	36,792	—	36,792	
○国際核融合実験炉(ITER)共同開発事業	教育科学技術部	48,372	15,000	63,372	
○原子力技術開発事業	教育科学技術部	130,564	—	130,564	
○研究炉技術開発事業	教育科学技術部	—	3,500	3,500	
○多目的実用衛星開発	知識経済部	27,500	—	27,500	
○航空宇宙部品技術開発事業	知識経済部	17,000	—	17,000	
○ヘリ技術の自立化	知識経済部	42,414	—	42,414	
○スマート無人機/知識経済フロンティア技術開発	知識経済部	11,742	—	11,742	
○アメリカ等輸送システム産業源泉技術開発事業	知識経済部	88,530	—	88,530	
○国際核融合実験炉共同開発事業	知識経済部	—	89,400	89,400	
○原子力発展技術開発	知識経済部	—	64,000	64,000	
○ナ融合常用化プラットフォーム促進及び活用	知識経済部	5,000	—	5,000	新規
○バイオ化学実用化センター	知識経済部	500	—	500	新規
○中・低順位放射線廃棄物管理技術開発	知識経済部	—	1,379	1,397	
○使用後核原料管理技術開発	知識経済部	10,493	—	10,493	
○建設技術革新事業	国土海洋部	72,665	—	72,665	
○先端都市開発事業	国土海洋部	79,172	—	79,172	
○未来海洋産業技術開発事業	国土海洋部	5,500	—	5,500	
○交通体系効率化事業	国土海洋部	51,080	—	51,080	
○未来鉄道技術開発事業	国土海洋部	44,036	—	44,036	
○未来都市鉄道技術開発事業	国土海洋部	71,076	—	71,076	
○航空先進化事業	国土海洋部	38,037	—	38,037	
○航空宇宙センター建立事業	国土海洋部	—	—	—	
○研究装備開発及びインフラ構築	国土海洋部	29,000	—	29,000	
○海洋科学調査及び予報技術開発	国土海洋部	23,700	—	23,700	
○大型海洋科学調査船建造	国土海洋部	2,000	—	2,000	新規
○海洋安全及び海洋交通施設技術開発	国土海洋部	6,200	—	6,200	
○国防研究開発	防衛事業庁	1,294,017	—	1,294,017	
合計		2,251,833	173,279	2,425,112	

II-5 懸案関連特定分野研究開発強化	部署	予算	基金	小計	備考
○農林技術開発	農林水産食品部	72,989	—	72,989	
○農林バイオ技術産業化支援	農林水産食品部	8,000	—	8,000	
○農村開発試験研究	農林水産食品部	1,403	—	1,403	
○水?科学技術開発	農林水産食品部	19,799	—	19,799	
○水産研究施設及び船舶管理	農林水産食品部	13,774	—	13,774	
○水産試験研究	農林水産食品部	23,826	—	23,826	
○水産動物伝染病防疫及び検疫体系構築	農林水産食品部	7,462		7,462	R&D 転換
○水産技術開発研究	農林水産食品部	9,900		9,900	
○部品素材産業競争力向上	知識経済部	358,737		358,737	
○次世代素材成形	知識経済部	9,000	—	9,000	
○製品安全技術基盤助成	知識経済部	3,800	—	3,800	
○品質革新基盤構築	知識経済部	2,000	—	2,000	
○免疫ワクチン開発	保健福祉家族部	—	15,000	15,000	
○研究中心病院構築	保健福祉家族部	—	22,500		
○引受共同伝染病人体感染対応技術開発研究	保健福祉家族部		3,060		
○疾病管理本部	保健福祉家族部	8,749		8,749	
○疾病管理研究支援	保健福祉家族部	—	6,800	6,800	
○産業昆虫及び緑景観利用産業化技術開発	農村振興庁	9,062	—	9,062	
○無人自動化及び同食品生産工場システム開発	農村振興庁	9,377	—	9,377	
○新機能性農食品及び付加価値向上技術開発	農村振興庁	18,660	—	18,660	
○韓食世界化及び伝統食品産業化技術開発	農村振興庁	6,124	—	6,124	
○農食品安全性管理技術開発	農村振興庁	9,665	—	9,665	
○国際穀物不足に備える食料安定生産技術開発	農村振興庁	30,854	—	30,854	
○FTA 対応農畜産物競争力向上及び輸出市場拡大	農村振興庁	104,655	—	104,655	
○飼料費節減のための調査料生産技術開発	農村振興庁	5,985	—	5,985	
○ロイヤルティ節減のための新品種開発普及	農村振興庁	8,758	—	8,758	
○化学肥料・農薬代替資源利用技術開発	農村振興庁	14,370	—	14,370	
○資源循環型の親環境有機農業技術開発	農村振興庁		—		
○親しい環境エネルギー節減技術及びバイオ替資エネルギー開発	農村振興庁	8,297	—	8,297	
○山林病虫害対応技術開発	山林庁	1,656	—	1,656	
○人生の質の向上のための山林技術開発	山林庁	9,000	—	9,000	
○新成長,新動力育成のための山林技術開発	山林庁	22,732	—	22,732	
○食品など安全管理	食品医薬品安全庁	17,510	—	17,510	
○医薬品など安全管理	食品医薬品安全庁	15,516		15,516	
○医療機器安全管理	食品医薬品安全庁	3,810		3,810	
○安全性管理基盤研究	食品医薬品安全庁	10,300		10,300	
○有害物質安全管理科学化	食品医薬品安全庁	5,025		5,025	新規
合計		870,801	47,360	918,161	

II-6 グローバル課題関連研究開発推進	部署	予算	基金	小計	備考
○気候変化対応基礎源泉技術開発	教育科学技術部	17,000	—	17,000	
○二酸化炭素低減及び処理技術開発	教育科学技術部	9,200	—	9,200	
○次世代超伝導応用技術開発技術	教育科学技術部	10,000	—	10,000	
○高効率水素エネルギー製造・保存技術開発事業	教育科学技術部	9,500	—	9,500	
○Eco-Ener プラント競争力確保	知識経済部	5,500	—	5,500	
○新再生エネルギー設備普及基盤構築	知識経済部	—	3,700	3,700	
○電力技術基盤構築	知識経済部	—	15,572	15,572	
○電力産業厳選技術開発	知識経済部	—	113,621	113,621	
○新再生エネルギー技術開発	知識経済部	40,603	199,448	240,051	
○エネルギー資源技術開発事業	知識経済部	210,000	—	210,000	
○資源循環及び産業エネルギー技術開発普及事業	知識経済部	34,930	—	34,930	
○土壌汚染防止技術開発	環境部	12,149	—	12,149	
○国家長期生態研究事業	環境部	1,870	—	1,870	
○生物資源保存総合対策	環境部	5,999	—	5,999	
○生物資源発掘・分類研究	環境部	7,000	—	7,000	
○野生動物先端研究事業	環境部	500	—	500	
○次世代核心環境技術開発事業	環境部	100,246	—	100,256	
○未来有望緑環境技術産業化促進	環境部	4,000	—	4,000	新規
○生活環境調査研究	環境部	3,009	—	3,009	
○地球環境調査研究	環境部	2,081	—	2,081	
○交通環境調査研究	環境部	742	—	742	
○環境保存調査研究	環境部	6,277	—	6,277	
○環境懸案支援研究	環境部	2,000	—	2,000	
○自然生態系管理研究	環境部	7,685	—	7,685	
○地下水環境影響調査研究	環境部	920	—	920	
○国家環境試料銀行建立	環境部	1,378	—	1,378	
○海洋エネルギー及び資源利用技術開発	国土海洋部	37,510	—	37,510	
○海洋環境技術開発	国土海洋部	22,464	—	22,464	
○防災技術開発	消防防災庁	4,949	—	4,949	
○安全管理技術開発	消防防災庁	2,500	—	2,500	
○自然災害低減技術開発	消防防災庁	5,100	—	5,100	
○次世代核心消防安全技術開発	消防防災庁	5,200	—	5,200	
○災難安全技術 R&D 基盤構築事業	消防防災庁	2,810	—	2,810	

○気候変化対応未来農業技術開発	農村振興庁	16,401		16,401	
○気候変化対応研究開発	山林庁	3,419	—	3,419	
○気象観測衛星開発事業	気象庁	—	—		
○気象衛星運営基盤構築	気象庁	13,405	—	13,405	
○アジア・太平洋気候ネットワーク構築	気象庁	1,800	—	1,800	
○観測技術支援及び活用研究	気象庁	2,484	—	2,484	
○気象技術戦略開発研究	気象庁	400	—	400	
○気候変化予測技術支援及び活用研究	気象庁	1,444	—	1,444	
○予報技術支援及び活用研究	気象庁	2,120	—	2,120	
○地震監視技術支援及び活用研究	気象庁	639	—	639	
○黄砂監視予測技術支援及び活用研究	気象庁	1,313	—	1,313	
○先進気象技術開発研究	気象庁	2,698	—	2,698	
○緑成長支援技術開発研究	気象庁	2,000	—	2,000	
○気象技術開事業	気象庁	6,600	—	6,600	
○地震技術開発事業	気象庁	3,400	—	3,400	
○気候変化監視・予測及び国家政策支援強化	気象庁	6,780	—	6,780	
合計		638,035	332,341	970,376	

II-7 基礎・基盤・融合技術開発活性化	部署	予算	基金	小計	備考
○未来有望融合技術パイオニア事業	教育科学技術部	16,000	—	16,000	
○新技術融合型成長動力事業	教育科学技術部	53,500	—	53,500	
○バイオ新薬長期事業	教育科学技術部	12,000	—	12,000	
○新薬開発支援センター設立	教育科学技術部	304	—	304	
○ナノ素材技術開発	教育科学技術部	8,800	—	8,800	
○未来基盤技術開発事業	教育科学技術部	79,250		79,250	
○ロボット産業源泉技術開発事業	知識経済部	58,728		58,728	
○産業技術融合産業源泉技術開発事業	知識経済部	121,856		121,856	
○IT 融合次世代農機械総合技術支援	知識経済部	3,000		3,000	
○遺伝子実用化	保健福祉家族部		5,132	5,132	
○環境融合新技術開発事業	環境部	10,000		10,000	
合計		363,438	5,132	368,570	

部門系		5,034,283	1,338,162	6,372,445	
-----	--	-----------	-----------	-----------	--

Ⅲ. 世界的科学技術人材の養成・活用

(単位：百万ウォン)

Ⅲ-1 科学英才発掘・育成体系化	部署	予算	基金	小計	備考
○科学英才教育機関	教育科学技術部	—	30,842	30,842	
			30,842	30,842	

Ⅲ-2 高等教育と研究開発の連携を通じた優秀人材育成	部署	予算	基金	小計	備考
○学連協力事業	教育科学技術部	3,000	—	3,000	
○大学教育過程開発研究支援	教育科学技術部	2,200	—	2,200	R&D 転換
○大学教育力量強化	教育科学技術部	40,000	—	40,000	
○医科学者育成強化	教育科学技術部	3,000	—	3,000	
○人文社会研究力量強化	教育科学技術部	117,472	—	117,472	
○大学段階プログラム/創意的人材育成	教育科学技術部	2,000		2,000	
○蔚山科学技術大学設立支援	教育科学技術部	20,000		20,000	R&D 転換
○大学-出演(研)交流活性化のための制度整備	教育科学技術部				非予算
○臨床医科学者養成	保健福祉家族部	1,250		1,250	R&D 転換
○山林科学基礎研究支援	山林庁	3,000		3,000	
合計		191,922		191,922	

Ⅲ-3 海外優秀科学技術人力の誘致・活用促進	部署	予算	基金	小計	備考
○国際研究人力交流事業	教育科学技術部	13,400		13,400	
○大学研究人力国際交流支援	教育科学技術部	4,060		4,060	
○国内外連携融合型創意人材育成	文化体育観光部	3,550		3,550	
合計		21,010		21,010	

Ⅲ-4 科学技術人力の需要志向性及び進路多様化強化	部署	予算	基金	小計	備考
○理工系専門技術研究支援	教育科学技術部	8,000	—	8,000	
○工学教育活性化事業	教育科学技術部	18,300	—	18,300	
○緑成長分野専門大学院育成	教育科学技術部	1,500	—	1,500	
○理工系人力仲介センター支援事業	教育科学技術部	—	400	400	
○専門大学教育力量強化	教育科学技術部	63,750	—	63,750	
○産業専門人力量強化	知識經濟部	74,380		74,380	
○戦力・新再生人力要請	知識經濟部		23,050	23,050	
○電波放送技術人力養成	知識經濟部		2,667	2,667	
○超高速情報通信基盤人力養成	知識經濟部		3,549	3,549	
○情報通信技術人力養成	知識經濟部		71,730	71,730	
○エネルギー資源人力養成	知識經濟部	10,878		10,878	
○環境技術専門人力養成支援	環境部	4,300		4,300	
○医薬品許可及び製薬産業支援	食品医薬品安定庁	324		324	
合計		181,432	101,397	282,828	

Ⅲ-5 女性科学技術人育成・支援・活性化	部署	予算	基金	小計	備考
○女性科学技術人支援センター設置・運営事業	教育科学技術部		2,513	2,513	
○女性科学技術人力採用目標制	教育科学技術部				非予算
○女性工学技術人力養成(WATCH21)	教育科学技術部	470		470	
○WISE プログラム支援事業	教育科学技術部	2,000		2,000	
○女学生工学教育先頭大学支援事業(WIE)	教育科学技術部	1,000		1,000	
合計		3,470	2,513	5,983	

Ⅲ-6 科学技術人力の土気振作	部署	予算	基金	小計	備考
○高経歴科学技術人活用支援事業	教育科学技術部		3,399	3,399	
○退職科学技術者活用中小企業技術力量拡充	教育科学技術部		2,466	2,466	
合計			5,865	5,865	

部門系		397,834	140,616	538,450	
-----	--	---------	---------	---------	--

IV. 基礎源泉研究振興

(単位：百万ウォン)

IV-1 基礎源泉研究投資の戦略的拡大	部署	予算	基金	小計	備考
○政府の基礎源泉研究投資拡大	教育科学技術部	—	—	—	非予算
○個人、小規模、新人研究者支援拡大	教育科学技術部	—	—	—	非予算
○一般研究者支援事業	教育科学技術部	355,000	—	355,000	
○中堅研究者支援事業	教育科学技術部	245,000	—	245,000	
○リーダー研究者支援事業	教育科学技術部	50,000	—	50,000	
○グローバルプロティア事業	教育科学技術部	15,000	—	15,000	
合計		665,000	—	665,000	

IV-2 研究者中心基礎研究支援事業体系化	部署	予算	基金	小計	備考
○基礎研究室支援	教育科学技術部	10,000	—	10,000	
合計		10,000	—	10,000	

IV-3 創意的・挑戦的研究支援強化	部署	予算	基金	小計	備考
○創意的・挑戦的研究支援のための評価・管理制度構築	教育科学技術部	—	—	—	非予算
○先頭研究センター支援	教育科学技術部	105,200	—	105,200	
合計		105,200	—	105,200	

IV-4 大学の研究力量強化	部署	予算	基金	小計	備考
○基盤型融合緑研究	教育科学技術部	1,200	—	1,200	新規
○2段階研究中心大学育成事業	教育科学技術部	118,500	—	118,500	
○産学協力中心専門大学育成事業	教育科学技術部	12,000	—	12,000	
○基礎研究力量強化事業	教育科学技術部	39,060	—	39,060	
○世界水準の研究中心大学(WCU)育成	教育科学技術部	125,000	—	125,000	
○大学研究間接費	教育科学技術部	—	—	—	非予算
合計		295,760		295,760	

IV-5 基礎源泉研究の社会的役割強化	部署	予算	基金	小計	備考
○海洋バイオ基礎源泉技術開発	教育科学技術部	2,000	—	2,000	新規
○公共福祉安全研究事業	教育科学技術部	5,000	—	5,000	新規
○コネクトコリア事業	教育科学技術部	3,000	—	3,000	
○核融合基礎研究及び人力養成支援事業	教育科学技術部	5,000	—	5,000	
○R&D 政策インフラ事業	国土海洋部	11,000	—	11,000	
○国防基礎研究	防衛事業庁	33,559	—	33,559	
合計		59,559	—	59,559	

部門系		1,135,559		1,135,559	
-----	--	-----------	--	-----------	--

V. 中小・ベンチャー企業技術革新の支援

(単位：百万ウォン)

V-1 中小・中堅企業の R&D 支援拡大	部署	予算	基金	小計	備考
○情報通信企業 R&D 力量強化	知識経済部	—	7,619	7,619	
○生産現場総合支援事業	知識経済部	6,000	—	6,000	新規
○企業協同型技術開発事業	中小企業庁	18,000	—	18,000	
○製造現場緑化技術開発事業	中小企業庁	32,700	—	32,700	
○先端研究装備活用事業	中小企業庁	32,600	—	32,600	
○中小企業技術革新開発	中小企業庁	279,700	—	279,700	
○中小企業商用化技術開発	中小企業庁	75,000	—	75,000	
○産学研共同技術開発	中小企業庁	109,700	—	109,700	
○公共機関の中小企業技術革新支援 制度運営	中小企業庁	—	—	—	非予算
○中小企業 R&D 企画力量確信事業	中小企業庁	3,000	—	3,000	
合計		556,700	7,619	564,319	

V-2 新技術ベンチャー創業支援強化	部署	予算	基金	小計	備考
○学校企業支援支援	教育科学技術部	12,000	—	12,000	
○創業保育技術開発	中小企業庁	10,000	—	10,000	
○技術集約型ベンチャー創業支援制度 拡大	中小企業庁	49,440	—	49,440	
○大学・研究機関の新技術創業促進	中小企業庁	—	—	—	非予算
合計		71,440	—	71,440	

V-3 技術移転・事業化支援拡大	部署	予算	基金	小計	備考
○技術移転事業化促進	知識経済部	47,600	—	47,600	
○国家技術資産活用	知識経済部	8,300	—	8,300	新規
○開発技術事業化資金	中小企業庁	—	158,000	158,000	
○新薬開発 R&D 製品化技術支援	食品医薬品安定庁	300	—	300	新規
合計		56,200	158,000	214,200	

部門系		684,340	165,619	849,959	
-----	--	---------	---------	---------	--

VI. 戦略的科学技术の国際化

(単位：百万ウォン)

VI-1 グローバル共同研究の戦略的拡大	部署	予算	基金	小計	備考
○国際共同研究, 海外優秀研究機関誘致, 韓国パステル研究所運営, 国際ワクチン研究所, ア・太理論物理センター	教育科学技術部	54,295	2,415	56,710	
○グローバル研究ネットワーク支援	教育科学技術部	7,800	—	7,800	
○国際産業技術協力	知識経済部	47,112	—	47,112	
○国際共同研究事業	国土海洋部	1,620	—	1,620	
合計		110,827	2,415	113,242	

VI-2 圏域別科学技術協力特化推進	部署	予算	基金	小計	備考
○海外協力基盤助成	教育科学技術部	17,641	—	17,641	
合計		17,641	—	17,641	

VI-3 国際機構及び国際プログラム参加促進	部署	予算	基金	小計	備考
○科学技術国際分担金	教育科学技術部	5,000	—	5,000	
○原子力国際協力基盤助成事業	教育科学技術部	5,403	—	5,403	
○科学及び宇宙分野国際協力強化	外交通商部	—	—	—	非予算
合計		10,403	—	10,403	

VI-4 南北韓科学技術交流・協力拡大	部署	予算	基金	小計	備考
○南北科学技術及び学術協力事業	教育科学技術部	1,021	—	1,021	
合計		1,021	—	1,021	

VI-5 科学技術国際化投資拡充と効率性向上	部署	予算	基金	小計	備考
○国際交流研究企画評価	教育科学技術部	1,800	—	1,800	
合計		1,800	—	1,800	

部門系		141,692	2,415	144,10	
-----	--	---------	-------	--------	--

VII. 地域技術革新力量の強化

(単位：百万ウォン)

VII-1 地域科学技術人力流入・活用促進	部署	予算	基金	小計	備考
○地域革新人力養成事業	教育科学技術部	27,000	—	27,000	
○広域経済圏善導産業人材養成	教育科学技術部	100,000	—	100,000	
○産学協力活性化/産学協力中心大学支援	知識経済部	18,000	—	18,000	
合計		145,000	—	145,000	

VII-2 地域研究主体の力量強化	部署	予算	基金	小計	備考
○地方世界水準の研究センター大学(WCU)育成	教育科学技術部	35,100	—	35,100	R&D 転換
○地域拠点研究団育成事業	教育科学技術部	13,500	—	13,500	
○学術団体支援	教育科学技術部	8,900	—	8,900	
○学術政策館研究企画審査評価事業	教育科学技術部	6,985	—	6,985	
○臨床研究インフラ助成	保健福祉家族部	39,265	—	39,265	
○広域先頭事業産業育成	知識経済部	210,000	—	210,000	
○地域戦略産業育成	知識経済部	157,488	—	157,488	
○地域特化産業育成	知識経済部	109,200	—	109,200	
○地域 R&D 力量強化	国土海洋部	4,500	—	4,500	
○地域技術革新事業	国土海洋部	7,000	—	7,000	
○地方林業研究機基盤助成	山林庁	800	—	800	
合計		592,738	—	592,738	

VII-3 地域革新拠点とクラスター構築強化	部署	予算	基金	小計	備考
○地方化学研究団地育成	教育科学技術部	14,400	—	14,400	
○産業集積地競争力強化	知識経済部	66,360	—	66,360	
○大徳 R&D 特区事業化支援	知識経済部	37,416	—	37,416	
○地域環境技術開発センター(緑環境支援センター) 運営	環境庁	7,020	—	7,020	
合計		125,196	—	125,196	

部門系		862,934		862,934	
-----	--	---------	--	---------	--

Ⅷ. 科学技術下部構造の高度化

(単位：百万ウォン)

Ⅷ-1 研究施設・設備の戦略的拡充及び活用	部署	予算	基金	小計	備考
○国家研究施設設備先進化支援	教育科学技術部	1,500	—	1,500	新規
○重粒子加速機技術開発事業	教育科学技術部	3,000	—	3,000	新規
○高価研究設備構築事業	教育科学技術部	6,500	—	6,500	
○放射光加速機共同利用研究支援事業	教育科学技術部	64,317	—	64,317	
○陽性子基盤工学技術開発事業	教育科学技術部	10,400	—	10,400	
○原子力研究基盤拡充事業	教育科学技術部	—	22,800	22,800	
○ナノポップ施設構築事業	教育科学技術部	6,500	—	6,500	
○研究室安全環境構築	教育科学技術部	3,700	—	3,700	
○共同研究基盤構築	知識経済部	11,500	—	11,500	
○先端研究設備競争力向上事業	知識経済部	5,000	—	5,000	
○モバイル融合技術センター構築	知識経済部	17,600	—	17,600	新規
○国際相互認定試験評価能力基盤構築	知識経済部	7,522	—	7,522	
○環境研究基盤施設拡充及び運営	環境部	500	—	500	
○総合研究団地庁舎運営	環境部	4,885	—	4,885	
○環境測定分析基盤構築	環境部	3,170	—	3,710	
○地球環境総合研究棟新築	環境部	6,000	—	6,000	
○水環境研究所施設拡充及び運営	環境部	1,613	—	1,613	
合計		153,857	22,800	176,657	

Ⅷ-2 生命資源確保及び管理の体系化	部署	予算	基金	小計	備考
○研究素材支援事業	教育科学技術部	5,000	—	5,000	
○生物支援地域拠点銀行運営	保健福祉家族部	3,300	—	3,300	
○農業生物資源多様性確保及び高付不価値農畜産物開発	農村振興庁	59,620	—	59,620	
○山林生物資源確保及び保全基盤構築/山林生物種研究	山林庁	8,515	—	8,515	
○山林生物資源確保及び保全基盤構築/山林科学研究・実験林造成管理	山林庁	7,894	—	7,894	
○疾患モデル動物資源ハープ	食品医薬品安全庁	170	—	170	
合計		84,499		84,499	

VIII-3 科学技術情報共有及び活用体制高度化	部署	予算	基金	小計	備考
○国家科学技術知識情報サービス	教育科学技術部	8,167	—	8,167	
○緑技術情報総合システム構築	教育科学技術部	1,000	—	1,000	新規
○専門研究情報活用事業	教育科学技術部	2,800	—	2,800	
○基礎研究実験テラスケールハブ構築	教育科学技術部	1,000	—	1,000	新規
○サイバー融合研究人力教育高度化	教育科学技術部	3,000	—	3,000	新規
○水産科学院情報化	農林水産食品部	3,510	—	3,510	
○毒性情報 DB 構築	食品医薬品安全庁	300	—	300	
合計		19,777	—	19,777	

VIII-4 知識財産の創出・活用・保護体制構築	部署	予算	基金	小計	備考
○地財圏中心の技術獲得戦略善導*	特許庁	2,730	—	2,730	
○先端部品素材 IP-R&D 戦略支援*	特許庁	6,000	—	6,000	
○国家 R&D 特許技術動向調査*	特許庁	11,288	—	11,288	
○国家 R&D 特許成果管理*	特許庁	3,625	—	3,625	
○大学・公共研知識財産創出・管理力量強化*	特許庁	5,150	—	5,150	
○特許技術取引システム構築運営*	特許庁	2,138	—	2,138	
○地域知識財産競争力向上*	特許庁	15,336	—	15,336	
○知識財産経営知識財産経営オダゲート型ハブ支援*	特許庁	9,442	—	9,442	
○特許審査支援事業*	特許庁	24,017	—	24,017	
○地財圏保護基盤助成*	特許庁	8,017	—	8,017	
○知識財産専門人力養成体系構築***	特許庁	4,972	—	4,972	
合計		92,715	—	92,715	

VIII-5 国家標準体制先進化及び国際化強化	部署	予算	基金	小計	備考
○情報通信標準開発支援	知識経済部	—	15,280	15,280	
○国際標準化活動支援	知識経済部	1,918	—	1,918	
○国家認証制度革新基盤構築	知識経済部	999	—	999	
○貿易上技術障壁対応下部構造強化	知識経済部	869	—	869	
○民間標準活動支援	知識経済部	1,970	—	1,970	
○国家標準活性化	知識経済部	4,800	—	4,800	
○国家基準技術力向上	知識経済部	20,500	—	20,500	
○情報通信標準化活動支援	知識経済部	—	11,238	11,238	
○標準特許の戦略的創出支援	特許庁	1,580	—	1,580	
合計		32,636	26,518	59,154	

部門系		383,484	49,318	432,802	
-----	--	---------	--------	---------	--

IX. 科学技術文化の拡散(生活化)

(単位：百万ウォン)

IX-1 創意的な青少年成長環境造成	部署	予算	基金	小計	備考
○学校外科学探求活動支援	教育科学技術部	—	7,565	7,565	
○創意的人材育成	教育科学技術部	8,500	—	8,500	
合計	国土海洋部	8,500	7,565	16,065	

IX-2 国民の科学技術生活科促進	部署	予算	基金	小計	備考
○科学コミュニケーション活性化	教育科学技術部	—	2,935	2,935	
○科学文化フェスティバル	教育科学技術部	—	1,500	1,500	
○民間科学文化活動活性化	教育科学技術部	—	—	—	
○緑科学技術文化拡散のためのグリーンキャンパス運動	教育科学技術部	—	400	400	新規
合計			4,835	4,835	

IX-3 その他分野専門家対象科学技術文化拡散	部署	予算	基金	小計	備考
○科学技術と文化芸術融合コンテンツ開発・普及	教育科学技術部	—	1,400	1,400	
○科学技術と文化芸術融合を通じた生涯教育	教育科学技術部	—	500	500	
合計		—	1,900	1,900	

IX-5 全国的科学館拡充及び科学放送活性化	部署	予算	基金	小計	備考
○需要者中心の世界的科学館育成	教育科学技術部	47,300	13,500	60,800	
○サイエンス TV チャンネル支援	教育科学技術部	—	5,450	5,450	
合計		47,300	18,950	66,250	

IX-6 科学技術文化活動の効率的推進	部署	予算	基金	小計	備考
○科学技術文化事業予算の安定的確保	教育科学技術部	—	—	—	非予算
○科学技術文化人的支援養成	教育科学技術部	—	—	—	非予算
合計		—	—	—	

部門系		55,800	33,250	89,050	
-----	--	--------	--------	--------	--

X. 科学技術文化の拡散(社会的役割増大)

(単位：百万ウォン)

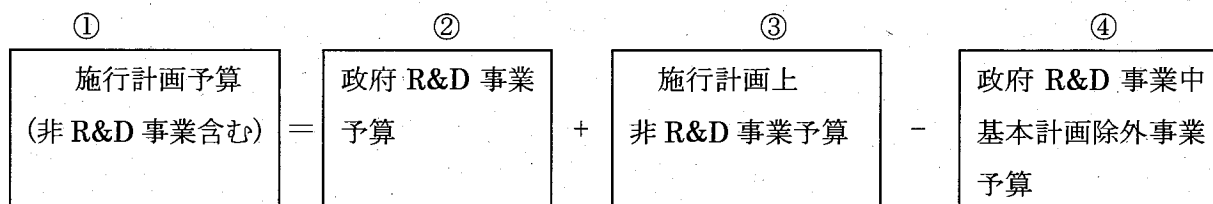
X-1 共同体問題解決のための科学技術と社会研究強化	部署	予算	基金	小計	備考
○科学文化調査研究	教育科学技術部	—	600	600	
○韓国工学韓林院支援	教育科学技術部	—	800	800	
○韓国科学技術団体総連合会支援	教育科学技術部	—	13,051	13,051	
○韓国科学技術韓林院支援	教育科学技術部	—	1,928	1,928	
○グローバル課題国民理解増進	教育科学技術部	—	700	700	
○教育科学技術諮問研究調査費	教育科学技術部	731	—	731	
○緑成長人材育成	教育科学技術部	1,500	—	1,500	新規
合計		2,231	17,079	19,310	

X-3 科学技術人の社会的責任強化	部署	予算	基金	小計	備考
○金曜日に科学タッチ	教育科学技術部	400	—	400	
○研究倫理情報提供及び活動支援	教育科学技術部	800	—	800	
○学術資源共同管理体系構築	教育科学技術部	8,481	—	8,481	
合計		9,721	—	9,721	

部門系		11,952	17,079	29,031	
-----	--	--------	--------	--------	--

区分	予算	基金など	小計	備考
全体合計	8,753,841	1,750,282	10,504,123	

付録 3) 施行計画投資規模の分析



①基本計画施行計画の予算(非 R&D 事業含む) : 10 兆 5,041 億ウォン

②政府 R&D 予算('10) : 13 兆 6,403 億ウォン

③施行計画上非 R&D 事業予算 : 4,073 億ウォン

※需要者中心の世界的科学館育成(608 億)、開発技術事業化資金(1,580 億)、

特許審査支援事業(224 億)、技術集約型ベンチャー創業支援制度拡大(494 億ウォン)など

④科学技術基本計画除外事業予算 : 3 兆 5,303 億ウォン

(単位 : 億ウォン)

区分	金額	備考
秘密で分類された国防研究事業	2,630	専用技術
人文社会系研究事業	6,277	経済・人文社会研究会研究機関など
国公立(研)・出演(研)基本事業(人件費・経常費)など	22,393	基礎技術研究会、産業技術研究会、教科部直轄研究機関など
その他基本計画部門に含まれてない事業	4,003	国立大学教職員人件費など
総計	35,303	

(参考) 施行計画上非 R&D 事業予算現況

(単位:百万ウォン)

部署名	事業名	2010 予算(案)
教育科学技術部		90,628
	女性科学技術人支援センター設置・運営事業	2,513
	高経歴科学技術人活用支援事業	3,399
	退職科学技術者活用中小企業技術力量拡充事業	2,466
	学校外の科学探求活動支援	7,565
	科学コミュニケーション活性化	2,935
	科学文化フェスティバル	1,500
	緑文化技術文化拡散のためのグリーンキャンパス運動	400
	科学技術と文化芸術融合コンテンツ開発・普及	1,400
	科学技術と文化芸術融合を通じた生涯教育	500
	需要者中心の世界的科学館育成	60,800
	サイオンス TV チャンネル支援	5,450
	科学文化調査研究	600
	グローバル課題国民理解増進	700
	金曜日に科学タッチ	400
知識経済部		10,556
	国際標準化活動支援	1,918
	国家認証制度革新基盤構築	999
	貿易上技術障壁対応下部構造強化	869
	民間標準活動支援	1,970
	国家標準活性化	4,800
保健福祉家族部		3,300
	生物資源地域拠点銀行運営	3,300
中小企業庁		207,440
	技術集約型ベンチャー創業支援制度拡大	49,440
	開発技術事業化資金	158,000
特許庁		94,295
	地財圏中心の技術獲得戦略先頭	2,730
	先端部品素材 IP-R&D 戦略支援	6,000
	国家 R&D 特許技術動向調査	11,288
	国家 R&D 特許成果管理	3,625
	大学・公共研知識財産創出・管理力量強化	5,150
	特許技術取引システム構築運営	2,138

部署名	事業名	2010 予算(案)
	地域知識財産競争力向上	15,336
	知識財産経営オーダ型パッケージ支援	9,442
	特許審査支援事業	24,017
	地自圏保護基盤助成	8,017
	知識財産専門人力養成体系構築	4,972
	標準特許の戦略的創出支援	1,580
食品医薬品安全庁		1,094
	医薬品許可及び製薬産業支援	324
	新薬開発 R&D 製品化技術支援	300
	疾患モデル動物資源ハープ	170
	毒性情報 DB 構築	300
総合計		407,313

〈参考〉科学技術分野出演研究機関予算現況（'09～'10）

（単位：百万ウォン）

機関名	2009 予算	2010 予算	増減	
			金額	比率(%)
基礎技術研究会	700,281	826,633	126,352	18.0
1. 基礎技術研究会	30,998	40,805	9,807	31.6
2. 韓国科学技術研究院	111,914	125,086	13,172	11.8
3. 韓国基礎科学支援研究院	51,403	54,376	2,973	5.8
4. 国家核融合研究所	35,872	60,341	24,469	68.2
5. 国家数理科学研究所	4,594	8,858	4,264	92.8
6. 韓国漢医学研究院	22,924	27,049	4,125	18.0
7. 韓国生命工学研究院	50,233	56,275	6,042	12.0
8. 韓国天文研究院	27,950	39,390	11,440	40.9
9. 韓国科学技術情報研究院	74,375	81,632	7,257	9.9
10. 韓国標準科学研究院	67,117	67,418	301	0.4
11. 韓国海洋研究院	39,433	45,389	5,956	15.1
12. 極地研究院	30,099	40,596	10,497	34.9
13. 韓国航空宇宙研究院	62,960	83,954	20,994	33.3
14. 韓国原子力研究院	90,409	95,464	5,055	5.6
産業技術研究会	513,454	581,217	67,763	13.2
1. 産業技術研究会	22,482	29,305	6,823	30.3
2. 韓国生産技術研究院	56,997	73,300	16,303	28.6
3. 韓国電子通信研究院	33,371	40,014	6,643	19.9
4. 国家保安技術研究所	34,532	35,980	1,448	4.2
5. 韓国建設技術研究院	30,060	27,486	-2,574	-8.6
6. 韓国鉄道技術研究院	27,203	29,270	2,067	7.6
7. 韓国食品研究院	22,084	26,088	4,004	18.1
8. 韓国地質資源研究院	63,285	66,633	3,348	5.3
9. 韓国機械研究院	45,849	44,294	-1,555	-3.4
10. 材料研究院	21,406	22,949	1,543	7.2
11. 韓国エネルギー技術研究院	49,590	64,163	14,573	29.4
12. 韓国電気研究院	34,445	38,633	4,188	12.2
13. 韓国化学研究院	43,278	47,069	3,791	8.8
14. 安全性評価研究所	28,872	36,033	7,161	24.8

機関名	2009 予算	2010 予算	増減	
			金額	比率(%)
教科部直轄出演研究機関	286,599	348,136	61,537	21.5
1. 科学技術連合大学院大学	8,249	8,534	285	3.5
2. 光州科学技術院	38,155	52,998	14,843	38.9
3. 大邱慶北科学技術研究院	50,861	50,963	102	0.2
4. 韓国高等科学院	15,074	15,708	634	4.2
5. 韓国科学技術企画評価院	18,613	23,368	4,755	25.5
6. 韓国化学技術院	70,888	72,009	1,121	1.6
7. 韓国研究財団	30,253	40,283	10,030	33.2
8. 韓国原子力安全技術院	15,286	17,305	2,019	13.2
9. 韓国原子力医学院	32,682	36,940	4,258	13.0
10. 東南圏原子力医学院		22,404	22,404	
11. 韓国原子力統制技術院	6,538	1,086	1,086	21.5

教育科学技術先進化で
世界一類国家跳躍

I. 2010 年政策の環境

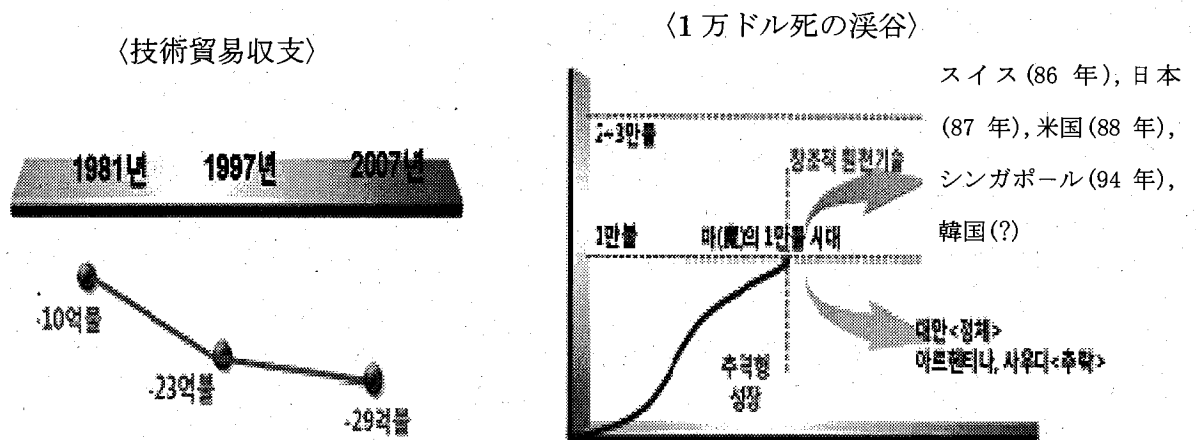
□危機以後未来備えに対する要求増加

○世界的経済危機の後遺症で国家潜在成長率低下危機

—潜在成長率を決める投資技術人力の中で政府の倦まず弛まない

財政拡大に負って企業の投資は最近回復推移

—長期的な成長能力回復と 3 万ドル時代進入のためには創造的源泉技術開発と創意的な
 人材養成が必須要件



○気候変化、資源枯渇などに備えて世界各国は‘環境と経済成長’を連携した緑成長主導権競争加速

・ (アメリカ) ‘Green Economic Recovery’、(日本) ‘低炭素社会実現

中心禮山配分’、(ドイツ)環境と経済が統合される ‘第3の産業革命など

—韓国は先に進んだ緑成長戦略及び‘20 年温室ガス排出展望値備え 30%減縮提示などで緑成長時代の国際主導権先行獲得可能

□低出産現象深化長続きで成長潜在力に悪影響

○世界最下位水準の出産率は短期的には学齢人口の減少、中長期的には生産可能人口の持続的減少で連結

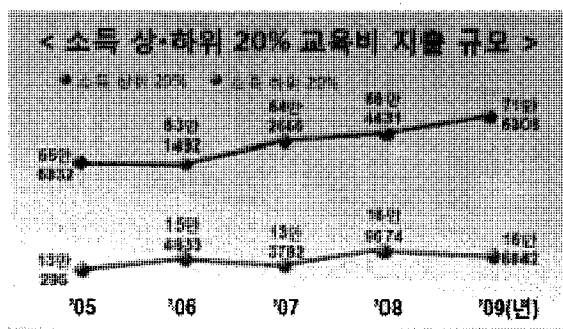
・ ‘04~ ‘08 年合計出産率は 1.22 人(世界平均 2.54 人)、下位 2 位(‘09、UNFPA)

○お子さん育児負担、教育費負担などが低出産の主要原因で作用

・ 一人お子さん以下を置いた 20~39 歳既婚女性対象出産中断理由でお子さん教育費負担が 1 位(26.7%)、お子さん養育費負担が 3 位(16.7%)を占め(‘09、保健福祉家族部)

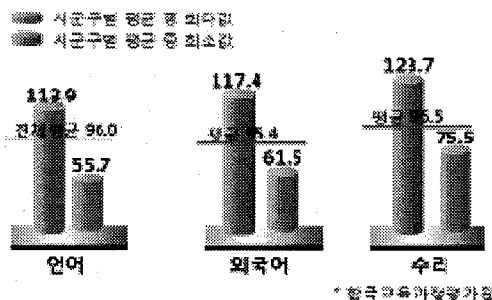
□庶民の安定的生を支援する政策的配慮必要

○経済危機の余波で所得階層別教育費支出額差が広がるによって、階層間教育格差緩和のための政策需要増加



* 매년 1~4분기, 도시근로자가구 기준, 단위: 원 (통계청)

< 시군구별 수능평균성적 격차 >
기간: 2005-2009



* 한국 교육과정평가원

○景気回復に対する肯定的見込みにも、青年層就業与件は相変わらず脆弱

- ・失業率: 全体 ('08) 3.0% → ('09) 3.8%、15~29 歳青年層 ('08) 6.9% → ('09) 7.6%
 - 正規教育以後学校で労働市場での移行もなだらかではない状況
- ・青年層 (15~29 歳) 卒業中退者の中で就業経験者は就業まで平均 11 ヶ月所要、初職場平均勤続期間 3 年以上の場合は 17.1% に不過 ('09. 5、統計庁)

○地方教育選挙が直選制で全国で同時に実施されるによってこれをきっかけで地域住民の生に密着された教育政策数です増加予想

□国家位相に相応しいブランド価値向上努力要求

○ '10 年 G20 首脳会談幼稚、OECD 開発援助委員会 (DAC) 加入などによって国際社会で我が国の位相強化

- 最近 '韓国教育熱' と '緻密な科学技術戦略' に対しても世界が注目

・Obama 米大統領 ('09. 11): "韓国の人々は子だけは最高の教育をさせようと思う"

・IMD 国家競争力 ('09): 科学 3 位、技術 14 位、韓国の R&D 規模世界 7 位

○経済規模 ('08 年 GDP 基準、世界 15 位) に比べて国家ブランド価値は非常に脆弱で、うちの国民及び製品に対する価値が相対的に低評価

・'08 年 Anholt 国家ブランド指数 (NBI) 順位: 50 ヶ国の中で 33 位

II. 2010年政策方向及び課題

I 2009年推進実績

[主要成果]

□自律化・多様化を通じる学校教育競争力強化

○3段階学校自律化推進及び多様な類型の高校指定拡大

- ・寄宿型高校 150校、マイスターで 21校、自律型私立高 25校及び自律型公立高 12校指定

○教員能力開発評価示範運営拡大を通じて全面実施に備え

- ・教員能力開発評価示範運営学校数：1,570校→3,164校(全体学校の約 30%)

○放課後学校活性化など需要者オーダーメイド型教育福祉事業施行

○2009教育課程改訂、教科教室制導入などを通じて教育内容先進化企図

□大学研究機関の教育研究力量向上

○韓国装学財団設立及び‘就業の後学資金償還制度’導入(‘09.7)

○大学入学事情官制拡大を通じる学生選抜方式改善

- ・大学入学事情官制現況：(‘08)40校、4,476人→(‘09)47校、19,363人

○核心研究人力育成と研究の国際競争力を高めるための世界的水準の研究中心大学(WCU)及び核心研究センター(WCI)育成

- ・WCU：36大学、154個課題支援/WCI：核心研究センター 3個支援

○‘韓国研究財団’出帆(‘09.6)で研究支援体系先進化

□科学技術を通じる懸案対応及び国家位相向上

○科学技術政策調整機能及び経済危機以後備え強化

- ・科学技術政策調整協議会運営(‘09.5～)、新しい成長動カスマートプロジェクト推進(‘09.4～)

○低炭所緑成長実現を裏付ける科学技術戦略樹立・施行

- ・緑技術研究開発総合対策(‘09.1)、重点技術開発及び商用化戦略(‘09.5)

○ナロホ1次発射(‘09.8)、研究用原子炉ヨルダン輸出可視化(‘09.12)

[不足した点]

□教育政策に対する現場体感度不足

- 教育改革政策たちの低い現場体感度で自発的な変化不十分

○庶民たちが体感することができる教育費減少の効果が微弱

□大学・研究機関の間の実質的連携努力が不足

○大学自律の構造調整成果体感が不十分

○大学-研究機関の間の人的・物的交流が活性化になることができないという問題提起

○国内優秀の理工系人力流出防止、海外理工系優秀人力流入方案など国家次元の総合的な理工系人力育成の戦略不足

□R&D 投資効率性及び完成度不足

○研究財団設立をきっかけで専門家を活用した企画・評価など先進化された R&D サービス支援を推進中であるが、まだ本格施行されてない

○国家 R&D 知識財産に対する総合的管理・活用努力が始まりの段階

保安する点

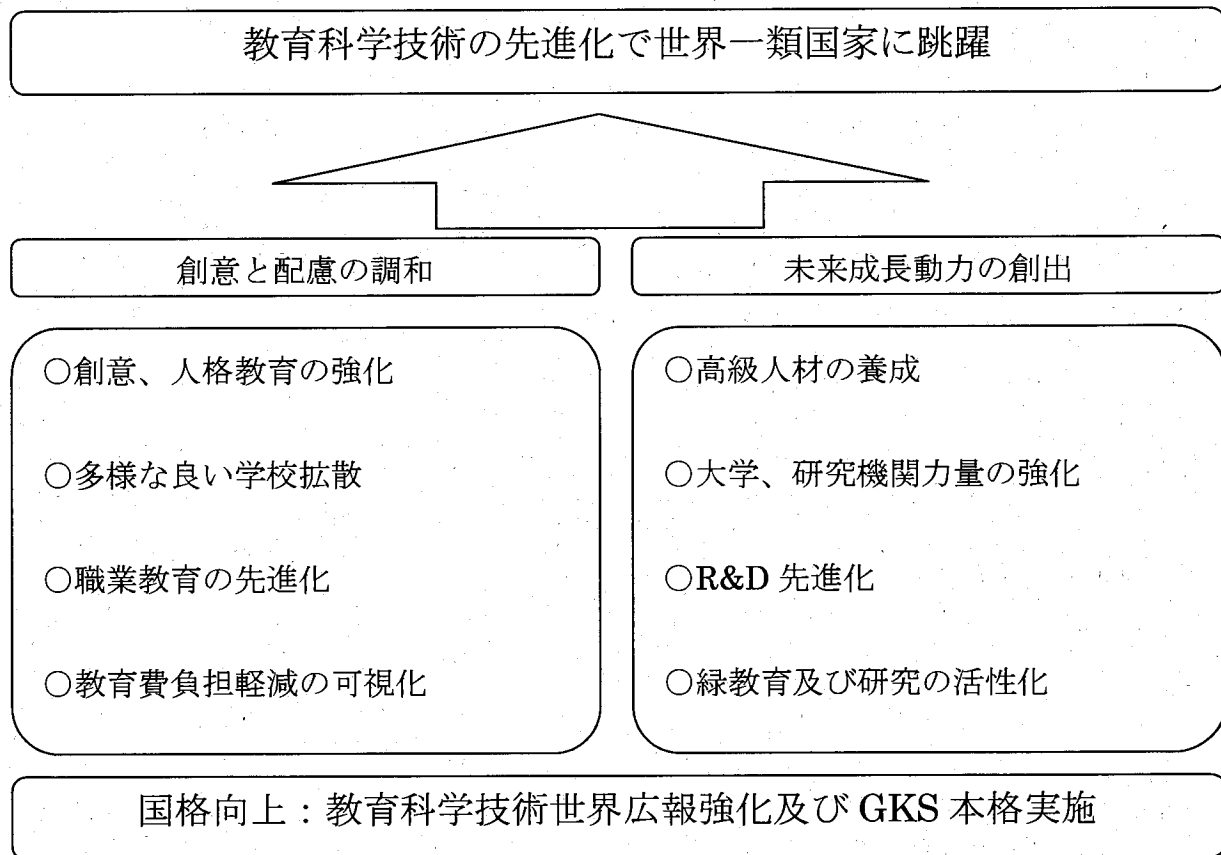
○制度改善土台上で学校現場の実質的変化拡散

○厳正な大学評価定着及び情報公開拡大

○世界的水準の高級人才養成のための大学研究機関の協力強化

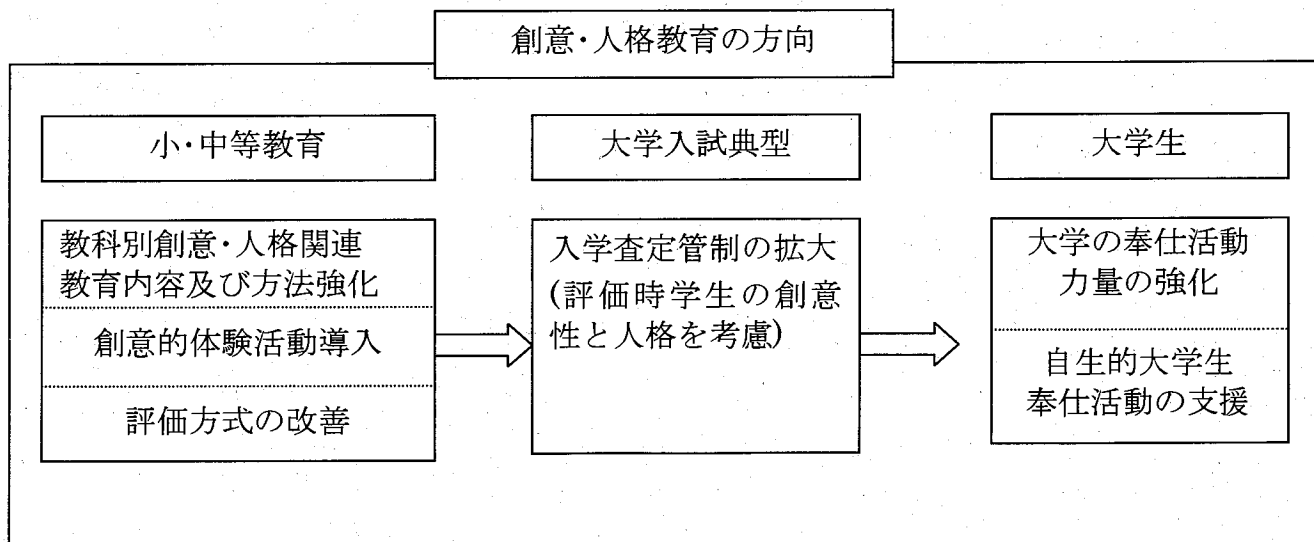
○選択と集中を通じる先端科学技術早期確保

2 2010年政策方向



3 重点推進課題

課題1 創意・人格教育の強化



□核心力量と創造性人性が調和した教育課程運営

- 創意・人格教育の強化で学生たちに知識を“入れる教育”中心で脱皮、学生たちの創意性と潜在力を“引き出す教育”を強調
- 学期当、履修教科目の数を縮小し、学生の学習負担を緩和し、各教科目別の特性に相応しい創意・人格教育の要素を含み
 - 特に、道徳教科の場合、教育内容及び評価に創意・人格教育を総合的に実現するように体験活動要素を大幅に強化

教科活動に創意・人格教育内容及び方法反映(例示)

教科(目)	国語・外国語	数学	社会	科学	芸・体能
教育内容	意思疎通の能力 文化の多様性	問題解決力 分析力	市民意識 開放性	想像力 探求力	独創性 感受性
教育方法	演劇読書討論など	教具利用 幾何授業など	地域参加 資源奉仕など	チーム単位の実験・探求活動など	団体競技、舞踊、 グループ創作など

□創意的体験活動プログラム開発運営

- ‘09 改訂教育課程で導入する創意的体験活動(小・中：週当たり 3 時間、高：週当たり 4 時間)を創意性と人格涵養の機会と時間で積極活用
- 学生の需要に当たるオーダーメイド型体験が可能なプログラム開発運営
 - 創意・人格教育プログラム開発及び資料提供、DB 構築及び管理、常設コンサルティングなどを通じて学校の体験活動を体系的に支援
 - ・韓国科学創意財団をプログラム開発・普及の主管機関で指定して、国内外関連機関団体たちとの連帯強化
- 市・道別創意的体験活動示範地域教育庁指定及び創意体験資源指導(CRM) 作成・活用(‘10、全体小・中・高の 10%活用)
- 地域社会と企業・政府部処などが保有した多様な教育資源を積極活用した創意的体験活動運営及び教科活動との連携を強化

教科活動と創意的体験活動との連携(例示)

教科活動	体験活動
生命の誕生と進化、倫理授業	科学館特別展、病院、孤児院、養老院など
音楽・美術授業	美術館、オペラ、展覧会観覧など
法と秩序の授業	法院傍聴、模擬裁判参観など

○観覧を主で教育体験中心に転換、大衆と一緒にする科学文化プログラム(国際 SF 映画祭など)強化で国立科学館活用度向上

- ・科学英材(Young Science Brain)プログラム、先端装備活用科学体験教室など
- ・科学フェスティバル、老人健康科学プログラム、地域児童センター生活科学教室新設(240 個)など科学文化プログラム運営

□創意人格教育に相応しい評価方式の改善

○教科特性によって書き込み、作り、討論発表、観察実験など創意・人性涵養のための活動に対する遂行評価の内実化

- ・英語教科の場合、実用英語中心の教育のために実用英語中心の評価道具開発・普及及び遂行評価を通じて内申に反映(‘10.3~)

— 学校生活記録部教科学習評価方式改善検討併行

○教科活動を含めて多様な体験活動を詳しく記録、履歴管理を強化して学校生活記録部と連携して入学事情館の活用資料で提供

- ・放課後活動、読書活動など非教科領域を累積管理することができる創意的体験活動総合支援システムを開発・活用(‘10.3 開通)

□創意・人格教育のための学校環境造成

○芸術・体育プログラム多様化及び質向上のために文化芸術及びスポーツ講師の支援を拡大して、運動場など物的インフラ構築

- ・(‘10) 文化芸術講師 3,860 人及びスポーツ講師 1,300 人を配置、運動場造成 200 個校

○学校スポーツクラブ及び種目別リーグ大会活性化で学生たちが元気に楽しむことができる学校体育文化造成

- ・スポーツクラブ登録率：(‘09)27.3%→(‘12)35%

○小・中・高のボランティア活性化のために“1校1の分け合いの運動”を実施して、ボランティア運営競い大会及び運営優秀校選定など推進

○創意・人格教育が強化された教育内容と方法を反映して多様で良い“未来型教科書”開発普及

ー力量ある民間機関、教員などが教科書開発にたくさん参加するよう認定図書の段階的
拡大及び検定出願資格の緩和

- ・ ‘10年から国政図書101種(専門系高)及び検定図書28種を認定図書で転換
- ー自分の主導的学習力量強化のためのデジタル教科書(Digital Textbook)示範運営
- ・ ‘11年から家庭で活用可能な電子教科書(e-book)発行・普及推進

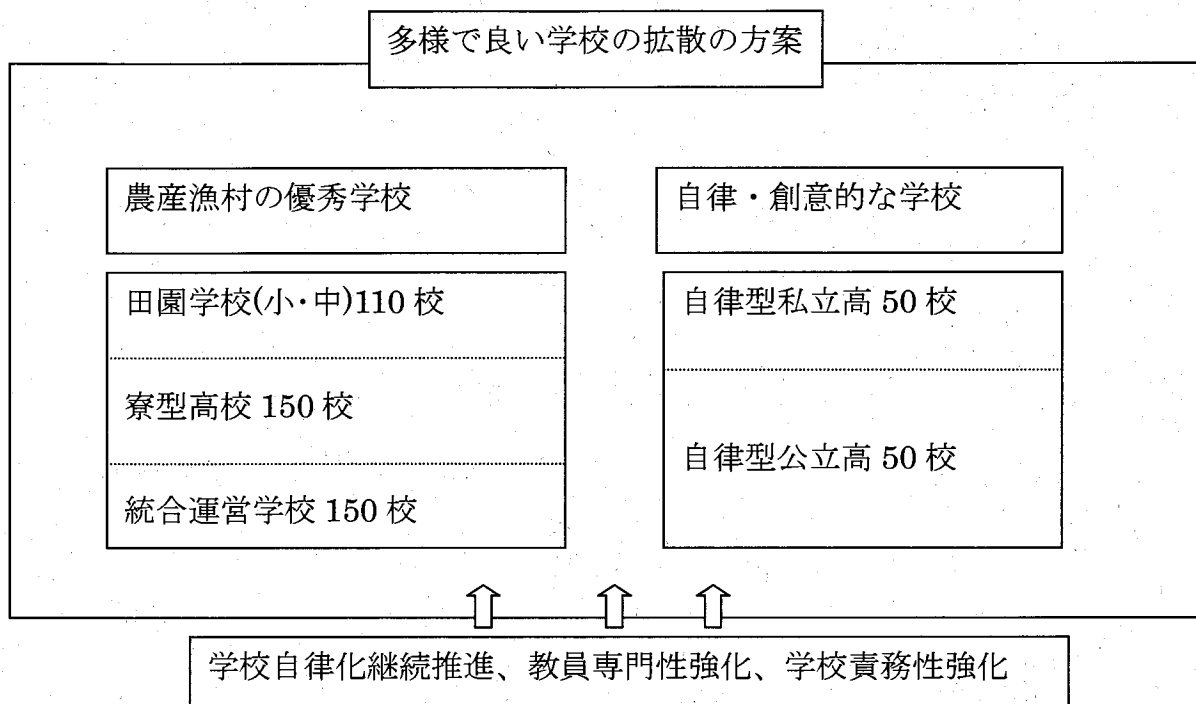
□大学入学事情官制の内実化及び定着推進

- 点数為主の学生選抜で潜在力、素質、人性を総合的に評価する入学事情官制の定着で学
生の多様な学校活動参加柔道
 - ・ 入学事情官制善導大学拡大：(‘09)15校→(‘10)20校
- 十分な入学事情官の確保及び専門性強化、多段階選考及び多数による評価で入学事情官
制の公正性及び信頼性向上
- 私教育需要を誘発しない制度的装置用意及び制度に対する積極的広報
- 教育課程改訂に合わせて領域・科目調整など大学修学能力試験改善の推進
 - ・ 修学能力試験の性格及び方向、実施回数拡大検討、出題方式改善などに対して中長期
的に大学修学能力試験の改善方向に対する研究推進
 - ー修学能力外国語(英語)領域は聞き取りテスト(間接言うことなど)を現在34%から最大
50%まで拡大して実用英語中心に改善(‘13年適用)

□大学生の社会奉仕参加活性化の支援

- 医学・工学など専攻連携奉仕・参加科目開設勧誘、奨学金受患者など優秀大学生たちの
疏外階層お子さん教科活動サポートプログラム活性化
 - ・ ‘メンタリング履歴管理体系’ 構築方案を講じて大学生メンタの交代、学生理事など
環境変化に構わずに連続的に教育を受けることができるように保障(ノーブルリース
オブブリゼ涵養)
- 大学の教育・研究力量といっしょに奉仕力量も大学評価認証時反映
- 大学生など自立的奉仕団体間情報共有・広報・協力ネットワーキングなど支援
- 教育奉仕参加大学生に対する多様なインセンティブ提供
 - ー ‘国家教育奉仕認証書’ 授与を通じて参加者の自負心を高揚
 - ー毎年 ‘優秀活動教育奉仕団体’ を選定・広報することでボランティアが尊敬受けること
ができる社会雰囲気構築
 - ー優秀ボランティア参加者は大学生海外インターン支援事業、韓米研修就業(WEST)など
教科部大学生支援事業参加時優先選抜

課題2 多様で良い学校の拡散



□地域別・学校別条件にあてる多様な学校育成

○農産漁村の実情の適合した学校の模型を持続的に育成して“離れる学校”から“戻って来る学校”に変貌する成功モデルの拡散

区分	学校種類	‘10年度支援内容
小・中	田園学校	・自然親和的環境と e-ランニング先端施設を土台で優秀公教育プログラム運営 ・田園学校 110校、570億ウォン支援 ・(‘11)成果評価以後追加指定及び優秀事例拡散
高等学校	寮型高校	・先端寮完備、人格教育など多様なプログラム開発 ・‘09年指定された68個校に寮新・増築費支援 ・地方自治体支援条例制定などを通じて在校生の寮の費用を家庭の事情によって軽減支援 ・(‘11)妥当性を検討後指定拡大
小・中・高	統合運営学校	・自律学校指定、多様なプログラム運営 ・(‘09)100校→(‘12)150校拡大

○地域均衡のために地域都市(世宗市、経済自由区域、企業革新都市など) 中心に自律型私立高設立幼稚を支援

—教育与件が不利な地域学校中心に自律型公立高指定を拡大し、財政支援(2億ウォン)して公立学校教育力向上

・自律型私立高：('09)25校→('10)50校→('11)75校→('12)100校

・自律型公立高：('09)12校→('10)50校→('11)75校→('12)100校

・低所得層など社会的配慮対象者 20%選抜

○新しい類型の学校導入によって現行高校体制を一般系高、特性化高、特目高校, 自律高など 4 個類型で改編を推進

□多様で良い学校を作って行く学校自律化の持続推進

○学校教育課程の編成、教員人事自立権拡大施行によって学生が願う創意的で特色ある学校運営優秀事例の拡散

○優秀な人才の教職流入を拡大し、教職社会の競争力を高めるための教員人事の開放拡大
—すべての学校が校長公募制を実施するようにし、校長資格未所持者職務研修強化で学校経営専門性伸張の支援

—教師養成特別過程を通じる外部専門家の教師資格取得経路拡大及び農漁村図書・僻地などの学校・地域単位教員採用制導入の推進

○地域教育庁を学校経営コンサルティング、学父兄教育、学生相談・進路コンサルティング及び教授-学習を専門的に支援する学校現場支援機関で改編

・示範運営(4 個)を通じて学生・学父兄支援事業発掘、地域教育庁規模・形態による標準的な組織・機構案を導出して '11 年他の地域教育庁で拡大

—市・都教育庁予算範囲内で教育行政需要に合わせて自律的に組織・定員を運用する総額人件費制の導入推進

・('10)示範機関選定運営後拡大

○学校多様化など各種教育政策推進過程と成果に対する総括的な診断・評価・サポート体制構築

—教育関連研究機関を積極的に活用して市・都教育庁の改革政策推進過程に対する診断及びコンサルティング推進

・ER&D ネットワークなど関連機関間協力体制を通じて市・都教育庁支援

□教員専門性強化を通じる学校教育満足度向上

○教員能力開発評価をすべての学校が全面施行('10.3)し、評価結果による教師個人別オーダーメイド型研修サポート強化

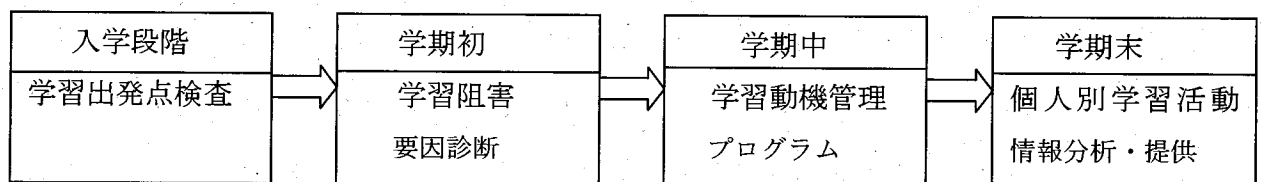
・同僚教員による評価、学生及び学父兄満足度の調査を通じて教師は授業指導及び生活指導領域評価、校長・教頭は学校経営の領域評価

一優秀教師には学習研究年など専門性深化の機会を付与し、領域別・指標別で専門性伸
長必要の教師集中研修を支援

- 教・師大など教員養成機関に対する厳正な評価と連携した行政・財政的サポート制裁強
化で教員養成過程の質的水準保障
- 教師新規任用の時授業能力中心の評価強化、構造化された教職アプティチュードテスト
開発などを通じて教師としての専門性と資質検証の徹底
- 教師授業専門性支援のための首席教師制の導入など教員資格体制改編推進及び複数専
攻資格制導入で弾力的教育課程の支援

□学業成就度評価に基盤した学歴格差解消

- 国家水準学業成就度評価を通じて学生たちが学んだ内容をいくらよく理解し、教育目標
に到達したのか総合診断
 - 一学生別補正教育強化及び評価負担緩和のための評価時期を調整(10月→7月)、評価科
目及び評価時間短縮など改善
 - 一学業成就度評価結果に対する分析研究を定例化し、学歴に影響を及ぼす多様な要因を
分析して単位学校の学歴向上努力支援
- ‘学歴向上重点の学校’(‘09年選定1,440校/3年間支援)は運営性と点検及び‘09年
度学業成就度評価結果の分析を通じて支援体系を補完
 - 一優秀学校は財政支援及び学校長裁量権拡大、不十分学校は学校経営コンサルティング
などを通じて学歴向上のための学校の自発的努力を誘導
 - 一‘09年度学業成就度評価結果の基準で追加支援対象学校選定
 - ・学校別学業成就度評価結果の公示(‘10.末)及び学歴向上度公示(‘11)
- すべての小・中・高の学習不振学生に対する責任指導の強化
 - 一学習不振学生診断・水準別補正プログラム、向上水準測定プログラム開発・普及及び
学生水準別オーダーメイド指導強化
 - ・水準別授業、放課後プログラム、メンタリングなどを通じるオーダーメイド型指導
 - 一単位学校内‘学習不振予防－診断－管理システム’構築支援



□情報公開評価を通じる責務性保障及び学父兄参加の強化

○学校の教育課程及び教育成果に対する情報を充実に提供して学父兄の学校教育参加拡大及び学校責務性を強化

－授業公開日程, 学校評価及び学業成就度評価結果などを公開し、公示情報の政策的活用を拡大して学校の改善努力誘道

○教育の分権化・自律化拡大と同時に市・都教育庁の責務性が確保されるように市・都教育庁評価の新しい役目定立

－市・都教育庁の評価を全面改編して教育政策が一線学校現場で完成されるように牽引し、創意的で特色ある政策優秀事例発掘・拡散

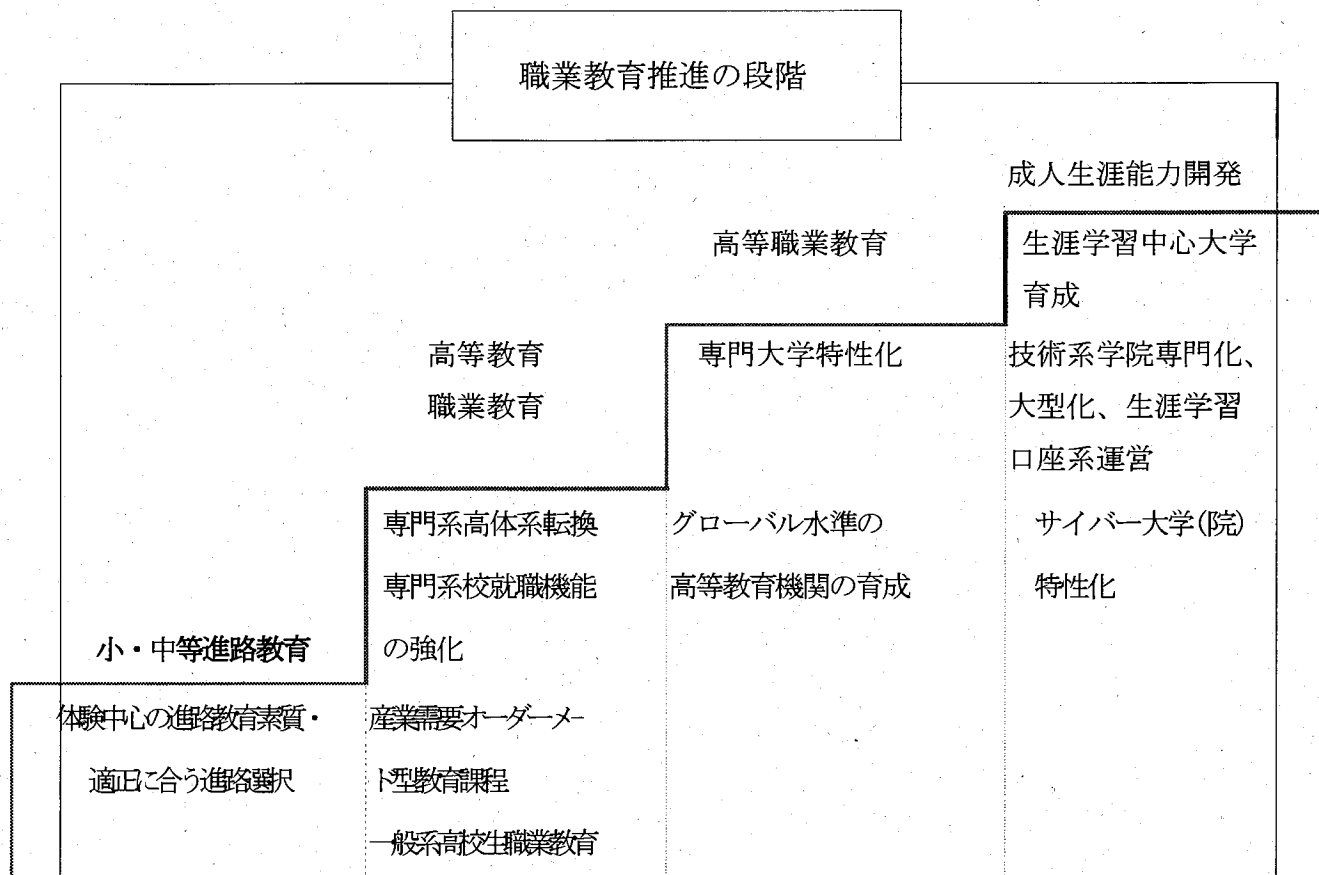
〈市・都教育庁評価改善前後の比較〉

改善以前	改善以後
<ul style="list-style-type: none">・ 評価指標の過多及び投入指標 為主的な日常的・行政的業務評価・ 一定期間以後の事後評価・ 1回性評価で評価情報管理不十分	<ul style="list-style-type: none">・ 学生、教員、学父兄など成果指標 で単純化して顧客中心評価・ 常時評価で政策推進誘道・ 評価情報を国民に提供

○小・中・高の学父兄会を対象で学父兄の専門性をいかしたボランティア, 学校教育モニタリングなど学校参加活動支援

・ '10年初に公募を通じて 2,000 個校の学父兄会に校当 500 万ウォン内外ずつ総 100 億ウォン支援

課題3 職業教育の先進化



□小・中等・進路教育の活性化

- ‘進路情報センター’ (韓国職業能力 開発院) 中心に学校で活用することができる進路教育プログラム開発・普及
 - ・学生・学父兄・教師用など対象別オーダーメイド型プログラム、小・中・高の学校級別 ‘進路教育中心の学校運営’ マニュアルの開発・普及
 - ー地域教育庁を ‘進路教育サービス提供中心’ で改編して学生・学父兄に進路相談提供及び地自体・経済団体との協力体系の構築
- 学校級別で進路・アプティチュードテストを1回以上実施して、地自体・経済団体及び関連部処などと連携した職業体験プログラム提供
 - ー職業体験、進路情報及びコンサルティング提供のための部処合同博覧会開催
- 進路教育の活性化のための人材養成体系の改善
 - ー地域社会の資源(経歴断絶女性など)を活用した ‘進路教育コンパニオン(進路コーディネーター)’ 養成及び配置
 - ・役目：学生及び学父兄に進路関連情報及び活用方案の提供
 - ー予備教員養成課程(教・師大)に進路教育関連科目開設の拡大

□高等学校職業教育の先進化推進

- 専門系高の先導モデル育成のためのマイスター高の成功的開校(21校, '10.3)支援
 - －産業体と共同で、オーダーメイド型教育課程開発・運営、実用外国語教育で海外就業力量を強化、現場マイスターを校長・教員に招聘
 - －造船協会と協約締結('09.12), 半導体協会-半導体分野協約締結(予定)など全国単位の就業サポートネットワーク構築
 - ・21個のマイスターで新入生平均競争率：('09)1.26:1→('10)3.55:1
- 全体専門系高をマイスター高・特別目的高校・特性化高・一般系高(統合型高、芸術体育重点高など)で体制の転換及び類型の単純化
 - －自律転換インセンティブ方式による専門系高の精鋭化
 - ・('11)非平準化地域総合高から優先的に転換して職業教育与件の集中支援
 - －一般専門系高は産業分野の特化された人材養成のための特性化高で転換
 - －零細小規模専門系高に対しては統・廃合推進
 - ・('10)一定期間教員の超過定員認定、体制転換の所要経費サポートなどインセンティブ用意

〈特性化高の類型〉

- (1 類型)新しい成長動力産業分野と連携した政府部処連携特性化で拡大
 - ・('09)106校→('15)150校、看護、保育、観光、物流など新しい領域拡大
- (2 類型)職業教育の高度化のための専門大統合過程型特性化高の導入
 - ・'10年から示範運営：('10)10個→('12)30個→('15)50個
- (3 類型)就業重点運営の市・都教育庁(地方自治体)サポート特性化で内実化
 - ・学科水準特性化高→学校水準特性化高で転換('15、150個)

○専門系高の就業機能強化

- －就業先導学校選定支援('10、10校)及び就業機能強化の推進('10、200校)
- －就業希望学生に対するDB構築、企業体に就業斡旋(労働部、中小企業庁協助)
 - ・マイスター高対象の優先適用('10)後全体専門系高に拡大
- －拠点国立大学を中心に専門系高の出身在職者特別選考導入拡大施行
 - ・'10学年度3個大学導入、勤労経験単位認定、学費負担軽減など活性化方案用意

○産業界需要オーダーメイド型教育課程開発・運営

- －産業界国家職務能力標準を基盤で教育課程、教科書開発・運営

- ・('09) マイスター高 21 校、驪州自営農高(示範)などに適用
- －大韓商工会議所などと共同で職業基礎能力評価の導入

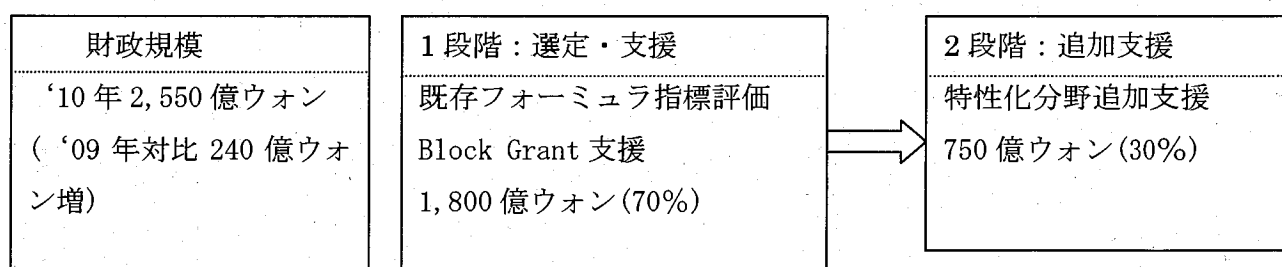
〈職業基礎能力評価導入課程〉

<p>(1 段階) 大韓商工会議所、全経連など経済団体主導で評価島で開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発着手('10. 3)→開発完了('10. 12) <p>(2 段階) 示範評価及び能力認証制運営('11~)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学歴向上重点学校及びマイスター高に優先示範適用 <p>(3 段階) 企業の採用基準で活用('12~)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政安定部の機能人才推薦制、市・道教育庁機能職公務員採用時優先適用推進

- 就業を希望する一般係で学生に対する職業教育機会拡大
 - －労働部中小企業庁などの職業訓練プログラムを一般系高の学生に適用拡大(例:労働部優先の選定職種訓練など)
 - －就業重点の技術系学院活用方案用意(受講料サポート拡大、運営モデル及び教育課程開発など)

□専門大学特性強化及びグローバル水準専門大学育成

- 専門大学教育力量強化事業のフォーミュラ指標を精巧化して先導大学中心に支援し、大学別特性化を促進する方向に補完
 - －フォーミュラ指標による選定、総額配分及び自律的執行の基調維持

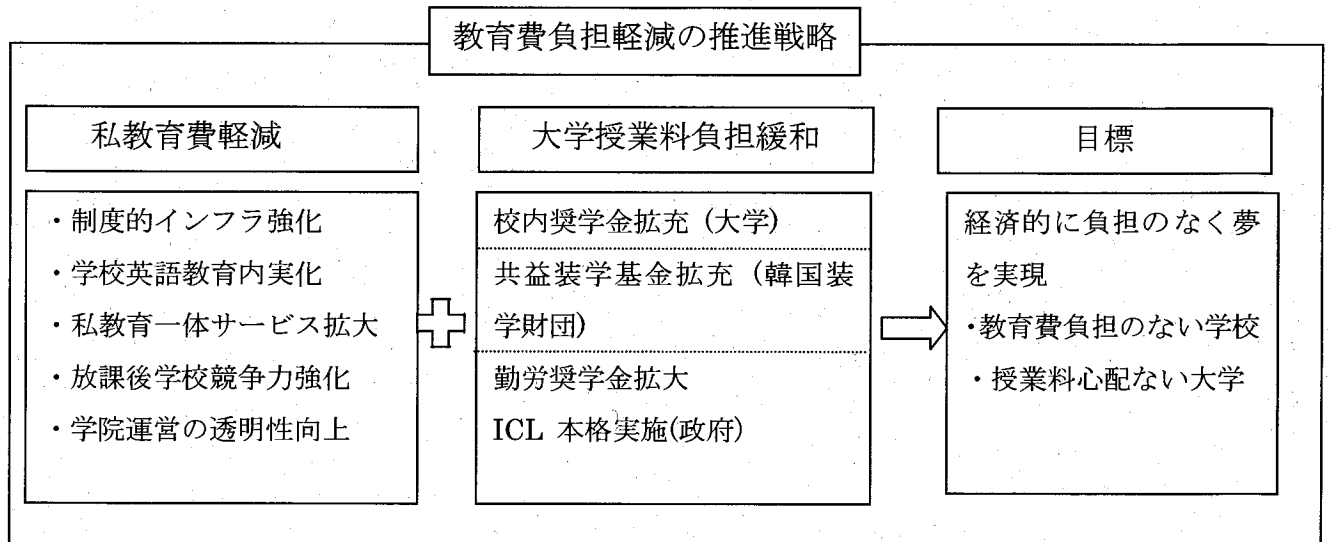


- －優秀専門大学に対する選択と集中方式で支援
 - ・('09)96 校、校当 24 億ウォン→('10)80 校、校当 32 億ウォン
- グローバル水準の職業教育をする国際化拠点専門大学(Global Hub College) 育成
 - －外国人留学生を国内優秀専門大学に幼稚
 - －卒業後海外所在韓国産業界を中心に中堅技術人力で充員

□大人の生涯能力開発の支援

- 生涯学習中心大学の育成事業を通じて大学の大人親和的教育課程及び教育方法提供を拡大
- 大学附設生涯教育院別に特化された職業教育プログラムを開発・運営して優秀プログラムは圏域別 E-ラーニング支援センターと連携、共有・活用活性化
- 熟練産業専門人材の養成を担当する技術系学院中で一定の規模以上の学院を生涯教育法上‘職業技術学校形態の生涯教育施設’に転換
 - －分野別標準教育課程開発、同一または相互補完分野の優秀な学院間のフランチャイズ化サポートなど専門化・大型化のためのサポート強化
 - ・職業技術学校形態の生涯教育施設根拠用意のための生涯教育法改正案の国会提出（’09.7）
 - ・職業技術分野技術系学院 3,988 個（’09.6）、学院の設立・運営及び課外教習に関する法律に根拠
- 大人が取得した生涯学習結果を累積管理して学歴・資格認定と連携及び雇用情報などで活用する生涯学習口座制施行
 - －生涯学習口座制履歴管理システムを公式開通して学習プログラム評価認定実施及び生涯学習口座にプログラム履修 DB 蓄積
 - ・文海教育履修結果など学校外の学習経験を学歴として認定
 - ・生涯学習中心大学の育成事業を通じて生涯学習口座の先行学習履修認定拡大
- 低廉な登録料で日課学業を並行することができるサイバー大学及びサイバー大学特殊大学院は大人の職業教育中心に教育課程特性化
 - －コンテンツ開発・特性化事業（’10,4 億ウォン）、職業・国際化分野開発優先支援

課題4 教育費負担の軽減可視化



[私教育費軽減：制度的インフラ強化]

□2010年を‘私教育費節減元年’にして制度的インフラ強化

○公教育を内実化して個人負担の教育費軽減を実現

- －多様で特色ある教育課程運営など学校自律化・多様化で学校教育の質を向上して学校間の競争誘道
- －教員能力開発評価制の実施で教員専門性向上及び積極的な努力誘道
- －個人個人の能力と適性に当たる水準別オーダーメイド型の授業活性化

○年生別、科目別個人負担教育費の実態分析を通じて私教育原因を診断して、科学的分析に基づいた個人負担教育費軽減対策の樹立・推進

- ・最近3年間（‘07～‘09）統計蓄積で原因分析による対策樹立可能

○市・道別の個人負担教育費の実態を公表して、市・都教育庁間の善意の競争を誘導し、統計分析に基盤したオーダーメイド型個人負担教育費対策樹立を支援

- ・4個圏域別(ソウル、広域市、中小都市、邑面地域)→16ヶ市・道別の調査実施(’09~)
- ・‘10年の調査から地域別個人負担教育費の総額・増減率を市・都教育庁評価に反映

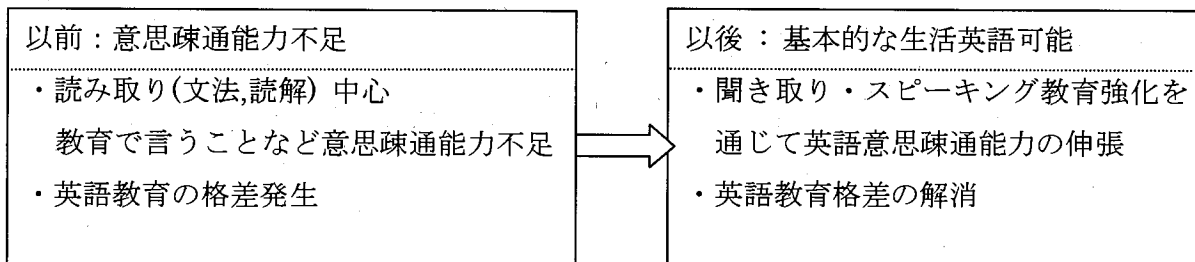
○政策立案段階から私教育誘発要因を点検する私教育影響評価制の制度化で教育政策の自律規制を通じる予防機能の強化

□学校英語教育内実化を通じて英語私教育の軽減

○小学校の英語授業時間拡大と中・高等学校の会話中心の授業実施を通じて全国民が公教育を通じて基本生活英語が可能になるように支援

- －小：‘10年3、4年生から年次的に1時間ずつ拡大適用

- 中等：週当たり1時間以上会話授業の実施及び水準別移動授業の拡大
 - ・水準別移動授業率：('08)76%→('09)78%→('10)85%→('11)90%
 - ・学校英語教育の変化



- すべての英語教師が英語で授業することができるように教師専門性身の丈支援
 - TEE(Teaching English in English) 認証制全国拡大実施('10.3~)及び英語教師のオーダーメイド型深化研修の強化('08、1,200人→ '09~ '11、毎年1,500人)
 - 英会話専門講師の選抜配置('10年まで約7,000人)
 - ネーティブスピーカー英語補助教師研修の義務制実施背く管理強化
- すべての学校でネイティブスピーカー英語補助教師を活用した授業が可能になるように農山漁村・島嶼僻地地域の実用英語教育サポート強化
 - EBS 英語専用放送公共チャンネル化推進で常時英語学習環境提供
 - TaLK 奨学生('10、600人)、ネイティブスピーカー遠隔やけど講義拡大('09、618校→ '10、650校)及び休みの中で無料英語キャンプ支援
- 国家英語能力評価試験開発('09)、示範実施('10~ '11)及び本格施行('12)

[個人負担教育費軽減：私教育一体サービス拡大]

- 放課後学校競争力向上で私教育の需要吸収
 - 正規教育課程と連携した水準の高くて多様な深化補充プログラムを運営して、需要があるすべての小学校に底所得層及び共稼ぎのための面倒を見てあげる教室運営
 - ・小学生の面倒を見る教室：('09)4,172室→('10)6,172室、約7,000個女性働き場創出、低出産対策効果

水準高い教科プログラム (正規教育課程補完) <hr/> ・水準別教科補充・深化 ・英語教育強化 ・IPTV など先端媒体活用 教 育	家庭のように暖かく面倒を見 る(Edu-Care) <hr/> ・安全で楽な空間用意 ・多様な教育プログラム運営 ・おやつ・夕食提供	体験中心得意・適性教育 (文化・芸術・体育) <hr/> ・文化芸術講座拡大 ・中高生サークル活性化 ・スポーツ活動の支援
--	--	---

- 地自体など関連機関が学校と共同運営する放課後学校支援センター('09、10ヶ所→ '10、20ヶ所)を通じて需要者中心の多様なプログラム開発支援

○学父兄及び地域社会の人的資源活用を通じるプログラム内実化

- ・学父兄コーディネート：('09)4,000人→('10)4,800人、お母さん胸メンタリング：
('09)2,400人→('10)2,880人

○優秀民間機関の参加を活性化するための委託運営マニュアルの開発・普及

〈放課後の学校現況及び効果('09.上半期)〉

- ・放課後学校参加規模：全体学生(7,427,245人)の57.6%(4,276,476人)
 - －農山漁村地域の学生参加率は74.1%で全国平均を16.5%上回る
- ・プログラム数：'08年対比24.2%増加(教科55.7%、得意適性43.0%)
- ・素質啓発及び実力向上に助け：学生65.1%、学父兄61.8%
 - －個人負担の教育費減少肯定：学生59.1%、学父兄62.0%
- ・学父兄コーディネート及びお母さん胸メンタリング拡大要求：学校及び保護者(95%以上)

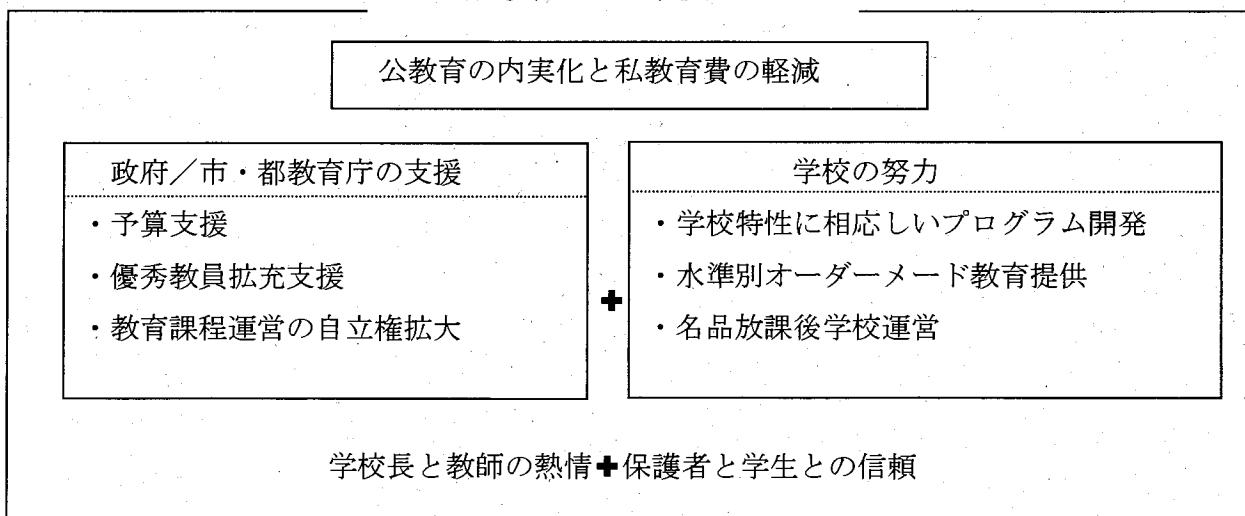
○自由受講券サポートの拡大で底所得層お子さんが経済的に難しいとしても夢をあきらめないように思いやり('09、35万名、1,265億ウォン→ '10、39万名、1,404億ウォン)

□「私教育ない学校」育成拡散

○優秀な公教育プログラムと質の高い放課後学校を提供する“私教育ない学校”の拡散を通じて公教育正常化と個人負担教育費軽減推進

- ・('09)457校→('12)1,000校

〈私教育のない学校〉



〈私教育のない学校の運営事例〉

- ・KAIST 学生会との MOU 締結を通じる週末単科組を新設し、週末私教育需要吸収(17 個班新設、120 人参加)
- ・教科学習サークル運営して学習能力伸張、進学生活指導(36 個、372 人活動)
- ・私教育参加率及び個人負担教育費軽減とともに学業成就能力向上

□サイバー家庭学習及び IPTV 活用度向上

- 新たに開発したコンテンツ及び学習管理システムを診断処方学習システム及び画像相談システムと連携してサイバー家庭学習サポート強化
 - －改訂教育課程の 2011 年度適用教科水準別コンテンツ開発提供
- 活用度が高いことと予想される小学校、農山漁村学校を中心に IPTV を活用した多様な正規教育課程及び放課後教育サービス提供
 - ・全国学校に高画質大容量デジタル資料活用が可能なインターネット網高度化完了(‘09 年末)
- 小学校英語の授業施数の拡大(1 時間→2 時間)による 3、4 年生用 IPTV コンテンツサービス実施(‘10. 3、EBSe)

□EBS 修学能力講義の質を画期的に向上

- インセンティブ強化でスター講師を迎入して、優秀現職教師を選抜・活用するなど最高講師達を確保して名品教材の開発
- 私教育の市場分析及び大学入試修学能力の分析家を招いて私教育を飛び越えることができる戦略と修学能力講義の企画機能強化
- 地域別拠点センター運営と‘尋ねる EBS 現場講義’示範実施を通じて生動感ある現場中心の講座提供
 - ・放課後の時間に高 1～3 年生の低所得層/疎外階層お子さん優先対象で該当の地域最優秀現職教師を活用した国・英・数の中心概念及び修学能力講義提供
- 衛星・ケーブル放送のみで提供して来た大学入学試験情報サービス(入試説明会、TV 入学事情官制など)を至上派放送で拡大
- 需要と使用者の便宜性中心に EBS 修学能力サイト(EBSi)を全面改編して検索機能・速度・画質向上及びリアルタイム水準の Q&A サービスなど提供
- EBS、韓国教育課程評価院など関連機関の間協力体制構築を通じて EBS 修学能力講義と修学能力試験の連携強化

[個人負担教育費軽減：学院管理強化]

□学院運営の透明性向上

- 学生の健康及び安全のために学院の教習時間を合理的に調整
 - ・学院・教習所の教習時間を夜 10 時に縮める市・道の条例改訂誘道
- 市・都教育庁のホームページに学院授業料を公開して学生・保護者の学院選択権保障及び学院運営の透明性強化
- 学院不條理申告センター運営内実化、申告褒賞金制持続的に実施など不法高額課外及び不法・便法運営学院に対する指導・取り締まり強化

[大学生授業料負担の緩和]

□オーダーメイド型奨学金の拡充及び就職後学資金償還制(ICL：Income Contingent Loan)の施行

○大学生授業料負担を緩和のための校内奨学金及び共益基金の拡充

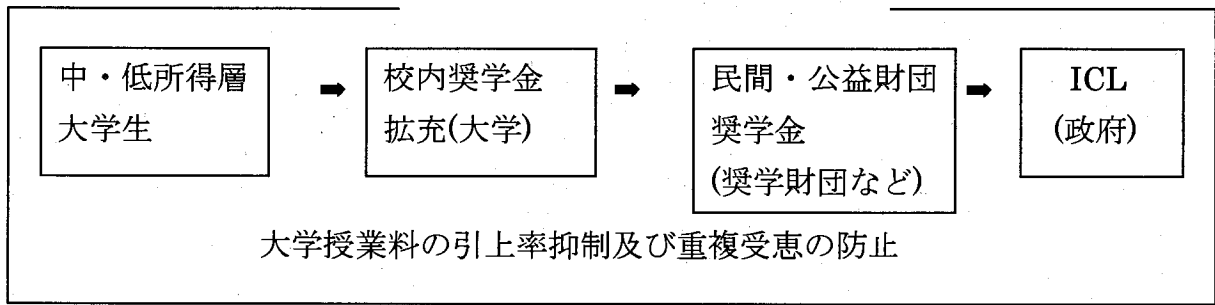
校内奨学金の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICL に増額された大学財政一部(10%)を奨学金に還元 ・ 校内奨学金の 30%以上は底所得層に支援されるように誘道
民間・公益奨学金拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連法律改訂などを通じて韓国装学財団で大学生学資金支援のための寄付金品を積極募集することができる制度的装置用意 ・ 共益財団装学事業の中で低所得層大学生奨学金サポート拡大を誘道
ICL 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の合理的授業料策定、厳格な学士管理など誘道 ・ 大学別協約を締結して ICL 貸し出し規模制限

○中・低所得層の大学生は授業料全額を政府から貸し出しを受けて勉強し、卒業後所得によって引き替える ICL 実施

- ・ 所得 7 分委以下の大学生約 80 万名に授業料全額と生活費(年間 200 万ウォン)を貸し出し
- ・ 大学と協約を通じて合理的な授業料策定、厳格な学士管理、低所得層のための校内奨学金の拡充
- ・ 1 人当り教育費など授業料算定の根拠公示で合理的な授業料策定及び大学間競争促進
- ・ 厳格な学士管理を通じて C 単位以上の割合が 75%以内になるように誘道

○政府部処、民間奨学財団及び企業の奨学事業情報を統合 DB 化して重複受惠の防止

授業料負担の軽減 3段階支援網



- 学業に必要な学資金を学生がワン・ストップで支援受けることができる
民管合同学資金情報総合支援システム構築運営

課題5 能動的・教育福祉の実現

対象別教育福祉の方案			
<p>幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育機会拡大 ・教育課程内実化 ・教員専門性伸張 ・保護者の選択権強化 	<p>障害学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育拡大 ・職業教育強化 	<p>疎外系層の学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多文化家庭支援 ・脱北青少年支援 ・低所得層支援 	<p>危機学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Wee プロジェクト ・対案教育

□乳児教育先進化

○乳児無償教育拡大と併設幼稚園増設で学父兄負担軽減

・（‘10）所得下位 70%までのすべての二番目以上お子さんに乳児学費支援

○午前基本過程（1日 3～5 時間）を創意・人格教育中心に内実化して、幼稚園教育課程運営を正常化

・基礎生活習慣の形成と創意性啓発のための遊び主の体験教育強化

〈基本課程及び終日制教育活動の体系〉

現 行		改 善	
半日制 (3～5 時間)			
9 時	4～5 時	9 時	12～2 時以後
終日制 (半日制含む 8 時間以上)		基本課程 (3～5 時間)	終日制 (その他教育活動+保育)

○共稼ぎ・低所得層家庭の乳児終日班利用の機会を拡大して、多様な需要を反映した特性化プログラム運営

・芸術分野（音楽・美術・体育など）及び創意・科学・人格教育プログラムなど一深夜まで運営する夜間保育専担の幼稚園拡充

○幼稚園の情報公示制、財務会計システム及び幼稚園運営委員会などを導入、透明性・責務性を向上して保護者選択権の拡大

○教員能力開発評価及び公立幼稚園長の評価・公募制の導入などを通じる教員専門性の伸張で質の高い乳児教育サービスを提供

- 小学校就学年齢及び乳児教育体制の改編に対して専門家の意見収斂、政策研究など十分な公論化過程を経て総合的に検討
 - －学界、乳児教育・保育係、保護者・教員団体など各界人士と関係省庁(記載部、福祉部)が参加する関連 TF 構成運営('09.12～ '10.10)
 - ・主要研究検討事項：発達段階の検証、教育課程の運営、乳児教育と保育との役割分担の方案、実践可能な代案開発など

□障害学生及び疎外階層に対するオーダーメイド型教育支援

- 障害学生の義務教育を満 5 歳の乳児と高等学校過程まで拡大し、専門系高を対象で‘統合型職業教育の拠点学校’公募・指定
 - ・特殊・一般学校に特殊クラス 800 個増設、統合型職業教育の拠点学校 10 校指定
- 北朝鮮脱出青少年に対する教育機会拡大及びサポート強化
 - －ハナ院、ハンギョレ中・高等学校を通じる初期適応教育の強化
 - －1:1 メントリング及び相談、不振科目の補充教育、進路・職業教育など一般学校での教育支援を内実化し、代案学校の設立で教育機会の拡大
 - ・「代案学校の設立・運営規定」改訂('09.10)による学歴認定の代案学校開校('10.3)及び公立代案学校の設立('12.3)推進、北朝鮮脱出青少年教育支援センター運営の活性化
- 多文化家庭お子さんに対する現場オーダーメイド型教育の支援強化
 - ・多文化家庭の乳児教育支援方案用意、メントリングの拡大('09、2,500 人→3,000 人)、拠点学校の指定拡大('09、46 校→60 校)、教・師大‘多文化教育講座’開設の拡大('09、10 校→20 校)
- 農山漁村に対しては学期中、週末、休みなど 365 日学校が学生を責任負う年中保育学校の運営を幼稚園から高等学校まで運営
 - ・('10)298 億ウォン追加支援を通じて教育課程の内実化など支援

□低所得層学生に対するサポート強化

- 低所得層お子さんの学費及び給食費支援を拡大し、脆弱階層お子さんが学業を中断しないように緊急学費の支援体制構築・運営
 - ・低所得層の学費支援：('09)3,862 億ウォン→('10)4,838 億ウォン
 - ・低所得層の給食費支援：('09)91%、73 万名→('10)96%、77 万名

- 教育福祉の投資優先地域('10、100 個地域、538 校志願)に対する成果評価を通じて市・都教育庁の自活力向上

- －事業評価の結果が不十分学校(下位 10%)は研修及びコンサルティングを強化し、優秀

学校(上位 10%)は褒賞、加算点などインセンティブを付与

□学業中断及び危機学生に対する体系的支援

○学業中断及び危機学生支援のための Wee プロジェクトの拡大実施

・('09)Wee クラス 1,530 個、Wee センター80 個、Wee スクール 3 個→('10)2,530 個、130 個、6 個

－各界各層の指導層人士と危機学生との 1:1 メントリングを実施する「1 万 Wee メント」構築及び危機学生対象の国内外インターンシップ過程の運営

・「Wee、私たちが希望だ！」美しい一対一のメント宣布式開催('09.12)

・忠南道庁の事例：専門系高の海外インターンシップ過程の運営(47 人、オーストラリア・カナダ・オランダ)

－家庭暴力、学生未婚母(約 3,300 人推定：実態調査政策の研究、'09)など新社会的危機対応のための家庭型 Wee センター「私たち(Wee)家」運営

－Wee プロジェクト質の管理強化のために全国圏域別の融合 Wee センター示範運営、新規センター構築、相談教師・教師力量の強化などを支援

○学業中断事由に対する定期的の調査拡大(年 1 回→年 4 回)と深層分析(類型、学業中断後の進路、復帰などの移動経路)でオーダーメイド型サポート対策用意

○学業中断の学生を教育している代案教育施設に対する機資材、教具、教育プログラム運営など支援('09、94 ヶ施設→ '10、100 ヶ施設)

課題6 高級人材の養成

[小・中・高：潜在力ある学生の用意性教育強化]

□英才教育対象の拡大及び深化された英才教育の推進

○可能性がある学生なら誰も英才教育を受ける機会を提供

－英才教育対象を拡大（‘09、1%→‘12、2%）し、選抜方式も試験中心から教師の学生観察・推薦に改善

○英才教育課程を基礎及び深化過程で分けて、基礎過程（1年以内、英才クラス）履修後、優秀学生を選抜して深化過程（英才教育院）教育

○英才学校数の拡大（‘09、2校、ソウル、釜山→‘10、3校、京畿追加）

□一般高等学校の用意性の教育強化

○核心力量を強化した高校教科改編とともに高校英語、数学科目中心に無学年制・単位制の導入及び高等学校卒業要件の設定推進

－‘10年教育課程の革新学校、自律型公立高、自律型私立高で示範運営後一般学校に拡大

○英語、数学、科学科目の成績最上位圏の学生たちのための大学水準の‘高等学校大学過程（High school College）’設置運営

○優秀高等学生が休みの中に大学水準の教育課程を履修、大学入学後に単位が認められる‘大学科目先履修制度（University-Level Program）’の拡大

○質の高い教育のための教科教室制の拡大（‘09、647校→‘10、707校）

○一般高等学校で特定の教科深化過程を運営する‘重点学校’の拡大

・‘12年まで科学100校、英語100校に拡大、‘10年芸術・体育30校推進後拡大検討

□特殊目的高は設立主旨に当たる充実な教育実現

○成績よりは素質・適性がある学生に教育機会の拡大

－科学高は‘11学年度からすべての学生を‘入学事情管選考’及び‘科学創意性典型’で選抜

－外国語高等学校、国際高等学校は新入生全員を対象で‘入学事情管による自分主導の学習典型’で転換し、社会的配慮対象者の典型拡大

・社会的配慮対象者の選抜拡大：（‘11）定員の10%→（‘12）15%→（‘13）20%

○科学高等学校は近隣大学とMOUを締結して、優秀学生が大学過程をあらかじめ勉強して研究も参加出来るように支援

○外国語高等学校は教育目的を“外国語に上手な人材養成”に明確にして専攻外国語の履

修単位拡大など外国語深化教育の強化

[大学：優秀研究人力の養成強化]

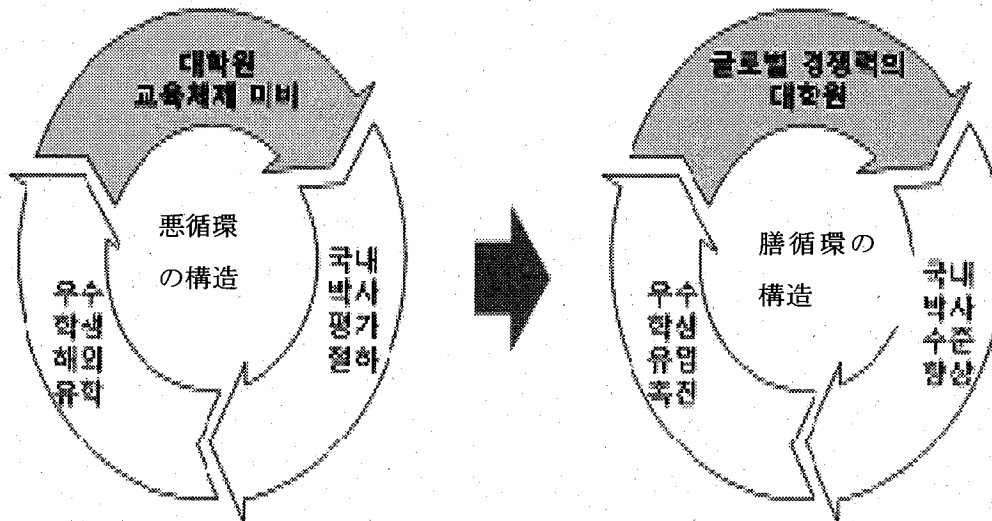
□潜在力ある学部・大学院生研究活動サポート強化

- 理工系学生自らアイデアを導出して研究するように支援するプログラム(URP : Undergraduated Research Program)の拡散
 - ・('09)100個の課題→('10)150個の課題
- 数学・物理・生物など基礎科学に潜在力ある修士・博士級人力を選抜して最小3年間特別研究支援金(National Junior Project)の支援(新規)
 - ・('10)20人、1人当たり4,000~6,000万ウォン

□(仮称)“グローバル水準の高級博士養成プロジェクト”企画の推進

- 国内博士に対する教育・研究を強化して高附加価値を新たにつくるグローバル水準の博士養成の先循環構造構築
 - ・目標：大学教授、先端企業リーダー型研究員、先端技術の基盤創業水準の博士養成
 - ・日程：('10)予備妥当性の調査、('11)事業本格推進

〈博士養成の膳循環構造で転換〉



- 創意的知識創出と拡散のための教育と研究の統合企図 (Research-Based Education)
- ・ 大学・研究所を連携した大単位優秀教育・研究 Hybrid 組織創出及び育成
- 自期主導的研究能力の培養のために優秀学生を選別支援 (Graduate Fellowship)
- サポート単位を大型化して包括的に財政支援、自律目標制などを通じた大学自律性拡大

○既存 BK21 事業を通じて 2 万名の修士・博士過程生に研究奨学金の支援

□卓越な博士の後、研究者に‘特別研究支援金(National Research Fellowship)’の授与

○優秀 Post-Doc を選抜して大学・出演(研)で創意的個人研究を遂行するように研究費支援
(‘10, 20 人)

○出演(研)が機関で必要な核心人力を選抜、機関固有の事業費を活用して長期間(3年以上)
活用するように誘道(‘10, 20 人内外)

□人文社会分野の優秀人力養成及び成果創出

○人文社会学術振興の長期ビジョンによって、研究者の生涯周期によった中断のない支援
体系の構築を通じて創意的な人文社会の研究人力育成

○疎外学問の大学講義支援(‘10、20 億ウォン、71 個講座)、漢文古典翻訳の専門家養成(‘10、
1 大学、2.5 億ウォン)など戦略的保護・育成が必要な分野の核心人文社会の人力養成

○世界と疏通する韓国学の発展のために海外韓国学者を集中育成

— ‘海外韓国学の中核大学’を選定・支援し、韓国学教育-研究・大衆化の統合モデルと
して‘韓国学ラップ(Lab)’新規推進(‘10、15 億)

— 韓国学の教育機会拡大のために海外大学に韓国学教授派遣及び外国人修士・博士過程
生に奨学金支援

○韓国社会を診断し、未来の多様な危機と挑戦に対応する解法を捜すための社会科学研究
の着手(韓国社会科学の発展方案：‘10、100 億ウォン)

□知識サービス分野の優秀専門人材の育成

○評価体制構築、実務教育強化方案の用意など法学専門大学院体制の定着で広い識見と実
務能力を持った法律専門家の養成

・(‘10)法学専門大学院の評価委員会構成、自体評価の実施予定

○医学・歯医学の専門大学院体制定着及び臨床と研究を兼備した医科学者(M. D-Ph. D)養成
支援(‘10、102 人)を通じる医療専門人材の養成

○韓国的企業特性を理解して国際的競争力を取り揃えた経営(金融・物流)専門人力の養成
のための経営専門大学院の質管理体制の構築

○学制間の融合研究を活性化して人文・自然科学の素養をすべて等しく取り揃えた通渉型
人才養成

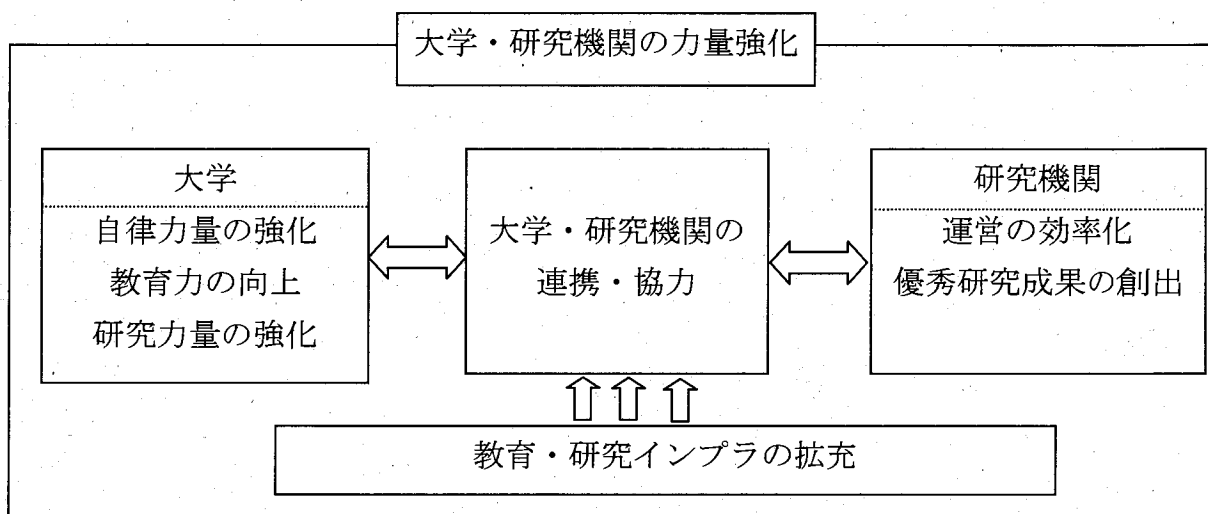
— 新しい成長動力産業・技術を中心に学制間融合大学院体制を促進して核心研究専門人
力の養成

[研究集団：碩学・スター科学者育成]

□優秀学者・科学者発展トラック強化

- 優秀成果を新たにつくった人文学者または科学者が既存研究を深化・発展させながら研究力量を継続的に強化して最高研究者に至るように支援
- 人文社会の優秀学者たちの研究・著述を安定的に支援して研究業績を集大成するように誘導することで世界的碩学に育成
- 優秀科学者をたくさん掘り出して、獨創性・波及効果が大きい研究中心強点分野を深化させて世界的スター科学者に育成
 - ・支援規模：('09)45 億ウォン、3 人→('10)110 億ウォン、7~10 人に対して課題別特性によって支援
 - ・支援期間：('09)3+3 年→('10)5+5 年
- 先端・融合分野で碩学級研究者が全権を持って運営する‘責任運営専攻過程’設置運営方案の樹立

課題 7 大学・研究機関の力量強化



□大学自律力量向上のための効果性向上

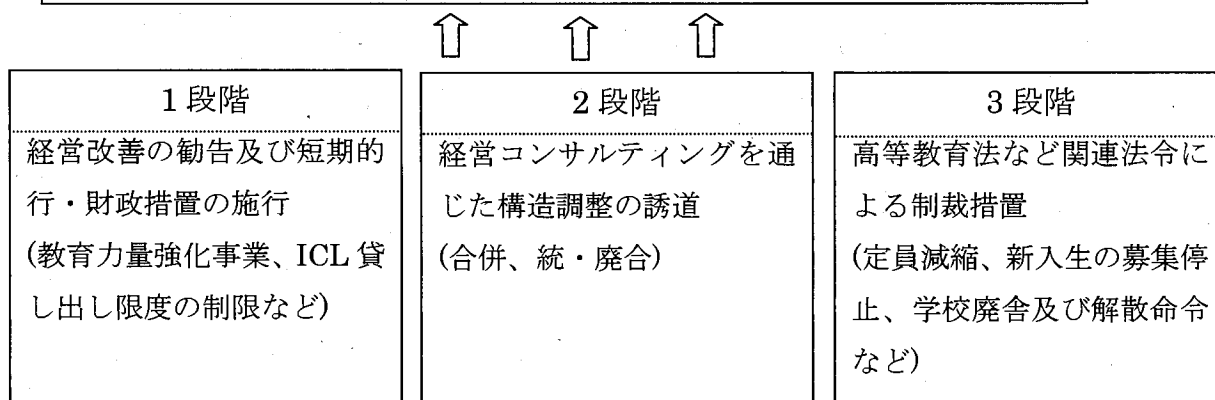
- 国立大学の法人化を推進して大学運営の自律性・責任性を土台で国立大学の力量を画期的に向上
 - ・徹底的な事前準備で国立大改革の始発点であるソウル大法人化の成功的推進('11.3)
 - ・地方拠点国立大学を中心に同一圏域素材の国立大学と連合体制を構築して3~5年間準備期間を経た後、単一法人に転換

○大学教育質の低下を防止するため、経営不実の私立大学に対する自律的・常時的構造調整の支援体制の構築

－経営診断と実態調査（'09.5～11）を根拠で経営不実判定（'09.12）及び経営コンサルティングを通じる統・廃合または解散など段階的構造調整の誘導

－大学の教育与件及び成果に対する主要指標を信号灯の体系で提供して学生及び保護者の学校選択権保障

自率的構造調整を通じた私立大学の競争力向上



○私立大学の自律力量増大のための支援策の用意

－役員就任の承認、財産処分の許可、定款変更の認可など報告制転換の推進

○大学の中長期発展の方向を提示する高等教育のビジョン樹立

・融合親和型の学士構造導入、能力・実績中心の教授制、高等教育財政の拡充など

□厳正な大学評価及び情報公開の拡大

○大学の建学理念及び人才像に附合する学生選抜・教育課程・教育成果など大学自らが評価して改善する大学自体評価制の定着

○教育と研究力量の均衡的評価のための大学評価認証システムの先進化

・大学評価の認証と大学財政支援の有機的連携方案の検討

○学生・保護者が願う大学情報を持続的に発掘・公示

・授業料及び 1 人当り教育費算定の根拠、大学入学試験典型料収入・支出現況など 6 個項目の追加公示

□大学の競争力強化を主導する先進型教員運営制の導入

○国立大学が教授定員を弾力的に運営することができる総額人件費制の導入推進

・（'10）上半期中で妥当性の検討後、関係部処協議推進

○年俸序列中心の教授給料体系を業績と報酬が連携される成果年俸制での改編推進

○現場需要を反映した協同研究の活性化のために教授の学科/学部所属制を単科大学/系列別所属制で改編柔道

□大学学部教育の質と競争力向上

○学士組職及び教員人事、教育課程と教育支援体系などを総体的に先進化する‘学部教育の先導大学’モデルを育成・拡散(10校、300億)

－基礎素養教育の強化、教授業績の評価システム改善、講義公開など大学の自律的学部教育強化の努力柔道

○教育及び実習活動支援、教育与件の改善など大学の自律的教育力量強化を長続き支援(90校内外、2,600億)

－厳正な学士管理、積極的に学生支援(授業料引き上げ自制、校内奨学金拡大)などを評価指標に追加・反映して教育力向上の核心基盤の強化

□大学のグローバル研究力量の強化

○WCU事業で新しく開設された専攻・学科などに海外学者たちが講義研究に本格参加する
によって、大学現場の雰囲気刷新

－中間評価を通じて選択と集中による事業構造で改編推進

・新しい成長動力及び融複合分野2個の分野(‘09、15個→‘10、17個)追加選定

・ノベルフォーラム開催、大学講義の公開(OCW: Open Course-Ware)を拡大運営してWCU事業成果共有・拡散に主力

○英文研究計画で活性化、国際仲間評価の実施(Int'l Peer Review)など海外優秀学者たちとの共同研究の促進及び国内大学の認知度向上

・(‘10)グローバル研究ネットワーク78億ウォン、グローバル研究室(GRL)157.7億ウォン

○大学教授たちの海外派遣研究を支援し、海外優秀研究機関との共同研究センターを国内大学に設置し、グローバル研究力量の向上

・(‘10)大学研究人力の国際交流サポート40.6億ウォン、海外優秀研究機関誘致160億ウォン

□出演(研)の力量強化

○内部競争システムを強化して成果優者と不十分者に対するサポートの差別化を通じて研究生産性の極大化誘道

－成果優秀者にインセンティブの差等幅を拡大(50%→200%)と、停年以後勤務機会を提供するが、充分でない場合退出システムを強化

○優秀研究成果の創出を誘導するための安定的な研究支援の拡大

- 政府の直接支援人件費比重の拡大 : (' 09) 54. 6% → (' 10) 60%
- 契約職研究員の中で成果が優秀な場合、持続的な研究機会を提供し、正規職選抜の時優先権付与
- 科学技術人の生活安定及び福祉増進のための科学技術人年金制の拡散
 - ・ 加入者 : (' 09) 3, 344 人 → (' 10) 7, 090 人、納入金 : (' 09) 522 億ウォン → (' 10) 1, 239 億ウォン

○ 出演(研)の開放型運営体制構築を通じてグローバル競争力確保

- 経営能力とリーダーシップを取り揃えた世界的碩学迎入を推進して機関長中心の責任の経営強化
- 海外優秀人材を誘致して世界水準の学・研の協同研究を遂行する WCI(World Class Institute)本格に推進

○ 出演(研)間の重複機能調整及び組織運営の健全性確保のために凡部署次元の出演(研)の体制改編

- 機能的な制度改善と構造的なゴボノンス改善方案の併行推進

□ 教育・研究力量を高める学術インフラの構築

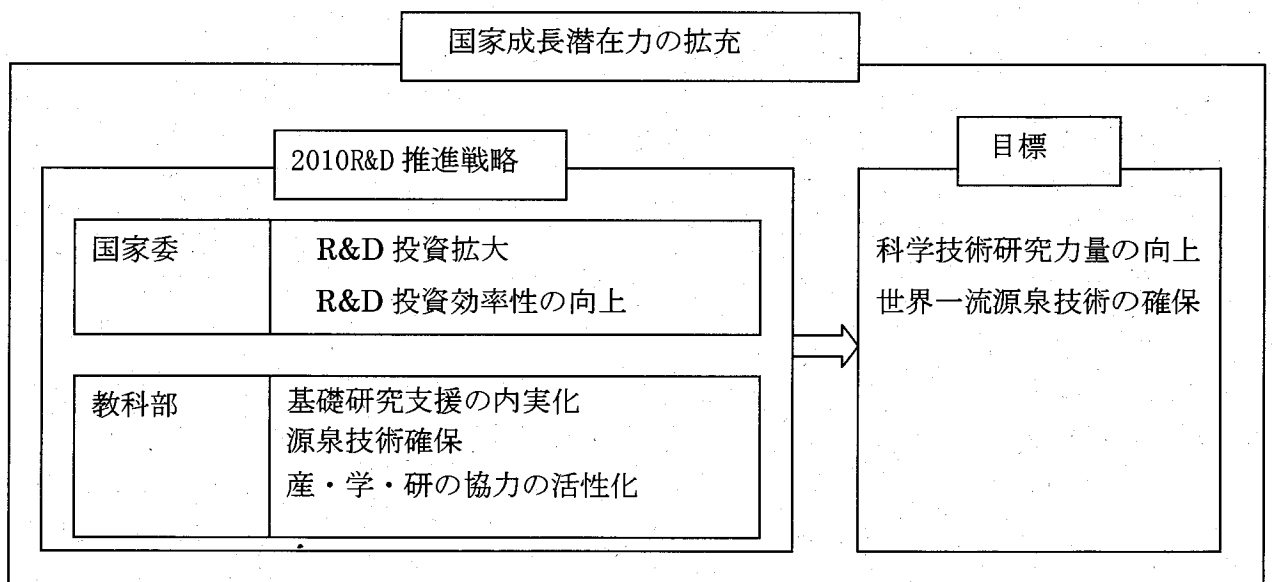
- 優秀論文が収録されて、収録された論文の検索・引用が容易い e-ジャーナル形態の世界的学術誌(Top Journal)育成
 - ・ (' 10) 科学技術分野に 1~2 個学術誌の育成(試験事業)、(' 11) 以後事業拡大
- ' 学術団体の支援事業' を構造改編して選択と集中に根拠した優秀学会支援を大幅に拡大し、学会の競争力向上及び自活力の強化
 - ・ 科学技術は韓国科総、人文社会及び複合学問は韓国研究財団で支援
- 電子ジャーナル、Web DB を国家ライセンス方式で取得して統合サービスすることで、大学教育及び学術研究の基礎資料を大幅に拡充
- ' 外国学術誌支援センター' を拡大(' 09、1 個 → ' 10、7 個)、核心ジャーナルを最少 1 部ずつ国家資産で蓄積・保存及び共同活用

□ 大学研究機関の学研協力の活性化

- 産業オーダーメイド型人材養成及び就業促進に重点を置いた拠点大学育成
 - ・ 広域経済圏人材養成拠点大学 : (' 10) 19 大学、1, 000 億ウォン、働き場の創出 500 人
 - ・ 産学協力中心の大学 : (' 10) 32 大学、300 億ウォン、働き場の創出 300 人
 - ・ 地域拠点の研究団 : (' 10) 6 大学、135 億ウォン
- 地域の中小企業と地方大学理工系学科(修士博士参加)の間共同研究を通じる地域産業革新と自体高級人材需給支援
 - ・ 地域革新人材養成事業 : (' 10) 237 億ウォン、54 個新規課題支援

- 地方科学研究団地(10ヶ団地、144億ウォン)造成及び地域研究開発支援団(5個)運営を通じて地域大学中心の産学研協力の促進
 - ・広域圏 R&D の調査分析及び地域特化分野の研究開発事業の推進
- 大学教員と研究機関研究員が互所属機関の業務を同時に遂行することができる‘学一年間教授制導入’などを通じて大学出演(研)の間人力交流活性化
 - ・人力交流に関する明示上根拠を用意するために関連法令(産学協力促進法、教育公務原法など)改訂を推進して、機関別自体規定に反映誘導
- 工学教育認証制を短大まで拡散して認証制実効性向上のために認証評価
 市産業係人士の参加を誘導するなど需要者中心の専攻力量強化

課題 8 R&D の先進化



[R&D 投資拡大]

□持続成長のための政府 R&D 投資拡大

- 危機以後成長潜在力拡充のために政府 R&D 投資の戦略的拡大維持(‘12 年まで国家 R&D 総投資(民間+政府) GDP 5% 水準で拡大)

〈政府 R&D 投資計画〉

	‘09	‘10	‘12
予算	12.3 兆ウォン	13.6 兆ウォン	16.6 兆ウォン

○拡大された '10 年 R&D 予算は科学技術基本計画によって基礎・源泉研究に集中投資

〈政府 R&D 基礎・源泉研究投資(比重)計画〉

	'09	'10	'12
基礎	29.3%	31.3%	35%
源泉	9.6%	11.4%	15%

□国家競争力向上のための民間 R&D 活性化誘導

- 政府 R&D 投資拡大といっしょに民間 R&D 投資活性化のために企業 R&D 活動状況ジレンマ敷布団である調査及び解消
 - ・租税関税, 洗剤(サービス R&D 支援), 金融, 人力, R&D サポートなど
- 企業親和的制度改善及び企業敷設(年間)の質的水準向上のために企業敷設(年間)サポート体系先進化推進
 - ・企業敷設(年間)登録制導入及び申告簡素化, オンライン統合支援システム構築など

[R&D 投資効率性向上]

□研究成果拡散システム先進化推進方案用意('10.上)

- (企画) 企画段階から商用化を考慮した技術開発戦略樹立及び研究成果管理体系構築推進
 - ー特許・論文及び商品(3P)分析に基盤した立体的な辞書企画実施、全週期知識財産経営体制強化
- (組織) 研究成果以前活性化のための専担組織(TLO) システム改善
 - ーTLO 専担人力拡大及び専門教育強化を通じる成果向上
 - ー成果管理以前のための研究開発主体の間連携方案樹立
- (事業) 商用化促進のための国家研究開発事業改善
 - ー基礎源泉技術と応用技術が連携されることができるよう共同企画、別途の連携事業推進など連携以前活性化方案用意
 - ー緑成長, 新しい成長動力分野など大型国家プロジェクトの事業化連携技術開発(R&BD)事業導入
 - ー大学出演(年間)の未成熟潜在特許技術と産業界要求水準を連結させてくれることができる保有技術商用化方案樹立
- (制度) 商用化促進のための制度改善及びサポート制度用意
 - ー「研究成果目標管理制」導入を通じて企画段階から研究開発前週期にわたって成果中心に研究事業を管理
 - ・事業の類型, 規模など特性によって段階別目標管理詳細戦略用意

－技術持ち株会社設立活性化及び技術評価信頼性向上方策樹立

□民間専門家中心の科学技術総合調整強化

- 国家科学委員会の‘R&D 予算配分検討専門委員会’機能を技術分野別 R&D 政策及び事業の企画調整分野まで拡大
- 凡部署科学技術政策課題の検討調整と政府 R&D 知識財産の戦略企画及び総合調整強化のために 2 個の専門委追加運営
 - ・科学技術政策専門委員会、知識財産専門委員会：民間中心に構成(‘10. 上)
- 運営委員会を分野別専門委員会と直接連携して実質的専門的検討調整が可能になるように運営方式改善
 - ・運営委員会の民間委員を分野別専門委員会に倍速
- 分野別専門委員会で関連専門家を活用して科学技術アジェンダを主導的に発掘企てるように支援

[R&D：基礎研究サポート内実化]

□研究者需要中心の基礎研究サポート拡大

- 創意的個人基礎研究サポート拡大(‘09、5,000 億ウォン→‘10、6,500 億ウォン)
 - ・理工系教授の基礎研究費受惠率向上：(‘09)20.7%→(‘10)27.2%
- 不確実性が高い未開拓分野の挑戦的・先導的研究を誘導するため‘誠実失敗の容認制度’を取り入れた‘冒険研究事業’着手(‘10、40 億ウォン)

□国家需要中心の戦略基礎研究本格推進

- 国家的・社会的懸案(緑技術、新成長動力など)に先制的に対応する基礎研究を段階的に拡大(‘09、69 億ウォン→‘10、218 億ウォン)
 - ・サポート分野：Science Map(上位 1%高非引用論文の分析)を活用して発展可能性が大きく我が国の成長を主導することができる有望基礎分野選定
- 学問の多様性油脂及び国家次元の戦略的育成が必要な‘特殊保護学問’分野支援(‘10、22 億ウォン)

□基礎科学振興のための研究装備施設など基盤拡充

- KSTAR 性能向上と運転技術向上本格化(‘09.6 着手)
 - ・プラズマ性能：1 次(‘08.6、0.4 秒)→1 次(‘09.11、3.6 秒)→3 次(‘10、5 秒目標)
- 新物質新素材研究などのための大型科学装備長続き拡充
 - ・放射光アクセレーター性能向上(浦項)、陽性子アクセレーターセンター建設(‘12 年完工、競走)及び研究用高温プラズマ研究センター建設(‘14 年完工、全北)

[R&D : 源泉技術確保]

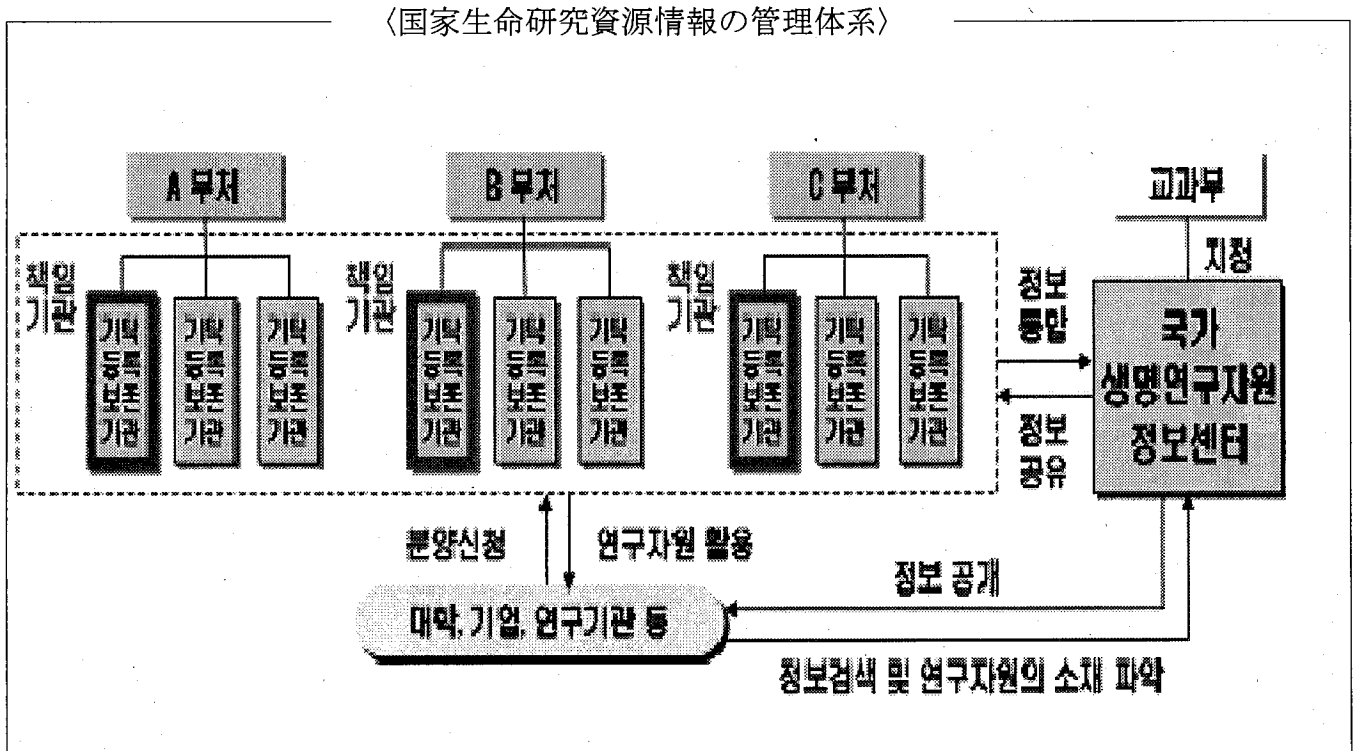
□技術の高附加価値化のための源泉技術確保

○NT BT IT 源泉技術開発投資拡大

- (NT) ナノ融合素材など 35 個グリーンナノ技術('09、1,240 億ウォン→ '10、1,300 億ウォン)
- (BT) 新薬、幹細胞、長期複製移植技術など先端生命工学分野('09、760 億ウォン→ '10、903 億ウォン)
- ・全周期的(候補物質、専任上、臨床) 部処連携新薬開発を通じてシナジー効果創出
- (IT) ソフトウェア工学, 情報及び知能システム、システムソフトウェアなど次世代ソフトウェア分野基盤共通技術開発重点支援('10、20 億ウォン、新規)

○国家次元の源泉研究インフラ拡充

- 新薬基礎物質と臨床製品化の連携強化のための「新薬開発支援センター」 建立加速化('09、26 億ウォン→ '10、304 億ウォン)
- 一部署別で散在した生命研究資源情報を国家次元で統合管理するため「国家生命研究資源情報センター」 指定運営('10)



□新産業創出のための未来融合先端技術先行獲得

○融合技術を世界水準で育成するため「NBIC 融合技術指導」 樹立('10. 上)

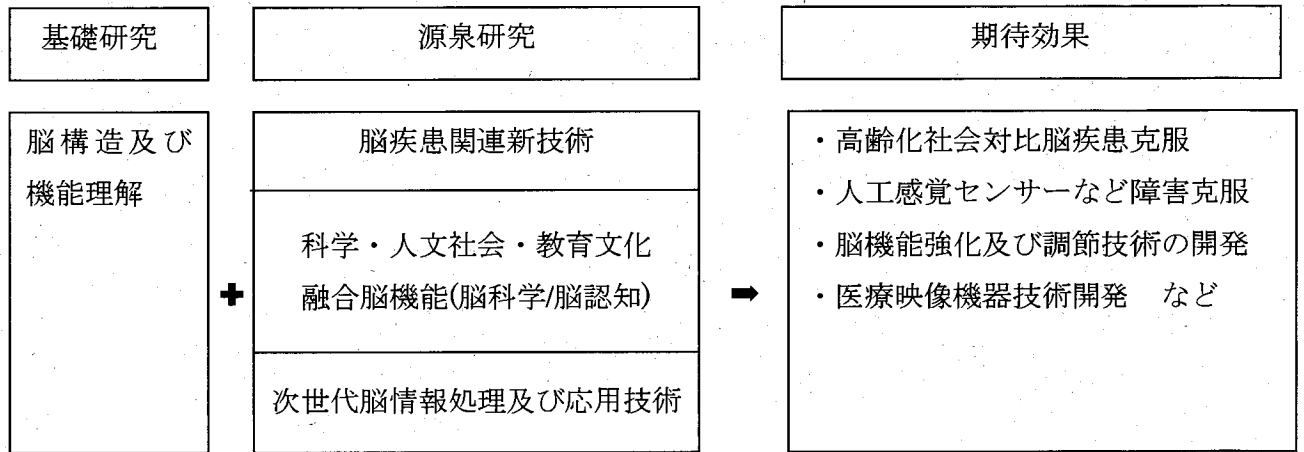
一国家的に優劣育成する3台分野(バイオ・医療、エネルギー・環境、IT)の重点課題別
戦略製品/サービス及び関連核心融合技術の開発

・高齢親和医療機器、スマート上水道、知能型融合自動車など15個の課題

○高危険－高収益型融合源泉技術開発の拡大(‘09、550億ウォン→‘10、700億ウォン)

・知能型バイオロボット、バイオ融合素材、人工知能、先端医療機器など25個の事業団

○脳疾患予防治療など脳研究を拡大支援して‘脳研究員’設立を本格推進して、今後の脳
分野国際競争力の確保(‘10、130億ウォン)



□国家的グローバル課題対応新規事業推進

○世界一流の基礎・源泉技術の強国で跳躍するための‘グローバルフロンティア’事業着手(‘21年戦略分野世界4位圏競争力の確保)

－16個‘フロンティア事業団’が段階的に終了されるによって世界市場を先行獲得することができる核心技術を開発する大型後続事業の推進(‘10、150億ウォン)

〈グローバルフロンティア事業推進の戦略〉

戦略	主 要 内 容
1	・国家戦略技術を選定して集中投資(課題別100～300億ウォン)
2	・研究団型の事業推進(責任と権限強化、R&Dプロジェクトの全般的管理) ・研究団R&D企画評価機能の強化、評価の透明性強化など
3	・研究機関、研究領域間のネットワーク及び融合研究の強化
4	・海外諮問団による評価 + 国際コンファレンス, 海外研究者活用向上

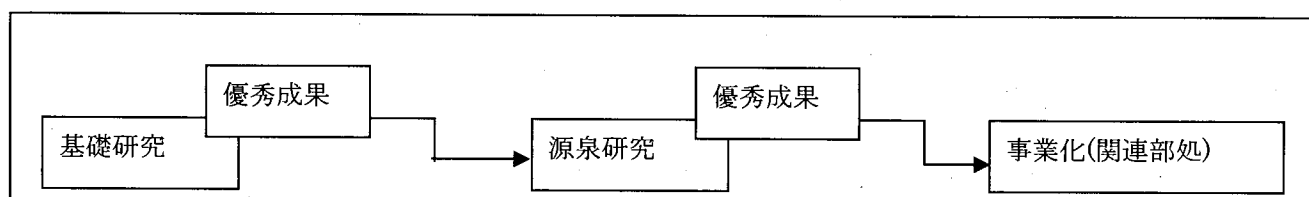
○国民生活質の向上のために高齢親和、障害克服、社会・災害安全分野の核心技術開発の新規推進(‘10～’14、総800億ウォン)

- ・(課題例示) 免疫力弱化高齢層の健康回復及び増進技術、環境のために及びバイオケミストリーテロ物質の早期探知及び検出技術など部処・事業間の連携活性化

○優秀な基礎研究の成果を掘り出して源泉研究に基盤で活用して源泉研究成果を事業化サポート事業で連携

ーナノ融合 2.0 など関係部処が合同で参加・支援する「共同連携プログラム(Bridge Program)」の企画・推進

- ・教科部(Tech Seed 発掘、Prototype 開発)、知経部(Biz Item 発掘、Production Feasibility 検証、Commercialization 事業)



[産・学・研の協力活性化]

□優秀研究成果の創出・保護・活用及び事業化促進

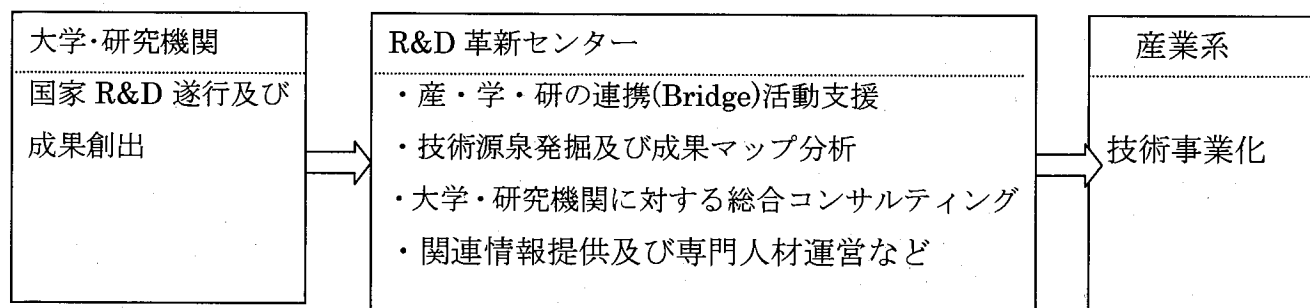
○企業附設(研)を中心に産学研研究の協力ネットワークを構築して核心ジレンマ技術の中長期的に一緒に研究するように支援

- ・産学連協力の優秀研究室事業:('09)7.7 億ウォン→('10)23 億ウォン

○'国家研究施設の装備振興センター(NFEC)'を本格稼動することで政府 R&D 事業に構築された研究施設・装備の共同活用の拡大('10、15 億ウォン)

○'R&D 革新センター'と技術移転の専担組職間の協力を通じて優秀研究成果と創出・保護及び産業界への拡散を体系的に支援

- ・産業的潜在価値が大きい技術発掘及び成果マップ分析、海外権利確保のサポートなど



○基礎源泉研究の成果が事業化商用化まで行くことができるように'R&D-IP 協議会'を通じて教科部と特許庁事業連携協力拡大

- 技術移転及び事業化成功率を向上するために技術移転の専担組織(TLO : Technology Licensing Office)内の専門家の割合拡大及び力量強化
- 大学出演(研)が保有した優秀技術を土台で創業を促進するように産学研協力技術持ち株会社設立サポート強化
 - ・技術出資義務限度の緩和及び持ち株会社自体営利行為の許容範囲の拡大など(産学協力促進法改訂)/技術持ち株会社設立('09)8 個→('10) 14 個で拡大

【国際科学ビジネスベルト造成】



- ・拠点地区 : 基礎科学研究員と中イオンアクセレーターが設置される地域シリコンバレーの成功要因である大学・研究所・企業・ファンドを造成
- ・機能地区 : 拠点地区の隣近に研究、産業などの機能が集積された地域を指定して拠点地区と連携発展

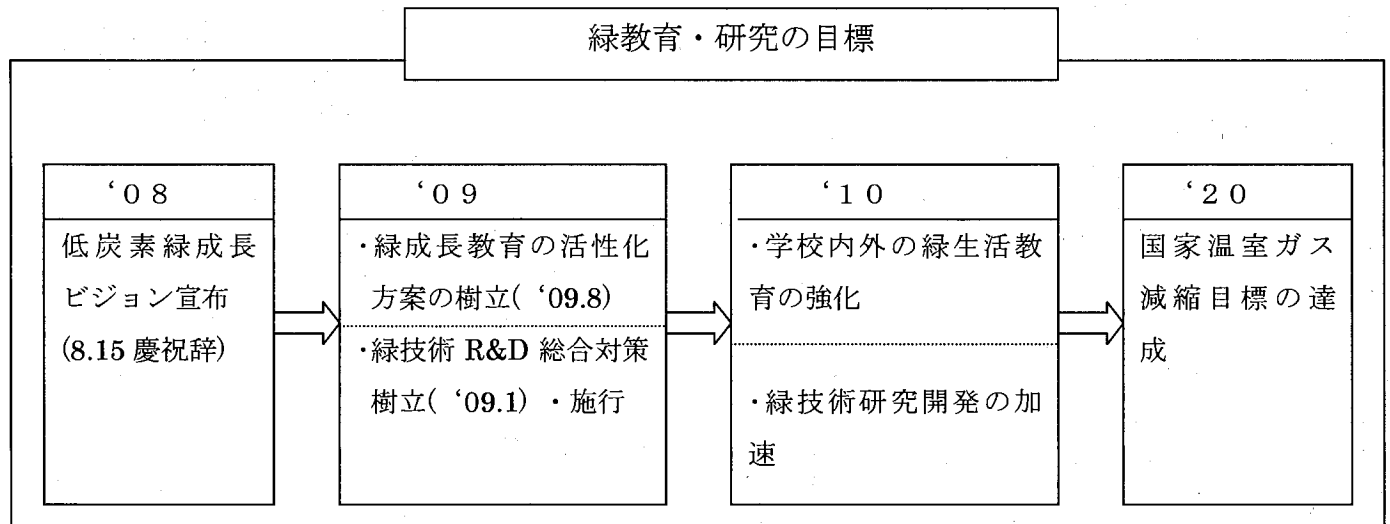
□研究インフラの構築

- 政府出演(研)、企業(研)、海外(研)誘致計画の樹立
- アンカー研究所で基礎科学研究院の設立推進
 - －基礎科学研究員マスタープラン及び設計、中イオンアクセレーターの概念設計実施

□知識産業インフラの構築

- 未来成長性が高い有望知識基盤産業君の選定
- アンカー企業及び国内外企業幼稚戦略の樹立及び誘致活動
 - －誘致業種の立地需要調査

課題9 緑教育・研究活性化



[学校内外の緑生活教育の強化]

□緑教育を強化した小・中等教育課程の運営

○小・中等教育課程の改訂の時('10)各教科(目)別に緑成長関連内容を反映して、高等学校選択科目で‘環境と緑成長’教科書の開発

〈小・中等教育過程の改訂〉

学年	単元	現行教育課程の内容	‘10年教育課程部分の改訂の時反映
社会 10 学年	(5) 地域開発 と環境保全	④持続可能な発展の意味を理解し、生態観光のような国内外の多様な実践方案を探索する	④緑成長の意味を理解し、緑産業育成のような国内外の多様な実践方案を探索する

○‘緑成長研究学校’を通じて学校自ら差別化された緑教育過程方法資料などを研究して適用して、地域内他の学校で拡散

・‘09.3～‘11.2 間、47 個運営(市・道別、小・中・高、各1 個ずつ、大田は2 個)

○一般・予備(教・師大)教員たちの緑成長関連教育及び研修強化を通じて教科別・段階別(小・中・高)オーダーメイド型緑生活教育の推進

・校長(教頭)・1 級正教師の資格研修の標準教育課程に緑成長理解科目の運営

○教育環境である学校も緑生活教育に相応しいように老後された小・中・

高から親環境型・体感型で改善する‘グリーンスクール’持続に推進

〈グリーンスクール類型(例示)〉

学校類型	主要事業内容
生態学校、自然親和型学校	・樹木造成、学校屋上の庭園化、生態池造成、親環境包装材の改善、自転車駐車場及び自転車道の造成など
エネルギー節減型学校	・地熱及び太陽熱利用冷暖房及び給湯設備、雨水利用施設、高効率照明器具設置、エネルギー節約型戸障子交替など
親環境素材型学校	・親環境外装材・塗布、天然型壁紙・底材料・内装材など

□学校内外で多様な緑生活体験の機会拡大

- ‘Eco 生活科学教室’拡大運営で放課後に体験探求実験を通じて学生住民たちの緑生活意識の向上

〈生活科学教室事業の内容〉

区分	邑・面・洞の生活科学教室	学校にいく生活科学教室	
場所	住民自治センター	小・中学校	
対象	地域住民(小・中学生、主婦、老人など)	小・中学生	
細部事業	既 存	<ul style="list-style-type: none"> ・緑成長示範地域を選定して‘Eco 生活科学教室’指定・運営 ・住民対象月1回ミニ緑体験館の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活科学教室プログラムの中で緑成長関連内容 10% 以上反映 ・市・都当‘Eco 生活科学教室’1 個校指定・運営
	変 更	<ul style="list-style-type: none"> ・生活科学教室プログラムの中で緑成長関連内容 20%以上反映 ・‘Eco 生活科学教室’を市・道当2 個校で拡大(‘09、16 個→‘10、32 個) 	

○国立科学館(果川・大田・ソウル)を活用して家族が一緒にする緑生活・緑成長教育・体験の場の拡大

- ・家族科学祝典、大韓民国科学祝典など総合的科学文化の行事に緑成長の特別展示館、環境科学キャンプ、気候変化エネルギーの総合広報館など設置運営

○隣近住民と学生が共存する大学の低炭所生活化を誘導する‘グリーンキャンパス’認証制導入方案の用意

【教育科学技術部の省エネルギー節約実践の計画】

□教科部内、エネルギー節約の推進

○生活の中、エネルギー節約運動の展開

－中食時間及び退勤以後消燈、コンピューター節電モードの活用など事務室節電の生活化

－カラー文書出力の自制、両面印刷生活化及び紙背積極活用、紙コップ使用しない(個人コップ使用) など物品節約

－事務用品など各種物品購買の時、親環境・高效率の製品購買

○毎週水曜日を“緑生活実践の日”と指定して緑生活実践

・教科部内の国・管・段別 1 人(総 22 人)を緑生活実践担当者と指定

○実践課題別の実績評価及び管理を通じるエネルギー節約雰囲気の拡散

－親環境・高效率の製品購買実績の評価(分期別)

－優秀実践部署に褒賞実施など

□公共機関のエネルギー利用の合理化推進

○国立大学及び大学病院、所属機関、支援機関など有関公共機関がエネルギー節約などに率先垂範するように誘導

○機関別‘エネルギー守り’指定を通じて高效率エネルギー機資材の使用義務化、適正室内温度の遵守などを推進

・当該年度エネルギー消費総量を最近 2 年間、平均エネルギー消費総量以下で維持するためのエネルギー消費総量制長続き実施

○太陽光、地熱など再生エネルギー利用施設設置を拡散して、‘12 年まで照明器機の中で 30% 以上を LED 製品で入れ替え

[緑技術研究開発加速]

□温室ガス減縮を主導する緑技術・人力確保の戦略総括

○国家温室ガス減縮の中期目標値確定(‘09.11)によって既樹立(‘09.5)した’重点緑技術の開発と商用化の戦略’修正及び補完

・中期目標値：‘05 年対比 4%減縮、‘20 年 BAU 備え 30%減縮

○緑技術研究開発の総合計画(‘09.1)によって投資拡大及び‘10 年度凡部処緑技術の研究開発施行計画の樹立(‘10.2)

・緑技術 R&D 投資：(‘08)1.4 兆ウォン→(‘12)2.8 兆ウォン(‘09.1 基準)

○産-学校-研究所間の間連携を基盤で緑成長を導いて行く‘(仮称)緑人力養成のための実践計画’用意(‘10.上)・実行

- ・緑働き場の創出及び人材養成の方案(‘09.11、緑委)関連後続措置

□緑基礎・源泉研究に対する投資拡大

○教科部の緑技術 R&D 及び緑基礎研究投資の持続的に拡大

- ・教科部緑技術 R&D 投資：(‘09)5,174 億ウォン→(‘10)5,568 億ウォン
- ・教科部の個人基礎研究の中で緑基礎の比重：(‘08)2.9%→(‘12)7%

○凡部処 CCS(二酸化炭素胞集・保存)技術開発及び商用化のための国家次元の CCS マスタープラン樹立(‘10.上)

- ・(教科部)CCS 基礎・源泉技術開発及び小規模の実証→(関係省庁)CCS 技術の商用化のための大規模実証
- ・(海外動向)アメリカ国立炭素胞集センター、日本 CCS 株式会社、EU の ZEP(Zero Emission Platform)など先進国たちも CCS 技術開発の体系化

○気候変化対応の基礎・源泉技術開発事業の拡大(‘10、170 億ウォン)

- ・太陽光活用、水素・燃料電池などエネルギー・環境分野技術開発及び統合気候予測システム開発など

□融合緑技術開発のための核心専門研究人力の養成

○緑成長分野のオーダーメイド型核心研究人力の養成のために学問間の融合、理論・実務調和型教育の実施支援

- ・(‘10)15 億ウォン、緑成長の専門大学院サポート事業

○研究-教育連携多学制の共同研究団の構成を通じて多様な緑技術に共通で寄与する基盤技術の創出と専門人材養成の着手

- ・(‘10)12 億ウォン、基盤型融合緑研究事業

□緑技術の協力を通じるグローバルリーダーシップの強化

○周辺国と共助、対発展途上国支援を通じる‘グリーン科学技術外交’の推進

- ・地球温暖化、気候変化、エネルギーなどグローバル課題に対する共同研究・人力交流の協力方案樹立(‘09.5 合意)のための‘韓・中・日の共同協力体’本格に運営
- ・政府招請の奨学生事業(GKS)を活用して発展途上国の緑成長の未来人才の養成及び科学技術分野の大学教授要員育成支援(‘10、各 30 人)

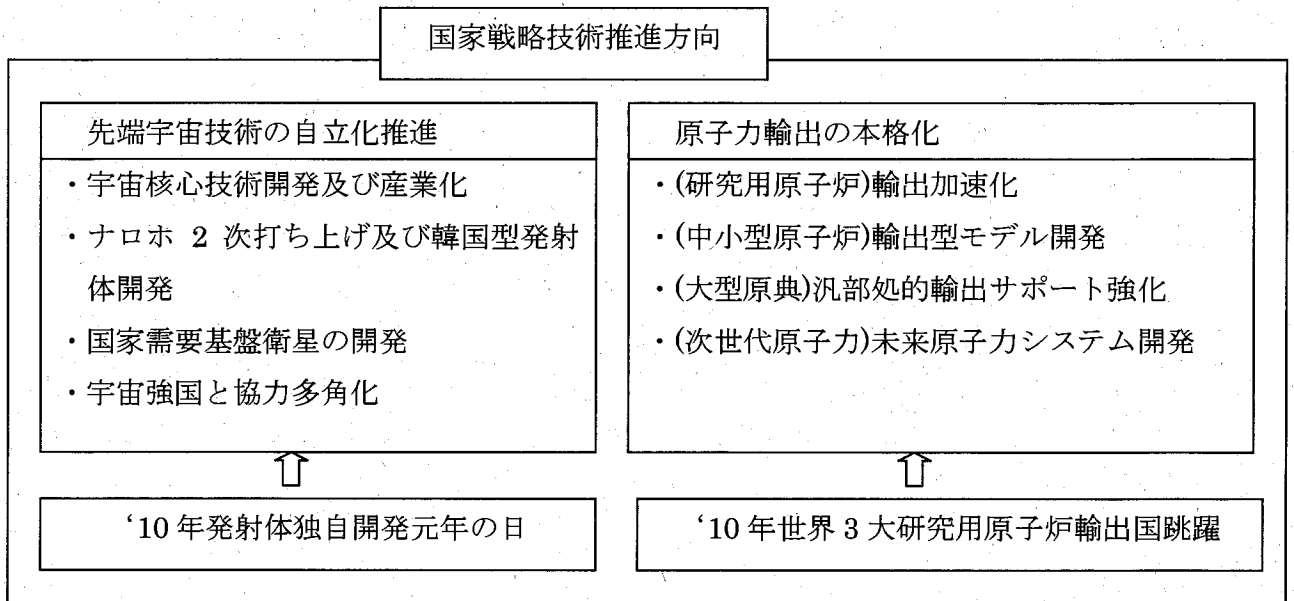
○海外優秀研究主体と緑技術課題に対する深化段階共同研究の推進

- ・緑グローバル研究室の事業：(‘09)2個新規課題、10億ウォン→(‘10)3個新規課題、15億ウォン

□緑技術先進化のための研究・協力インフラの構築

- 緑技術情報分析及び政策企画総括支援のために緑技術情報の総合システム構築着手(‘10、10億ウォン)
 - ・国家科学技術の知識情報サービス(NTIS)、技術取り引きシステム(Tech-Biz Network)などとの連携
- 緑技術開発・投資誘導のために‘国家緑技術の対象’褒賞(2億ウォン)・教科部(総括)・知経部・環境部・国土部の連合推進
- 国内外の融合研究、ハイクオリティー遠隔教育などが可能なリアルタイムの双方向協業システム構築の着手(‘10、30億ウォン、サイバー融合研究・教育高度化の事業)
- 気候変化対応の研究開発事業凡部処合同ワークショップの開催(‘10.上)

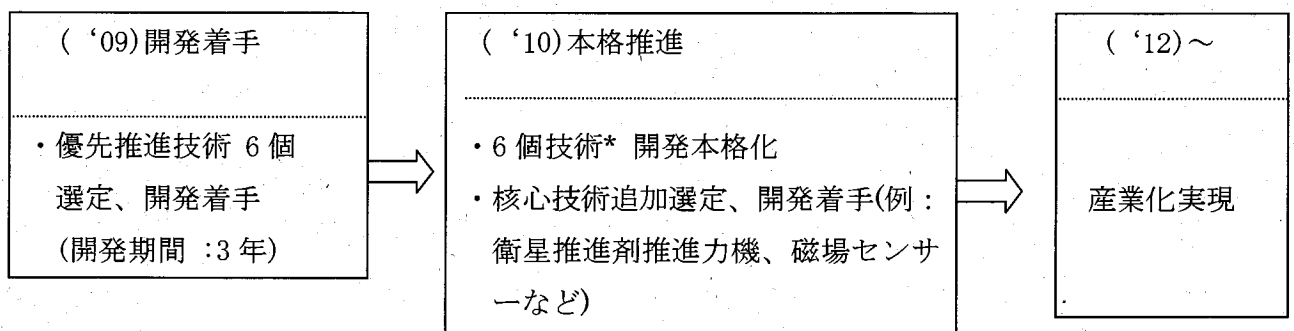
課題 10 宇宙技術開発及び原子力の輸出



[先端宇宙技術の自立化推進]

□選択と集中で宇宙核心技術開発及び産業化支援

- 宇宙技術に IT、NT など私たちの強点技術を組み合わせて高附加価値の宇宙核心技術を開発し、これを他の産業に拡散
- 一宇宙基礎技術基盤の拡大及び宇宙核心技術開発の本格推進を通じて ‘20 年まで 60 個の宇宙核心技術の確保



*宇宙用赤外線センサー、宇宙用電気電子部品の保証技術、次世代高速資料処理、耐熱シリコンカーバイド材料、衛星用 S 代役のデジタル送受信機、衛星/TETRA 兼用サービステストベッド

- 多目的実用衛星 3A 号の本体主観企業(‘09. 12 選定)を選定して衛星開発技術の民間移転を本格に推進

□ナロ号2次打ち上げ及び韓国型発射体の独自開発着手

- ナロ号(KSLV-I)1次打ち上げの時(‘09.8)衛星未進入の原因分析及び徹底的な事後措置を通じてナロ号2次打ち上げの成功的に推進
 - ・ナロ号打ち上げ調査委員会及び韓・ロシア Failure Review Board 運営中(‘09.8～)
- 実用衛星を自力発射することができる韓国型宇宙発射体(KSLV-II)の独自開発着手
 - －小型衛星発射体であるナロ号の開発経験及び技術を基盤で実用級衛星発射体開発及び核心技術の確保

発射体	発射目標	搭載人工衛星	重点開発技術
ナロ号	‘10年2次発射	100 kg級(科学技術衛星2号)	システム技術
韓国型発射体	‘18年*	1.5ton級(実用衛星)	液体エンジン技術

*現在日程を検討中で、‘10年初に国家宇宙委員会で確定の予定

□国家需要に対応した人工衛星打ち上げ及び効率的運営

- 多様な国家需要を反映した人工衛星開発及び打ち上げ推進
 - ・通信海洋気象衛星(‘10.上)：気象観測時間の短縮(30分→8分)、7番目の独自気象衛星の保有
 - ・多目的実用衛星5号(‘10.末)：悪天候・夜間の時にも全天候1m級映像情報の提供
 - ・科学技術衛星2号(ナロ号2次打ち上げ)：大気放射エネルギーの測定を通じて地球温暖化の研究
- 打ち上げされた衛星の効率的な管理と衛星情報の活用及び産業化を促進するための‘衛星情報の活用促進推進戦略’の用意

□主要宇宙強国と協力の多角化

- 教科部-NASAの間の“韓・米宇宙協力に関する共同報告書”(‘09.10署名)による韓・米宇宙協力の本格化
 - ・宇宙探査、宇宙科学、地球科学、宇宙通信、航空など5大分野中心
- 独自の月探査に必要な核心技術確保のための‘国際月ネットワーク構築事業(ILN)’参加の検討

[原子力輸出の本格化]

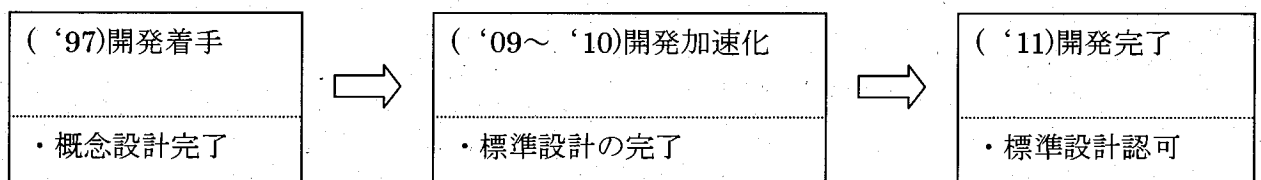
□研究用原子炉輸出の加速化

- 我が国は‘59年研究用原子炉の導入及び‘95年‘ハナロ’自力設計・建設経験を土台で研究用原子炉の輸出推進

- ・研究用原子炉では放射性アイソトープ(同位元素)の生産及び原子力基礎研究の目的
- ・‘25年まで約50機(10~25兆ウォン規模)の需要発生の見込み
- ヨルダン研究用原子炉の建設事業に最優先の交渉対象者で選定(‘09.12)
 - ー韓国原子力歴史50年ぶりに史上初原子力プラント輸出として、‘10年上半期の中で契約締結後、4年以内に建設完了の予定
- “研究用原子炉輸出の推進団”(‘10.3)を発足してタイ、ベトナム、南ア共和国、サウジなどで発注する入札を徹底的に準備
- 多様な世界需要に先制的に対応するための輸出オーダーメイド型研究用原子炉モデルの開発及び建設推進

□輸出向け中小型原子炉開発の本格化

- 中小型原子炉市場を先行獲得するために世界で一番先に私たち固有の中小型原子炉である SMART を ‘11年まで開発後、輸出推進



- ・ SMART : 人口 10 万都市に電気と水の供給可能
- ・ ‘50年まで約700機(350兆ウォン規模)の建設見込み(大型原典の約 1/10 大きさ)
- ・ 国際原子力機関(IAEA)は SMART 開発が一番先に進んだことで評価
- 輸出競争力向上のために SMART1 機の国内建設を関係部処と協議
- カザフスタン、チリ、マレーシアなど中小型原子炉関心国たちと事前に輸出協議の併行(共同で建設妥当性の調査など推進)

□汎部処的原子力輸出サポートの強化

- 政府は現在 UAE、ヨルダンなどを対象で私たちが開発した研究用原子炉及び大型原典の輸出を推進中
 - ・ ‘30年まで大型原典約300機(約700兆ウォン規模)の建設見込み
 - ・安全規制インフラ：安全規制制度、審査・検事技術基準、安全規制人力など
- UAE など原典導入国に我が国の原典輸出を狙って原子力安全規制のインフラをパッケージで提供
 - ・安全規制インフラ：安全規制制度、審査・検査技術基準、安全規制人力など

○原子力輸出の許可制度を品目別個別の許可プロジェクト別一括許可で大幅に改善（‘10.3）

・原典プラント輸出時 6 ヶ月以上のかかる許可期間を大幅に短縮

○国内原典追加建設、原子力輸出及び次世代原子炉開発などを推進するための原子力専門人材の養成

ー特に、高度の専門性を要する海外事業推進のための原子炉設計・建設及び国際金融・国際契約分野の国際専門家の養成

・原子力(研)原子力教育センター及び原子力安全技術院国際原子力安全学校機能強化

□未来原子力システム開発及び‘韓・米原子力協力協定’改訂の本格化

○高準位放射性廃棄物である使用の後核燃料をリサイクルして子孫に猛毒性廃棄物を減らすためのパイロ技術及び次世代原子炉の開発

・高準位廃棄物処理場の規模を 1/100 で、毒性を 1/1000 で大幅に縮小可能

○水素経済時代を備えて二酸化炭素を排出しないのに水素を経済的に大量生産することができる原子力利用水素生産システム開発

○‘14年に満了する‘韓・米原子力協力協定’を今後の‘40～‘50年を眺めて未来志向的で原子力研究力量を裏付けることができるように改訂推進

・安定的パイロ技術開発及び円滑な原子力輸出のための規定用意など

Ⅲ. 国格向上及び仕事創出の課題

国格向上の課題

－韓国教育科学技術の世界広報及び GKS の本格実施

課題 1 教育科学技術の世界広報の強化

□韓国教育科学技術に対する戦略的広報

○韓国は援助受恵国で供与国に切り替えた唯一の国として、韓国教育科学技術が成し出した眩しい成就是開発途上国だけではなく先進国たちの注目対象

- ・我が国は '45 年から '99 年まで 128 億ドルの対外援助受恵
- ・我が国の 1 人当り GNI : ('62)110 ドル→('08)21, 530 ドル(World Bank)

- ・韓国の学生たちは自らの競争力を取り揃える準備をしている.... アメリカも 21C 経済に対処する競争力を持つように教育システムを改善して行くでしょう.('09. 12. 4 オバマ 美大統領、Allentown タウンホールミーティング中)
- ・6. 25 戦争を経験して極度の貧乏を経験した韓国がわずか 1. 5 世代で DAC 加入決定を控えるようになったというのはすごいストーリーです. 韓国の発展教訓とストーリーを 全世界に伝えなければなりません.('09. 11. 23 ヘレンクラーク UNDP 総裁)

○韓国社会の発展を導いた教育と科学技術の成就に対する戦略的広報を通じて教育科学技術強国韓国のイメージを向上

- ・韓国文盲率 : ('45)78%→('08)1. 7%、('53)義務教育完成 6 ヶ年計画樹立
- ・中学校進学率 : ('65)54. 3%→('80)95. 8%→('08)99. 9%、('68)中学校無試験進学
- ・('07)TIMSS : 数学 2 位、科学 4 位/('09)IMD 国家競争力 : 科学 3 位、技術 14 位
- ・('08)国際機能オリンピック 16 回優勝、科学論文引用索引(SCI)掲載論文数世界 12 位

○戦略的対外政策広報、国際交流拡大、国際機関連携活動強化など多様な手段を通じて韓国教育科学技術のブランド価値向上

〈韓国教育科学技術の世界広報方案(例示)〉

- ・ ‘10年 G20 首脳会議と連携して ‘グローバル人才フォーラム 2010’ を開催、韓国教育・人材分野のグローバルイニシアチブ主導
- ・ 在外公館と韓国教育院、韓国文化院などを活用、韓国の教育科学技術発展事例とノーハウに対する On/Off-Line 戦略的対外広報の強化
- ・ 第1回 ICON(International Contest of Outstanding New Ages)大会の韓国誘致(’10.9)を通じて世界最高水準の韓国 E-ランニング広報
- ・ ‘10年緑技術関連最大行事である’ 国際核融合エネルギーカンファレンス’ を国内開催、温室ガス減縮のための先進国と発展途上国の間の中間役目の強化

□広報及び対外援助(ODA)のためのコンテンツ確保

○韓国の発展経験を国際社会と共有するための前提として発展の原因及び経験に対して体系的に分析・整理

ーグローバル韓国学など関連分野育成を通じて我が国の教育科学技術発展の経験を発展途上国の開発段階に当たるオーダーメイド型コンテンツで開発

・韓国学紹介書発刊、企画研究プログラム提供、グローバル韓国学資料発刊

○先進国と差別化される私たちの戦略的サポート分野為主の ODA 推進

ー発展途上国の人材養成を支援のための Global Korea Scholarship 実施及び発展途上国科学技術支援団(Techno Peace Corps)の派遣事業拡大

・e-ランニング学習体制構築支援、国家科学技術知識の情報サービス高度化、原子力規制システム伝授など、私たちの長点と発展途上国の要求に応じる分野に対する選択と集中に ODA 効果性向上

□教育科学技術功績開発援助(ODA)の強化

○発展途上国の未来人才養成能力培養のための高等教育の支援

ー発展途上国の高等教育機関設立運営に対するコンサルティング支援機能強化

・我が国の教育次官でカンボジア国立技術大(’05)、ラオススパヌボン大(’08)設立

・ベトナムハノイ薬科大改編、ラオス国立大理科大学改編支援推進中

ー大学生海外奉仕団、インターネット奉仕団を発展途上国に派遣して医療、教育、e-ランニングなど支援

- ・('10) 大学生奉仕団 2,300 人、国際インターネット奉仕団 35 人派遣
- 私たちの長点分野を活用した発展途上国の科学技術研究の力量開発支援
 - － 科学技術支援単元(Techno Peace Corps)を発展途上国大学研究所に教授研究員で派遣して教育及び研究、技術指導
 - ・ 科学技術支援単元派遣：('08)30 人→('09)55 人→('10)60 人
 - － 科学技術政策, 国家 R&D 政策及び革新, R&D 管理予測評価原子力ノーハウを発展途上国と共有
 - ・ エチオピア、チュニジア、ベトナム、モンゴルなど多数国家科学技術分野サポート要請

課題 2 Global Korea Scholarship(GKS) 本格実施

□ Global Korea Scholarship(GKS) 事業の拡大

- '10 年 GKS 本格実施及び持続的なプログラム改善を通じて韓国を代表する装学プログラムで育成
 - ・ 類似プログラム：アメリカ Fulbright プログラム、日本文部科学省留学生事業など
 - － 対外的には人才循環を通じる国際社会寄与向上及び国家間相互理解と世界平和に寄与して対内的には友好的グローバル人才ネットワーク構築及び国家イメージ向上企図
- 既存の政府の招請奨学生事業など、内・外国人対象の装学プログラムを総体的に連携・管理することで GKS 統合ブランド化
 - ・ ('09)302 億ウォン、730 人→('10)521 億ウォン、2,120 人

(GKS 細部プログラム)

外国人対象 (Inbound)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期学位プログラム(政府招請奨学生：700 人) ・ 短期留学プログラム <ul style="list-style-type: none"> － 単位取得などのために交流中の外国人優秀交換学生支援(500 人、新規) － 自費留学生の質的向上のための優秀自費留学生支援(400 人、新規) － ASEAN、BRICs、ABC など主要国家大学生招請研修(120 人) ・ 現職リーダー研修プログラム(30 人、新規)
内国人対象 (Outbound)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期学位プログラム(国費留学生派遣：70 人)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 韓日理工系学部留学生の派遣(100 人)、韓日大学生の交流(200 人、新規)

- 新アジア外交構想など、国政哲学及び国家戦略を裏付けることができるプログラム企画及び運営
 - ー外国人対象の事業はアセアン10ヶ国、アフリカ、中東など戦略国の人才中心に招請対象国に集中化、我が国の学生対象事業は優秀な庶民層為主として支援
- “Global Korea Scholarship”ブランド価値向上及び韓国に対して友好的な人才ネットワーク構築のために招請対象管理の強化

〈GKS 管理システム〉

- ・(入国前後)在外公館及び大学など募集経路の多様化、GKS ホームページ構築
- ・(在学中)在校生に対する周期的評価及び管理、大学間“政府の招請奨学生担当者の協議会”の構成でプログラム管理強化
- ・(事後管理)招請対象 DB 構築及び活用、各国別同門会の結成及び再招請セミナーの開催

□グローバル教育のインフラ構築

- 外国人留学生制度の改善及びグローバル素養向上を通じる差別の改善
 - ・大学、出入国管理所など関連者に対するグローバル素養教育の強化及び Best Practice 共有拡散
 - ・“韓国留学案内システム”に Online 相談掲示板の新設及びコールセンター電話相談要員の配置
 - ・政策広報及び現場ジレンマ相談などのための関係省庁の合同圏域別説明会開催
 - ・「(仮称)外国人留学生の日」を指定して大学、地方自治体共同で各種文化行事及び広報を通じて一般人の肯定的認識の向上
- 外国人留学生の安定的な定住与件の用意及び定着基盤の強化
 - ・大学の共同寮(私学振興財団 BTO 方式) 建立、賃貸住宅及び長期借り家住宅供給方案地方自治体と協議推進
 - ・入学支援、入学許可、VISA 発給管理、生活情報の提供、出国までの全過程を One-Stop サービスする‘韓国留学総合支援システム’構築推進
 - ・古宮－博物館－交通パッケージの割引など韓国文化理解と体験の拡大のために関係省庁と共同で留学生専用文化体験プログラム開発の拡散
- 外国人留学生の就業支援を通じる就業与件の改善
 - ・外国人留学生の就業博覧会関係省庁と共同開催、企業別現場面接、オーダーメイド型就業コンサルティングなど支援

仕事創出の課題

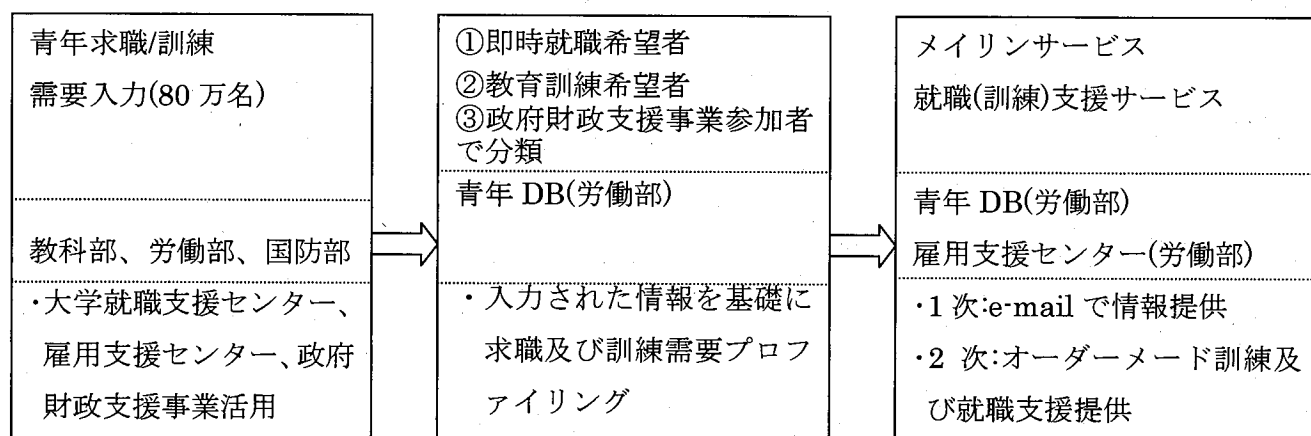
- ‘10年教育科学技術分野の働き場創出：73,481人
 - 大学及び研究所青年インターン採用：1,541人
 - 教科部行政インターンシップ事業：160人
 - － 一定員の1%水準で上・下半期各々採用
 - 市・都教育庁の行政インターンシップ事業：639人
 - － ‘09年対比50%水準で推進
 - 出演研究機関インターン研究員採用：742人
 - － ‘09年採用インターンは採用期間を最長20ヶ月まで勤務可能になるように勧告
 - 教育サービス分野の仕事場事業：53,329人
 - 英会話の専門講師採用：2,000人
 - 学習補助インターン教師採用：7,000人
 - － ‘学歴向上の重点学校’、‘私教育のない学校の運営’などで特化推進
 - 小・中・高の学習補助人力の支援事業：20,121人
 - 放課後学校関連：7,717人
 - ・保護者コーディネート(4,800人)、お母さんの胸メントリングゼ(2,880人)、放課後学校自由受講券の事業(17人)、特殊学校放課後の学校講師事業(20人)
 - 終日制幼稚園の補助人力事業：5,500人
 - 特殊教育補助員事業：5,001人
 - 国立特殊学校の終日班運営支援の事業：20人
 - きれいな学校作りの事業：5,970人
- 教育科学技術分野の就業連携型事業：18,611人
 - 大学財政支援事業の中で就業連携型事業：約1,900人
 - ・広域経済圏の先導事業の人才養成事業(500人)、産学協力中心大学の育成事業(300人)、地域革新の人材養成事業(100人)、大学教育の力量強化事業(約1,000人)
 - 未就業大卒生のサポート事業：10,400人
 - ・インターン助教など学校内採用支援事業1,400人、大学内教育訓練の事業9,000人
 - 理工系専門技術の研修事業：1,820人
 - 発展途上国の科学技術支援事業：50人
 - 大学生の海外ボランティア支援事業：2,300人
 - 学問の後続世代養成事業：701人

- 韓・米研修就業(WEST)事業：340人
- 短大学生及び大学生海外インターンシップ：1,100人

□大学生及び大卒未就業者就業サポート強化

□□青年オーダーメイド型求職及び訓練情報提供 DB 構築

- 青年 DB を労働部に構築して部処合同で情報を入力してオーダーメイド型求職及び訓練情報提供



- (教科部、労働部)卒業予定者及び卒業生に対する求職及び教育訓練希望者を青年 DB に入力(10 万件)
- (国防省)軍除隊 6 ヶ月の前求職及び訓練希望者を入力
- (労働部)雇用支援センターを活用して求職情報の拡充(40 万件)及び専用ホームページ構築(30 万件)

□□産学連携型職業・技術教育の推進

- (在校生)企業オーダーメイド型の人材養成及び技術開発を支援する産業協力中心大学の育成事業推進(5.5 万名)
 - ・'11 年まで 32 個(4 年制 17 個、短大 15 個)を 42 個(4 年制 22 個、短大 20 個)で拡大して企業連携の教育モデル運営及び地域産業体の就業連携を強化
- (大卒生)理工系列の卒業生にオーダーメイド型研修を提供する理工系専門技術研修事業の実施

□□大学就業支援部処機能の強化

- '大学教育力量強化の事業'で財政支援金額の一定部門を在校生及び卒業生の就業促進プログラムに活用
 - ・('10)教育力量強化事業の規模(中)：総 5,450 億(4 年制 2,900 億、短大 2,550 億)

○地方総合雇用支援センター(47 個)に民官合同で「青年・中小企業チーム」を構成して大学就業時期に管内大学を巡回して就業支援

□大卒者が中小企業で働く社会雰囲気造成

○教科部、労働部、中小企業庁が共同で国民キャンペーン実施

○(教科部、中小企業庁)小・中・高の教科書に中小企業の国民経済的の役目を浮上させる内容反映推進

○職場体験プログラム参加を単位と認める大学拡大(76 個校→100 個校)

- ・(労働部)大学就業支援機能の拡充事業、職場体験プログラム委託事業の連携
- ・(教科部)大教協、大学総長懇談会などを通じて積極的に広報

- (現況)2009年度業務報告課題は総66件で‘経済難局克服’分野16件、‘09年重点推進’分野に50件
- (実績)66件課題の中で完了59件、一部引き延ばし7件
- (遅延内容)一部遅延7件は国会法律改訂遅延(3件)、『10年に継続推進で調整(2件)、『10年で事業延期(2件)にのみ

□新貧困層及び低所得層教育の支援

実践課題	履行状況	措置内容及び日時
①新貧困層及び低所得層子女教育費支援拡大及びOne-Stop サービス構築	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・お休み中の給食支援が必要な児童 全数調査(福祉部合同)及び給食支援(‘09.8~12) ・低所得層学生の教育費支援現況モニタリング(‘09.6~12) ・低所得層学生教育費「One-Stop サービス支援計画」の樹立(‘09.2)
②教育費支援対象急増対比地方教育財政迅速投入体制の講究	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校授業料の毎分期末納現況モニタリング(‘09.6~12)
③経済危機状況に対応して大学生の学資金支援拡大	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学財団債権発行(1兆2,500億ウォン)を通じた学資金貸出利子率引下(1.5%p) ・次上偽計層無償奨学金施行計画樹立(‘09.8)及び1次申請接受(‘09.8.25~9.18)
④経済状況の悪化に対応した大学学資金の緊急支援対策の用意	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・未就職大卒者元利金償還猶予申請の接受(‘09.9.11~) ・緊急学資金貸出利子1次追加支援—641,000件、61億ウォン(‘09.8.20)

□学校及び研究現場仕事場 5 万個創出

実践課題	履行状況	措置内容及び日時
①教育サービス分野の仕事場創出及び拡大:34,500人	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・市・都教育庁教育行政インターンシップは1,350人採用 ・特殊教育補助員は5,000人採用完了 ・学校で学習補助インターン教師16,250人の配置 ・学習補助などは20,121人採用 ・終日制幼稚園の補助人力は4,479人採用 ・放課後学校の講師は18,169人新規採用
②緑学校(Green School)作りを通じた‘緑仕事場’創出:8,300人	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・奇麗な学校作り事業は4,460人採用 ・グリーンスクール造成事業4,136人採用
③大学及び研究所青年インターンの拡充:7,600人	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・出演機関インターン研究院2,112人採用 ・基礎研究事業の青年人力3,883人採用 ・大学財政支援事業就職連携3,867人採用

□大学生及び大卒者の就職活動支援

実践課題	履行状況	措置内容及び日時
①休学生、大卒未就職者及び失職者に対する大学の就職支援機能の強化	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・理工系専門技術研修事業追経事業主管機関選定(‘09.7)及び研修生募集及び研修実施(‘09.8) ・生涯学習中心大学育成事業追経事業支援大学選定(‘09.7~)
②学部教育の就職と連携強化	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・産学協力中心大学育成事業コンサルティング(‘09.8) ・就職統計調査結果発表及び就職率情報公示(‘09.9) ・広域圏先道事業の人材養成事業の基本計画樹立(‘09.3)、支援大学選定(‘09.6)、コンサルティング(‘09.7~8)及び現場点検実施(‘09.11) ・就職統計調査結果発表及び就職率情報公示(‘09.9)
③海外インターン 派遣拡大及び内実化	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・4年制、専門大学生の海外インターン選抜及び派遣(‘09.3/9月) ・グローバルリーダー海外インターン事業の活性化案の報告(‘09.10) ・韓米大学生の研修就職プログラム(WEST)正規事業低所得層選抜者の財政支援及び派遣(‘09.9) ・WEST事業教科部に業務遺憾(‘09.10)

□景気活性化のための事業予算早期執行

実践課題	履行状況	措置内容及び日時
①(国費)事業費の65%上半期執行	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・6月末基準事業費総39.2兆ウォン中25.2兆ウォン執行計対比105.8%達成 ・上半期早期執行実績による褒賞及びインセンティブ付与('09.9~10)
②(地方費)事業費(5.5兆ウォン)の63%(3.4兆ウォン)上半期執行	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・6月末基準事業費5.6兆ウォン中4.2兆ウォン執行:計対比116.8%達成 ・エデュパインを通じて毎週市、都教育庁地方教育財政の主要事業費及び施設費推進実績分析('09.7~9、14回) ・毎月市、都教育庁地方教育財政早期執行推進('09.7~9、3回)

□教育、科学技術分野の構造調整推進

実践課題	履行状況	措置内容及び日時
①小・中・高構造調整の推進	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・103校統・配合によるインセンティブ631億ウォン支援('09.2) ・'10~'12適正規模学校の育成基本計画の樹立('09.8)、適正規模育成先道君9個選定、549億ウォン支援('09.11) ・私立学校法改訂法律案立法予告('09.7~8)、法制審査中('09.12)
②市・都教育庁構造調整及び機能改編	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・市・都教育庁の地方公務員の定員5%減縮(3,222人) ・本庁機能改編及び地域教育庁示範運営(4個)
③大学構造調整の推進	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・私立大学経営不実の診断及び実態調査の基本計画(案)樹立:'09.7 ・大学設立運営の規程(案)の用意:'09.9
④出演(研)経営の効率化強化	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・KIST経営目標の用意('09.11、基礎研究会理事会) ・'09年国家的アゼンダ課題(NAP)2個選定

2 重点推進課題

公教育信頼の確保 □教育競争力の強化

実践課題	履行事項	措置内容及び日時
①高校多様化プロジェクト現場の拡散	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・寮型高校モデル学校 8 校運営('09. 4~11) ・'09 年寮型高校 68 校選定('09. 10) ・特色ある学校作り — '09 年先道学校('10. 3~ '11. 2)公募、指定確定 ・マイスタ高選定・育成-21 個校指定('09. 2)
②高校職業教育体系の改編	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・就職機能強化のための専門系高の特性化事業中央点検('09. 7、16 校) — 専門家協議会('09. 7~8、2 回) — 優秀学校ワークショップ('09. 8、9 校) — 学校全体ワークショップ('09. 8、226 校) ・一般系高の職業課程(委託)予算支援(特校 10 億)
③多様な専門人力の教職進出機会の拡大	一部遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・自律学校校長公募制関連小中等教育法施行令の改訂('09. 6~10) ・校長公募制の導入及び公募校長に特別研修を通じて校長資格の付与のための教育公務員法及び小中等教育法改訂案法制審査依頼('09. 12) ・専門人力の教職進出の拡大のための小中等教育法改定案法制審査の依頼('09. 12)
④学校情報公示提議安定的定着及び信頼度の向上	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・公示指針書の補完、検証プログラム開発、現場点検など遂行(年中) ・公示項目の追加発掘のための市・都教育庁、学校の需要調査実施('09. 7)

□私教育費の節減

実践課題	履行状況	措置内容及び日時
①放課後学校の活性化で私教育の需要の吸収	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・「放課後学校支援センター」選定及び予算支援完了 ・民間参与の活性化のための市・都奨学師会議の開催及び示範学校長の研修の実施
②英語教育の質向上及び脆弱系層英語教育機会の拡大	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・国家英語能力評価試験 1 級の開発コンソーシアム構成('09. 11)及び 2.3 級 予備検査の実施('09、3 回) ・英語教師の深化研修の実施('09、2, 184 人)及び TEE 認証制の全国拡大 ・教大実用英語強化の支援事業(12 個校) ・農山魚村、島嶼僻地学校の言語民の遠隔画像講義の実施('09、618 個校、33,855 人) ・政府招請の英語奉仕奨学生(TaLK) 選抜配置

③学院費安定化のための制度及びシステム改善	完了	('09.9、543人) ・学院法改訂案の国会提出('09.6.22) ・‘学院不条理申告センター’ 設置・運営(7.7～)
④EBS 修能講義の活用率拡大及びサイバー家庭学習の内室化	完了	・EBSi 一日平均 VOD 接続数(件) ‘08年11万8千件 → ‘09年14万1千件、一日平均ダウンロード ‘08年13万件 → ‘09年17万2千件 *占有率 ‘09.1月31.5%、4月30.9%(‘09.11現在月平均27.2%) ・IPTVを通じてEBSプラス1修能専門教育チャンネル実時間転送(KT ‘08.2月～、LG デイコム ‘09.1～、SKブロードバンド ‘09.6～) ・改訂教育課程によるコンテンツ開発及び次世代学習管理システム構築の完了(‘09.12)

□教育福祉の拡大

実践課題	履行状況	措置内容及び日時
①学歴格差を解消するために基礎学歴向上支援の事業拡大	完了	・市都別学歴向上重点学校のインターン教師の募集、採用(‘09.7～8月) ・学歴向上重点学校の運営支援プログラムの開発推進(市都合同、 ‘09.10～ ‘10.6)
②農山魚村の教育支援の強化	完了	・年中面倒見る学校378校の選定及び ‘09事業費298億ウォン交付(‘08.12)、面倒見る学校の運営コンサルティング及び研修(‘09年中) ・田園教室110校選定及び ‘09事業費790億ウォン交付(‘09.7)*K-2学校は田園学校のプログラムの一つで、与件によって自律的に運営
③都市低所得層の支援事業の拡大	完了	・教育福祉投資優先地域100個地域拡大及び事業費の交付(‘09.7.10) ・新規事業地域のコンサルティング(‘09.3～6月)
④多文化家庭のためのオーダーメイド型教育支援	完了	・教大の ‘多文化教育講座’ 開設・運営(10個教大、 ‘09.3～) ・多文化家庭の学生メンタリング実(2,500人参加、 ‘09.4～) ・小・中等教師の多文化教育の優秀事例発表大会(‘09.11.25)
⑤北韓離脱青少年の特性を考慮した教育支援の体系化	完了	・韓国開発院の脱北青少年教育支援センター指定及び運営(‘09.8) ・脱北青少年の民間教育施設の財政支援拡大を通じた教育与件の改善(‘09.10～)
⑥幼稚園終日制の拡大及び障害児の特殊教育の支援強化	完了	・幼稚園終日制の補助人力の支援を通じた拡大 ・全国187個特殊教育支援センターに専担人力877人配置(‘09.8) ・幼稚園及び小学校1、2学年障害学生7,458人に治

		療支援サービス提供（'09.3～12月）
--	--	----------------------

□教育内容の先進化

実践課題	履行状況	措置内容及び日時
①学校教育の革新のための教育課程自律性の大幅拡大	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家教育課程の改訂のための政策研究推進(1次：'09.8～9、2次：'09.9) ・ 2009改訂教育課程の告示('09.12) ・ 'Core Schools'指定学校のワークショップ実施
②質の高い均等ある教科書の開発	一部遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科用図書に関する規定の改訂(8.18) ・ 歴史教科書の執筆基準公表('09.8) ・ '09年デジタル教科書の開発 <ul style="list-style-type: none"> －小3～6学年(英語：'09.12開発完了) －小4(社会、科学)、中1(英語、科学)：'10.3.完了予定 ・ '09年デジタル教科書の示範研究学校の運営 <ul style="list-style-type: none"> －研究学校の運営：20個校('08)→112個校('09) －小5(国語、数学、社会、科学、英語、音楽) －小6(国語、数学、社会、科学)

2 大学・研究機関教育、研究力量の強化

□大学の教育力量強化

実践課題	履行状況	措置内容及び日時
①大学の教育力量強化事業の拡大	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・支援大学の選定及び支援金交付('09. 4~5) ・常時コンサルティング実施('09. 9. 28~9. 29、13 個大学) ・教育力量強化事業関連アンケート調査実施('09. 8. 26~9. 20)
②オーダーメイド型産業人材の養成	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・広域圏先導事業の人材養成事業 1 次コンサルティング('09. 7. 6~7)、2. 次コンサルティング('09. 7. 28) ・広域経済圏先導事業 の人材養成事業現場の点検('09. 11)
③知識サービスを創出する高級人材の要請	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・医療人材養成体制の総合評価の実施('09. 10~12) ・緑成長、新成長動力分野の専門大学院の設置認可('09. 9) : 5 個大学院
④教科部国際奨学プログラム(MES Scholarship Program)の推進	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・留学博覧会の開催('09. 9) ・韓国駐在外国公館の担当者の 1 次説明会('09. 7)
⑤外部資金の誘致を通じた教育与件の改善	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・外部資金の誘致及び大学内民間企業の入居が可能出きる大学の設立、運営規程の改訂('09. 4) ・私学振興基金の融資額の拡大('08、1,350 億ウォン→ '09、1,771 億ウォン) ・高等教育財政の増額('08、4 兆 8,246 億ウォン→ '09、5 兆 8,246 億ウォン)

□大学の自律と責務強化

実践課題	履行状況	措置内容及び日時
①大学の学生選抜典型先進化のための入学事情官制の拡大	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・入学事情官制支援事業の推進(236 億ウォン 9. 4~) —先導 15 校(平均 9 億)、継続 23 校(平均 3 億)、新規 9 校(平均 1. 46 億)
②大学入試の完全自律化('12 年以後)のための大学教育協議会の権限強化	一部遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・教育協力委員会の構成運営('09. 8. 26~) ・大学教育協会法の改訂案の国会発議・審議中—金センドン議員の案を教科委員会の上程('08. 12. 11)、教科委員会法案審査所委上程('09. 2. 20)
③大学が逡減出来るような自律化の持続推進	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・催ジェソン議員の代表発議で仁川大の法人化法(案)の国会提出(8. 19) ・ソウル大の法人化法案の国会提出(12. 11)
④大学の情報公開及び評価・認証制の定着	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・'09 年学生及び教員の現況など 13 個公示項目の公示履行('09. 1~ '09. 12) ・4 年制大学の自体評価実施完了(~ '09. 12) ・認定機関の指定基準の樹立、告示('09. 6)及び指定審査('09. 12)

□大学・出演(研)の研究力量の向上

実践課題	履行状況	措置内容及び日時
①世界水準の研究中心大学(WCU)の育成	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・WCU 事業協議会(7.30、9.30) ・1次年度年次評価の実施(10~11月)
②大学の優秀研究成果の創出支援	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・学問後続世代、新人教授、基礎研究共同支援('09.7) ・人文週間行事('09.9)
③修士・博士級の高級人力の専門人力養成の支援拡大	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・BK21 3次年度年次評価行・財政点検、Spot Check 完了 ・BK21 下半期事業費の交付('09.9)
④出演(研)再跳躍のための構造及び運営システムの改編	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・KIST 新任院長サーチ委員会構成('09.1) ・KIST 院長選任(7.24)及び就任(8.27) ・出演(研)運営の効率化方案の用意(7.28)
⑤WCI(World Class Institute)を通じて出演(研)の研究集団育成	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・WCI 事業基本計画の検討・確定(3~6月) ・WCI 事業評価計画案の樹立・評価(10~11月) ・WCI3 個センター確定(11.30)

□教育・科学技術の融合シナージ創出

実践課題	履行状況	措置内容及び日時
①国家科学技術委員会及び教育科学技術諮問会の内実化	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・国家科学技術委員会の本会議(3回、14個案件)及び運営委員会(7回、50個案件)の開催 ・R&D 専門委員会の改編('09.10)、科学技術政策専門委員会('09.6)及び知識財産専門委員会('09.11)の新設のための根拠の用意 ・全体会議(9回)及び分野会議(13回)の開催で未来型教育課程など10件の主要議題諮問
②韓国研究財団及び韓国奨学財団の設立	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・'韓国研究財団'の設立及びPM制度の先進化方案の用意('09.6.26) ・奨学・金融・人力養成の専門性を持っている韓国奨学財団の設立
③創意的科学英才の育成	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・'10 学年度英才学校新入生の選抜(8月、391人) ・科学高校の発展方案の樹立(8月) ・科学高校の入試改善('11 学年度入試から入学事情官制、科学創意性典型の導入)(7月~) ・科学高校の教育課程の改編研究(9月~)
④科学館を活用、学校以外の科学教育と科学基礎素養の強化	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・国立果川科学館の科学教室の運営('09.7~) ・生活科学教室の基本計画樹立('09.7) ・国立大邱、光州科学館実施設計('09.7) ・国立大邱、光州科学館建設着工('09.10)
⑤大学・出演(研)共同人材養成及び研究拠点の用意	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・忠南大学-基礎(研)10 個学連共同研究 Project 遂行 ・10 年度学連協力事業予算 30 億ウォンの確保('09.9)

科学技術競争力の向上

□緑成長の核心技術の開発

実践課題	履行状況	措置内容及び日時
①汎緑技術戦略の樹立及び世界先導の開発	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・‘緑技術研究開発の総合対策’の樹立(‘09.1) ・“2009年度緑技術研究開発施行計画”及び“重点緑技術開発と常用化戦略の樹立”(‘09.5) ・新技術の融合型の成長動力課題の着手(‘09.6)
②緑技術開発のためのインフラ構築	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・緑グローバル研究室の新規課題の選定(‘09.6) ・‘09年度緑優秀研究センターの選定(‘09.7) ・“緑人力養成方案の樹立”(‘09.11)
③気候変化の対応研究開発の強化	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・「気候変化対応の基礎源泉技術開発事業」の推進計画の樹立(‘09.7)及び課題の選定(‘09.9) ・韓国人工光合成研究センター開所(‘09.11) ・‘GCCSI(国際二酸化炭素胞集貯蔵研究所)’法廷会員加入(‘09.11)など二酸化炭素胞集・貯蔵技術関連国際協力の強化

□創意的基礎・源泉研究投資の強化

実践課題	履行状況	措置内容及び日時
①基礎研究の支援拡大	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・下半期新規課題の選定—一般・中堅研究者事業 430個課題(379億ウォン)
②未来基礎科学の核心リーダー養成	一部遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・‘10年予算確保(政府案10億ウォン) ・事業計画(案)樹立のための大学院生、研究者対象の意見収斂
③未来有望科学者の一生支援体系の構築	一部遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・サイエンスマップ作成プログラムの開発完了 ・被引用上位1%論文を対象にしたサイエンスマップの草案の導出
④容易性・自律性を重視する研究管理制度の確立	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・‘教育科学技術諮問会議’で「創意的研究振興のためのR&D課題評価制度の改善方案」の報告(‘09.8) ・「教育科学技術部の研究事業先進化方案」の用意(‘09.10)
⑤グローバル基礎科学の協力ネットワークの構築	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎・源泉分野の協力研究のためのグローバル研究室(GRL)事業の新規課題(5個)の選定(‘09.6) ・漢陽大学—(日)理科学研究所の間の共同研究センター運営の支援(‘09.7) ・韓国—スウェーデン科学技術協力協定締結(‘09.9.11、ストックホルム)
⑥未来有望の源泉技術及び脳研究の促進	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルフロンティア事業‘10年度予算の確保(150億ウォン、政府案)(‘09.6~9) ・未来有望パイオニア事業‘10年度技術需要調査(‘09.7~8)及び先行課題の選定公告(9.18) ・韓国脳研究院設立の推進計画の確定(9.29、脳研究促進審議会)

□選択と集中による巨大研究分野の成果創出

実践課題	履行状況	措置内容及び日時
① 衛星発射体(KSLV-I)の徹底した安全点検の遂行	完了	<ul style="list-style-type: none"> 発射準備現況と安全対策、発射前後の各種シナリオ及び対応方案などに対する政府の総合点検の遂行('09.4~8) 発射体の上段点検の完了(7.17) ナロ号(KSLV-I)の発射(8.25)
② 宙核心技術の確保及び民間参加の拡大	一部遅延	<ul style="list-style-type: none"> '09年度宇宙基礎及び核心技術開発の新規課題協約の締結(8.28) <ul style="list-style-type: none"> 基礎(11個課題)、核心技術開発(6個課題) 多目的3A号本体開発の優先協商業態の選定(12.14)及び製作技術民間移転の準備 教科部-NASA韓・米宇宙協力書名('09.10) 通信海洋気象衛星の発射('09.下→'10.上)
③ 原子炉の海外輸出及び未来原子力核心技術の開発	完了	<ul style="list-style-type: none"> パイロイル館公正施設(PRIDE)の設計着手('09.5) POSCO(主管)と予備出資契約の締結('09.9) SMART民間企業の投資意向書接受('09.7) ヨルダン研究炉の最優先協商者の選定('09.12)
④ 融合・極地探査の技術開発の推進	完了	<ul style="list-style-type: none"> ITER事業産業体招請の説明会開催(7.31、12.11など2回) 韓国産業体のITER機構の用役受注-総受注額:280万ユーロ KSTAR目標性能の超過達成(プラズマ電流320kA、維持時3.6秒)

□国際科学ビジネスベルト推進

実践課題	履行状況	措置内容及び日時
① 法的・制度的基盤の構築	一部遅延	<ul style="list-style-type: none"> 特別法の国会提出('09.2)、教科委員会の法案所為繋留中
② 国際科学ビジネスベルト造成の準備	完了	<ul style="list-style-type: none"> 科学ベルトの国家地域発展関連セミナー('09.7) 立地計量的評価の完了('09.9)

出 典 一 覧

教育関連機関の教育情報公示制運営法案に関する研究

오세희 『교육관련기관의 교육정보공시제도 운영방안 연구』

KICE(한국교육과정 평가원)PRI2009-2、2009년.

<http://www.kice.re.kr>

李明博政府の科学技術基本計画（577 戦略）「2010 年度施行計画」

「이명박정부의 과학기술기본계획(577 전략)」

2010년도 기본계획

http://www.mest.go.kr/ms_kor/inform/info_data/sciti/1238507_8478.jsp

・教育科学技術先進化世界一流国家跳躍

교육과학기술 선진화로 세계 일류 국가 도약

<http://mest.korea.kr/gonews/branch.do?act=detailView&dataId=155415421&ionId=..>

韓国における教育情報開示及び科学技術政策に関する資料集

平成 22(2010)年 6 月発行

発行 国立教育政策研究所 国際研究・協力部
〒100-8951 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 (03) 3593-6175 FAX (03) 3593-6202

印刷 チヨダクレス 株式会社



リサイクル素材

この包装は、印刷用紙の裏へ
リサイクルできます。